
東日本大震災における 東京都復興支援の軌跡

～ 風化させない 未来につなぐ～

令和5年3月



東京都

『東日本大震災における東京都復興支援の軌跡 ～ 風化させない 未来につなぐ ～』の発刊にあたって



平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、12年が経過しました。岩手、宮城、福島をはじめ広範囲に甚大な被害をもたらした未曾有の大震災の発生直後から、東京都は警察・消防職員を含め、延べ3万人を超える職員を被災地に派遣しました。本格的な復興期に入ってから、被災地のニーズに応じて技術系・事務系職員を派遣し、1日も早い復旧・復興を後押ししてきました。年月の経過で、人々の震災の記憶が薄れていくことを防ぐため、被災各県と共に風化防止イベントを開催するなどの取組も展開しております。

一昨年開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、復興の象徴として、福島県のJヴィレッジからオリンピック聖火リレーがスタートしました。被災地ではサッカー、野球・ソフトボールといった競技が実施されています。オリンピック聖火リレー到着式などでは、福島産ひまわりや岩手の大漁旗、宮城の七夕飾りなど、ゆかりの品が会場を彩り、被災地の想いを世界中に発信することができました。

被災地の皆さまの懸命なご努力のもと、復興は着実に進展しています。

地震・津波の被災地域である岩手県、宮城県は、道路や河川等のインフラ整備や住まいの再建が概ね完了するなど、復興は総仕上げの段階にあります。

原子力災害に見舞われた福島県では、除染等の進捗により避難指示等区域が縮小し、令和4年8月末には福島県内全ての市町村で居住可能になりました。まさに復興・再生が本格的に始まりました。

しかしながら、依然として、被災者の心のケアやコミュニティ形成、農林水産や観光などの風評被害払拭など、多くの困難な課題も残っています。東京都は、今後も被災地に寄り添いながら、復興の後押しとなる取組を進めてまいります。

震災から10年以上が経過したことを踏まえ、この度、発災直後から今日に至る東京都の復興支援の取組をまとめた本誌を発刊しました。今年は、関東大震災から100年という節目の年でもあります。支援活動に携わった一人ひとりの職員が得た貴重な経験や教訓を広く共有することで、東京をより強靱な都市へと高め、いつ起こるともしれない首都直下地震等の対応への参考にもしてまいります。

都民の皆さまには、未だ復興途上にある被災地に、引き続き想いを馳せていただきたく存じます。

令和5年3月

東京都知事

小池百合子

東日本大震災における 東京都復興支援の軌跡

～ 風化させない 未来につなぐ～



国営追悼・祈念施設、東日本大震災津波伝承館 及び 道の駅「高田松原」

提供：東日本大震災津波伝承館～いわてTSUNSMIメモリアル～

巻頭言 東京都知事 小池百合子

第1章 東日本大震災の概要と被災地の現況

第1節 東日本大震災の概要	2
1 地震の概要	2
2 津波の概要	3
3 原子力災害の概要	4
第2節 被災3県へのインタビューとデータで見る復興状況	5
岩手県インタビュー	6
【岩手県の復興状況】	11
宮城県インタビュー	14
【宮城県の復興状況】	20
福島県インタビュー	23
【福島県の復興状況】	28

第2章 発災後の東京都の対応

第1節 被災地支援現地事務所の設置	35
1 現地事務所の設置に至る背景	35
2 活動内容	35
(1)設置直後の取組	35
(2)職員の短期派遣に係る調整	35
(3)職員の中長期派遣に係る調整	36
(4)中長期派遣職員のメンタルケア	36
第2節 人的支援（発災初期）	37
1 人命救出救助活動等の支援	37
(1)広域緊急援助隊（警備部隊）及び特別警備部隊の派遣	37
(2)広域緊急援助隊（交通部隊）及び特別交通部隊の派遣	38
(3)広域緊急援助隊（刑事部隊）の派遣	38
(4)航空隊による被災地支援活動	39
(5)原子力発電所対策及び被災地支援活動	39
(6)被災地における治安維持活動	41
(7)被災地への特別派遣（行方不明者の捜索・治安維持）	41
(8)福島県警察への医療班応援派遣	42
(9)被災者支援部隊「警視庁きずな隊」の派遣	42
(10)緊急消防援助隊（陸上部隊、航空隊等）の派遣	43
(11)原子力発電所事故への対応	45
(12)福島県自主避難支援	46

2 医療等支援（東京 DMAT・医療救護班・医療支援職員等の派遣及び輸送）	47
(1)東京 DMAT の派遣	47
(2)医療救護班の派遣	48
(3)医療支援職員の派遣	49
(4)検案医の派遣	49
(5)医療救護班、医薬品及び機材の輸送	50
(6)保健師チームの派遣	50
(7)こころのケアチームの派遣	51
(8)児童相談所職員の派遣	52
(9)薬剤師班の派遣	52
(10)スクールカウンセラー・臨床心理士等の派遣	53
(11)介護職員の派遣	53
(12)福祉職員の派遣	54
3 緊急復旧支援	54
(1)水道事業技術者の派遣	54
(2)下水道事業技術者の派遣	55
(3)仮設住宅建設協力職員の派遣	56
(4)被災宅地危険度判定士の派遣	56
(5)学校再開支援	57
(6)被災地避難所運営等支援	58
(7)学校施設等の応急危険度判定調査等	59
(8)被災建築物応急危険度判定	59
4 その他の人的支援	60
(1)災害廃棄物（生活ごみ）処理支援	60
(2)都民ボランティアの派遣	61
第3節 人的支援（応急対策期）	62
1 医療等支援	62
(1)公衆衛生チームの派遣	62
(2)動物保護班の派遣	62
(3)手話通訳者の派遣	63
(4)介護保険事務支援職員の派遣	64
2 その他の人的支援	64
(1)選挙事務支援職員の派遣	64
(2)警視庁警察官の特別出向	65
(3)消防職員の応援派遣（双葉地方広域市町村圏組合）	66
第4節 被災地への物的支援、火葬協力、がれきの受入れ	67
1 物的支援	67
(1)救援物資の調達	67
(2)義援物資の受付及び搬送	67
(3)庁有車の譲渡	68
2 犠牲者の火葬支援	69
(1)背景	69
(2)実績	69

3 災害廃棄物（がれき）の受入れ	70
(1)背景・経緯	70
(2)実績	71
第5節 発災直後の都内避難者支援	73
1 避難所の提供	73
(1)概要	73
(2)実績	73
2 児童・生徒の受入れと心のケア	73
(1)概要	73
(2)実績	74
3 透析患者の受入れ	74
(1)概要	74
(2)実績	75

第3章 被災自治体への職員派遣

第1節 岩手県への職員派遣	78
1 道路・河川等	78
(1)沿岸広域振興局 土木部（平成23年度～令和2年度）	78
2 港湾・漁港施設	82
(1)沿岸広域振興局 水産部 宮古水産振興センター（平成23年度～平成24年度）	82
(2)沿岸広域振興局 土木部 岩泉土木センター（平成23年度～平成24年度）	83
(3)沿岸広域振興局 水産部（平成31年度～令和2年度）	85
3 水道事業	86
(1)環境生活部 県民くらしの安全課（平成23年度～）	86
4 復興計画等	89
(1)概要	89
(2)取組実績	89
5 区画整理	91
(1)県土整備部 都市計画課（平成23年度～令和3年度）	91
6 用地取得	94
(1)概要	94
(2)取組実績	94
7 産業再生	95
(1)概要	95
(2)取組実績	96
8 医療・福祉等	98
(1)概要	98
(2)取組実績	98
9 廃棄物処理	99
(1)概要	99

10 税務・家屋評価業務等	100
(1)概要	100
(2)取組実績	100
11 その他	100

第2節 宮城県及び県内市への職員派遣 101

1 道路・河川等	101
(1)土木部 気仙沼土木事務所（平成23年度～令和3年度）	101
(2)土木部 東部土木事務所（令和2年度～令和3年度）	105
2 港湾・漁港施設	106
(1)土木部 仙台塩釜港湾事務所（平成23年度～令和2年度）	106
(2)東部地方振興事務所 水産漁港部（平成23年度）	109
(3)農林水産部 漁港復興推進室（平成23年度～令和3年度）	110
3 農地・農業用施設	112
(1)仙台地方振興事務所 農業農村整備部（平成24年度～平成27年度）	112
4 下水道事業	114
(1)土木部 中南部下水道事務所（平成23年度～平成24年度）	114
5 用地取得	116
(1)概要	116
(2)取組実績	117
6 産業再生	119
(1)概要	119
(2)取組実績	119
7 災害公営住宅	119
(1)土木部 復興住宅整備室（平成23年度～平成27年度）	119
8 公共建築物	121
(1)土木部 営繕課・設備課（平成23年度～平成24年度）	121
9 工事経理事務	123
(1)概要	123
(2)取組実績	123
10 公衆衛生等	124
(1)概要	124
11 仙台市	125
(1)下水道事業の災害復旧支援	125
(2)区画整理関係業務の災害復旧支援	126
(3)行政事務の支援	128
12 気仙沼市	129
(1)区画整理関係業務の災害復旧支援	129
13 石巻市	130
(1)下水道事業の災害復旧支援	130
(2)税務・家屋評価業務	133
14 塩竈市	134
(1)水道事業の災害復旧支援	134

第3節 福島県への職員派遣	137
1 放射線対策等	137
(1)概要	137
(2)取組実績	138
2 道路・河川	143
(1)概要	143
(2)主な成果	143
3 港湾施設	147
(1)概要	147
(2)主な成果	147
4 治山事業	150
(1)概要	150
(2)主な成果	151
5 水道事業	153
(1)概要	153
(2)主な成果	153
6 復興計画等	154
(1)概要	154
(2)取組実績	156
7 用地取得	157
(1)概要	157
(2)取組実績	157
8 産業再生等	159
(1)概要	159
(2)取組実績	159
9 住宅関連事業	164
(1)概要	164
(2)主な成果	165
10 公共建築物整備	166
(1)概要	166
(2)主な成果	166
11 医療復興等	167
(1)概要	167
(2)取組実績	168
12 看護事業	169
(1)概要	169
(2)取組実績	170
13 避難者支援	171
(1)概要	171
(2)取組実績	171
14 遺児・孤児支援	173
(1)概要	173
(2)取組実績	173

第4章 被災自治体（市町村）への任期付職員派遣

第1節 任期付職員の採用・派遣	176
1 背景	176
2 内容	176
3 実績	176
4 課題	177
第2節 岩手県内市町村	178
1 大船渡市	178
2 大槌町	178
3 野田村	179
4 陸前高田市	180
第3節 宮城県内市町	181
1 気仙沼市	181
2 南三陸町	181
3 山元町	182
第4節 福島県内市町村	183
1 いわき市	183
2 鏡石町	184
3 古殿町	186
4 広野町	186
5 檜葉町	188
6 浪江町	188
7 飯舘村	190

第5章 都内避難者の支援

第1節 住まいと生活の支援	192
1 応急仮設住宅の提供	192
(1)概要	192
(2)都における応急仮設住宅提供に至る経緯	192
2 給付・減免等事業	197
(1)総務局	197
(2)主税局	197
(3)生活文化スポーツ局	197
(4)福祉保健局	198
(5)交通局	198
(6)水道局	199
(7)下水道局	199
(8)教育庁	199

(9)警視庁	200
3 就労支援	200
(1)緊急就職支援事業（旧「震災に伴う被災者向け緊急就職支援事業」）	200
(2)その他の就労支援事業	200
第2節 心のケアや悩み事相談	202
1 避難者の孤立化防止	202
(1)概要	202
(2)取組実績・成果	202
(3)課題	203
2 相談窓口等の設置	204
(1)相談窓口の設置（平成23年度～平成27年4月）	204
(2)相談拠点の運営（平成27年5月～現在）	204
3 都内避難者アンケート等の実施	206
(1)概要	206
(2)設問方式アンケート（平成23年度～30年度実施）の結果（概要）	206
4 ふくしま避難者交流会の実施	210
(1)概要	210
(2)開催実績	210
5 「ふるさと復興の今が分かるツアー」の実施	212
(1)概要	212
(2)実績	213
第3節 避難者への情報提供	214
1 定期便の郵送	214
2 都内避難者情報コーナーの設置	216
3 ホームページの運営	217
第4節 避難者数の管理	218
1 避難者受入人数調査（復興庁調査）	218
(1)概要	218
(2)都内避難者数の推移	218
2 「全国避難者情報システム」の運用における区市町村等との連絡調整	219
3 避難者数の管理における課題	219
第5節 関係機関との連携	221
1 各種会議の主催	221
(1)都内避難者相談拠点情報共有会議	221
(2)都内区市町村避難者支援及び福祉・保健担当者連絡会	221
(3)各局等連絡会	221
2 関係機関が実施する避難者支援事業への協力	222
(1)広域避難者支援連絡会 in 東京	222
(2)さわやか福祉財団	222
(3)避難先自治体（都内区市町村）等	223
(4)避難元自治体等	223

第6章 多様な被災地支援

第1節 東日本大震災風化防止イベント	226
1 事業概要	226
2 開始当初から現在までの取組実績	226
(1)これまでの開催状況（平成28年度以降）	226
(2)令和3年度の状況	227
第2節 ふくしま⇄東京キャンペーン	230
1 ふくしま⇄東京キャンペーン	230
(1)内容	230
(2)主なイベントの取組実績	231
2 復興応援ランチ	231
第3節 福島産直市・東北3県ふるさと市	232
1 事業概要	232
2 開始当初から現在までの取組実績	232
(1)福島産直市（平成24年度～令和元年度）	232
(2)東北3県ふるさと市（令和4年度～）	233
第4節 風評払拭に向けた被災3県の様々な取組	234
1 福島県東京事務所	234
2 宮城県東京事務所	235
3 岩手県東京事務所	235
第5節 ヘブンアーティスト被災地派遣事業	236
1 事業概要	236
2 開始当初から現在までの取組実績	236
第6節 「道で咲かせよう東北の花」プロジェクト	238
1 事業概要	238
2 開始当初から現在までの取組実績	238
3 広報活動	239
第7節 水素エネルギー活用促進に向けた連携（東京都・福島県・ 産業技術総合研究所・東京都環境公社による四者協定）	244
1 事業概要	244
(1)目的	244
(2)具体的な連携・協力内容	244
2 開始当初から現在までの取組実績	244
(1)共同研究の実施	244
(2)福島県内の産業フェアにおける四者協定の取組の紹介	244
(3)福島の子供たちを東京スイソミルに招待！	245
(4)イベントにおける活用	245
(5)「水素エネルギーって何だろう？」	245
(6)東京2020大会時における活用	245

第8節 被災地応援ツアー	246
1 事業概要	246
(1)ツアー参加資格者	246
(2)被災地応援ツアー概要（平成24年度以降）	246
(3)割引の内容	246
2 開始当初から現在までの実施規模	246
第9節 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 開催に伴う取組	247
1 未来（あした）への道1000km縦断リレー	247
(1)事業概要	247
(2)開始当初からの取組実績	248
2 東京2020オリンピック聖火リレー到着式等	248
(1)オリンピック聖火リレー到着式及びパラリンピック聖火リレー都内集火式 （令和3年度）	248
(2)被災地ゆかりの品々の展示	249
(3)東京2020オリンピック・パラリンピック1周年記念セレモニー（令和4年度） 249	
第10節 スポーツを通じた被災地交流事業	250
1 事業概要	250
(1)アスリート派遣事業	250
(2)スポーツ交流事業	250
(3)スポーツ観戦招待事業	250
(4)東京マラソン（10kmの部）高校生招待事業	250
(5)東京2020大会被災地交流事業	251
(6)スポーツを通じた被災地交流事業	251
2 開始当初から現在までの取組実績	251
第11節 被災地への主なプロジェクト支援事業一覧 （令和4年度時点）	252

第7章 東日本大震災以外の災害への職員派遣

第1節 熊本地震（平成28年）	256
1 道路・河川等（熊本県）	256
(1)阿蘇地域振興局 土木部（平成28年度～平成30年度）	256
2 区画整理（熊本県）	258
(1)県央広域本部 土木部 益城復興事務所 区画整理工務課（平成30年度～）	258
3 産業再生等（熊本県）	260
(1)概要	260
(2)取組実績	260
4 公共土木施設（熊本県）	261

(1)土木部 河川港湾局 河川課 防災班	261
第2節 九州北部豪雨（平成29年）	263
1 治山・林道事業（福岡県）	263
(1)朝倉農林事務所 森林土木課	263
第3節 西日本豪雨（平成30年）	265
1 道路・河川等（愛媛県）	265
(1)南予地方局 大洲土木事務所 河川港湾課	265
2 グループ補助金事務等（愛媛県）	266
(1)概要	266
(2)取組実績	267
第4節 北海道胆振東部地震（平成30年）	268
1 道路・河川等（北海道）	268
(1)胆振総合振興局 室蘭建設管理部 苫小牧出張所（平成31年度～令和2年度）	268
第5節 東日本台風（令和元年）	270
1 用地取得（岩手県）	270
(1)概要	270
(2)取組実績	270
2 経理事務等（宮城県）	271
(1)概要	271
(2)取組実績	271
3 下水道事業（福島県）	272
(1)概要	272
(2)取組実績	272
4 産業再生等（栃木県）	273
(1)概要	273
(2)取組実績	274
5 道路・河川等（神奈川県相模原市）	275
第6節 令和2年7月豪雨	276
1 道路・河川等（熊本県）	276
(1)県南広域本部 芦北地域振興局 土木部（令和2年度～令和4年度）	276

第1章

東日本大震災の概要と被災地の現況



岩手県大船渡市内（発災後1か月）

第1節 東日本大震災の概要

第2節 被災3県へのインタビューとデータで見る復興状況

第1節 東日本大震災の概要

1 地震の概要

平成23年（2011年）3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島東南東130km付近、深さ24kmを震源とするマグニチュード（M）9.0の地震が発生し、気象庁はこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名するとともに、政府はこの地震及びこれに伴う原子力発電所事故による災害の名称を「東日本大震災」とすることを閣議決定した。

この地震は大正12年（1923年）の関東大震災のM7.9、昭和8年（1933年）の昭和三陸地震のM8.1などを上回る日本国内観測史上最大のものとなり、アメリカ地質調査所の記録によれば、1900年以降、世界で4番目の規模の地震とされている。本震による震度は、宮城県北部の栗原市で最大震度7が観測された他、宮城県、福島県、茨城県、栃木県などでは震度6強を観測。北海道から九州地方にかけて、震度6弱から震度1の揺れが観測された。

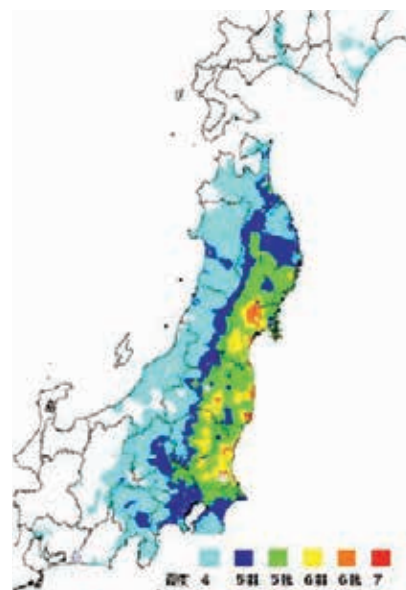
また、その後も強い揺れを伴う余震が多数あり、気象庁によると、4月7日に宮城県沖を震源として発生した震度6強の余震をはじめ、5月31日までに、最大震度6強が2回、最大震度6弱が2回、最大震度5強が6回、最大震度5弱が23回、最大震度4が135回観測された。

東日本大震災の概要

発生日時	2011年3月11日14時46分頃
震源	三陸沖（北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島東南東130km付近）
マグニチュード	9.0
震度	震度7 宮城県北部 震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部 震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸東部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県東部、千葉県北西部
死者	19,759名（岩手5,145名、宮城10,568名、福島3,931名） ※震災関連死を含む
行方不明者	2,553名（岩手1,110名、宮城1,215名、福島224名）
住宅被害（全壊）	全壊122,006棟（岩手19,508棟、宮城83,005棟、福島15,435棟）
災害救助法の適用	241市区町村（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県）

出典：「復興の現状と今後の取組」（令和4年8月）復興庁

震度分布図



出典：「復興の現状と今後の取組」
令和4年8月 復興庁

大量の帰宅困難者、液状化現象

首都圏においては、震度5強が観測され、交通機関が不通となったため、大量の帰宅困難者が発生する事態となり、徒歩で帰宅しようとする人々で歩道は大混雑した。帰宅できなかった多くの人々が勤務先や駅周辺等で一夜を明かし、約9万4千人が都の関係施設や都立学校、区市町の一時受け入れ施設を利用した。

また、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県の広い範囲で液状化現象が発生し、マンホールが持ち上がるほどの砂の噴出、家屋や電信柱などの傾斜や沈下、水道、電気、ガスといったライフラインの一時停止などの被害が生じた。



液状化現象（千葉県浦安市）
出典：内閣府ホームページ

2 津波の概要

東北地方太平洋沖地震により、太平洋沿岸部の各地を襲った津波の高さは、福島県相馬市で9.3m以上、岩手県宮古市で8.5m以上、宮城県石巻市で8.6m以上などが観測されたほか、宮城県女川漁港では14.8mの津波痕跡も確認（港湾空港技術研究所）された。

国土地理院によると、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県における浸水範囲は、山手線内側の約9倍の面積に相当する561km²に及んだとされている。また、陸地の斜面を駆け上がった津波の高さ（遡上高）では、全国津波合同調査グループによると、国内観測史上最大となる40.5mが観測された。

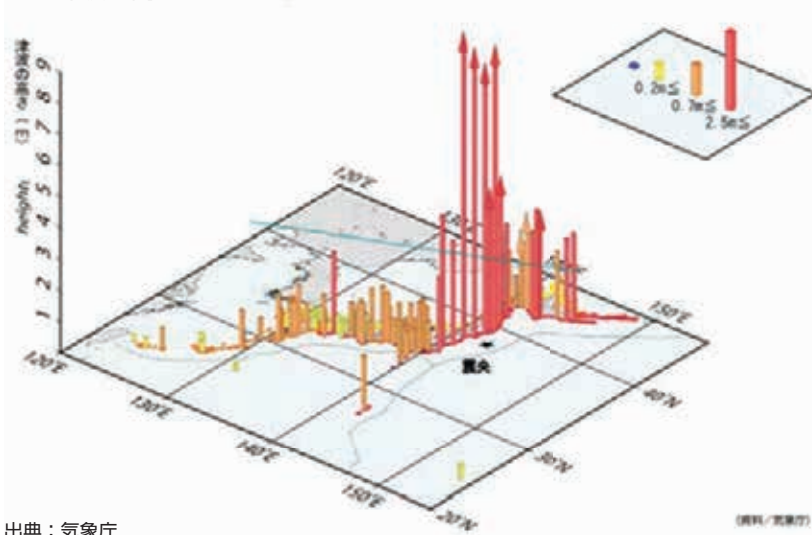


岩手県田老町
出典：内閣府ホームページ



岩手県陸前高田市
出典：岩手県ホームページ

津波の高さ



出典：気象庁

津波浸水範囲（岩手県～福島県）



資料：国土地理院

3 原子力災害の概要

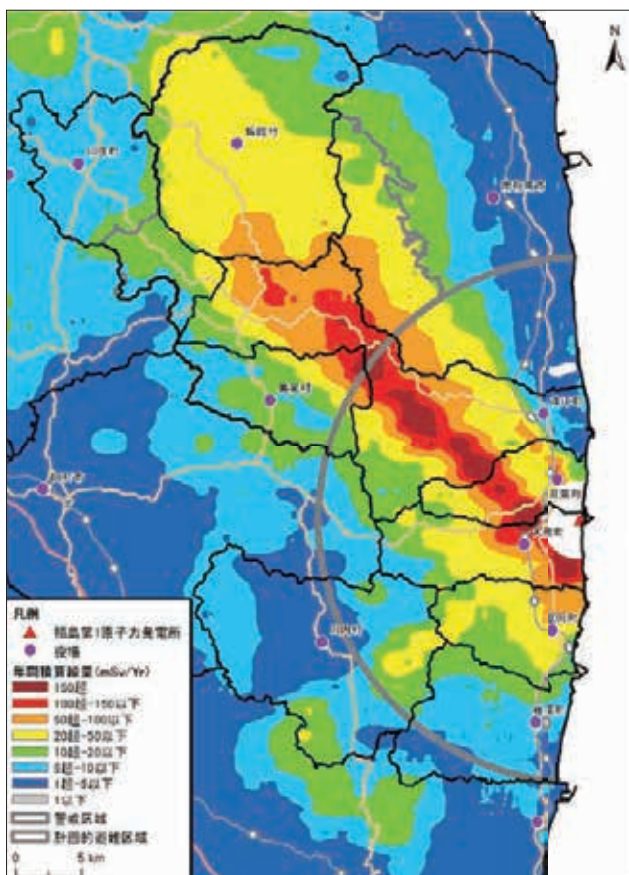
3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生により、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉6機のうち、運転中であった1号機から3号機までの全てが自動停止（4号機から6号機までは定期検査による運転停止中）し、全交流電源が喪失した。さらに、1号機及び2号機では非常用炉心冷却装置による注水が不能となり、3号機では原子炉冷却機能が喪失した。また、1号機から4号機までの使用済燃料プールの冷却も困難となった。

翌日以降には、1号機、3号機及び4号機において水素爆発と思われる爆発が発生し、発電所内施設の損傷に留まらず、放射性物質が外部へと放出される事態となった。このため、発電所から半径20km圏内の地域は、警戒区域として原則立ち入り禁止となり、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域に設定されるなどした。また、放射性物質は、福島県内だけでなく、東日本の広範囲に拡散し、放射能汚染の問題は、農林水産物の生産者等に甚大な被害をもたらすとともに、消費者の不安を招くなど、国民生活に深刻な影響を及ぼした。



(出典：東京電力)

放射線量分布（平成23年11月時点）



出典：内閣府「原子力白書 2019」

避難指示区域（平成23年4月時点）



出典：内閣府「原子力白書 2019」

第2節 被災3県へのインタビューとデータで見る復興状況

東京は、電力、食料、人材などの多くを東北の地域に支えられて、今日の発展にいたっている。

都は、震災発生後、直ちに職員を被災地に派遣したことをはじめ、都内への避難者に対する支援や、風評払拭・風化防止のイベントなどを継続して実施してきた。

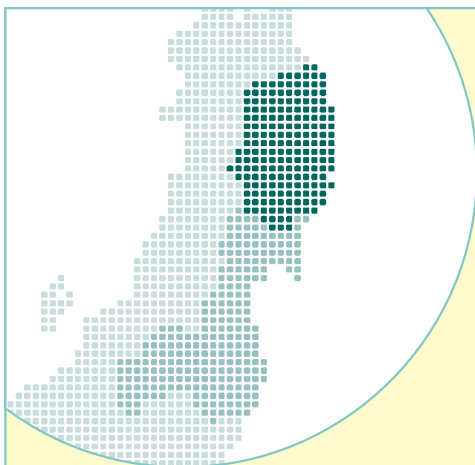
今回、本誌の作成にあたり、これまで都が実施してきた復興支援の取組について、どのように受け止めているか、また、これらの取組がどのように復興の一助になったか、震災を経験した立場として伝えたいことなど、岩手県、宮城県及び福島県の幹部職員にお話を伺った。

各県の現在の復興状況とあわせて、以下に紹介する。

岩手
IWATE

宮城
MIYAGI

福島
FUKUSHIMA



岩手県インタビュー

お話を伺った方	復興防災部長 佐藤 隆浩 様
	復興防災部副部長 兼 復興危機管理室長 大畑 光宏 様
日 時	令和4年11月25日
場 所	岩手県庁

1 復興状況について

——震災後11年8か月が過ぎ、道路、河川、港湾施設などのハード面を中心とした復興は大幅に進んだことと思います。現段階の貴県の復興状況全般についてお聞かせください。

はじめに、東京都には、震災後、長きにわたり貴重な職員の方々を岩手県に派遣していただき、改めて感謝申し上げます。

現在、岩手県では、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる「よりよい復興～4本の柱」に基づき、復興の取組を進めています。例えば、一つの柱である「安全の確保」では、復興道路が全線開通し、海岸保全施設も計画された事業は今年度中に概ね完成する予定です。

また、「暮らしの再建」では、災害公営住宅の整備が完了し、応急仮設住宅の全ての入居者が恒久的な住宅に移行済みであり、各種の復興の取組は着実に進捗している状況です。

一方で、土地区画整理事業により市町村が買い取った移転元地の利活用、あるいは被災者の心のケア等、引き続き取り組んでいかなければならない課題もあります。

県が設置した「こころのケアセンター」の相談件数は、震災後11年経過してもなお、年間7000件を超える多くの相談が寄せられており、引き続き、中長期的な被災者のケアが必要な状況です。



岩手県庁本庁舎

2 東京都による職員派遣の受入れについて

——これまで貴県の復興事業の推進にあたり、都からも様々な職員を派遣させていただきましたが、職員の受け入れにあたり、貴県としてお持ちになっていた、又は現在もお持ちになっている基本的な考えはありますか。また、他県から派遣職員が来ることに對し、受け入れ態勢はいかがでしたか。職員の受入れにあたり、難しかったこと、あるいはご配慮いただいたことはありますか。

震災直後、沿岸部では多くの方が亡くなり、街中にがれきが散乱していたような状況でした。陸前高田市や大槌町などでは、多数の職員も犠牲となり、市町村自体の行政機能も立ち行かない、こうし

た中で住民と対応しなくてはならない現場とすれば、仲間の職員が一体何人いるのか、頭数はいくらあっても足りないぐらいでしたので、数が大きな力になったと思います。

他県などとの間で人事交流の経験がない受入職場にとっては、一部では戸惑いがあったかもしれませんが、いかにして応援職員の方々を孤立させず、職場に馴染んで存分に力を発揮していただくか、そうした環境づくりは意識しました。また、職員同士の横のつながりも大事なので、たくさん職員を派遣していただいた際には、出身地域毎に二

人、三人の組み合わせで配置したりもしました。応援を受けた側では、精神的なケアも含め、派遣職員の方が抱える様々な悩みを聞くための面談等を速やかに実施しなければならなかったけれども、混乱している状況では、現場も十分に対応できなかった点があるかもしれません。

派遣職員の皆様には、慣れない土地や職場環境の中で前例のない復旧・復興業務を遂行していただくため、安心して業務に専念し、能力を十分に発揮していただけるよう、派遣職員を対象としたメンタルヘルスケア研修の実施や、冬道での運転に慣れていない職員のための冬道安全運転講習会の実施など、職員のフォローアップに努めてきました。

また、せっかく岩手にお越しいただいているので、仕事だけではなく、岩手のこと、三陸のことを知ってもらう研修会のようなことも各所属でやったり、メンタルヘルスケア研修会と組み合わせて、盛岡で知事と一緒にお酒を飲んでもらったということもありました。

——当初、派遣職員に対する県職員の受け止め方はいかがでしたか。その後、現在にかけて受け止め方に変化はありますか。

当初、派遣職員を受け入れたときは、もしかしたらお客様扱いをしていたこともあったかもしれません。ここまで頼んでいいだろうかとか。岩手県人の県民性かもしれませんが、遠慮するところもあったと思います。そのような中で、派遣職員の方が「私はこういうことができますよ」などと言ってきて、「じゃあこういうことをお願いします」となり、後任の方が派遣で来た時にも遠慮をしないようにしたなど、段々とそういう変化はありました。

——目に見える復興状況として、道路、河川、港湾などのハード面における整備があります。都の技術系職員も支援に携わりましたが、どのようにお役に立てたのでしょうか。このように働いてもらったなど、もし具体的なエピソードのようなものがあればあわせてお聞かせください。

ハード整備工事の推進に当たり、応援に来られたみなさんは赴任当初、聞き慣れない地域の方言や土地勘がない中での対応となり、苦慮されたと思いますが、市町村や地域住民などの関係者と粘り強く調整をいただき、確実に復興事業を進めていただきました。

最近まで職員を派遣いただいていた都市計画課では、復興まちづくりの主要事業である土地区画整理事業を担当していただき、全ての宅地造成が完成するなど、事業の推進に大きく寄与していただきました。



冬道安全運転講習会
磨耗したタイヤを履いた教習車に乗り、水を撒いた鉄板上で急ブレーキや急ハンドル体験

また、同様に近年まで職員を派遣していただいていた沿岸広域振興局土木部では、鷗住居川水門、片岸海岸防潮堤、甲子川水門などの復旧工事を担当していただき、今年度までに沿岸広域振興局本局管内において震災からの復旧・復興事業の多くを完了させることができるなど、こちらでも事業の推進に大きく寄与していただきました。東京都からの派遣職員がいなければ、こうした迅速な復旧・復興事業の進捗はなしえなかったものと認識しています。

——東京都は、迅速かつ効果的な支援を実施するため、貴県に現地事務所を設置し、都職員が貴県職員との緊密な情報交換等をさせていただきましたが、どのようにお役に立てましたでしょうか。

震災直後、平成23年3月中に、東京都には現地事務所を設置していただき、管理職員が常駐されましたが、これは、派遣職員のケアやフォローなどの点でも、本当に大きかったと思います。一人で慣れない東北に来て、住民と接しても方言のために言葉が通じず、非常につらい思いをされた派遣職員もいたかと思います。何が原因で困っているのか、我々も把握できていなかった中で、現地事務所の方には、派遣職員の方と直接面談をして悩みなどを聞き出していただき、その後に我々と調整をさせてもらいました。

また、現地事務所の方には、定期的に県庁舎に足を運んでいただき、様々な意見交換もしました。当時、行政機能が麻痺している市町村からは、待っていても情報があがってこない。支援ニーズがあっても、情報を整理して県や国に伝えることができていませんでした。この場合は、こちらからニーズを拾いに行かねばならない、これと同じことが県でも起きていたと思います。東京都の方からご提案も含め、様々なお話を対面でいただけたのは、非常に助かりました。そこまでやっていただけたらぜひ甘えさせてくださいみたいな形で、お世話になったケースも沢山あります。

——職員の派遣に関し、もう少しこのようにしてもらえるとよかったなど、都に対するご意見はありますか。もしあれば、都が職員を受け入れる立場になった場合の参考にさせていただきたく存じます。

職員派遣について、本県から東京都に対しての意見等は特にありません。むしろ、受入環境の不備など至らない点が多々あり、派遣職員の皆様には様々なご不便をおかけしたことと思います。大変な環境にあっても前向きに業務に取り組んでいただいたことに、改めて感謝を申し上げます。

ちなみに、ご参考までにお話すると、本県では、発災当初の派遣職員の受入に当たり、所属ごとの役割分担の整理が不十分であったことや、受入れスキームが未構築であったことなどから、一時、作業が混乱してしまったという反省を踏まえ、人的支援を含む応援スキームをまとめた「岩手県災害時受援応援計画」を平成26年度に策定しました。全国の自治体においても、同様の計画の策定を進め、迅速かつ円滑な災害対応を可能とする体制を構築することが必要なのかなと思います。

3 イベントを通じた風化防止等の支援

——都は、震災の風化防止や風評払拭に向け、「復興応援・復興フォーラム in 東京」等、貴県とタイアップしたイベントをはじめ、様々な取組を進めてきました。こうした都の取組が貴県の復興にどのようにお役に立てているか、ご意見をお聞かせください。

時間の経過とともに、被災地がマスコミに取り上げられる機会が減ってきているため、被災地から

の情報発信の機会自体が減っています。我々からすれば、何をアピールするにしても、やはり人口が一番多い首都圏の方々がターゲットになります。そうした意味では、青森、岩手、宮城、福島 の4県で毎年実施していた復興フォーラムに、途中から東京都にも共催いただいたことは、大変ありがたいと思っています。東京でどのようなアピール展開をすればいいのか、被災地にいる我々の目線と東京都の職員の方の目線では、当然違いが出てくる気がします。やはり東京都の目線を踏まえてイベント等を実施した方が、より大きな効果が期待できると思います。

また、岩手県は、東京や大阪、名古屋などで商談会やフェアなどを行っています。それはすでに関係性があるバイヤーを相手に岩手の企業の商品を紹介するという目的があります。今後、岩手の商品の新たな販路を構築していくとすれば、東京都にご協力いただき、都内の商工団体などを通じて、ぜひアピールする機会を作っていきたいと思っています。

4 都内避難者支援について

——貴県から都内への避難者は、東日本大震災後最大で約350人を数えましたが、現在は約120人まで減少してきています。震災後11年を経て、帰還あるいは避難先への定住などが進んできたということだと思いますが、この間の都における避難者支援の取組についてご意見をお聞かせください。

東京都には様々な施策を長期にわたり実施していただき、厚く御礼申し上げます。

不慣れな土地での生活を余儀なくされた本県避難者を温かく受け入れてくださり、震災で希望を奪われた方々が新たな生活の再建に向けて前向きに進むための力添えになったものと考えています。

避難者は徐々に減少していますが、今後も、帰郷を希望している方や支援が必要な方に対し、避難先の都道府県や被災元市町村等と連携しながら、必要な支援を実施することとしていますので、東京都においても引き続き御支援をお願いいたします。

5 震災記憶の伝承について

——東日本大震災から10年以上が経過し、人々の間で震災の記憶が薄れていくことが懸念されているとの声も聞かれます。震災を記憶として後世に伝えていくことについて、お聞かせください。

震災から10年以上も経つと、あの震災を経験していない人たちが、子どもたちがどんどん増えてきます。岩手をはじめとした三陸地方は津波の常襲地帯で、明治も昭和の時代も震災津波で何度も被害に遭っています。その度に復興してきましたが、今回は県内で5,000人を超える犠牲者を出しました。過去につらい経験をしたにもかかわらず、なぜ多くの犠牲者を出したのか。また津波は必ず起きると思いますが、同じ失敗を繰り返してはいけなく強く思っています。そうした意味では、あの時何が起きたのか、何がいけなかったのかなど、一人でも多くの人々に伝えていかなければなりません。以前より高い防潮堤が整備され、警報が出ても、津波はここまで来ないから大丈夫と安心して避難しない



東日本大震災津波伝承館
(いわてTSUNAMIメモリアル)

と、また同じ悲しみに遭います。特に地元の方々には、少しでも危険と感じたら常に避難するということを繰り返し言い続け、意識づけていかなくてはなりません。

岩手県でも、陸前高田市の東日本大震災津波伝承館（いわて TSUNAMI メモリアル）をはじめ、沿岸各地に震災伝承施設を整備しました。震災を経験していない職員にも言っていることですが、ぜひ全国の皆さんにも、こうした施設に足を運んでいただき、ご自分の目で見えて震災の恐ろしさを感じてほしいと思います。

6 今後の課題について

——東日本大震災から11年が経過し、この間、貴県が復興に向けた取組、努力を重ねてこられた中で、当初は想定していなかった新たな課題は何か現れましたか。もしあれば、今後の都の取組の参考にしたいと思いますので、お聞かせください。

避難したすべての住民に戻ってきてもらうという前提でまちづくりをしましたが、整備に時間がかかりすぎたためか、すでに避難先で住居を構えて生活が安定し、地元に戻りたい気持ちはあっても、今置かれた状況がそれを許さないという方が数多くいます。現地を見てもらえると分かりますが、区画整理した地区の空き地の活用が課題となっています。国全体としての問題でもあります。他の地域と比べても、被災地の人口減少は激しいものがあり、県として人口減少対策を柱として位置づけてはいるものの、有効な処方箋を書けていません。永遠の難問ではありますが、県として正面から向き合っていないといけないと思います。

また、戻ってきてくれた避難者の方たちのコミュニティ形成というか、地域の連帯感の構築という点は、新たな課題かと思います。その地域に元々住んでいた人たちがまとまって災害公営住宅に入ってくるわけではなく、いろいろな地域の方々、町内会の方々が入ってきます。新たなコミュニティの形成に先頭に立って動いてくれる方がいないとなかなか難しい。そういう意味で言うと、ハード面は着実に整備が進みましたが、その後に出てきた課題だと思います。

応急仮設住宅に避難者を受け入れる際に、同じ地域の方々をまとめて同じ住宅に入れて、そのまま災害公営住宅に入っていただくというようなことができればよかったのかとも思います。

震災当時の混乱もあり、それができなかったのが、現状をどのように改善していくか、住民の絆づくり、連帯感をつくっていくということが私たちに課せられた責務です。



釜石市 被災市街地復興土地区画整理事業
(鶴住居地区)

【岩手県の復興状況】

ア インフラの復興

◆復興道路等の整備

復興道路供用延長キロ数

供用中 359km

100%

災害に強い道路ネットワークを構築するため、三陸沿岸の縦軸及び内陸部と沿岸部を結ぶ高規格幹線道路等について「復興道路」として整備が進められ、令和3年12月の三陸沿岸道路の全線開通をもって完了した。

これら道路の整備完了は、移動時間の短縮、災害に強い道路の確保など、地域経済に大きな効果をもたらしている。



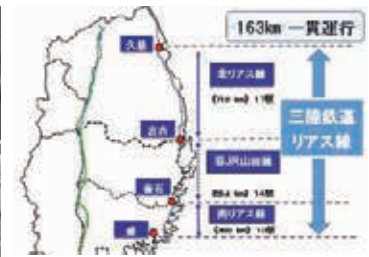
出典：岩手県「東日本大震災津波からの復興の取組状況について」

◆鉄道の復旧

三陸沿岸部を結ぶ南北リアス線（平成26年4月）及びJR山田線の復旧及び三陸鉄道リアス線への移管による開通（平成31年3月）



三陸鉄道運行再開祈念列車



※岩手県資料より

◆海岸保全施設の復旧・整備

復旧・整備箇所数

完了 134 箇所
(計画 142 箇所)

94.4%

令和4年3月31日現在

整備中 5.6%

被災した防潮堤等の海岸保全施設の復旧・整備にあたっては、津波、都市計画及び地震等の専門家で構成する技術専門委員会が設置され、各市町村の復興まちづくりの方向性を確認しながら、科学的・技術的な知見に基づき、防潮性の高さや配置が検討され、整備が進められている。

〈水門・陸閥自動閉鎖システム〉

東日本大震災により、水門・陸閥の閉鎖作業に関わる多くの操作員が犠牲になったことを踏まえ、災害に強い専用の衛星回線を使用し、安全かつ迅速・確実に水門・陸閥の閉鎖を自動で行うシステムの整備が進行中。



宮古港海岸（防潮堤新設）



小白浜海岸（防潮堤・水門高上げ）



大船渡市合足農地海岸 水門・陸閥自動閉鎖システム

イ 暮らしの再建

◆災害公営住宅の整備

完成 5,833 戸

100%

津波等により住宅を失った方への恒久的な住宅供給対策として、災害公営住宅の整備が行われ、令和2年12月までに計画戸数5,833戸が全て完成した。

ピーク時（平成23年10月）には、応急仮設住宅等の入居者数は43,738人を数えたが、令和3年3月には全員が退去を完了した。



災害公営住宅
(盛岡市 南青山アパート)



災害公営住宅
(陸前高田市 栃力沢住宅)

◆土地区画整理

完成 19 地区
4,911 区画

100%



土地区画整理事業（陸前高田市）



防災集団移転促進事業（大船渡市）

◆防災集団移転促進

完成 88 地区
2,090 区画

100%

復興まちづくり（面整備）事業（土地区画整理、防災集団移転促進、津波復興拠点整備、漁業集落防災機能強化）による宅地造成は、令和2年12月までに完了した。

ウ 産業の復興

◆産地魚市場水揚量

震災前3年同期平均値 169,627 t

令和3年度
82,920 t **48.9%**

壊滅的な被害を受けた水産業については、漁船や養殖施設等の復旧は概ね完了し、震災前の漁業・養殖業の生産基盤が復旧した一方、水揚げ量は5割弱にとどまっている。



音部漁港（宮古市）



釜石魚市場（釜石市）

漁船等の整備状況・種苗等の生産供給状況

区分	目標値	実績値	達成状況
漁船（累計）	6,693 隻	4,485 隻	96.9%
養殖施設（累計）	17,480 台	17,428 台	99.7%

◆農地の復興

津波被災農地の復旧面積

完了面積 542ha

100%



平成 23 年 3 月



平成 27 年 8 月

大船渡市吉浜地区

Ⅱ 震災記憶の伝承

◆東日本大震災津波伝承館

（愛称：いわて TSUNAMI メモリアル）

日本を代表する震災津波学習拠点として、自然災害に対する先人の英知に学び、東日本大震災津波の事実と教訓を世界中、未来へ伝えていくため、令和元年9月、東日本大震災津波伝承館（いわて TSUNAMI メモリアル）が陸前高田市の高田松原復興記念公園内に開館した。



東日本大震災津波伝承館及び国営追悼祈念施設

オ 復興の軌跡（出典：復興庁ホームページ「写真で見る復興」）

○釜石市片岸地区 防潮堤



平成 23 年 3 月



令和 2 年 3 月

○大船渡市 JR 大船渡駅周辺



平成 23 年 3 月



令和 2 年 10 月

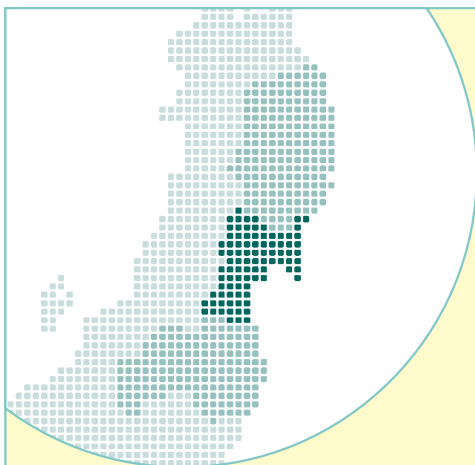
○宮古市 宿漁港海岸防潮堤



平成 23 年 3 月



令和 2 年 10 月



宮城県インタビュー

お話を伺った方	土木部長 千葉 衛 様
	復興・危機管理部理事 兼 危機管理監 兼 副部長 千葉 伸 様
	総務部副部長 北沢 康一 様
日 時	令和4年11月25日
場 所	宮城県庁

1 復興状況について

——震災後11年8か月が過ぎ、道路、河川、港湾施設などのハード面を中心とした復興は大幅に進んだことと思います。現段階の貴県の復興状況全般についてお聞かせください。

東京都をはじめ、全国の多くの方々にご支援いただき、こうした支援がなければ、復旧・復興事業が進まなかったと思っています。災害復旧事業で言えば、土木関係全体で2,296カ所あったところ、全体の99%、2,289カ所が終了(令和4年11月現在)し、残りも今年度中にほぼ終了する見込みとなりました。

気仙沼や石巻市の牡鹿半島など、津波被害を大きく受けた地域での整備がどうしても遅れがちでしたが、津波対策としての防潮堤、まちづくりとしての区画整理、災害公営住宅整備など、復興に向けて、ようやくここまで来たという実感です。

一方、被災した県民の心の傷は、10年経過したから癒えるものではありません。集団移転の結果として昔のコミュニティでなくなってしまったため、様々な問題も生じています。ハード整備は終了しても、心のケアとコミュニティの再生は、大きな課題となっています。

また、事業者については、以前と同じ生産・売上になかなか追いついていません。例えば、スーパーなどの小売店は、震災の影響で県内の事業者が納品できないという震災直後の苦しい時期を、他県の業者にご協力いただいたことで凌ぐことができたという背景がある中で、県内の事業者が復活したから関係を断ち切るということはできず、その結果として、県内事業者が以前の販路を回復できず苦労している状況なども見られます。

こうした課題については、中長期的に支援を継続していく必要があると思っています。



宮城県庁本庁舎

2 東京都による職員派遣の受入れについて

——これまで貴県の復興事業の推進にあたり、都からも様々な職員を派遣させていただきましたが、職員の受入れにあたり、貴県としてお持ちになっていた、又は現在もお持ちになっている基本的な考えはありますか。

当時、県は国の集中改革プラン（地方公共団体における行政改革の推進のための指針）を踏まえ、団塊世代の大量退職等に伴う人員削減を進めてきた状況の中で、あの震災が発生しました。そもそも職員が少なくなっている中での大災害で、全くマンパワーが足りない事態となりました。こうした時に、いち早く東京都をはじめ他の自治体から職員が応援に来ていただいたことは、感謝してもしきれません。

来ていただいた職員の方には、ぜひとも地元に戻った際に経験を還元してほしいとの思いから、例えば、グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）に係る事務など、可能な限り被災地特有の業務を経験していただくようにしました。



水産加工団地内新設道路
(令和3年9月 石巻市魚町)



大川災害復旧事業
(令和4年11月 気仙沼市)

——他県から派遣職員が来ることに對し、受け入れ態勢はいかがでしたか。職員の受入れにあたり、難しかったこと、あるいはご配慮いただいたことはありますか。

派遣職員の方々の中には、派遣元との仕事の進め方の違いなどから戸惑ったり、またストレスを抱えている方も多くいらっしゃり、こうしたストレス等の解消の一助になればとの思いから、メンタルヘルス研修や派遣職員同士の情報交換を目的とした研修会、さらには非常に大切なことだと思いますが、懇親会等も各職場で行いました。また、土木部においては、毎年、県幹部と派遣職員との意見交換の場を持ち、仕事や生活に関する改善の要望等を聞き取る等の対応をしてきました。

仕事については、基本的には、やはり本県のやり方に従っていただくよう、そこはご理解くださいと話をしています。ただ、受け入れる側としても、他県の仕事のやり方を聞くことは、刺激にもなりますし、大いに参考になる部分はありました。

なお、東京都には、発災後すぐに現地事務所を設けていただきましたが、こちらの職員の方が、知らない土地で業務に励む派遣職員をケアしてくれたことも、非常に大きかったと思います。

少し変わった話としては、東北特有の状況として、雪道での運転が欠かせないことから、県警本部

や自動車学校と調整し、冬季自動車運転講習会を行ったりもしました。

——目に見える復興状況として、道路、河川、港湾などのハード面における整備があります。都の技術系職員も支援に携わりましたが、どのようにお役に立てたのでしょうか。このように働いてもらったなど、もし具体的なエピソードのようなものがあればあわせてお聞かせください。

気仙沼の岩井崎地区という景勝地で防潮堤を整備した際のことで、地元の方々のご理解が不可欠であり、それこそひざ詰めでの意見交換が欠かせませんでした。そうした中、ある時、都からの派遣職員の方が、勤務時間外に手作りで防潮堤の模型を製作していました。本人に何をしているかと尋ねたら、「住民のご理解を得るためには、模型を作ってイメージを示したら分かりやすいのではないかと考えた」とのこと。組み合わせによって、3パターンぐらいに変化する工夫を凝らしており、これを住民説明会で示したら非常に効果的でした。本当に素晴らしかった思い出です。



岩井崎 防潮堤模型A案

また、用地業務において、都から派遣されたベテラン職員がいましたが、もともと用地部門の職員数が少なかった中で、豊富な知識・経験を持つこの方からは、随分と土地所有者との折衝において提案もいただき、大変助かりました。業務を通じて県の若手職員を育てていただいた、いわば都庁職員の方に県職員のOJTをしていただいたようなもので、県としても財産になっています。

——職員の派遣に関し、もう少しこのようにしてもらえるとよかったなど、都に対するご意見はありますか。

発災初期の段階では、派遣スパンは短期間でよかったのですが、復旧・復興のステージになると、少なくとも1年単位で業務に従事していただけるとありがたいと思います。

業務内容にもよりますが、ご存じのとおり、私有地の買収等の用地関連業務でいえば、地権者のところに足繁く通って信頼関係を築くことで、話を前に進めることができますし、工事を進めるにしても、地元住民からすれば、同じ担当者が継続して関わることで、腰を落着けた話し合いができるという方もいます。よりスムーズに仕事を進めるためにも、なるべく長期での派遣が望ましいと思います。

また、受入側としては、他県の職員の方に慣れない土地に来ていただいて、例えば3か月でこの仕事をやってくださいというのは、なかなかフォロー体制をうまく構築できなかったことなどもあり、大変申し訳なく感じていました。

3 イベントを通じた風化防止等の支援などについて

——都は、震災の風化防止や風評払拭に向け、「復興応援・復興フォーラム in 東京」等、貴県とタイアップしたイベントをはじめ、様々な取組を進めてきました。こうした都の取組が貴県の復興にどのようにお役に立てているか、ご意見をお聞かせください。

本当に長きにわたり、様々な場面で被災地の情報を発信していただき、感謝しております。被災3県の10年目の状況のVR映像を制作し、都民の皆さんに広く発信していただくなど、我々が首都圏において発信する能力をあまり持ち合わせていませんので、東京都にやっていただくことは、本当にありがたいと思っています。発災直後は、被災地の大変さについて皆さんのご理解を得やすいですが、時間が経つにつれて、見方も変わってくることもあります。フォーラムイベントに東京都にも入っていただいたことは、復興に取り組む上で大きな力になりました。

震災の記憶の風化防止や風評払拭の取組は、まだまだやり続けなければなりません。多くの人に知っていただくという意味では、イベント開催は有効な手段であると認識しています。東京2020大会の時期には、宮城県の食材を使ったランチなども都庁で提供されたようですね。ぜひとも継続的に実施していただきたいものです。

4 都内避難者支援について

——貴県から都内への避難者は、東日本大震災後最大で約1,000余人を数えましたが、現在は約400人まで減少してきています。震災後11年を経て、帰還あるいは避難先への定住などが進んできたということだと思いますが、この間の都における避難者支援の取組についてご意見をお聞かせください。

宮城県から避難した住民については、東京都にも発災初期から多くの方を受け入れてもらうとともに、住宅の確保や就労支援など、様々なサポートをしていただき大変感謝しています。

ただ、10年も経過すると、ご家族の進学や就職などの関係で、東京に馴染んでしまう方も多くいます。これは仕方がないことだと理解する一方、地元自治体からすれば、10年が経過して、沿岸部の人口がこれほど減少するとは想像できませんでした。高台移転をして津波は当分大丈夫という立派なまちを作りましたが、避難した方も戻ってこない、子供たちも成長して都会を目指していきます。多くの人が集まるまちづくりを目指してきましたが、現実はそうっていない、これが沿岸市町の切実な悩みです。

5 震災記憶の伝承について

——東日本大震災から10年以上が経過し、人々の間で震災の記憶が薄れていくことが懸念されているとの声も聞かれます。震災を記憶として後世に伝えていくことについて、お聞かせください。

宮城県は1万人の方が亡くなった最大の被災県です。その死を無駄にしないために、様々な伝承活動をやっていますが、やはり10年が経つと、どうしても人々の心から忘れられることがあります。県民の中にも、もう話をしたくないという方もいらっしゃいますが、今後も大規模な地震の発生が予想されており、我々は津波による被害をしっかりと伝えていかなければなりません。そのため、県内各地に伝



宮城県への教育旅行

承施設や震災遺構を作りました。ただ、こうした施設の維持管理は各市町村が行うこととなりますが、どうしてもそれなりの資金が必要になってきます。やめてしまえば、一瞬にして災害の記憶が消えてしまいますので、その点を危惧しております。

また、あの悲しみを繰り返さないために、被災した人自らが使命感を持って語り部としてご尽力いただいておりますが、実際に津波を経験していない次世代の担い手の育成が難しい課題となってきています。一代限りで終わってしまい、語り継ぐことがなくなれば、昔と同じように、また危ないところに住んでしまうとか、すぐに避難できないことにもつながります。県内は当然として、全国、全世界に発信し続けていかなければならない、これは我々の義務と考えています。最近では、震災に関心を持って、教育旅行で宮城県を選択していただく学校も増えていますが、もっと多くの方々に現地に足を運んでいただき、学びの場としてご活用いただければありがたいと思います。

6 今後の課題について

——東日本大震災から11年が経過し、この間、貴県が復興に向けた取組、努力を重ねてこられた中で、当初は想定していなかった新たな課題は何か現れましたか。もしあれば、今後の都の取組の参考にしたいと思いますので、お聞かせください。

復興が進んできた中で見えてくる課題もあります。区画整理や防災集団移転など、被災者の意向を確認しながらやってきましたが、まちづくりには時間がかかるため、10年が経過してようやく完成した時には、被災者の方々も高齢化して事業再建の気力が失われるなど、皆さんの考えも変わってきます。その結果、例えば気仙沼市では整備した土地の約半分が未利用地として残ってしまっています。結果論かもしれませんが、10年も経ってしまうと、被災者の想いとまちづくりがずれてきてしまう、こうしたことが現実として起こっています。

まちづくりは行政側の思いだけで進めることはできません。そこに住んでいた住民の方々の想いや合意、技術的なことについては専門家の知見、また財源となる補助金の入れ方など、様々な事象を総合的に調整していく必要があります。つくったまちに人々が帰ってきてくれるように丁寧にやっていく。結果として時が経過し、ずれがでてくる。各市町村も苦しい中、ここまでやり遂げてきたというところだと思います。人口も関係者も多い東京が同じ状況になった場合、調整はかなり困難を極めるのではと想像します。

最後になりますが、東京都においても首都直下地震などの大規模災害の発生が危惧されています。東日本大震災を機に、住民一人一人の防災意識は高まったと思いますし、防潮堤の整備など、行政機関を中心とした防災対策や、ソフトとハードの対策を組み合わせる「減災」の取組は、震災前よりも格段に進められていると思いますので、この点は本県での教訓を生かしていただき、今後も取組を進めていくことが必要だと思います。

さらに言うと、大規模災害からの復興は、短期的にも中長期的にも時間との勝負です。短期的には復興計画の策定、中長期的には住民との合意形成や予算の確保、各復興事業の取組です。宮城県は発



BRT 南気仙沼駅周辺
(気仙沼市ホームページより)

災後緊急的に部局横断型のワーキングチームを設置し、1ヶ月後の4月11日に「宮城県震災復興基本方針（素案）」を策定・公表しました。この時点で「復旧にとどまらない抜本的な再構築」という本県の復興の基本的な考え方を外部に示しています。

首都機能を有する東京都の場合、地方都市とは異なる課題や調整先が非常に多いと思います。

大規模災害発生時の復興の基本的な考え方や、復興計画策定までの基本的な段取り、計画公表までの意思決定のあり方など、平時から想定できる準備は多くあると思いますので、様々なことを事前に想定して、可能な限り万全な体制で有事に備えていくことが必要だと思います。

そのために、本県の復旧・復興の経験が少しでもお役に立つことが出来たら幸いです。

【宮城県の復興状況】

ア インフラの復興

◆復興道路等の整備

復興道路（三陸沿岸道）供用延長キロ数

供用中 126.8 km（県内） **100%**

宮城県内では、沿岸部の南北軸である三陸沿岸道が「復興道路」として、また県北部の東西軸であるみやぎ県北高速幹線道路が「復興支援道路」として整備が進められ、両道路ともに令和3年12月に全線開通した。

これら道路の整備完了は、沿岸部への移動の利便性を向上させ、被災地の復興の加速化に大きく寄与している。



（出典）復興庁「宮城県の復興の現状」（令和3年3月）

◆鉄道の復旧

県内鉄道全線
運行再開延長 約 456.0 m **100%**

甚大な被害を受けた一部路線は、令和3年2月にBRTとして復旧（気仙沼線、大船渡線）。



※国土交通省資料より



※宮城県資料より

◆海岸保全施設（防潮堤）の復旧・整備

完了 226.0km
(計画 232.8km) **97.0%**

令和4年10月現在

整備中 **3.0%**

県内の海岸線延長約830kmのうち約28%に相当する232.8kmについて、海岸堤防（防潮堤）の整備を進めており、従来から存在した堤防についても、必要に応じて、被災前よりも高く整備されている。



区分	事業者	復旧・復興計画		箇所完了		実完成 延長[km] (E)	実完成 率[%] (E/B)
		箇所数 (A)	延長[km] (B)	箇所数 (C)	延長[km] (D)		
農地 海岸	国・県	98	26.2	98	26.2	26.2	100%
漁港 海岸	国・県・ 市・町	145	78.6	128	64.7	72.0	92%
建設 海岸	国・県	66	619	66	61.9	61.9	100%
港湾 海岸	県	37	52.6	36	45.7	52.4	99%
治山	国・県	23	13.5	23	13.5	13.5	100%
合計		369	232.8	351	212	226.0	97%

イ 暮らしの再建

◆災害公営住宅の整備

完成 15,823 戸

100%

◆土地区画整理

完成 35 地区

100%

◆防災集団移転促進

完成 195 地区

100%



災害公営住宅（石巻市新虹田南D地区）



災害公営住宅（東松島市柳の目西地区）



土地区画整理（女川町）



防災集団移転（東松島市野蒜地区）

※宮城県アーカイブ資料、復興庁資料より

ウ 産業の復興

◆産地魚市場水揚量

震災前（平成22年）312,526 t

令和3年
233,692 t

75%

県内主要4漁港（気仙沼、女川、石巻、塩竈）の年間水揚量（令和3年）は、震災前水準（平成22年）の約75%となっている。



気仙沼市魚市場（平成31年3月完成）

※復興庁資料より



塩竈市魚市場（平成29年10月完成）

◆農地の復興

津波被災農地の復旧面積

完了面積 約13,000ha

100%

県内農用地の約10%に当たる約1万3千haの被災農地について、令和3年3月末までに営農可能状態に復旧（除塩を含む）した。また、復旧に伴い、圃場の大区画化が進められた。



◎巨理町 いちご団地

県南地域では、土地集約によるいちご団地が整備されるなどして再生され、JAみやぎ巨理管内は、東北一のいちご産地となっている。

※復興庁資料を引用



◎JRフルーツパーク仙台あらはま

津波で甚大な被害を受けた仙台市若林区荒浜地区の集団移転跡地において開業した観光農園施設

※宮城県公表資料を引用

エ 震災記憶の伝承

◆みやぎ東日本大震災津波伝承館(石巻市)

東日本大震災の記憶と教訓を後世に伝えることを目的として、令和3年6月に開館。映像シアターやパネル展示を通して、県内の被災状況や復興の取組みを紹介。周辺は「石巻南浜津波復興祈念公園」として整備され、亡くなられた方の追悼と慰霊の場となっている。



みやぎ東日本大震災津波伝承館
※宮城県公表資料より

オ 復興の軌跡 (出典：復興庁ホームページ「写真で見る復興」)

○石巻市新北上大橋



平成23年3月



平成29年3月

○女川町女川漁港海岸



平成23年3月



令和元年5月

○仙台市仙台東地区



平成23年3月



令和2年9月

福島県インタビュー

お話を伺った方 総務部長
安齋 浩記 様

日 時 令和4年12月1日

場 所 福島県庁

1 復興状況について

——震災後11年8か月が過ぎ、道路、河川、港湾施設などのハード面を中心とした復興は大幅に進んだことと思います。現段階の貴県の復興状況全般についてお聞かせください。

(復興の進展)

東日本大震災発災当時、私は南相馬（相双地方振興局）の現場にいました。その後も、新設された避難地域復興局という組織で復興業務に携わり、震災後の約12年間のうち、3分の2は復興業務に携わってきました。その中で都からの派遣職員を何人かお迎えしたこともあります。皆さん本当に驚くほど優秀で、志も高く、おかげさまで仕事も進んで非常に助かりました。

東京都においても課題山積の中で、これまで継続して優秀な職員を福島県に派遣していただいております。採用が困難と言われている技術職の方も多数派遣していただいております。まずは御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

復興状況についてですが、双葉町、大熊町、富岡町そして葛尾村の帰還困難区域の一部で避難指示が解除され、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入についても、帰還困難区域を除き、令和3年度末までに概ね完了しました。また、福島県の沿岸部は、地震、津波、原子力災害によって南北の縦のラインが寸断されましたが、常磐自動車道、国道6号線、そしてJR常磐線と整備が進展してきました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をひとつのメルクマールとして復興を進めてきたこともあり、震災後10年の節目でもある2020年にJR常磐線は東京から仙台まで繋がりました。復興支援道路である相馬福島道路の開通など、復興を支えるインフラの整備は着実に進んでいるという状況です。

また、「浜通り」と呼ばれる沿岸部は、原子力産



福島県庁本庁舎



福島水素エネルギー研究フィールド（浪江町）

業を中心に栄えた地域でしたが、原発事故により壊滅的な打撃を受けました。そこに新たな産業を創出するために「福島イノベーション・コースト構想」を推進しています。南相馬市の福島ロボットテストフィールド、浪江町の「福島水素エネルギー研究フィールド」、この研究所で製造された水素は東京2020大会時の選手村内で活用されるなど、東京都にもお世話になっております。あるいは国が令和5年4月に設立を予定している「福島国際研究教育機構」など、各種の拠点整備は確実に進んでいます。

(残された課題)

一方で、福島県には大きな課題が残されています。一番大きな課題は、県内に避難指示区域がまだ残っているということです。つまり、住民が帰りたくても帰れない場所がある。当初は県土全体の12%に避難指示が出ていましたが、現在もまだ県土の2.3%が避難指示区域です。

二つ目として、県内外に避難者がまだ約3万人いることです。避難者の生活再建に向けた取り組みも大きな課題です。

さらに、最近ニュースでもよく見るとありますが、廃炉に向けたALPS処理水の問題です。ALPS処理水の問題によって、農水産物販売等に影響がでないよう十分な注意が必要な状況です。福島県産の農産物が震災前の価格になかなか戻らない、他県産に比べ相対的に低いという状況がある中で大きな課題ということになります。先ほどインフラの整備は進んでいると話しましたが、スタートラインにも立てていないのが2.3%の地域です。この2.3%をどうしていくのか。国は2020年代をかけて帰還困難区域の避難指示解除の取組を進めると言っていますので、今後の8年は私たちにとって大切な8年間になります。

2 東京都の職員派遣について

——これまで貴県の復興事業の推進にあたり、都からも様々な職員を派遣させていただきましたが、職員の受け入れにあたり、貴県としてお持ちになっていた、又は現在もお持ちになっている基本的な考えはありますか。また、他県から派遣職員が来ることに對し、受け入れ態勢はいかがでしたか。職員の受入れにあたり、難しかったこと、あるいはご配慮いただいたことはありますか。

震災の影響で行政課題が次から次へと噴出してきているというのが実情で、それぞれのフェーズにより応援いただきたい内容も変化してきました。震災直後の混乱期は、特にスピード感をもって諸課題に対応していく必要があったことから、業務実績があり即戦力として活躍いただける事務系職員の応援が必要でした。また被災者の心のケアをしていただく保健師等職員の応援は非常に重要でした。その後、インフラ整備に着手できるようになると土木職、農業土木職など技術系職員の応援も必要となり現在に至っています。東京都をはじめ全国からの派遣職員の皆さんは、着任してすぐに職場に馴染んで仕事ができる、そのような職員の方々ばかりでした。

ですので、職員の受け入れに当たっては、知らない土地、はじめての職場で安心して仕事に取り組



職場の懇親会風景

めるよう環境づくりに気を配りました。まずは、生活の基本となる利便性のいい場所での住宅の確保です。また、定期的に懇親会を開催してコミュニケーションを取りやすくしたり、各部局で部局長レベルとの意見交換会の場を設けるなどの工夫もし、現在も継続して行っています。

毎年、派遣職員の皆さんを集めてメンタルヘルス講習会を開催していますが、知事から派遣職員の皆さんに直接御礼と激励をするといったことなどもしています。

また、プライベートでの話になりますが、せっかく福島に来ていただいているので、仕事とは別に、休暇を使って県職員が県内の観光地や美味しいものを食べに案内するといったことも結構やっているようです。これもコミュニケーションづくりに一役買っていると思います。

——都が長期の職員派遣を開始して2年目の派遣職員合同着任式で、県の幹部職員が「派遣職員の方々から県に対して様々な意見をいただいている。それを真摯に受け止めて庁内で議論したのか？ 見直すべきところは見直していきたい。派遣職員の皆さんからは引き続き建設的なご意見をいただきたい。福島県での経験を今後の仕事、人生の糧にしたい」と壇上から話されました。

そういった意味で言うと、福島県ではF・F（フラット&フレキシブル）型行政組織を導入していて組織のフラット化を図っています。派遣職員の皆さんからもよく、福島県は管理職員と一般職員の垣根が低く、コミュニケーションがとりやすいと言っているいただいています。そのような中で、管理職員と一般職員がいろいろと議論を重ね、復興事業を前進させてきました。



福島県派遣職員合同着任式

また、復興業務と直接関係はありませんが、都の職員の方々から福島県は紙ベースでの業務が多いとご指摘いただきました。本県でも都の取組を参考にして、ペーパーレス化を進めているところです。

——都から派遣された職員に関して、印象に残っているエピソードなどがあれば教えてください。

原発事故後、まだ「フクシマ」とカタカナで出ていた当時、東南アジアに行って福島の桃を売り込んでくれた都の職員がいました。その売り込み方がとても良くて、知事の目にも留まったということがありました。県産品の売り込みということ言うと、最近の例ですと都内の百貨店で農産物、桃や米などの販売、PRを都の派遣職員にやってもらっています。

その関係から東京都とタイアップして事業展開できたり、知り合いに声がけしてもらったり、都か



都内百貨店フェアでの農産物販売（令和3年）



事業説明会の様子（令和3年）

ら広報の協力をもらうなど、とてもありがたく思っています。

インフラ整備では、都の技術職員の皆さんに、いわき市の久之浜海岸の災害復旧事業や県道広野小高線の整備をはじめ、これまで様々な支援をいただいています。事業を進める中では、地元住民との難しい交渉もありましたが、豊富な専門知識や行政経験を活かし、粘り強く、そして相手の立場に立って丁寧に交渉するなど、高い志をもってご尽力いただきました。

——地震や風水害などの災害時に、貴県から県内市町村に多数の応援職員を派遣していますが、派遣にあたり気を付けている点がありますか。また、他県から派遣要請を受け、貴県が職員を送ることになった場合、どのような点に留意しますか。

自然災害では特に、災害後の状況が刻一刻と変わるので、被災自治体の状況を見ながら判断する必要があると思います。災害直後の混乱期は市町村も多忙で余裕がないので、「プッシュ型」ということを意識しています。つまり、県からリエゾン職員を市町村に派遣して、その職員が市町村の情報を能動的に収集する。一方で、県の情報もそこを通じて的確に伝える。その双方向性が重要だと思います。

また、罹災証明書の発行などの事務的な業務は一般職員の派遣で対応できますが、災害時の意思決定はスピード感が必要ですから、被災市町村長との直接的なやりとりも含め、派遣先と派遣元の調整を効果的に実施するという観点から、リエゾンには管理職員を派遣するようにしています。

3 イベントを通じた風化防止等の支援などについて

——都は、震災の風化防止や風評払拭に向け、「復興応援・復興フォーラム in 東京」や「福島産直市」等、貴県とタイアップしたイベントをはじめ、様々な取組を進めてきました。こうした都の取組が貴県の復興にどのようにお役に立てているか、ご意見をお聞かせください。

復興フォーラムや福島産直市などの各種イベントを東京で実施していただき、非常に助かっています。財政的な支援もそうですが、会場の手配や広報をしてもらうなど、私たちとしては非常に心強いことです。本当にいろいろな形で長期間にわたり支援いただき感謝申し上げます。

私たちが福島県内で情報発信するのも必要ですが、東京都にご支援いただきながら、福島の今の姿を東京でも発信していくことは復興に向けて大きな力になっています。

全国でアンケート調査をすると、福島のは購入しないという方が未だに10%台おり、ゼロにするのは不可能ですが、今後も風評・風化の問題やALPS処理水の問題がありますので、引き続きご支援いただけると非常に助かります。

福島県に派遣された職員の方々は、都に戻ってから福島情報を周囲に発信し続けてくれてます。私たちとしてはとても心強く感じています。福島県の応援団として、ありのままの福島を今後も発信していただければありがたいです。

4 都内避難者支援について

——貴県から都内への避難者は、東日本大震災後最大で約8,000人を数えましたが、現在は約2,400人まで減少してきています。震災後11年を経て、帰還あるいは避難先への定住などが進んできたということだと思いますが、この間の都における避難者支援の取組についてご意見をお聞かせく

ださい。

震災後の初期の段階から東京都には福島県民を多数受け入れていただきました。避難者の住まいの確保というのが喫緊の課題でしたが、都営住宅にも受け入れていただき、最も多い時で8,000人弱の避難者が慣れない土地にあっても安心して避難生活を送ることができました。本当にありがとうございました。

現在も約2,400人の避難者が東京都にご支援いただいておりますが、改めて感謝申し上げます。

5 今後の課題

——東日本大震災から10年以上が経過し、住民の方の中での記憶の風化もさることながら、職員の中でもあの震災を行政職員の立場では経験していない方も増えてきていると思います。震災対応の経験や情報の継承など、新たな課題のようなものがあれば教えてください。

福島県でも大きな課題だと思っています。市町村によっては、災害対応の中で、管理職クラスでもやめられた方がいたり、聞くとところによると、6～7割の職員が震災後に入庁した職員という市町村も出てきています。県においても職員の入れ替わりが進んできており、ノウハウの継承などは重要な課題だと思っています。

10年前に震災対応を経験した職員は、現在課長や部長になっている者も多いので、知事からは、それぞれの部局内で機会を捉えて職員に対して経験を伝えていくようにとの指示がでています。そのため、当時どのような状況だったのか、その中でどのように対応したのか、次の世代に繋げられるよう各部局で工夫をしながら、継承に努めています。

記録として残していくのも重要ですし、職員から職員へと口頭で伝えていくというのも必要だと感じています。

日本の場合、自然災害はいつでもどこでも起こり得ます。災害対応のノウハウ、課題は各フェーズで違ってきますので、福島県がそれぞれのフェーズでどのように対応してきたのかというのは他自治体にとってケーススタディになると思います。そういう意味で、福島県を活用していただきたいと思っています。派遣いただいた職員の方々は、現場でその時々状況をつぶさに見ているので、その経験をお役に立てていただければありがたく思います。

福島県はおかげさまでハード面の整備は大きく前進してきた一方で、避難指示の解除や避難者の生活再建、風評・風化対策、処理水の問題など、今後も長い戦いが続きます。

福島県としては、「被災の地、福島」を「希望の地」、そして「復興の地」に変えていくため、職員一丸となって福島の復興・再生に取り組んでいきますので、引き続きご支援いただければ幸いです。

【福島県の復興状況】

ア インフラの復興

◆復興道路等の整備

公共土木施設災害復旧工事の整備

完了 2,152 箇所
予定箇所数 2,158 箇所 **99.7%**

令和4年8月末現在

整備中 **0.3%**

海岸、道路、港湾、漁港施設等の災害復旧を要する工事について99.7%が完了し、沿岸地域の河川、海岸について現在も整備を進めているところである。

被災した沿岸部の交通網については、平成27年3月に常磐自動車道の全線開通、令和2年3月にJR常磐線の全線運転再開などの主要交通網も含め、復旧が進んでいる。

このほか、原発事故により避難指示が出された地域と周辺の主要都市等を結ぶ主要な8路線を「ふくしま復興再生道路」と位置づけ、重点的に整備が進められている。

◆海岸堤防等の復旧・整備

防波堤復旧・整備箇所の状況

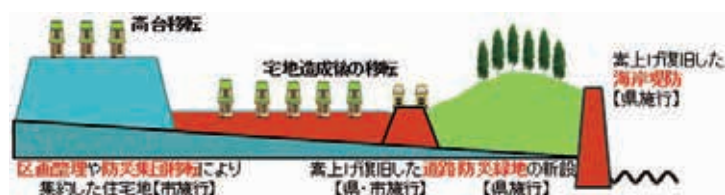
完了 158 箇所
予定箇所数 161 箇所 **98.1%**

令和4年9月末現在

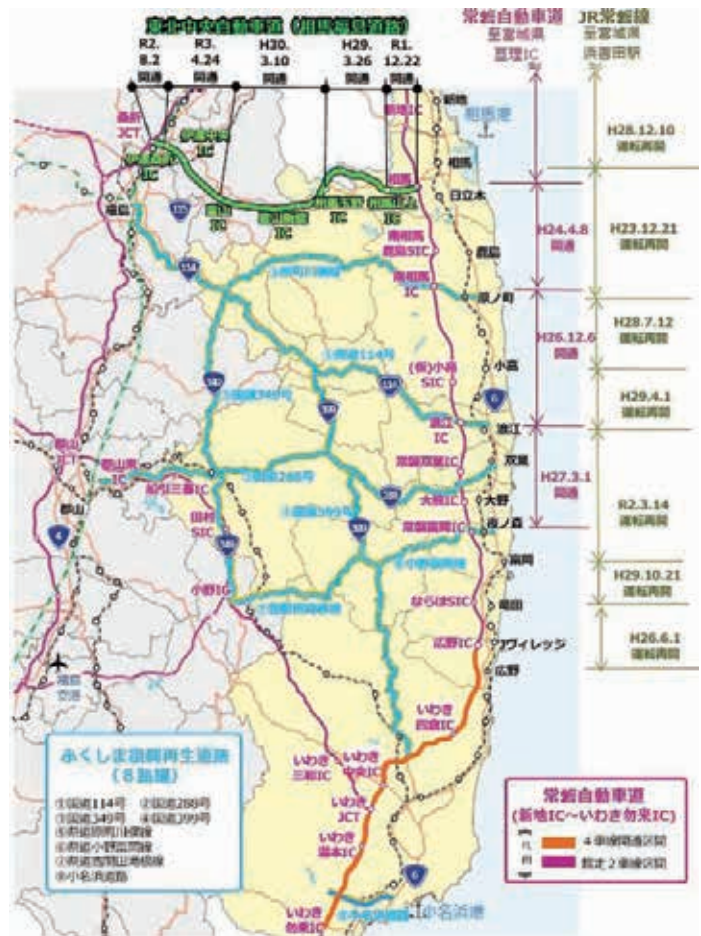
整備中 **1.9%**

防波堤の復旧・整備工事についてもおおむね完了し、帰還困難区域内の3箇所を残すのみとなった。

津波被災地においては、総合的な防災力の高い復興まちづくりを進めるため、海岸堤防の嵩上げや防災緑地、土地利用の再編（防災集団移転、区画整理等）、道路整備を一体的に組み合わせた多重防御が進められている。



災害復旧にかかる道路等の交通網の状況



出典：福島県「ふくしま復興のあゆみ（第31.1版）」



津波による被災の様子（広野町浅見川地区）



海岸堤防等の整備後（広野町浅見川地区）

出典：福島県「東日本大震災・原子力災害10年の記録」

イ 暮らしの再建

◆復興（災害）公営住宅の整備

災害公営住宅（地震・津波避難者）

完成 2,807 戸 **100%**

復興公営住宅（原発避難者）

(完成 4,767 戸
／4,890 戸) **97.5%**

令和3年6月末現在

保留中 **2.5%**

復興公営住宅（帰還者等）

(完成 600 戸
／704 戸) **85.2%**

令和4年6月末現在

整備中 **14.8%**

復興（災害）公営住宅は、「地震・津波避難者向け」、「原発避難者向け」、「帰還者向け」の大きく3つに区分けされ、そのうち「地震・津波避難者向け」は全戸完成、「原発避難者向け」も保留分を除き完成した。

今後避難指示解除に向け、帰還者等の公営住宅が順次整備される予定である。

◆復興まちづくり

被災市街地復興土地区画整理事業

完成 8 地区 **100%**

防災集団移転促進事業

完成 47 地区 **100%**

新地町、いわき市など全8地区において土地区画整理事業が実施され、令和4年3月の富岡町曲田地区を最後に完了した。

また防災集団移転促進事業は、新地町、相馬市など全7市町47地区において実施され、令和2年3月の浪江町の宅地造成工事完了に伴い、全地区の工事が完成している。



県内最初の復興公営住宅（原発避難者）（郡山市日和田）
平成26年11月より入居開始



勿来酒井団地（原発避難者）（いわき市）

出典：福島県「東日本日和田団地（郡山市）の完成写真」（ふくしま復興ステーション）「大震災・原子力災害10年の記録」



富岡町曲田地区（土地区画整理事業）



新地町雁小屋団地（防災集団移転）

出典：福島県「浜通り地方の復旧・復興～10年間の取組～」

ウ 産業の復興

◆津波被災農地の営農再開状況

営農再開可能面積 3,424ha
／復旧対象面積 4,450ha **76.9%**

令和4年
3月末現在 整備中・予定 **23.1%**

津波被害があった地域において、再開可能面積が7割程度まで回復している。

また、避難指示等のあった12市町村においても農地の除染や作付実証、放射性物質の吸収抑制対策など営農再開に向けた取組が進められている。



大区画は場整備（いわき市）



大規模大豆栽培（新地町）



米の収穫（広島市）



全量全袋検査（二本松市）

出典：福島県「東日本大震災・原子力災害10年の記録」
復興庁「被災地からの米の出荷〔平成25年10月10日〕」
東京都支援活動報告書（平成27年3月発行）

◆水産業の復興の取組状況

東日本大震災では10漁港が被災したが、令和3年11月の請戸漁港の復旧により、全ての漁港の復旧工事が完了した。

福島県の沿岸漁業及び底びき網漁業は、原子力発電所事故の影響により、長期にわたり操業自粛を余儀なくされたが、この間に漁協の放射性セシウムの自主検査等による安全な県産水産物の出荷体制が構築された。

平成24年6月に開始された試験操業は終了し、令和3年4月から本格操業へ向けた移行期間として、生産量・生産額の回復を目指し、操業の拡大や販路の開拓等の取組が進められている。



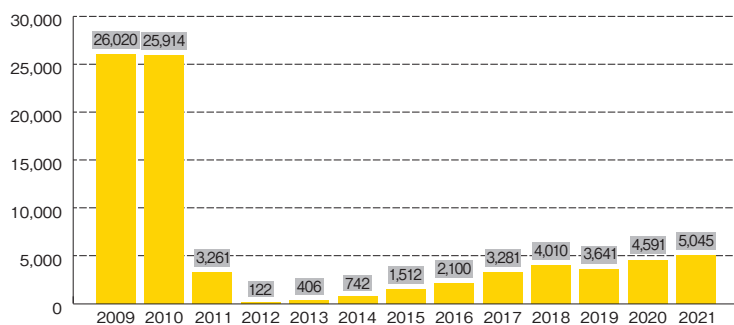
試験漁業開始（いわき市）



試験操業初水揚げ（相馬市）

出典：福島県「東日本大震災写真集」

沿岸漁業の漁獲量の推移（沖合底曳網漁業を含む）



出典：復興庁「震災復興の取組」及び福島県水産課調べ

エ 震災記憶の伝承

◆東日本大震災・原子力災害伝承館

未曾有の複合災害を経験した福島県の被災の実情や県民の記憶、復興に向けた歩みを国内外に発信し、後世につないでいくため、令和2年9月、双葉町に東日本大震災・原子力災害伝承館が開館。

東日本大震災及び原子力災害の記憶と教訓を伝承していくとともに、地域の防災力向上や交流を通じて地域活性化が図られている。



出典：
東日本大震災・
原子力災害伝承
館ホームページ

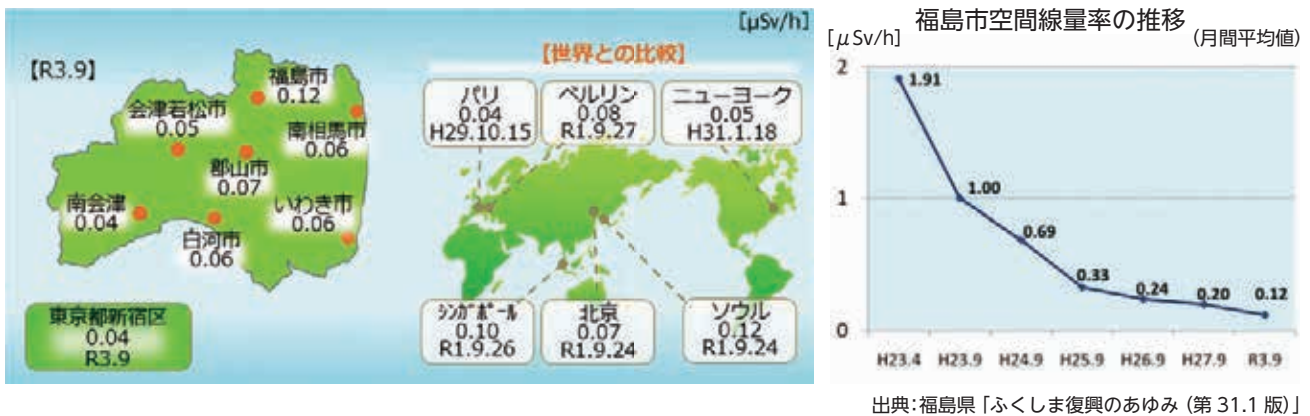
オ 避難指示区域等の状況

◆県内の空間線量の減少及び避難指示区域の縮小

自然減衰や除染により県内の放射線量は大幅に減少し、令和3年9月の福島市の月間平均空間線量が $0.12\mu\text{Sv/h}$ になるなど、世界の主要都市と同水準まで低下している。

避難指示区域についても順次解除が進み、平成23年4月時点で県土の約12%だった避難指示等区域の面積が令和2年3月時点で約2.4%まで減少した。

現在は特定復興再生拠点区域の避難指示の解除に向け、除染・家屋等の解体や公共インフラの復旧、医療・介護等生活環境整備が進められている。



避難指示区域面積の状況 (平成23年4月23日)



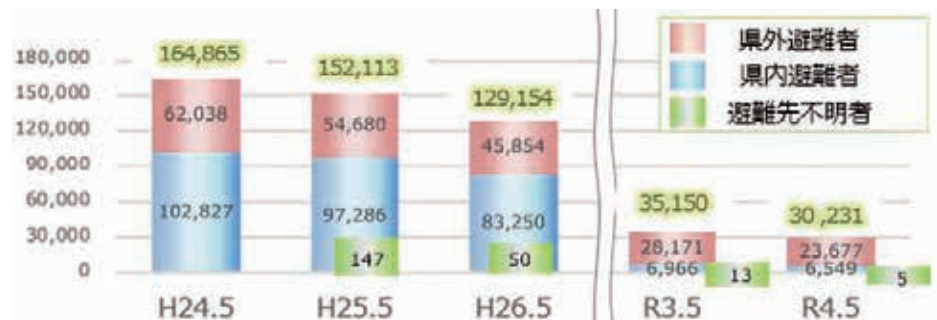
出典:福島県「東日本大震災・原子力災害10年の記録」

避難指示区域面積の状況 (令和2年3月10日)



◆避難者の推移

避難者は平成24年5月の16万4,865人をピークに減少してきているものの、令和4年5月時点においても3万人を超える方々が避難を続けており、避難をされている方々への支援を継続していく必要がある。



出典:福島県「ふくしま復興のあゆみ (第31.1版)」

カ 復興の軌跡

○相馬市松浦川漁港



津波が押し寄せた海岸



船が戻った松川浦漁港

○新地町 JR 常磐線新地駅周辺



津波で押し潰された JR 常磐線の車両（新地町）



JR 常磐線 新地駅周辺の市街地整備

○浪江町



津波被害とともに避難指示区域となった浪江町



水産業共同利用施設等も再興した請戸漁港

○いわき市薄磯地区



津波により海岸が消滅



薄磯地区の整備後の様子

出典：福島県「東日本大震災写真集」「東日本大震災・原子力災害 10 年の記録」
福島県土木部「浜通り地方の復旧・復興 ～10 年間の取組～」
相馬港湾事務所「相双の復興は港から」（平成 30 年 3・11 特集号）

福島県浪江町「なみえ復興レポート」（令和 4 年 9 月）
復興庁「写真で見る復興」（福島）
東京都支援活動報告書（平成 25 年 3 月発行）

第2章 発災後の東京都の対応



救助活動を行う機動隊員（発災直後）

- 第1節 被災地支援現地事務所の設置
- 第2節 人的支援（発災初期）
- 第3節 人的支援（応急対策期）
- 第4節 被災地への物的支援、火葬協力、がれきの受入れ
- 第5節 発災直後の都内避難者支援

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 の巨大地震が 10m を超える大津波、そしてレベル 7 の原子力発電所事故を引き起こし、未曾有の被害をもたらした。被災地では、人的・物的被害はもとより、生活・産業・行政などの基盤の多くが失われ、地域社会が崩壊するほどの甚大な被害が生じた。

首都東京は、電力、農林水産物等の供給の多くを被災地に依存してきた。その東京が全国の前頭に立って被災地を支援することは当然であるとの思いから、都は、機を逸することなく被災地が必要とする支援を全力で行った。

- 都は、発災後直ちに、警視庁及び東京消防庁による救出救助活動、東京 DMAT などによる医療支援等を開始するとともに、日常生活に直結する道路・河川・港湾施設や上下水道等の復旧支援に着手した。また、交通網が寸断されるなか、食料、医薬品等が不足する被災地に救済物資を搬送した。
- 被災地から都内に避難してくる方々のため、都は、3 月 17 日以降、東京武道館、調布庁舎（味の素スタジアム）及び東京国際展示場（東京ビッグサイト）で避難者の緊急受入れを開始した。その後、都内の宿泊事業者の協力を得て旧グランドプリンスホテル赤坂や、事業者施設等でも避難者の受入れを行うとともに、都営住宅等への受入れも開始した。
- 甚大な被害を受け、混乱が続く被災地からの支援要請を的確に把握し、迅速かつ効果的な支援活動に結びつけるため、都は、3 月 22 日以降、宮城県、福島県、岩手県の順に現地事務所を設置し、職員が常駐して情報収集に当たることで、都の被災地支援の基礎を構築した。
- 被災地では、避難所に人があふれ、義援物資の仕分け・搬入等を担う人員も不足しており、都は 4 月 2 日以降、特に被害が大きく行政機能が著しく低下していた岩手県陸前高田市並びに宮城県南三陸町、石巻市及び気仙沼市に一般行政職員の短期派遣を開始した。被災地の状況は刻々と変化し、支援業務は当初の避難所支援から、被災証明発行業務などへと移行した。
- 大震災の影響は被災地にとどまらず、サプライチェーンの寸断や計画停電、風評被害等の形で首都圏、日本全体にまで広がった。都は、都内の震災影響に対応しつつ、同時に被災地を支援する「二正面作戦」に取り組んでいく考えを 3 月 29 日に発表した。そして、直に取り組むべき課題を集約した「東京緊急対策 2011」を 5 月 27 日に公表した。
- 東日本大震災への対応は、都庁全体が総力を挙げて取り組むべき課題であり、総務局がその要として総合調整を担うこととなった。被災地支援については、現地のニーズが応急復旧から復興へと移行する中、より効果的かつ効率的な支援を行うため、8 月 1 日に庁内の総合調整を行う専任部署として、総務局内に復興支援対策部を設置した。

第1節 被災地支援現地事務所の設置

1 現地事務所の設置に至る背景

東日本大震災の発生後、被災地における通信網・交通網が寸断され、現地で何が起きているかを把握することが困難となっていた中、都が全力を挙げて被災地を支援するためには、現地で職員がリアルタイムで直接情報収集を行い、正確な情報を東京へ伝えていくことが急務となっていた。

こうした中、都は平成23年3月16日には、福島第一原子力発電所事故の影響を避けるため、関越道経由の迂回ルートで岩手県及び宮城県に先遣隊を派遣し、全面的な支援実施の意向を伝えるとともに、その中心的な役割を担う「現地事務所」開設に向けた調整を開始し、3月22日に最初の現地事務所である宮城県事務所、同月25日に福島県事務所、同月30日には岩手県事務所を開設した。なお、福島県事務所の開設については、都知事が福島県を訪れ県知事と直接会談し、その場で事務所スペースの設置を判断したことで実現した。

現地事務所の体制の変遷

	開設日	体制 (開設時)	平成24年度	25	26	27	28	29	30	令和元年度	2	3	4
福島県事務所	平成23年3月25日	部長1 課長2								課長1、課長代理1（令和4年4月時点）			
宮城県事務所	平成23年3月22日	部長1 課長3								※平成31年4月 本庁（都庁）に機能集約			
岩手県事務所	平成23年3月30日	部長1 課長1、係長1								※平成28年7月 宮城県事務所に統合			

2 活動内容

(1) 設置直後の取組

各県庁に近接する場所等に事務所を開設した後、毎日開催される県の災害対策本部に事務所職員が参加し、県が報告する被災・復旧状況等の情報の把握に努めた。また、東京都の存在及び姿勢を積極的に伝達することが重要との考えから、都が事務所を設置したことについて、災害対策本部やマスコミを通じて広く周知するとともに、県庁内各部署を訪問し、被災地の支援ニーズの掘り起こしを行った。



設置直後の現地事務所（福島県）※東京都は左奥

(2) 職員の短期派遣に係る調整

被災地では、津波により庁舎が流失し、多数の職員が亡くなるなどしたことで、行政機能が麻痺した市町村があり、一刻も早い機能回復が求められる一方、震災に伴う膨大な業務を早急に処理する必要に迫られていた。

被災市町村への職員派遣については、各県と全国知事会を通じた派遣の仕組みが存在していたが、被災地の厳しい現実を踏まえ、現地事務所では被災市町村に対し、都職員による直接的な支援が可能である旨を伝達した上、派遣要請に基づく支援を開始した。

平成 23 年 4 月から、1 週間程度のローテーションで計 1,675 名の職員を被災自治体へ派遣し、がれき撤去・清掃、支援物資の搬入・搬出・仕分け、り災証明書の発行、義援金支給などの業務の支援を実施した。

(※短期派遣者の支援活動については、第 2 節 3(6)「被災地避難所運営等支援」を参照)

(3) 職員の中長期派遣に係る調整

都は、震災直後から職員の短期派遣を開始し、あわせて日常生活に直結する道路や上下水道等の応急復旧に向けて、技術職員の派遣も行った。

その後、被災自治体の行政機能が徐々に回復するに従い、人的支援のニーズは、地域を支える社会インフラの本格復旧、被災者の生活再建策の実施など、復興に向けた施策へと移行したが、依然として被災地のマンパワー不足は深刻であった。

こうした中、被災自治体からは職員の中長期派遣が求められるようになり、現地事務所がニーズを汲み取った上で、岩手県及び宮城県に対しては平成 23 年 6 月から、福島県及び宮城県仙台市に対しては同年 8 月から、技術職、医療職、事務職等の中長期派遣を開始した。

また、一般行政職員の短期派遣は平成 23 年 11 月で全て終了する一方、平成 24 年 9 月 1 日付けで技術系任期付職員を採用し、岩手、宮城、福島各県内の 10 市町村への長期派遣を開始した。

(※派遣された職員及び任期付職員の支援活動については、第 3 章及び第 4 章を参照)

(4) 中長期派遣職員のメンタルケア

中長期で派遣された職員の中には、初めての単身赴任生活や、介護の必要な家族を都内に残しているなど、様々な事情を抱えたまま、被災地の慣れない環境において困難な業務に従事する職員が数多くいた。こうした中、平成 25 年 1 月には、他県から被災地に派遣されていた職員が宿舎で命を絶つ痛ましい事故が発生した。

このため、派遣職員が精神的にも安定して働けるよう、都として職員のメンタルヘルス研修を実施することとした。

平成 25 年度以降、毎年 1 回、派遣職員を対象とした「メンタルヘルス講習会」を開催し、東京都職員共済組合事務局の精神保健相談員が講師となり「ストレスへの対処法」や「こころの病気」などについて講義を実施。職員からはストレスとうまく向き合うことができるようになったとの意見が出された。

この講習会は、各県の本庁や被害が大きかった沿岸部の出先機関等に分かれて勤務する中、同じ派遣職員同士が近況を報告しあう交流の場としても、大変意義あるものとなった。



メンタルヘルス講習会

第2節 人的支援（発災初期）

1 人命救出救助活動等の支援

(1) 広域緊急援助隊（警備部隊）及び特別警備部隊の派遣

ア 背景

東日本大震災の発生に伴い、被災地を管轄する公安委員会から援助の要求を受け、警視庁では速やかに必要な広域緊急援助隊を編成し、発災から約2時間後には第一陣として121名の機動隊等を派遣した。その後も、広域緊急援助隊及び特別警備部隊を派遣して、平成26年5月14日までの間、宮城、岩手、福島各県において、救出救助及び捜索活動等の各種警察活動に当たった。

また、福島第一原子力発電所の水素爆発事故を受け、経済産業省から原子炉建屋への放水活動の要請があったため、放水技術・知識に優れた者として選抜された機動隊員等11名を3月16日から派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月11日から 平成23年3月21日まで	平成23年3月22日から 平成26年5月14日まで	平成23年3月16日から 平成23年3月18日まで
派遣先	岩手県、宮城県	岩手県、宮城県、福島県	福島県
実 績	広域緊急援助隊（警備部隊） 539名	特別警備部隊 17,442名	放水部隊 11名

ウ 活動内容

被災地は余震が多発し作業が度々中断される上、津波で流された材木等で道路が塞がれている等厳しい環境の中、重機で道路啓開を行いながら活動に当たった。

救出救助活動では、各種装備資機材や災害救助犬を活用するとともに、警察用航空機（ヘリコプター）に機動隊員が搭乗し、被災者を吊り上げるホイスト救助等を行ったほか、自力で行動できない小さな子供や老人等を発見した際には、担架を使って避難させるなどの救助活動を行った。

行方不明者の捜索は、多数のがれきりや津波による浸水等が妨げになる等厳しい条件下での活動となったが、一人でも多くの被災者を救出するため、倒壊家屋を一軒一軒確認するなど、全力で捜索活動に当たった。

また、福島第一原子力発電所の事故現場では、高い放射線量が計測される極めて困難な状況の中、使用済み燃料貯蔵プールに対して、高圧放水車による放水活動を実施した。



救助活動を行う機動隊員



原子炉建屋に向かう機動隊

担当者コメント

現場へ向かうバスの中では、「これが現実なのか。」というほど凄惨な被災地の状況に、誰一人として口を開く者はいなかった。また、放水活動では辺り一面真っ暗闇の中、目に見えない敵（放射能）と戦うことができたのは、警察官としての誇りと使命感、そして全国民からの期待と願いが私達を支え、力に変えてくれたからと感じた。

(2) 広域緊急援助隊（交通部隊）及び特別交通部隊の派遣**ア 背景**

平成23年3月11日、宮城県公安委員会からの援助の要求を受け、広域緊急援助隊（交通部隊）第1次先発部隊を宮城県へ派遣した。その後、6月3日までの間、第14次にわたり派遣するとともに、それ以降は、広域緊急援助隊に替えて、交通対策全般を担当する特別交通派遣部隊を12月26日まで、第16次にわたり派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月11日から12月26日まで			
派遣先	宮城県			
実 績	広域緊急救助隊（交通部隊）	延べ	85日間	676名 車両326台
	特別交通派遣部隊	延べ	196日間	471名 車両197台

ウ 活動内容

平成7年の阪神・淡路大震災の際は、広域緊急援助隊が設置されておらず、発災直後に被災地への車両流入規制が行われなかったことから、救助活動等に多大な支障を来したが、東日本大震災では、発災直後から全国の広域緊急援助隊（交通部隊）が大量に派遣されたことで、救助活動等のための緊急交通路を早期に確保することができた。

各種交通対策に従事した多くの隊員は、直接的な救助・捜索活動に加わりたいというもどかしさや悔しさを感じながらも、「自分たちの活動が救助・捜索活動を支えている」という思いで、各種交通対策にあたった。また、地方都市では、ライフラインとともに交通手段としての車両が生活上不可欠であり、交通整理に当たる隊員の姿が被災地の住民等に「安全・安心」を与えた。



検問状況



通行許可証の発行

(3) 広域緊急援助隊（刑事部隊）の派遣**ア 背景**

警視庁では東日本大震災の発生直後から、犠牲者が多数になることが予想されたため、死体に係る専門的知識を有する警察官である検視官を隊長とした広域緊急援助隊（刑事部隊）を編成し、宮城県内7施設において検視活動を実施した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月12日から9月13日までの間（186日間）			
派遣先	宮城県（7施設）			
実 績	派遣数 延べ3,642名（第1次～第30次部隊、最大で第3次部隊4箇班50名）			

ウ 活動内容

東日本大震災では、検視場所となる体育館等の建物の崩壊が相次いだことから、人目に触れることなく検視、検案、引き渡しまでを可能とする施設を容易に設営できず、困難な環境における検視活動となった。

また、初期の部隊は、最小限度の装備資器材しかなかったため、体育館のボール入れとベニヤ板で応急ストレッチャーを作成するなど、現場のあらゆるものを活用して作業を進める必要があった。また、ほぼ全てのご遺体が泥まみれであったため、プールの水などを使い、ご遺体をきれいにした上で検視を行った。



検視台の設置

担当者コメント

毎日終わることのない検視を続ける中、精神的にも肉体的にも疲労が溜まり、取扱いに集中力が欠けてきていたところ、ある捜査員が棺の中にずっと折鶴を入れるのを見て、ハッとなった。捜査員が棺の中に入れていた折鶴は、被災地のことを考えて、その捜査員の家族が折って持たせてくれたものであるということを知り、改めて自分たちの使命、そして「検視をしたご遺体を何としてでも家族の元に返す」という気持ちを奮い立たせ、最後まで検視の作業に従事することができた。

(4) 航空隊による被災地支援活動

ア 背景

宮城県公安委員会、岩手県公安委員会、福島県公安委員会からの援助の要求並びに警察庁から派遣要請を受けて、航空隊のヘリコプターによる救助・捜索活動等を行った。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 12 日から平成 24 年 5 月 13 日までの間、延べ 131 日間			
	岩手県	宮城県	福島県	警察庁
派遣人数（延べ）	124 名	213 名	240 名	22 名
航空機数（延べ）	27 機	51 機	48 機	5 機
内 容	救助・捜索活動、要員の搬送、警衛等			

ウ 救助事例

平成 23 年 3 月 12 日、宮城県仙台市若林区荒浜地区においてヘリコプターによる救助・捜索活動を行っていたところ、ビル屋上で手を振る 3～4 名の男女を発見。彼らが指し示す方向を見ると、がれきの中に頭部が見える女性を発見したため、救助隊員が降下し近くに埋もれていた子供とともに救助し、病院へ搬送した。母子ともに一昼夜の間がれきに挟まれていたため、極度の疲労と寒さで震えが止まらず言葉も発することができない状況だった。

(5) 原子力発電所対策及び被災地支援活動

ア 背景

3 月 12 日、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、福島県公安委員会からの要請を受け、NBC テ

口捜査隊を中心とした放射線等の専門知識を有する部隊として、公安機動捜査隊を派遣した。部隊は12日深夜に出発し、13日早朝には福島県警南相馬警察署に到着。福島県警と連携して、福島第一原発周辺の避難所等の放射線量測定や被ばく防護措置、避難誘導等に従事した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月12日から7月12日まで
派遣先	福島県 (測定箇所 90か所、測定回数 延べ 2,234回)
実 績	派遣数 延べ693名

ウ 活動内容

(ア) 第一期（3月13日から3月15日まで）

福島第一原発から約30km圏内（南相馬市、双葉町、浪江町、川俣町等）における放射線量測定、福島県警察警察官への放射線測定器等の操作要領や被ばく防護等の指導、福島第一原発から20km圏内の避難措置が講じられていない施設等の放射線量測定や警察活動の可否判断、避難誘導を行った。

(イ) 第二期（3月16日から4月6日まで）

福島第一原発から約20km（警戒区域外）から約50kmに所在する南相馬市、相馬市、川俣町、葛尾村、飯館村の避難所、警察活動拠点等の放射線量測定、主要幹線道路の被災状況調査、救援物資搬送車両や復旧工事関係者等が通行する地域の放射線量測定を実施した。

(ウ) 第三期・第四期（4月7日から7月11日まで）

南相馬署管内及び双葉署管内における行方不明者捜索部隊の安全確保のため、捜索部隊の活動前及び活動中における放射線量測定、捜索支援後の定期測定を実施。その後、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の警察活動拠点や放射線量が高い場所における測定を行った。



避難救助状況



県道35号線の道路破損状況



放射線量測定

担当者コメント

第一期派遣は、3日間の車中泊であったが、現地で災害対策に従事する警察職員の中には、家をなくしている職員、家族の安否がわからない職員、住民の避難誘導時に行方不明になっている職員等がいた。そんな状況の中、南相馬警察署の家族が握ってくれた塩おにぎりの差し入れに、同じ警察官として「できる限りのことをやろう」と部隊全員が団結し、士気高く任務を遂行することができた。

(6) 被災地における治安維持活動

ア 背景

宮城県公安委員会、福島県公安委員会からの警戒警備活動援助の要求を受け、両県へ自動車警ら隊を派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 18 日から平成 24 年 3 月 16 日まで	平成 24 年 3 月 16 日から 6 月 28 日まで (4 月 6 日から同月 18 日を除く)
派遣先	宮城県 10 署 (仙台中央署ほか 9 署)	福島県 1 署 (双葉警察署)
実 績	派遣数 延べ 19,880 名 車両数 延べ 8,984 台	派遣数 延べ 1,055 名 車両数 延べ 516 台

ウ 活動内容

被災地における治安対策として、仮設住宅及び避難所の立ち寄り警戒、検挙活動、交通事故扱い、拾得物扱い、迷い人・迷子の保護、遺体収容時の現場保存等を行った。

担当区内の住民から「警視庁のパトカーが見回ってくれているので、不審者を見かけなくなりました。」「パトカーの赤灯を見ると安心です。これからもよろしくお願いします。」などパトロールに対して感謝の声を数多く頂き、隊員の励みとなった。

(7) 被災地への特別派遣（行方不明者の捜索・治安維持）

ア 背景

警視庁広域緊急援助隊の派遣に続き、平成 23 年 3 月 23 日からは特別派遣部隊として機動隊等を派遣し、行方不明者の捜索のほか、警戒区域における検問や警ら活動等の治安維持活動に当たった。

イ 派遣実績

	岩手県	宮城県	福島県
期 間	平成 23 年 3 月 31 日から 平成 24 年 2 月 10 日まで	平成 23 年 3 月 23 日から 平成 24 年 2 月 8 日まで	平成 23 年 3 月 23 日から 平成 26 年 5 月 14 日まで
実 績	延べ約 47,000 名	延べ約 41,000 名	延べ約 92,000 名

ウ 活動内容

平成 24 年 2 月 8 日までの間、岩手、宮城、福島の名県において、行方不明者の捜索活動を行うとともに、被災地の治安維持のため、パトカーや徒歩による警ら活動や検問に加え、仮設住宅の訪問、巡回活動等による被災者支援を行った。また、福島第一原発事故に伴い設定された警戒区域内においても、無人となった民家・店舗に対する窃盗事件の防止等のため、同様の警戒活動を行った。

同年 2 月 13 日以降は、発災直後に大規模な捜索活動ができなかった福島第一原発周辺地域において、放射性粉じん用防護服を着用して捜索を実施するとともに、警戒区域及び計画的避難区域の治安維持活動を行った。



行方不明者捜索活動

(8) 福島県警察への医療班応援派遣

ア 背景

被災地の警察職員は連日休む間もなく災害対応に追われ、体調を崩した者や持病がある者も病院に行くことが出来ず、健康面での支援を行う必要が生じた。このため、福島県公安委員会の援助要求に基づき、医師1名、保健師2名、カウンセラー1名、警察官3名の計7名を医療班として派遣し、福島県警察職員の健康相談対策を実施した。



健康相談・カウンセリング

イ 活動内容

平成23年3月23日から同月25日までの3日間、4か所の警察署において臨時の健康相談所を設置し、健康相談・カウンセリングを実施したほか、警察庁共済組合診療所・警視庁共済組合診療所の協力を得て、持参した薬剤を必要により処方した。受診者数は、健康相談が延べ180名、カウンセリングが延べ85名となった。

担当者コメント

健康相談・カウンセリングを実施した場所が道場だったので、並んでいた人や周囲にいた人に内容が漏れないように気をつけた。相談者は私生活でも大きな不安を抱えており、今回は応急的な支援であったが、本来の生活を取り戻すためにはまだ時間がかかるため、長期的な支援の必要を感じた。

(9) 被災者支援部隊「警視庁きずな隊」の派遣

ア 背景

被災者からの生活安全相談等への対応や避難所内でのトラブル防止等に当たるため、特に被害が甚大な宮城県警察本部の警察署に支援部隊「警視庁きずな隊」を派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年3月31日から6月2日まで
派遣先	宮城県内7警察署
実 績	派遣数 延べ190名

ウ 活動内容

避難所や仮設住宅において長期間生活している被災者を訪問し、行方不明者の安否確認や生活安全相談等への対応、各種トラブルの防止、防犯アドバイスやミニ防犯講話等イベントの実施などを通じて、被災者の不安を軽減し、住民間における「地域の絆」の醸成を図った。また、自警団との合同パトロールを実施したほか、震災に便乗した「悪徳商法」「詐欺」に対する



防犯講話

注意喚起等のチラシや防犯ブザー、自転車チェーンロック等の防犯グッズを配布し、被災者の自主防犯意識の高揚を図った。

担当者コメント

派遣直後は、我々が避難所に入ることに難色を示していた避難所責任者や避難者と徐々に打ち解けることができ、帰京間近には積極的に避難所の中に入るよう責任者から依頼された。

(10) 緊急消防援助隊（陸上部隊、航空隊等）の派遣

ア 背景

平成 23 年 3 月 11 日午後 3 時 40 分、消防庁長官が全国 20 の都道府県知事に対し、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動指示を行った。その後も部隊を追加投入し、3 月 25 日の第 6 次出動指示まで、被災 3 県（岩手、宮城、福島）以外の 44 都道府県に対し、出動指示を行った。

消防庁長官の都知事に対する出動指示を受けて、東京消防庁は宮城県気仙沼市地震津波被災現場、千葉県市原市液化石油ガスタンク火災現場、新潟県庁、岩手県陸前高田市地震津波被災現場、静岡県庁、福島県東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故現場並びに福島県本宮市及び福島市の救急搬送拠点（自主避難支援）へ、全 88 日間、部隊数 806（隊）、車両等 503（台・機・艇）、人員 3,174 名を派遣した。



部隊の集結状況

イ 派遣実績及び活動内容

(ア) 宮城県気仙沼市地震津波被災現場

期 間	平成 23 年 3 月 11 日から 4 月 24 日まで
実 績	延べ 520 隊 2,078 名
活動内容	現地災害対策本部における他道府県隊の活動の調整 津波による要救助者の検索・救助 大規模延焼火災の消火活動 等

第 1 次派遣隊の東京都隊長は、3 月 12 日午前 9 時に気仙沼市災害対策本部に到着した。当時、気仙沼市鹿折地区では津波により倒壊した家屋のがれき、陸地に打ち上げられた船舶、車両等から漏洩した燃料等により大規模な火災が発生しており、気仙沼市災害対策本部長（気仙沼市長）から火災対応の命を受け、東京都隊は、火災の延焼阻止に従事した。3 月 14 日には延焼を阻止できたことから、残火処理及び火災警戒活動を行うとともに、その後は検索・救助活動への従事部隊を徐々に増やしていった。

鹿折地区では、津波が引いた後も地盤沈下により低地部分が浸水しており、津波による倒壊を免れた建物に住民が孤立



気仙沼市火災の状況

したため、消火活動と並行して社会福祉施設等を優先した救助活動を行った。孤立した建物に取り残された住民はヘリコプターによる吊り上げ救助を行うとともに、浸水により陸上部隊の対応が困難な場所では、水難救助隊が検索活動等を実施した。

担当者コメント

気仙沼中央公民館では400人以上もの要救助者がいる中、数名ずつしか救出できないという焦りともどかしさを抱きながら救助活動を行った。避難者の方々が自らの判断で、避難者全員の氏名を書いたメモの作成、水が引いたタイミングでのがれき撤去、ヘリの離着陸用スペース確保などの行動をしてくれたことで、震災から3日目で全員の救助を完了できた。

（イ）岩手県陸前高田市地震津波被災現場

期 間	指揮支援隊：平成23年3月12日から同月31日まで 航空部隊：平成23年3月12日から5月13日まで
実 績	指揮支援隊及び航空部隊
活動内容	現地災害対策本部における派遣部隊等の活動支援 消防ヘリからの情報収集活動、物資輸送、患者搬送等

岩手県陸前高田市では、現地災害対策本部における派遣部隊等の活動支援及び消防ヘリからの情報収集活動、孤立地域からの患者及び医師の搬送、物資輸送等を実施した。



陸前高田市市街地の状況

担当者コメント

岩手県への派遣で大雪が降った際、ヘリは格納庫ではなく野外に係留していたため、当然機体にも雪が積もった。機体にはカバーをかけていたものの、メインローター（プロペラ）用のカバーはなく除雪に大変苦労した。揚力を発生させる非常に重要でデリケートな部分であるため、振動や揚力分布の不均衡による機体への影響を考え、取り残しのないよう全て手作業で行った。手袋の中にまで水が染み込み、とても辛い作業ではあったが、被災地での活動のために万全の状態機体を飛ばすのだという思いで、慣れない寒冷地での整備作業に当たった。

（ウ）千葉県市原市液化石油ガスタンク火災現場

期 間	平成23年3月11日から同月13日まで
実 績	陸上部隊及び水上部隊
活動内容	消防艇「みやこどり」による冷却放水活動 無人走行放水車（ドラゴン）による放水活動

千葉県市原市のコスモ石油株式会社千葉製油所のLPG貯蔵タンクで爆発事故が発生し、11基のタンクが炎上、隣接するタンク等にも延焼の危険があった。こうした状況を受け、



LPG貯蔵タンク延焼状況

消防庁長官から緊急消防援助隊の出動が指示され、消防救助機動部隊をはじめとした陸上部隊及び消防艇「みやこどり」の水上部隊を派遣した。

水上部隊は3月12日に消防艇からの冷却放水活動を実施。陸上部隊は爆発の危険性により火点に接近できなかったため、スーパーポンパーにより吸水した海水を無人走行放水車（ドラゴン）に送水して放水活動を行った。なお、火災は3月21日にタンク内のガスが全て消費されて鎮火した。



消防艇からの放水活動

(11) 原子力発電所事故への対応

ア 背景

平成23年3月11日の大津波により、福島第一原発の原子炉1号機から5号機までの全交流電源が喪失状態となり、冷却装置が使用不能となった。これに伴い、12日には1号機、14日には3号機で水素爆発、15日及び16日には4号機で火災が発生し、各原子炉建屋内の使用済み燃料の過熱が危惧される状況となった。

東京電力株式会社だけでは原子炉建屋内の使用済み燃料の冷却が困難となり、自衛隊や警視庁等による放水活動とともに、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣が要請され、3月19日から25日までの間、全国7の消防本部による使用済み燃料プールへの放水活動が行われた。

東京消防庁は、消防機関として最初に現地での放水活動を行う部隊として活動するとともに、現地における関係機関等との調整及び他消防本部の放水活動の支援を行った。

イ 派遣実績及び活動内容

(ア) 部隊派遣の概要

3月12日、原子力安全・保安院が消防庁災害対策本部に対し、原子炉施設を冷却するための装備を持った部隊の派遣要請を行った。これを受けて、午後2時50分に消防庁長官から東京消防庁へ部隊の派遣要請がなされ、消防救助機動部隊等から8隊28名が現地に向けて出場した。また、3月16日には貸与依頼を受けた特殊災害対策車が出発したが、午後3時36分に1号機の原子炉建屋で水素爆発が発生したことから、出場要請が取り消され、午後6時00分に全体引揚げとなった。

その後、3月17日夜、内閣総理大臣から東京都知事に対し、施設の冷却を目的とした消防隊の派遣要請があり、都知事がこれを受諾。これを受け、18日午前0時50分に消防庁長



原子炉建屋放水の想定訓練



放水部隊の出場



防護衣等の着装

官から東京消防庁に対して派遣要請が入り、消防救助機動部隊等から計 32 隊 139 名を出場させた。

（イ）原発敷地内での活動

震災発生から 1 週間が経過していたが、依然として情報が錯そうしており、発電所内の詳細な状況は把握できていなかった。こうした中、緊急避難用に特殊災害対策車（鉛で放射線を遮蔽）を最前線に配置した上で、測定専従隊員が放射線量を測定しながら活動を開始し、3 月 19 日から同月 25 日まで合計 5 回、総放水量 4,000 トン超の放水を行った。燃料プールへの冷却では、岸壁から 3 号機まで、がれきなどで車両が通行できない 350m について、長さ 50m、重さ約 100kg のホースを隊員が手作業で延長せざるをえない状況となった。東京消防庁は緊急時の人命救助のための被ばく量を最大基準 100mSv/h としていたが、基準を超えた隊員はいなかったものの、隊員の被ばくの危険がより高い状況下での活動となった。

活動後の測定では、全隊員の被ばく量は最大でも 29.8mSv/h であり、基準を超えることなく活動を終えた。



現地対策本部での作戦会議

（12）福島県自主避難支援

ア 背景

福島第一原発事故の発生後、平成 23 年 3 月 15 日からは、発電所から半径 20km から 30km までは屋内退避区域であったが、政府が 3 月 25 日に屋内退避区域内住民の自主避難の促進方針を打ち出し、これに伴い、入院患者等が区域外へ避難するための救急搬送需要の増大が予想された。このため、緊急消防援助隊として救急隊が派遣されることとなった。



東北自動車道走行中の派遣部隊

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 26 日から 5 月 27 日まで
実 績	延べ 82 隊、254 名

ウ 活動内容

3 月 26 日に第 1 次派遣として救急隊 10 隊等を本宮市に派遣し、屋内退避区域内の救急需要に対応した。

4 月 7 日以降は、救急車が津波により使用不能となった相馬市内の救急要請への対応及び計画的避難区域での自力避難困難者への個別訪問活動（自衛隊医師、福島県保健師、市役所職員等に救急救命士が同行し巡回診療）を実施した。福島第一原発から 30km 圏内での活動となったことから、個人線量計による線量管理、活動時の服装管理等、隊員の安全管理を徹底した。



相馬市内での活動状況

4月21日以降は、本宮市から福島市に待機場所を変更し、7都県隊による輪番制で救急要請に対応した。

担当者コメント

救急救命士が単独で活動する任務（自衛隊医師等と連携した巡回診療）では、血圧計、パルスオキシメーターの携行が必須であり、車両積載資器材により対応したが、一方では、緊急消防援助隊車両としての資器材も維持しておく必要があった。こうした経験を通じて、任務に応じた携行用資器材の準備が必要であると感じた。

2 医療等支援（東京 DMAT・医療救護班・医療支援職員等の派遣及び輸送）

東日本大震災の発災直後より、東京 DMAT や医療救護班を派遣するとともに、政府の依頼により羽田空港における広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置・運用を行った。その後も各被災地等へ医療救護班やこころのケアチーム、医療支援職員等の様々な専門分野の職員を派遣し、医療救護活動を行った。

(1) 東京 DMAT の派遣

ア 派遣実績

宮城県気仙沼市	平成 23 年 3 月 11 日から同月 19 日まで	12 隊
福島県第一原子力発電所	平成 23 年 3 月 18 日から同月 28 日まで	2 隊
千代田区九段会館	平成 23 年 3 月 11 日	2 隊
町田市大型スーパー	平成 23 年 3 月 11 日及び 12 日	2 隊

イ 活動内容

災害時の専門的なトレーニングを受けた医師や看護師がその場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム「東京 DMAT（Disaster Medical Assistance Team：災害医療派遣チーム）」を各被災地へ派遣した。

発災直後から東京 DMAT 指定病院に対して待機要請しており、東京消防庁からの要請に基づき宮城県気仙沼市へ東京 DMAT を派遣。緊急消防援助隊と連携して、要救助者の救援・救護活動を行った。さらに、福島第一原発事故現場や建物崩落による傷病者が発生した千代田区九段会館と町田市の大型スーパーに出動し、医療救護活動を実施した。

被災地での活動を通じて、厳しい環境の中で自己完結型の活動が可能となる移動手段と医療資機材、食料等の装備が必要であると認識され、現在では、全ての東京 DMAT 指定病院に DMAT カーが配備されている。



医療機関への搬送

(2) 医療救護班の派遣

ア 派遣実績

		宮城県気仙沼市	岩手県陸前高田市	福島県相馬市	東京都内	
期 間		平成 23 年 3 月 14 日 から 6 月 30 日まで	平成 23 年 3 月 29 日 から 6 月 17 日まで	平成 23 年 4 月 5 日 から 5 月 10 日まで	平成 23 年 3 月 12 日 から 同月 14 日まで	
班 数		29 陣 100 班	19 陣 33 班	5 陣 6 班	7 班	
人数	内 訳	医師	130	50	6	8
		看護師等	164	58	7	12
		事務	52	11	5	4
		合計	346	119	18	24
派遣先		気仙沼市立病院、 避難所（気仙沼総合体育館等）	県立高田病院仮設診療所、 避難所等	相馬中央病院、避難所等	羽田空港 SCU	
備 考		内閣府からの要請				

イ 活動内容

東京都医師会、東京都薬剤師会との連携により、宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市及び福島県相馬市へ、急性期から慢性期まで、その時々での現地の医療ニーズに合わせて医師、看護師、薬剤師等で構成される医療救護班を派遣した（都立・公社病院からは計 179 名を派遣。これらを含めて、都内病院全体から合計 483 名を派遣。）。

また、政府の依頼に基づき、被災地の重症患者等を広域に搬送して対応するため、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を羽田空港に設置した。この設置・運用において、医療救護班として医師、看護師等（都立病院からは期間合計 21 人）を派遣し、被災地から自衛隊機により搬送された患者への診療等を行った。

現地で適時適切な医療救護活動を実施していく上で、医療ニーズを的確に把握するとともに、それに合わせた医療救護班の編成や医薬品投入等の調整を担う人材が必要と認識された。その経験も踏まえ、現在では、災害医療コーディネーターが設置されている。さらに、地区医師会や区市町村等との



SCU の立ち上げ



必要物資の積み込み



気仙沼市での医療救護活動

緊密な連携体制が不可欠であると認識され、二次保健医療圏ごとに「地域災害医療連携会議」が創設された。

担当者コメント

今回の派遣で一番重要な仕事と感じたのは、災害現場において医師・看護師の医療業務を全面的にサポートしていくことに加え、現地スタッフとの調整、どこにどれだけの支援が必要か見極める「災害医療ロジスティクス」である。医療に携わるものは皆誰かのためにと思いを抱いている人ばかりであり、ぜひ今後も私たちを有効活用し、支援を続けていって頂きたいと思っている。

(3) 医療支援職員の派遣

日本小児救急医学会からの依頼により、診療支援のため平成23年3月18日から同月26日まで医師3名を宮城県立こども病院等へ、いわき市医師会からの依頼により、医療支援のため3月29日から同月31日まで病院経営本部顧問1名を福島県いわき市に派遣した。

担当者コメント

被災地支援に行きたいという強い思いを持つ東京都の医師はたくさんいる。自分は4月1日の東京医師アカデミー辞令交付式で被災地に関する話をしたが、若い医師たちも真剣に話を聞いていた。しかし、個人で活動して力を発揮するのは非常に難しいため、そうした医師たちをチーム化して派遣できるシステムの構築が必要だと考える。

(4) 検案医の派遣

ア 派遣実績

期 間	平成23年3月13日から7月5日まで
派遣先及び実績	岩手県 14名、宮城県 39名、福島県 6名

イ 活動内容

被災地における遺体の検視・検案が滞っていたことから、各被災地からの要請に基づき、監察医を派遣して検案業務を行った。検案とは、事故や災害、死因が分からずに死亡した方等に対し死因を特定することで、これに基づき死体検案書（死亡診断書）が作成される。

被災地では、多くの遺体を傷みが進む前に検案する必要があると、限られた時間の中で検案業務を鋭意行った。また、ライフラインが寸断されており、遺体をきれいにするための水もない環境において、アルコールや手袋など、検案に必要な物資についても支援を行った。

担当者コメント

監察医務院から常勤医1名を被災地に常時派遣し、また非常勤医師も日本法医学会等の別ルートから被災地に派遣されている状況で、通常業務である23区内の検案業務の人的な体制を確保するのに苦労をした。

(5) 医療救護班、医薬品及び機材の輸送

ア 輸送実績

期 間	平成 23 年 3 月 14 日から 4 月 26 日まで
実 績	東京都内から岩手県一関市及び宮城県気仙沼市まで計 13 回

イ 活動内容

宮城県気仙沼市からの依頼により、医療救護班の派遣を支援するため、観光バスによる医師、看護師、事務職員、医薬品及び機材の輸送を実施した。

平成 23 年 3 月 14 日、警察車両による先導の下、緊急車両以外は通行禁止の東北自動車道を運行し、岩手県一関市及び宮城県気仙沼市に向けて第一陣の医療救護班を輸送した。

担当者コメント

緊急輸送ということもあり運行内容の情報が錯綜する中、第 2 陣では福島第一原発の影響を回避するため、関越自動車道から日本海東北自動車道を経由し、山形県を抜け宮城県から東北自動車道へ入るルートで計 1,800km、28 時間の過酷な運行となったが、誰一人辛い顔をすることなく、無事故で役目を終えたことは本当に良かった。

苦勞した点は、運行予定が間際まで決まらないことや急遽変更になったこと、また、第 2 陣では、燃料不足のため給油できるガソリンスタンドを探し回ったこと等である。被災地支援に東京都の一員として協力できたことを大切にしたい。

(6) 保健師チームの派遣

ア 背景

平成 23 年 3 月 12 日、被災県からの派遣要請を受けて、厚生労働省から全国自治体に対して保健師の派遣可否について照会がなされた。都は、阪神・淡路大震災以降、都区合同の保健師チームを派遣してきた実績があるが、東日本大震災では被害が甚大かつ広範囲に及び、日々被害状況が明らかになっていく中で班編成を増やしていく必要性があったため、特別区の単独チームや市町村保健師の参加など、新たな体制を組んで取り組んだ。

3 月 15 日の都単独チームによる福島県田村市への派遣を皮切りに、3 月 23 日には宮城県気仙沼市へ都区合同チームを派遣するなど、避難所等における健康相談や衛生管理、全戸家庭訪問による在宅被災者の健康相談、心の相談等の保健活動、被災自治体の保健衛生業務への支援を実施した。



避難所での健康相談

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 15 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
派遣先	3 県 9 自治体 (岩手県宮古市、宮城県気仙沼市、石巻市、東松島市、福島県田村市、相馬市、いわき市、双葉町、広野町)
実 績	111 チーム、延べ 382 名 (区市町村職員、保健師以外の職種を含む)

ウ 活動内容

避難所の感染予防に関しては、一般住民はもとより、避難所管理運営を担当していた職員も公衆衛生に関する経験は少なく、「消毒剤を手につければ、とりあえず大丈夫」といった状況があった。このため、ライフラインの制約を考慮しながらの手洗いの励行、ポンプ式液体石鹸の常備、共有タオルの廃止、清潔・不潔区域のゾーニングなどを指導し、感染症予防対策の普及に取り組んだ。

また、被災地域の家庭訪問や仮設住宅での巡回訪問などにより、健康相談、心の相談、血圧測定など、避難者からの幅広い相談に対応した。仮設住宅での巡回訪問では、住み慣れた地域から遠い仮設住宅に入らざるを得なかったこと、生活スタイルが大きく異なること、また、生活の見通しの立たないまま仮設住宅に移っても避難所のように食べ物の支給はなく光熱水費も負担しなければならないこと等の現実があり、コミュニティづくりを意識した保健活動が必要であった。

その他、被災自治体の保健活動体制の再構築や保健事業再開に向けての支援も実施した。



避難所内を巡回



仮設住宅の巡回訪問

担当者コメント

今回の震災は、被害が甚大かつ広範囲に及び、これまでの被災地支援の経験では対応できない状況であった。派遣要請が次々と入り、一時に複数の被災地へ複数のチームを派遣するという初めての経験となった。

役場機能そのものを支援する活動に加え、町保健師の支援及び公衆衛生チームや保健所への長期派遣等新たな経験を通じて、発災時の保健所の役割や派遣活動のあり方を考える機会となった。

(7) こころのケアチームの派遣

ア 背景

平成 23 年 3 月 23 日、厚生労働省及び岩手県と調整の上、岩手県陸前高田市に医師、保健師、看護師、精神保健福祉士などからなる多職種の「こころのケアチーム」を派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 23 日から平成 24 年 3 月 30 日まで
派遣先	岩手県陸前高田市
実 績	62 チーム、399 名（主に都立の精神保健福祉センター、都立病院職員を中心として、11 の民間病院からも参加）

ウ 活動内容

被災によって機能しなくなった精神医療の補填、精神医療機関の業務支援や、被災した精神障害者・精神疾患患者への対応、災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える被災住民への対応、支援者への支

援などを実施した。

陸前高田市では市の職員の3分の1が死亡又は行方不明となっており、本来支援する側の職員の負担や疲労も大きいことから、現地の要請を受けて職員向けのストレスチェックやカウンセリング等も実施した。

東京都こころのケアチームの派遣終了に当たっては、市内に作られた心療内科等への引継ぎや、岩手県こころのケアセンターへの引継ぎにより、支援が途切れることのないよう対応を行った。

(8) 児童相談所職員の派遣

ア 背景

被災県からの要請により、被災した児童に関する相談やこころのケア等に対応するため、児童福祉司、児童心理司の派遣を実施した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 26 日から 同月 30 日まで	平成 23 年 4 月 12 日から 同月 15 日まで	平成 23 年 6 月 6 日から 同月 10 日まで	平成 23 年 8 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで
派遣先	岩手県	宮城県	宮城県	宮城県中央児童相談所
実 績	児童福祉司 1 名 児童心理司 1 名	児童福祉司 2 名	児童福祉司 1 名 児童心理司 1 名	児童心理司 1 名

ウ 活動内容（児童心理司の例）

乳幼児健診を活用し、保護者から震災の影響による子供の変化について相談を受ける業務を行った。また、震災により保護者がいずれも亡くなったり行方不明になった震災孤児を中心に家庭訪問を行い、子供の心理的ケアや養育者へのアドバイス等を行った。

その他、療育手帳判定や、育成・性格行動相談、虐待、非行相談等の、児童相談所における通常の児童心理司業務についても支援を行った。



ミーティングの様子

担当者コメント

東京都においてもいざ震災が起こったとき、それぞれの機関だけでは対応できない案件もあると考えられるので、事前に福祉・医療・母子保健・教育等、各分野の関係機関の連携が重要であると感じた。

(9) 薬剤師班の派遣

ア 背景及び活動内容

医療救護班に薬剤師が同行し、医薬品の管理・調剤及び服薬指導等を行った。また、一般医薬品の供給や公衆衛生業務にも関わった。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 29 日から 6 月 30 日まで	平成 23 年 4 月 29 日から 6 月 30 日まで
派遣先	岩手県陸前高田市	宮城県気仙沼市
実 績	24 班、58 名	13 班、34 名

(10) スクールカウンセラー・臨床心理士等の派遣

ア 背景

被災県教育委員会等から、児童・生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルス等についての協力要請を受けて、スクールカウンセラー及び臨床心理士等の派遣を行った。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 18 日 から同月 22 日まで	平成 23 年 5 月 30 日 から 6 月 17 日まで	平成 23 年 4 月 3 日 から 12 月 2 日まで	平成 23 年 4 月 10 日 から同月 13 日まで
派遣先	福島県教員委員会	福島県教員委員会	宮城県教員委員会	岩手県大槌町教育委員会
実 績	スクールカウンセラー 6 名	スクールカウンセラー 58 名	臨床心理士等 18 班、延べ 88 名	心理職 2 名

ウ 活動内容

児童・生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルスカケアを実施した。また、学校再開に当たっての今後の心のケアの方向性について課題の検討に当たった。

担当者コメント

避難所や学校を訪問して話を聞くと、自身も被災しているにもかかわらず、必死で在籍生徒の安否を確認し、昼食もままならず駆け回り、学校再開の準備をしている教員の姿があった。教員自身が疲弊しきってしまったときの子供への影響は計り知れず、教員への支援の必要性を感じた。

(11) 介護職員の派遣

ア 背景及び活動内容

厚生労働省からの要請に基づき、福祉避難所において高齢者に対する食事や排泄の介助、その他の生活支援をするため、介護職員などを派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 10 日から 7 月 28 日まで
派遣先	宮城県気仙沼市内 福祉避難所 2 か所
実 績	24 陣 延べ 240 名（都や区市町村の職員のほか、民間施設の職員で構成）

(12) 福祉職員の派遣

ア 背景

福島第一原発の事故による避難区域（20km圏内）に位置する障害者施設等が、順次千葉県へ避難することとなり、厚生労働省を通じて福島県からの協力要請を受け、千葉県内の避難所に福祉職員等を派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 27 日から平成 24 年 1 月 20 日まで
派遣先	千葉県内の避難所 1 か所
実 績	6 泊 7 日を 1 クールとし、43 陣 延べ 324 名（東京都社会福祉事業団及び民間社会福祉法人の福祉職員）

ウ 活動内容

避難所において、知的障害者の生活支援業務として、食事、トイレ、入浴等の介助及び日中活動や余暇活動の支援のほか、洗濯や清掃等の後方支援を行った。

避難先の建物は障害者用に作られた建物ではないため、利用者の把握が難しい構造であり、また、階段・浴室には手すりがなく、移動介助・入浴介助を行う際、安全への配慮が特に必要だった。

担当者コメント

何回かの現地確認の際、見知らぬ土地で、慣れない建物、設備環境の中で、さらに、今後の見通しが立たない中でも、避難してきた現地の施設職員からは利用者を精一杯支援していくという気持ちが伝わり、自分も少しでも役に立ちたいという思いで派遣職員の確保、スケジュール調整や宿泊先確保などの調整を行うことができた。

また、避難してきた施設関係者だけでなく、福島県の職員とも調整する機会が多々あり、現在でも震災時の対応について参考になる話を教えてもらうこともあるなど、危機管理体制の構築に向けて役立っている。

3 緊急復旧支援

(1) 水道事業技術者の派遣

ア 背景

大都市で災害が発生した際の相互応援の覚書や日本水道協会からの要請等に基づき、各被災自治体に対し緊急給水支援及び応急復旧支援を実施した。

イ 派遣実績

① 宮城県仙台市

応急給水支援	平成 23 年 3 月 12 日から 4 月 1 日まで 給水車 延べ 12 台、人員 延べ 39 名
応急復旧支援	平成 23 年 3 月 16 日から 4 月 1 日まで 車両 延べ 28 台、人員 延べ 49 名



避難所での応急給水（仙台市）

② 福島県いわき市

応急給水支援	平成 23 年 3 月 22 日から 4 月 18 日まで 給水車 延べ 6 台、人員 延べ 20 名
応急復旧支援	平成 23 年 3 月 26 日から 4 月 6 日まで 車両 延べ 24 台、人員 延べ 36 名

③ 千葉県浦安市

応急復旧支援	平成 23 年 3 月 16 日から同月 22 日まで 車両 11 台、人員 延べ 19 名
--------	---

④ 茨城県稲敷市

応急復旧支援	平成 23 年 3 月 12 日から同月 14 日まで 給水車 1 台、人員 2 名
--------	---

ウ 活動内容

都及び請負業者の技術者と車両により支援を行った。支援車両は、優先的に給油を受けられる環境ではあったが、車両燃料の確保が困難であった。また、給油のための交通渋滞の影響も受けた。全天候型のタイヤを装備していたが、降雪により丘陵地域への給水に支障が生じることもあった。

都と仙台市水道局は定期的に震災訓練等による交流を行ってきたこともあり、復旧支援活動をスムーズに行うことができた。

また、いわき市での巡回給水活動では、給水車に同乗した地元町会長の指示を受けながら、一人暮らしの高齢者宅への給水活動も行った。行政単独による巡回給水には限界があり、こうした自治会等と連携した給水活動は有効であった。

その他、大量の水を運ぶことが困難な高齢者や女性等に対しては、職員が玄関先まで容器に入った水を運ぶなど、できる限り住民に寄り添った給水支援を心掛けた。

担当者コメント

初めての災害派遣を通じて、いかにライフラインが重要であるかということを思い知らされた。給水活動に従事している間、水は一滴も無駄にできない貴重な存在であった。



避難所での応急給水（いわき市）



漏水箇所の掘削（浦安市）

(2) 下水道事業技術者の派遣

ア 背景

「大都市災害時相互応援に関する協定」や「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、都が有する技術力、組織力を生かして、被災地の下水道施設の応急復旧や本復旧を支援した。

イ 派遣実績

① 宮城県仙台市

期 間	平成 23 年 3 月 12 日から同月 27 日まで
実 績	延べ 246 名（都職員）

② 千葉県浦安市

期 間	平成 23 年 3 月 25 日から 4 月 11 日まで
実 績	延べ 2,261 名（都職員、東京都下水道サービス株式会社及び下水道メンテナンス協同組合の社員）

③ 千葉県香取市

期 間	平成 23 年 4 月 11 日から同月 18 日まで
実 績	延べ 352 名（都職員、東京都下水道サービス株式会社及び下水道メンテナンス協同組合の社員）

ウ 活動内容

宮城県仙台市では、甚大な被害を受けた下水道機能の早期回復を目的として、下水道管やマンホールの被害状況を把握するための目視による調査を 112km にわたり実施した。千葉県浦安市及び香取市では、液状化等により閉塞・損傷した下水道管の機能回復を目的として、下水道管内を清掃するとともに、被害状況を把握するためテレビカメラを用いた調査（浦安市 43km、香取市 2.3km）を実施した。



現場調査状況（仙台市）



液状化によって突出した人孔（浦安市）

担当者コメント

慣れない寒さの中での調査等大変なことも多かったが、派遣された職員が職種の垣根を越えて協力して作業を完遂できた。地元の方から大変喜ばれ、温かいお言葉をいただくこともあり、調査の励みになった。

(3) 仮設住宅建設協力職員の派遣

ア 背景及び活動内容

震災発生後の平成 23 年 3 月 17 日から、応急仮設住宅建設を支援するため、都営住宅建設部門の職員を被災県へ派遣し、現地における建設候補地の事前調査、現場監督、完了確認等を実施した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 17 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで
実 績	計 103 名（福島県 98 名、宮城県 5 名）



仮設住宅

(4) 被災宅地危険度判定士の派遣

ア 背景

宮城県から広域支援の調整依頼を受けた国土交通省の要請に基づき、被災宅地の危険度判定のための職員を派遣した。

東京都では、危険度判定の実施主体となる区市町村と支援を行う都とで構成する「東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会」を設置しており、都からの要請を受け、都に加えて 3 区 3 市（台東区、世田谷区、豊島区、

八王子市、町田市及び調布市）の職員が派遣されることとなった。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 3 月 23 日から 4 月 3 日まで
派遣先	宮城県仙台市太白区及び青葉区
実 績	延べ 82 名（都及び 3 区 3 市の職員）

ウ 活動内容

都は 228 宅地について危険度判定を実施し、調査箇所の 25%が危険度大（立ち入りが危険）、30%が危険度中（立ち入る場合は十分注意）、45%が危険度小（被災程度は少ない）との判定を行うとともに、判定ステッカーを外部に表示し、宅地の利用者への二次被害、隣接宅地の利用者や通行者等の第三者への被害の軽減防止に努めた。

被害状況を迅速かつ的確に把握し、住民へ情報を提供することで、二次災害等の被害の軽減・防止のみならず、復旧対策の基礎資料として活用された。



被災宅地危険度判定作業（仙台市）



判定結果表示状況

担当者コメント

被災現場では日没前までに判定業務を終了させる必要があり、作業時間が限られているため、判定作業と住民対応をスムーズに進める必要があるが、土地・建物所有者からは「家の再建費用はどこから出るのか」「ガス・水道はいつ復旧するのか」、また近隣の方からは「自分の家屋も調査してほしい」など、被災者の切実な訴えがあり、判定作業以外にも被災された住民への丁寧な対応が求められた。

また、東京とは異なる気象条件や不慣れな土地での自動車運転、被災地での危険を伴う作業となるため、常に体調管理には留意しておくことが重要だと感じた。

(5) 学校再開支援

ア 背景

東京都教育委員会では、東日本大震災後直ちに実施可能な支援メニューの検討を進め、岩手県、宮城県及び福島県の教育委員会へ職員を派遣して被災県の教育ニーズの把握を行い、支援活動を実施した。

イ 派遣実績

派遣先	岩手県及び宮城県
実 績	延べ 166 名（都及び 1 区 6 市の職員）

ウ 活動内容

岩手県の学校再開、宮城県の教員派遣支援室運営等のため、指導主事・管理主事・学事事務職員等を派遣した。また、都区市連携のもとに区市の職員を派遣した。

(6) 被災地避難所運営等支援

ア 背景

被災自治体が深刻な人手不足に陥っている中、一日も早い復旧・復興に向け効果的に活動ができるよう、現地の活動を支援する職員の派遣を行うこととした。特に被害が大きく行政機能が著しく低下していた岩手県陸前高田市並びに宮城県南三陸町、気仙沼市及び石巻市に対し、被災地支援現地事務所が把握した現地のニーズを踏まえ、平成23年4月から短期職員派遣を行った。また、5月から福島県南相馬市、6月から福島県庁、7月からは宮城県仙台市への短期派遣を開始した。

イ 派遣実績

期 間	平成23年4月から同年11月まで
派遣先及び実績	延べ1,675名 (岩手県) 陸前高田市 延べ415名 (宮城県) 南三陸町、気仙沼市、石巻市、仙台市 延べ1,148名 (福島県) 南相馬市、福島県庁 延べ112名

ウ 活動内容

職員7名程度で班を編成。各班はおおむね1週間程度のローテーションで派遣され、各被災自治体の指揮命令のもと現地ニーズに沿った業務に従事した。

被災地での業務に従事するに当たっては、移動手段、食糧、宿泊場所の確保など多くの困難があったが、派遣職員に対して現地環境や注意事項等に関する随時最新の情報提供を行い、安心して活動に専念できるよう努めた。



がれき撤去



支援物資搬入

(業務内容の例)

- ・避難所運営サポート
- ・県庁における事務支援
- ・支援物資の搬入・搬出・仕分け
- ・がれきの撤去・清掃
- ・り災・被災証明書の発行
- ・仮設住宅関係業務
- ・生活再建支援業務
- ・県外避難者支援業務
- ・その他現地の要請に基づく業務



り災・被災証明書発行



生活再建支援金受付

担当者コメント

日々刻々と状況が変化する中で、短期間で派遣職員が交代していく状況にあっては、業務の引継ぎが大きな課題となっていた。このため、り災証明書の発行業務では、業務マニュアルやQ & Aを作成するとともに、現場において次陣への引継ぎを行うなど、職員の努力と工夫により、業務の継続性を確保できた。混乱している被災自治体の職員に負担をかけない点においても、意義があった。

(7) 学校施設等の応急危険度判定調査等

ア 背景

震災発生時、学校施設は春休み期間のところが多く、すぐに使えるかどうかの判断は求められていなかったが、発災から1か月が経ち、今後の復興に向けて学校施設等の修繕や工事の必要が生じることが予想され、建物の被害状況や安全性の確認等が必要となった。被災県だけでは十分な人員が確保できないため、宮城県教育委員会及び岩手県大槌町教育委員会からの要請に基づき、現地調査を行う職員を派遣した。



建築職による建物調査

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 10 日から同月 13 日まで 及び 5 月 1 日から同月 3 日まで	平成 23 年 4 月 7 日から同月 29 日まで
派遣先	岩手県（大槌町）	宮城県（仙台市、大崎市、美里町）
実 績	延べ 6 名（建築、土木、電気、機械職）	延べ 14 名（建築職）

ウ 活動内容

教育施設の被災状況調査、応急危険度判定など、現地調査を実施した。

担当者コメント

地元の自治体の職員は寝る間も惜しんで積極的に対応を行っていたことから、派遣職員も、モチベーションを高くして、調査を行うことができた。

(8) 被災建築物応急危険度判定

ア 背景

10 都県市被災建築物応急危険度判定協議会からの支援要請を受け、被災した建築物を調査し、余震などによる倒壊の危険性、外壁・窓ガラスの落下や付属設備の転倒等の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的被害を防止するため、宮城県に判定員を派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 23 日及び 24 日
派遣先	宮城県女川町
実 績	13 名（都 5 名、特別区 8 名）

ウ 活動内容

193 棟の建物について判定を行い、判定結果については、危険（赤）、要注意（黄）、調査済（緑）のステッカーを建築物の見やすい位置に表示し、歩行者に対しても建築物の危険性を周知した。



4 その他の人的支援

(1) 災害廃棄物（生活ごみ）処理支援

ア 背景

都は過去の災害時支援の経験から、発災当初は、し尿処理対策が重要となるが、発災から3～4週間後には復旧に向けてゴミ処理が大きな課題となることを理解していた。このため、発災直後から大規模な災害廃棄物の処理支援のための方策や体制構築に向けた準備を進め、事前に協定を締結していた仙台市からの支援要請を受け、区市町村や関係団体の協力を得て災害廃棄物の収集・運搬支援を行った。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 17 日から 5 月 7 日まで
派遣先	宮城県仙台市
実 績	収集作業員・運転手等 延べ 309 名 清掃車両 延べ 114 台 (都、区市町村及び関係団体の合計)

ウ 活動内容

津波被害に遭った地域では、海水に浸った布団や畳、衣類、電化製品、家具類など、通常の 50 倍以上の生活ごみが排出され、道路や家の庭先に山のように野積みされていた。

これら災害廃棄物を被災現場や公園・運動場などの一次仮置場で収集し、沿岸部に設置された二次仮置場や清掃工場まで運搬する作業を実施した。

収集に当たっては、ごみ種別（可燃系ごみ、不燃系ごみ、金属くず、家電等）ごとに収集したが、仙台市による分別の周知と指導が徹底されたため、排出をスムーズに行うことができた。

また、災害廃棄物の迅速な処理に不可欠な二次仮置場の近くに仮設焼却炉を設置し、二次仮置場を効率的に運用することで、仙台市は被災地の中でもいち早く処理を完了することができた。



浸水地域での積み込み



一次仮置場での積み込み



二次仮置場への搬入

担当者コメント

家屋から津波被害に遭った家財等を積み込むときは、できる限り住民の立会いのもと清掃車に積み込んだが、時折、それは残して欲しいという声がかかった。思い出の品だったのかもしれない。

また、支援現場では、未だ大きな余震が続いている時期であったため、全ての清掃車両に無線機を積み込み、安全確認を行いながら作業を行った。

(2) 都民ボランティアの派遣

ア 背景

被害の大きかった地域や被災者を支援するため、都は東京ボランティア・市民活動センターとの間で協定を締結し、都民ボランティアを被災地に派遣する「都民ボランティア事業」を実施した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 4 月 5 日から 7 月 15 日まで
主な活動地域	宮城県東松島市、石巻市、気仙沼市、岩手県一関市、陸前高田市
実 績	参加者数 延べ 1,207 名（男性 762 名、女性 445 名）

ウ 活動内容

都民ボランティア事業は、交通網や施設等が甚大な被害を受け、一般のボランティアによる活動が困難な時期に、被災地に負担をかけることのないよう、現地への交通手段、宿泊先、活動用物資等を確保した上で被災地に入り活動を行う「自立型ボランティア」を派遣するプログラムである。

一週間単位で 17 期まで被災地へ派遣し、現地の高校や保健センター、旅館等を拠点として、各被災県・市町村の災害ボランティアセンターの協力の下、様々なボランティア活動を実施した。



（写真出典：東京ボランティア・市民活動センター報告書）

第3節 人的支援（応急対策期）

1 医療等支援

(1) 公衆衛生チームの派遣

ア 背景

震災後の宮城県では、県内8つの保健所を医師6人で運営している状況が続き、大分県から公衆衛生医師が派遣されていた。平成23年5月以降、同県の後を受ける形で、厚生労働省からの依頼を受け、都が公衆衛生チームを派遣することとなった。

都の公衆衛生チームは、現地避難所等への直接的な支援にとどまらず、「被災地における公衆衛生システムの再構築」を目的として、医師をはじめ、保健師、薬剤師などの多職種チームによる支援に取り組んだ。



避難所での健康相談



避難所での巡回健康調査

イ 派遣実績

期 間	平成23年5月7日から平成24年3月30日まで
派遣先	宮城県石巻保健所
実 績	合計24チーム、59名（医師、保健師、薬剤師、栄養士など）※1週間交替（期間内後期は1か月交替）

ウ 活動内容

避難所における感染症・食中毒対策などの災害時業務や管内市町の保健活動支援を行ったほか、市町村の地域保健対策に関する情報分析、中期的計画策定の支援、関係機関の意見交換の支援等を通じて、地域保健システムの再構築への企画調整支援を実施した。

担当者コメント

都保健所が考える地域保健システムとは異なる中で、災害後の体制整備を支援していくためには、短期間での交代要員による支援では限界がある。現地職員に寄り添い、一定の時間を共有することで、地域の特性を理解することが可能となり、現地が真に必要としている支援を見出すことができるものと痛感した。

(2) 動物保護班の派遣

ア 背景

福島第一原発事故の発生により、半径20km圏内の警戒区域の自宅に犬猫を残したまま避難した飼い主がいたことから、環境省及び福島県からの要請を受け、動物愛護相談センターの職員を派遣し、犬猫の保護活動を実施した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 5 月 21 日から平成 24 年 5 月 24 日までの期間内に数日程度の派遣を 7 回実施
実 績	獣医師及び技能員 延べ 26 名

ウ 活動内容

飼い主の一時帰宅にあわせて、警戒区域に立ち入り犬猫を収容するとともに、放れた犬の野犬化を防止するため、捕獲器等を用いた捕獲収容を行った。警戒区域内での活動は、防護服を装着し、放射線量をチェックしながらの実施となった。



保護猫のスクリーニング検査



捕獲器設置作業

担当者コメント

都職員による警戒区域内への立ち入りは、東京消防庁等の災害対応職員以外では初めてであった。同区域内においては防護服の着用が必須であり、特に暑さの中で放射線量に神経を使いながらの作業は困難を極めた。

(3) 手話通訳者の派遣

ア 背景

被災地における聴覚障害者を支援するため、厚生労働省から都道府県へ手話通訳者等の派遣に対する協力依頼があり、都が区市町村及び関係団体に呼びかけた結果、東京手話通訳等派遣センターから派遣を行うこととなった。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 6 月 2 日から同月 7 日まで
派遣先	福島県相馬市
実 績	手話通訳者 2 名

ウ 活動内容

福島県相馬市の避難所等における対応のほか、市内に居住する聴覚障害者宅の訪問調査、地域の聴覚障害者協会が主催する情報交換会及び市主催の「放射能に関する説明会」における手話通訳を実施した。

(4) 介護保険事務支援職員の派遣

ア 背景

介護保険事務が逼迫している現地からの要請に基づき、全庁的な枠組みの短期派遣での対応（平成 23 年 6 月 6 日から 7 月末まで）に引き続き、介護保険事務に精通する職員を宮城県石巻市へ派遣した。

イ 派遣実績

期 間	平成 23 年 8 月 2 日から 9 月 13 日まで
派遣先	宮城県石巻市
実 績	6 名

ウ 活動内容

石巻市介護保険課において、被保険者証の再交付や利用者負担額の免除などの各種申請書の窓口受付及び証明書の発行・交付事務の支援を実施した。

2 その他の人的支援

(1) 選挙事務支援職員の派遣

ア 背景

被災地では災害対応や復興事業が最優先事項であったことから、特に被害が深刻であった地域においては、平成 23 年の統一地方選挙を当初予定どおりの期日で実施することが不可能となった。このため、国は震災特別法を制定し、選挙の実施期限を延期することとした。

こうした中、総務省、都道府県選挙管理委員会連合会、指定都市選挙管理委員会連合会による被災自治体に対する物的・人的支援の検討が開始され、総務省から示された職員派遣スキームが合意された。同スキームを通じて要望を受け、都内区市町村選挙管理委員会と調整を図り、選挙資機材等の物的支援及び職員派遣による人的支援を行った。

イ 派遣実績（区市町村職員を含む）

	岩手県	宮城県	福島県
派遣先	釜石市、大槌町	石巻市、気仙沼市など 8 市町	相馬市、南相馬市など 6 市町村
実 績	4 人	67 人	17 人

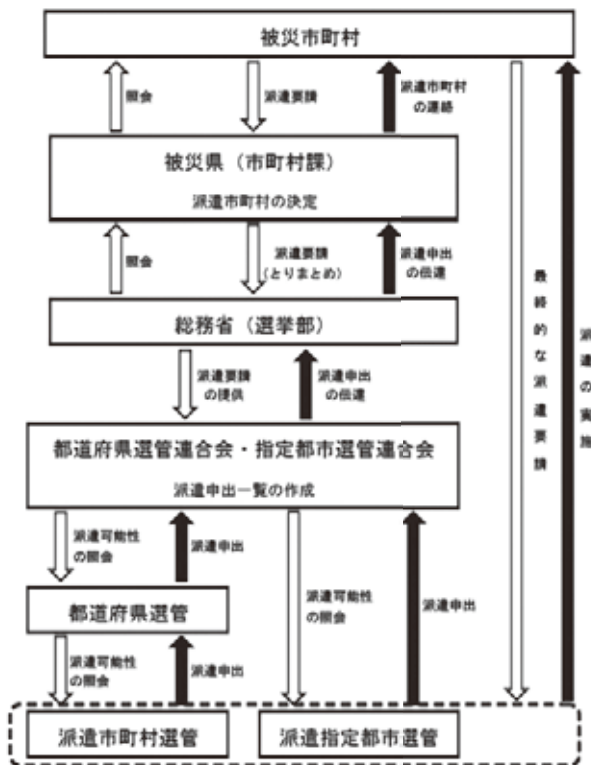
《参考》平成 23 年度 被災 3 県における選挙件数：56 件

ウ 活動内容

岩手県陸前高田市の津波で消失した選挙資機材について、都選管が物的支援の取りまとめを行い、投票箱や投票用紙交付機・計数機など、都内区市町村等から物品 40 品目、約 9,000 点が提供された。

派遣された職員は、現地選管を補佐して、選挙準備事務、期日前投票事務、不在者投票事務、開票事務などを行い、震災特別法に定められた期限までの選挙実施を支援した。それに当たっては、現地選管が保有するノウハウを最大限尊重し、次回以降の選挙が現地の職員により円滑に行われるよう配慮した。

市町村選管職員のパ遣スキーム 総務省



資機材搬出作業



開票作業（女川町）

担当者コメント

派遣スキームの構築や選挙物資のマッチング、人材派遣に向けた都内区市町村との調整等に多くの時間が割かれ、実施自治体への連絡が直前になってしまった。こうした事前準備を短縮すれば、受入側の段取りに余裕が生まれる。

(2) 警視庁警察官の特別出向

ア 背景

東日本大震災による壊滅的な打撃を受けた被災地域では、円滑な復旧・復興活動が行われる前提として、住民生活の安定と秩序の維持を中心とする治安の確保が喫緊の課題となり、岩手県、宮城県、福島県の警察官を計750人増員するため警察法施行令及び各県条例の改正が行われた。

この増員については、直ちに実働力を有する警察官の配置により行う必要があり、臨時特例的に全国の都道府県警察からの特別出向者によって対応することとされ、全国の警察官が3県警察からそれぞれ採用発令を受けた。



被災県警察特別出向者壮行式

イ 派遣実績（警視庁からの特別出向）

	岩手県	宮城県	福島県	合 計
第1回実績（平成24年2月1日）	31名	72名	97名	200名
第2回実績（平成25年4月1日）	15名	19名	94名	128名

〈参考〉全国からの特別出向者数 … 第1回：750名、第2回：455名

ウ 活動内容

被災地の安全・安心を確立するためのパトロール機能の強化、被災地における安全で円滑な交通の確保、震災に乗じた犯罪の取締り強化への取組を実施した。

(3) 消防職員の応援派遣（双葉地方広域市町村圏組合）

ア 背景

東日本大震災の発生以来、福島県の大双葉地方広域市町村圏組合では、消防職員の早期退職や消防団活動の休止等により、地域の消防力が低下する状況となったが、その一方で、復旧・復興活動の進展に伴い、平成24年4月から警戒区域等避難指示区域の見直しが図られたことで、住民の立ち入り規制が緩和され、以前にも増して火災の発生等が懸念されるようになった。

こうした状況を受け、東京消防庁と双葉地方広域市町村圏組合との間で派遣協定を締結し、全国消防派遣隊として消防職員の応援派遣を実施した。

イ 派遣実績

期 間	全国消防派遣隊 平成25年3月31日から10月1日まで（全16次） うち東京消防庁 計10回、125日間
派遣先	双葉地方広域市町村圏組合 （管轄地域：福島県広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村）
実 績	全国消防派遣隊 延べ64隊、195名 うち東京消防庁 計10隊、30名

ウ 活動内容

派遣隊員は、原発災害等に係る専門知識を有し、資機材の取扱いに習熟している部隊から選抜され、巡回による火災警戒及び火災発生時の消火活動を実施した。

担当者コメント

2週間という短い期間ではあったが、双葉消防の方とも貴重な情報交換ができた。そして職員の皆さんと一緒に業務に携わり、派遣中の宿泊施設においても色々と気遣いをいただき、我々もずっと双葉に勤務している気持ちになった。

その中で気付いたことは、双葉消防の皆さんも今回の被災者であり、避難者であるということである。管内にある自宅には戻れず、家族は避難先にいるため、単身赴任の方がほとんどだったが、そんな素振りを見せることなく、明るく元気に多忙な業務を日々こなし、私たちに接してくれた。

双葉消防の方に、派遣隊が来てくれたことへの感謝とともに言われた「双葉のことも忘れないで。勤務地は違っても、同じ消防として、これからも一緒に頑張っていこう。」という言葉は、生涯忘れない。

第4節 被災地への物的支援、火葬協力、がれきの受入れ

1 物的支援

(1) 救援物資の調達

ア 背景・経緯

震災直後の平成 23 年 3 月 14 日及び 15 日に、全国知事会経由で被災地から各種支援物資の依頼があり、速やかに都として物資の支援を決定したが、依頼リストには、介護食、紙オムツ等の介護用品やトイレトーパー、使い捨てカイロ、割り箸など、都が備蓄していない物資も多かったため、早急に購入する必要が生じた。

3 月 15 日には、災害時協定を締結していた東京都生活協同組合連合会に物資調達への協力を依頼するとともに、確実に大量の物資を確保するため、過去の災害（三宅島噴火災害）時の経験を踏まえ、複数の大手百貨店にも協力依頼を行った。翌 16 日、ある百貨店から、都の要請に基づき物資確保のためのプロジェクトチームを立ち上げ、依頼物資を全て確保できる旨の連絡があり、即座に購入を決定した。

その後、3 月 18 日には都民からの義援物資の受付を開始したことに伴い、物資の追加購入を一時見送ることとした。

イ 実績

調達物資一覧（※数量は概数）

飲料水 15 万本、トイレトーパー 85 万個、使い捨てカイロ 75 万個、おむつ 1 万枚、介護おむつ 13 万枚、介護食 5 万個、使い捨て食器 13 万個、割り箸 4 万組、歯ブラシ 1 万個、医療用マスク 5 万個、サニタリーショーツ 1 万枚 など

(2) 義援物資の受付及び搬送

ア 背景・経緯

被災地の被害状況が報道等を通じて次第に明らかになると、「被災地のために何かできないか」「被災地に物資を送りたいがどうすればいいか」といった都民からの問い合わせが増えていった。都ではこれまでに広く義援物資の募集を行ったことはなかったが、被災県からの支援要請もある中、募集を実施することとした。

イ 実績

(ア) 物資の受付

受付が開始されると、他人事ではないと感じた多くの都民が都庁を訪れ、受付会場である第二本庁舎 1 階は、義援物資であふれかえった。



義援物資（都庁第二本庁舎 1 階）

受付期間	平成 23 年 3 月 18 日から 27 日まで
受付場所	個人：東京都庁第二本庁舎 1 階 企業、団体等：京浜トラックターミナル（大田区平和島） ※問い合わせ対応のためのコールセンターを設置
件 数	35,190 件（10 トントラック換算 165 台以上）

(イ) 物資の搬送

寄せられた義援物資等は、一般社団法人東京都トラック協会の協力を得て、岩手県、宮城県及び福島県の倉

庫に配送したが、被災地での県倉庫の不足や不要不急物資の滞留などにより、支援物資を必要とする施設等へのきめ細かな配送が困難となっていた。

こうした中、平成23年7月から、県内施設のオーダーに基づき直接施設に物資を搬送する「福祉物資輸送システム」の運用が開始された。

担当者コメント

都民等から寄せられた大量の救援物資は、種類を問わず段ボールに寄せ集めて入っていることが多く、仕分けに多くの労力を費やすこととなった。このことから、救援物資を募集する際は、細かな種類別に整理しながら受け付けし、被災地のニーズにあった物資をスムーズに搬送する必要性を痛感した。

(3) 庁有車の譲渡

ア 背景及び経緯

被災地自治体では、各種の公用車、消防車両及びバス事業者のバス車両などが津波被害等により使用不能となり、絶対的な数が不足していた。このことを受け、現地のニーズを踏まえた上、廃車予定であった庁有車等を無償譲渡した。

【実績】

譲渡車両	台数	譲渡先
道路巡回車 等	7 台	宮城県、岩手県宮古市、大船渡市、釜石市
都営バス車両	49 台	宮城交通（株）、岩手県交通（株）
水道局・下水道局公用車	215 台	岩手県、宮城県、福島県及び各県内の自治体
消防車両（査察広報車、化学車等）	13 台	岩手県及び宮城県内の消防本部

譲渡車両の例



道路巡回車



都営バス車両



給水車



化学消防車

2 犠牲者の火葬支援

(1) 背景

震災発生後、がれきの撤去作業や搜索活動が本格的に進み、一日あたりの収容される遺体の数が1,000体にも上る可能性があったが、一方では火葬場の被災や燃料不足、停電等により火葬能力が低下し、火葬できない遺体が日々増加するなど深刻な状況となっていた。中でも、死亡者数が最も多かった宮城県では、県内の火葬場だけでは明らかに対応が困難となり、一時的な土葬である仮埋葬なども余儀なくされていた。

こうした状況において、全国から集まったドライアイスを使いながら遺体の腐食を防いでいたが、遺族への配慮や公衆衛生の観点から、一刻も早く遺体を弔うことが求められ、全国知事会及び宮城県知事から火葬支援の要請を受け、公営火葬場及び民営火葬場の協力を得ながら支援を実施した。

(2) 実績

支援対象	宮城県
実施期間	平成23年4月1日から5月31日まで
火葬支援数	860体
受入先	瑞江葬儀所(都)、四ツ木斎場(民間)、臨海斎場(臨海部広域斎場組合)

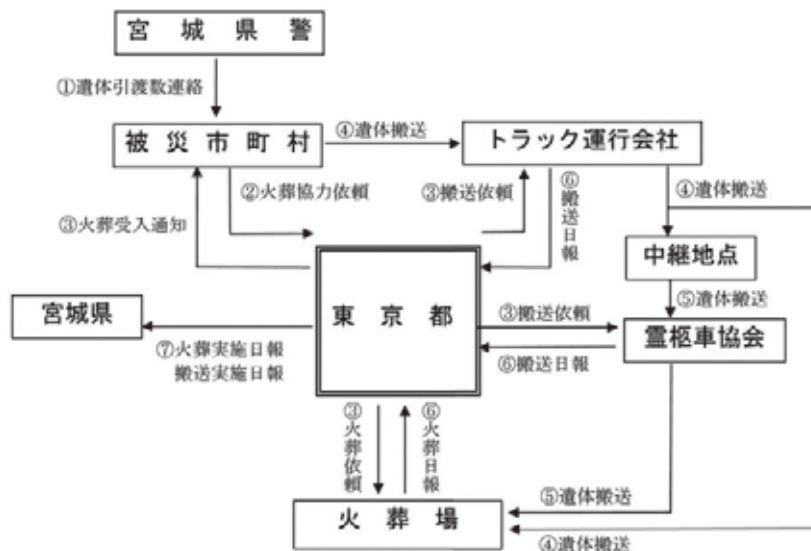
ア 火葬

限られた時間内に多数の遺体の火葬、収骨を行うため、親族の立ち合いは遠慮していただき、地元自治体職員による立ち合いのもと、火葬を実施した。

イ 遺体の搬送

自治体が実施する広域火葬については、通常、依頼する側の自治体が搬送手段を確保することとなるが、今回の火葬支援では、宮城県の要請を踏まえ、都が搬送手段も含めて支援をした。また、一般火葬者への配慮の観点から、斎場での葬儀中にトラックが犠牲者の遺体を搬入することを避けるため、都内に遺体を載せ替えるための中継地点を確保し、一体ずつ霊柩車で火葬場へ搬送した。

火葬協力フロー図



トラックから霊柩車への搬送替え

(葬儀所における受入れ：瑞江葬儀所の例)

都の瑞江葬儀所では、被災地の遺体の火葬受入れにあたり、一時安置所を急遽設置し、火葬の具体的な手順等を決めた。地元区や地元町会などの関係者に周知の上、一般都民の火葬は一時中止し、葬儀所内は関係者以外立入禁止とした。

大量の遺体を間違いなく火葬し、収骨及び引渡しを行う上でミスは絶対に許されない。このため、身元不明の遺体と火葬受入れリスト等との照合、特例的な火葬に伴う火葬証明書の迅速な発行、遺体の取り違い防止、さらには火葬炉のフル稼働に伴うトラブルへの備えなど、事前に検討した作業手順に従い、詳細なシミュレーションを繰り返し行った。165体の火葬協力をを行い、遺族または地元市町に遺骨をお返しすることができた。

火葬を知った遺族が来所されることを想定し、ロビーに祭壇を用意して、収骨後に骨壺をお供えした。遺族からは、とても丁寧な対応ということで、感謝の言葉をいただいた。また、都民の弔意を受け止めるための献花台を設け、多い日には500件近くの献花をいただいた。



祭壇



献花台

担当者コメント

火葬の受入れに当たり、遺体搬送の事業者や火葬場との調整を円滑にできたことは、関係者間での毎年の通信訓練により、連絡体制が確保されていたためであった。

被災地の火葬協力を行うことで受入れができなかった一般都民の火葬については、他の火葬場に引き受けてもらうなど、震災による犠牲者の火葬への協力は、都内の公営及び民営の火葬場による直接・間接の協力があってこそ実現したものであると考えている。

3 災害廃棄物（がれき）の受入れ

(1) 背景・経緯

東日本大震災及びこれに伴う津波により発生した災害廃棄物の量は、岩手県で通常の約9年分、宮城県で通常の約14年分に相当する約1,500万トンにまで達し、被災地の一日も早い復旧・復興のためには、これら膨大な災害廃棄物の迅速な撤去及び処理が急務となっていた。

こうした状況を受け、東京都は全国に先駆けていち早く災害廃棄物の受入表明を行い、その後、公益財団法人東京都環境公社とともに、岩手県（平成23年9月）及び宮城県（平成23年11月）と「災害廃棄物の処理基本協定」を



災害廃棄物の発生状況（出典：環境省）

締結し、平成23年11月の岩手県宮古市の廃棄物の受入れから、本格的な災害廃棄物の広域処理を開始した。

第4節 被災地への物的支援、火葬協力、がれきの受入れ

(2) 実績

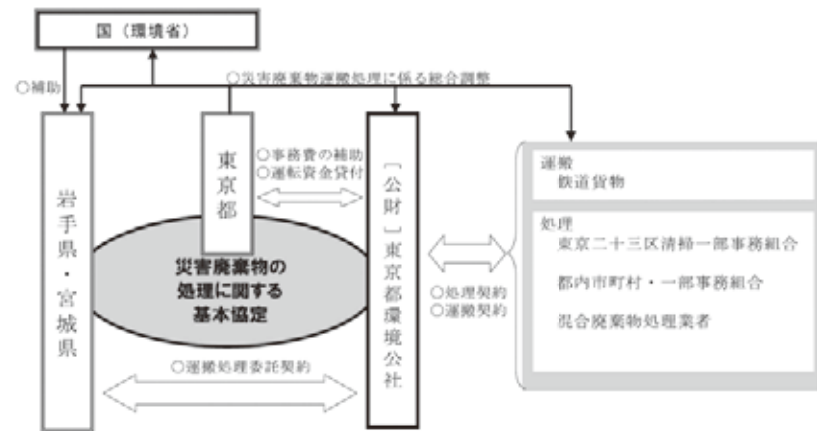
ア 受入処理

平成 23 年度から 25 年度までの間、被災自治体で発生した可燃性廃棄物（木くず等）、廃置、混合廃棄物及び焼却灰について、都内清掃工場及び民間処理施設において、リサイクル、破碎、焼却又は埋立処分を行った。

また、各清掃工場での受入れに先立ち、廃棄物の性状、有害物等の分別状況、放射能測定による受入基準への適合などを確認し、試験焼却を行うとともに、本事業について住民の理解と協力を得るため、清掃工場所在地において説明会を開催した。

都内清掃工場及び民間処理施設が岩手県と宮城県から受入処理を行った災害廃棄物の総量は約 16 万 8 千トンとなり、これは両県の広域処理必要量（他県における処理必要量）約 63 万トンの約 27％に相当するものであった。

東京都災害廃棄物処理支援事業スキーム



搬出元別受入処理概要

		災害廃棄物の種類	受入処理量 (トン)	受入処理期間		
				平成23年度	平成24年度	平成25年度
岩手県	宮古市	建設混合廃棄物、廃機械・機器類	18,011		H23.11～H24.6	
	山田町	廃プラスチック混合廃棄物	1,330			H25.7～H25.9
	大槌町	建設混合廃棄物、廃機械・機器類	21,433		H24.7～H25.4	
	釜石市	建設混合廃棄物、漁網系混合廃棄物	31,876			H25.4～H25.12
	大船渡市	漁網系混合廃棄物	2,275			H25.9～H26.2
	陸前高田市	建設混合廃棄物	31,123			H25.4～H25.11
	宮城県	女川町	可燃性廃棄物（木くず等）	31,428	H24.12	H24.3～H25.3
石巻市		建設混合廃棄物、廃量	30,411		H24.7～H25.4	
合計		167,891				

※各項目は小数点以下が切捨て表示のため、合計値が一致しない

受入処理量の推移



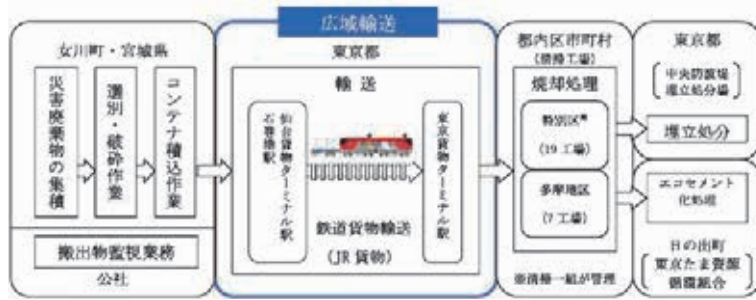
イ 鉄道貨物輸送

大量の災害廃棄物を都内に輸送するにあたり、船舶輸送では陸揚げ時の廃棄物の飛散防止のための施設整備や安全対策に時間を要することや、甚大な被害を受けた港湾施設の復旧に時間を要することなどの課題があった。また、トラック等の車両による広域輸送は、被災地の復旧業務が行われており、長距離運転手及び車両の

確保が困難であった。

こうしたことから、最終的に鉄道貨物によるコンテナ輸送を採用し、被災自治体が災害廃棄物の積込・搬出、都内自治体等が受入処理、JR貨物が被災地から受入処理施設までの輸送を担い、都は総合調整（実務は公益財団法人東京都環境公社）を行った。

広域輸送における役割分担（宮城県女川町の例）



災害廃棄物専用列車

○仮置場における廃棄物搬出前後の状況



平成 23 年 11 月 (搬出前)



平成 24 年 6 月 (搬出後)

岩手県宮古市宮古運動公園仮置場



平成 24 年 4 月 (搬出前)



平成 24 年 11 月 (搬出中)

宮城県石巻市仮置場

担当者コメント

今回得られた貴重な経験は、今後の発生確率が高いと言われる首都直下型地震への対応などに活かせるものであり、後世に残すことを目的として「東京都災害廃棄物処理支援事業記録」（東京都環境局）を編集した。

東京都においても、平成 25 年 10 月の台風 26 号による大島町の土砂災害により、同町の処理能力をはるかに超える災害廃棄物が発生したが、その処理を約 1 年で終えることができたことは、東日本大震災に伴う災害廃棄物処理支援事業を通じて得られた貴重な経験やノウハウの賜物である。



第5節 発災直後の都内避難者支援

1 避難所の提供

(1) 概要

被災地から都内に多くの方が避難されてくることを踏まえ、平成23年3月17日以降、都立施設において、災害救助法上の避難所としての緊急受入れを実施した。各施設では、職員がゼロから受入環境を調べ、24時間体制で希望者を受け付け、食事のほか、入浴券、生活物資、電話や通信、医療・保健・法律相談などを提供した。同年4月以降は、都内ホテル・旅館等や都営住宅など、より良好な避難環境が準備され、避難者は順次移転していった。さらに同年6月以降は応急仮設住宅へと移行していく（詳細は第5章第1節1参照）。

(2) 実績

施設名（所管局 ※当時）	期 間	最大受入数
東京武道館（スポーツ振興局）	平成23年3月17日から4月24日まで	362人
味の素スタジアム（スポーツ振興局）	平成23年3月17日から5月22日まで	187人
東京ビッグサイト（産業労働局）	平成23年3月22日から4月24日まで	162人
グランドプリンスホテル赤坂（都市整備局）	平成23年4月9日から6月30日まで	788人
東京セントラルユースホステル（産業労働局）	平成23年4月3日から7月15日まで	58人
都職員共済組合施設（職員共済組合）	平成23年3月18日から7月31日まで	158人
都内ホテル・旅館等（産業労働局）	平成23年4月24日から12月15日まで	549人

2 児童・生徒の受入れと心のケア

(1) 概要

都内の避難所や親類宅等に避難した者の中には、多くの児童・生徒が含まれており、就学機会の確保が求められた。平成23年3月14日には文部科学省から、被災した児童・生徒等の公立学校への受入れにつき、希望があれば可能な限り弾力的に取り扱い、教科書や入学料の取扱い、心のケアの充実などにつき十分な留意を求める通知が発出された。

都内の避難所では、所在区市の教育委員会や都教育委員会が就学相談等を実施した。また都は、区市町村が実施する被災幼児・児童・生徒向けの就学支援・援助事業に対して補助を行った。都立高等学校等でも、希望する生徒の転入学を面接等必要な検査を実施の上で受入れ、入学考査料や入学料等の免除、教科用図書や体操着等の用具、校外学習に要する費用の給付などの支援を行った。

BumB 東京スポーツ文化館等では、被災により通学が困難となった児童・生徒に、衣食住を提供し、就学を支援した。入所児童・生徒は、都立学校の教員・寄宿舎指導員や学生ボランティアによる学習支援を受けながら共同生活を送った。

あわせて、被災地から転入した児童・生徒の心のケアのため、都内区市町村からの要請に基づき公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、BumB 東京スポーツ文化館等にも専門スタッフを派遣した。また、被災地児童・生徒と保護者に24時間対応する電話相談窓口を整備した。

なお、一部の就学支援事業は現在も継続中である（第5章第1節2参照）。

(2) 実績

ア 都内公立学校の被災児童・生徒等受入状況

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	24	31	20
小学校	659	591	545
中学校	235	236	231
高等学校	198	231	45
中等教育学校	1	1	1
特別支援学校	17	15	15
合 計	1,134	1,105	857

※各年度 5 月 1 日現在の人数

イ BumB 東京スポーツ館の受入状況

期 間	平成 23 年 3 月 24 日から平成 24 年 3 月 30 日まで
人 数	30 人 (小学生 14、中学生 5、高校生 11)

ウ 心のケア実施状況（平成 23 年度）

内 容	実 績
スクールカウンセラー配置	11 区市町
BumB 東京スポーツ文化館等への専門スタッフ派遣	11 件
被災地児童・生徒・保護者の電話相談	75 件

3 透析患者の受入れ

(1) 概要

平成 23 年 3 月 16 日、東京都区部災害時透析医療ネットワーク、日本医師会、東京都医師会から、震災により透析医療が受けられなくなった福島県の患者の受入要請があり、都は同日中に受入れを決定した。都が患者の宿泊先を、上記ネットワークが通院・転院先医療機関を確保することとなった。

要請を受けた翌日には患者が東京に到着予定という厳しいスケジュールの中、都は、患者の人数や状況も完全に分からないまま、多人数が宿泊できる施設の確保に奔走し、17 日午後には、国立オリンピック記念青少年総合センターと日本青年館ホテルを確保した。

患者は 9 つの医療機関から 21 台の大型バスに分乗し、17 日午後には都庁に到着、5 階大会議場で一旦待機した。都が急きょ手配した 600 個のおにぎりが提供され、石原知事（当時）も患者を激励した。車椅子利用



5 階大会議場で待機する患者のみなさん

者や要介助者が事前情報より遥かに多く、現地から付き添った医療スタッフも患者の診療情報を把握していない等の事情により、宿泊先の調整や患者の移動に長時間を要したが、同日夜には全員が宿泊施設に移動することが出来た。

翌3月18日より、都内45か所の協力医療機関で透析治療が始まった。国立オリンピック記念青少年総合センターは都職員の24時間常駐・管理が利用の条件だったこと、見守りや介助が必要な患者が大部分を占めていたことなどから、都職員が交替で各宿泊施設に詰め、都立看護専門学校の教員・学生が、ボランティアで健康管理支援等を行った。さらに、国立オリンピック記念青少年総合センターの利用が3月24日までであったため、同月22日と24日の2回に分け、患者をJICA東京国際センターと新宿ニューシティホテルに移送した。3月末には現地医療機関の診療再開準備が調い、4月3日に入院患者を除く全員が東京を後にした。

前例のない取組であったが、福祉保健局を中心に、医療機関、宿泊施設、ボランティア等の協力により、全ての透析患者が福島県へ戻るまできめ細やかな支援を提供した。

(2) 実績

受入期間	平成23年3月17日から4月3日まで
受入宿泊施設	3月17日から同月24日まで：国立オリンピック記念青少年総合センター、日本青年館ホテル 3月22日から4月3日まで：JICA東京国際センター、新宿ニューシティホテル
患者数	399名（入院患者を除く）

第3章 被災自治体への職員派遣



気仙沼大島大橋 宮城県気仙沼市（平成30年4月供用開始）

- 第1節 岩手県への職員派遣
- 第2節 宮城県及び県内市への職員派遣
- 第3節 福島県への職員派遣

平成 23 年 3 月の東日本大震災発災直後から、都では、被災地のニーズを確認しながら職員を短期で派遣し、医療救護やライフラインの応急復旧、避難所の運営支援などの応急対策支援に取り組んだ。

その後、被災自治体の行政機能の回復とともに、人的支援のニーズは、地域の生活基盤を支えるインフラの本格復旧や被災者の生活再建策の企画・実施など、復興を見据えた本格復旧対策へ移行してきたが、被災地のマンパワー不足は深刻な状況にあった。こうした状況を受け、被災自治体や全国知事会等からの職員派遣要請等に基づき、東日本大震災の被災自治体に対して、事務職及び技術職の職員（東京都監理団体（当時。平成 31 年 4 月以降は東京都政策連携団体）の職員を含む。）を中長期で派遣を行うこととした。

本章では、東日本大震災の災害復旧・復興に係る人的支援について、主な実績、成果等を紹介する。

第 1 節 岩手県への職員派遣

1 道路・河川等

岩手県では、太平洋に面する 12 の市町村全てが東日本大震災津波の被害に遭っている。その被害は甚大で、港湾・河川・道路施設に限らず、街全体が壊滅状態に見舞われた地域が数多くある。

(1) 沿岸広域振興局 土木部（平成 23 年度～令和 2 年度）

ア 組織概要

沿岸広域振興局土木部は、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町及び田野畑村の 4 市 4 町 1 村を管轄し、地域振興施策の企画調整、県管理の道路・河川・砂防・港湾・海岸・日向ダム等の建設・維持管理、県の公共事業に係る用地取得、建設業の許可・経営審査、屋外広告物の許可、県営住宅の入居許可・管理、建築物の審査・指導等を行っている。

都職員は派遣当初の平成 23 年 6 月に「道路整備課」の道路復旧班に 3 名、「河川港湾課」の河川復旧班に 3 名の 6 名が配属され、沿岸広域振興局管轄の中で釜石市・大槌町の担当として復旧・復興業務を行った。

都職員は主として、「災害復旧」業務を担当した。具体的な業務は、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、②災害査定準備に伴う積算・設計業務、③国土交通省及び県との調整、④災害査定の立会い、⑤実施設計書及び入札添付書類の作成、⑥災害査定完了後の工事の積算、発注、工事監督等である。

・主な担当事業

岩手県沿岸広域振興局管内（釜石市、大槌町）の国の災害査定
（申請件数 78 件：平成 23 年度中に終了）

〈釜石市内〉

- ①小白浜海岸防潮堤・水門 災害復旧工事
- ②甲子川水門 災害復旧工事
- ③水海海岸防潮堤 災害復旧工事
- ④釜石港防潮堤 災害復旧工事
- ⑤鵜住居川水門 災害復旧工事
- ⑥片岸海岸防潮堤 災害復旧工事



〈大槌町内〉

- ⑦大槌川水門 災害復旧工事
- ⑧小槌川水門 災害復旧工事



・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 ／R元	R2
派遣人数	6	4	3	3	3	2	2	2	2	2

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点）

イ 主な成果

（ア）小白浜海岸防潮堤・水門 災害復旧工事（平成24年度～平成30年度）

本工事は、小白浜海岸において、水門を従前の位置から約85m海側にシフトし、防潮堤433m、水門2門、
りっこう
陸閘1基を設置した。平成25年3月12日に着工、平成31年3月15日に竣工した。



小白浜海岸の被害直後（平成23年4月）



小白浜海岸水門の復旧・復興状況（令和元年11月）

(イ) 釜石港防潮堤 災害復旧工事（平成 24 年度～平成 30 年度）

本工事は、釜石港内において既設防潮堤の位置に設計津波水位※に 6.1m の高さをかさ上げした防潮堤 1,218m に陸閘 7 基、水門 1 門を設置した。平成 25 年 3 月 7 日に着工、平成 30 年 12 月 21 日に竣工した。

※設計津波水位：数十年～百数十年に一度程度発生する規模の津波に対して海岸堤防等の高さを検討する上での目安となる水位



釜石港防潮堤被災状況（平成 24 年 7 月）



釜石港防潮堤水門（令和元年 7 月）

(ウ) 片岸海岸防潮堤 災害復旧工事（平成 25 年度～令和元年度）

平成 25 年 8 月 28 日から本格的な工事が開始され、防潮堤 818.3m 及び桶門 1 基を整備し、令和元年 9 月 27 日の工事完成まで、足掛け 6 年余りの期間を要した。

本来、海岸防潮堤の整備は、土地収用法の適用を受けないところ、早期の復興を目的とした適用事例のモデルケースに指定され、通常では土地収用までの手続に 3 年程度がかかるところ、1 年程度と大幅に短縮された。



片岸海岸被災後（平成 23 年 4 月）



片岸海岸防潮堤復旧工事竣工（令和 2 年 1 月）

(工) 大槌川水門 災害復旧工事（平成 25 年度～令和 3 年度）

大槌川水門災害復旧工事は、平成 26 年 3 月から防潮堤と水門 4 門を新設する工事で、新計画堤防高を TP[※] +14.5m に設定し、延長 148m、防潮堤 300m を一体的に整備し、令和 3 年 3 月の竣工まで、足掛け 7 年余りの工事期間を要した。

本工事は、隣接する小槌川水門のかさ上げ復旧工事と同時並行で行う災害復旧工事であった。

※ TP：東京湾平均海面（Tokyo Peil：TP）を 0m とした日本の標高（海拔高度）の基準面のことである。



大槌川・小槌川被災後状況（平成 26 年 4 月）



大槌川水門 完成（令和 3 年 3 月）

〈海岸防潮堤工事への支援に感謝する会〉

東日本大震災からの復旧事業として、県が復旧工事を進めてきた釜石市と大槌町の防潮堤（小白浜海岸、釜石港海岸、水海海岸及び片岸海岸）が全て完成し、令和元年 10 月 9 日、釜石市の片岸海岸で、整備事業に携わってきた県外からの応援職員に感謝する会が開かれた。これまでに東京都や静岡県、福岡県から防潮堤の復旧工事に加わった応援職員は延べ約 160 人。感謝の会は工事を発注した県が主催し、関係者約 50 人が出席した。

県が釜石市と大槌町で復旧整備した防潮堤は、延長約 2.8 km にも及びそれぞれの防潮堤に設置された感謝のプレートには、支援した 1 都 2 県への感謝の思いが刻まれている。

岩手県沿岸広域振興局長は「我々だけでは到底成し遂げることが出来なかった大工事を完成に導いてくださった皆様に、お礼を申し上げます。」と感謝の言葉を述べ、感謝状が贈られた。



記念プレートと都職員の記念撮影（令和元年 10 月 9 日）

派遣職員の声

● 災害後の一日も早い復旧・復興に向けて、住民の方々にとって何が最善策なのか、しっかりとしたビジョンを災害が起こる前に作成しておくことが大切であると感じた。

復興がなかなか進まない理由の一つに、防潮堤の高さが決まらない＝河川堤防の高さが決まらないことがある。河川堤防の高さは地域の基盤を整備していくうえで基礎となるもので、街づくりを左右する重要事項である。

行政としては想定できるあらゆる災害について、最大の被害状況をシミュレーションし、災害が起きた際の復興ビジョンを策定しておくことが重要であると感じた。

被災地の災害復旧事業はそれぞれの現場で多くの難しい課題を抱えながらも官民一体となって、事業完了に向けて邁進している。被災後には多くのマンパワーが必要とされる。

災害時には民間の活力を行政に取り込み、有効活用することが建設行政の効率化や被災自治体のマンパワー不足を補うこととなると感じた。

- 職場近くの仮設住宅で生活しているが、付近の方々に挨拶すると「釜石のためにありがとう。」と言ってくださる方が多く、この街のためにできる限りがんばろうと決意を新たにした。
- 地元には、事業に反対している方もいた。その方と話していくと、例えば、大きな河川については防潮堤が途切れるから不安に思われていたが、「岩手県ではそのようなところは水門を整備するので大丈夫です。」と説明したところ、納得してくれた。基礎的なところも含めて粘り強く分かりやすく説明することが必要だと思った。
- 今年度（令和元年度）半ばに、所管する全ての海岸防潮堤が完成し、岩手県沿岸広域振興局が支援都県、今まで携わった全ての派遣職員に対し、感謝する会を催してくれた。防潮堤に設置された感謝のプレートを現場で目にするたびに誇らしく思うとともに、肩の荷が下りた気もする。

2 港湾・漁港施設

岩手県の沿岸約 700kmの海岸線には、12 市町村 111 の漁港があり、約 6kmに 1 港と全国 2 位の漁港密度（漁港間平均距離）を誇っている。今回の震災では、その全てが津波被害に遭うとともに、多くの地域において、街全体が壊滅状態となった。

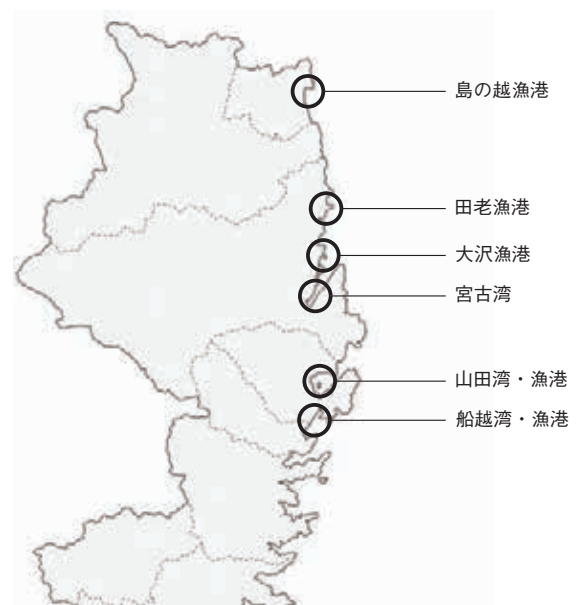
(1) 沿岸広域振興局 水産部 宮古水産振興センター（平成 23 年度～平成 24 年度）

ア 組織概要

沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港漁村課は、宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村の 1 市 2 町 1 村にある 31 漁港を管轄し、水産業の健全な発展及び漁村の生活改善のため、水産庁の国費補助を受けて、漁港施設の整備、漁礁の設置及び増殖礁の設置・造成等による漁場の整備、漁村の生活環境施設の整備を行っている。

都職員は、平成 23 年 6 月に整備計画チームに 1 名が配属され、管轄する漁港施設の災害復旧業務を行った。主な業務内容とは、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、②災害査定準備に伴う積算・設計業務、③水産庁及び県農林水産部との調整、④災害査定の立会、⑤実施設計書及び入札添付書類の作成、⑥災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督、⑦応急復旧工事（漁港内災害廃棄物（漁船、漁網、自動車、倒壊家屋、コンクリートの塊などの堆積物）の撤去）の工事監督等である。

宮古振興センター管内漁港位置図



・主な担当業務

- ①岩手県沿岸広域振興局宮古振興センター管内 31 漁港の国の災害査定
(申請件数 1,392 件：平成 23 年中に終了)
- ②漁港や海岸保全施設の応急的復旧工事
 - ・田老漁港など岸壁、物揚場のかさ上げ復旧工事
 - ・大沢漁港など堤防の仮締切工事
 - ・島の越漁港など防波堤の仮復旧工事
- ③漁港や海岸保全施設の復旧・整備
 - ・田老漁港、島の越漁港など本格復旧工事
- ④漁港・漁場調査及び災害廃棄物の撤去により、水産業（漁業・養殖業）の操業支援
 - ・船越湾、山田湾など漁場のがれき撤去

・派遣職員数

年 度	H23	H24
派遣人数	1	1

※ 派遣職員数は、平成 23 年度は 6 月 1 日時点、平成 24 年度は 4 月 1 日時点

イ 主な成果

(ア) 山田漁港における災害査定（平成 23 年度）

漁港施設規模、漁獲量ともに宮古振興センター管内で最大規模の山田漁港において、3kmに及ぶ沿岸部に各種多様の漁業施設、護岸、岸壁、潜堤、防潮堤、離岸堤、導流堤、荷揚場、船揚場及び臨港道路があり、滑動、流出、破損など大小様々な被害を受けた全ての施設において、国による災害認定を受けた。

一年で最も日照時間の短い 12 月、岩手県沿岸部では午後 4 時には真っ暗になる中で、随所に陥没の見られる路面に注意しながら、現場での査定となり、こうした厳しい条件下での査定の結果、山田漁港は、申請額に対して 98%以上の 30 億円超の査定額を獲得することが出来た。



東日本大震災前の山田漁港



東日本大震災後の山田漁港

派遣職員の声

- 何物にも代えがたい多くの尊い生命と財産が失われた被災地で、災害復旧事業を通して得たものは、単に災害査定のノウハウ、経験値だけでなく、まさに「百聞は一見に如かず」の格言のとおり、被災地や当事者からしか学べない課題と教訓である。
連日の徹夜で寝食を忘れて災害復旧業務に従事する県庁職員や、縁の下の力持ちとして、高度な専門知識と技術で行政を忍耐強く支えている全国各地から業務支援に参集したコンサルタント会社の無数の社員の働きを目の当たりにし、そのひとつかたならぬ努力と苦労には頭の下がる思いであった。
- 着任後の激務の 1 箇月を県の職員と共に力を合わせて乗り越えることで、達成感とチームの一員となれたような充実感を感じた。

(2) 沿岸広域振興局 土木部 岩泉土木センター（平成 23 年度～平成 24 年度）

ア 組織概要

派遣配属先の沿岸広域振興局土木部岩泉土木センターは、岩泉町と田野畑村の港湾・河川・堤防・県道・橋梁等の岩手県が管轄するライフライン防災施設の補修・管理を行う事務所である。配属職場の河川港湾課では、河川堤防や海岸堤防、砂防水門といった水関係の防災施設の復旧を行っている。

都職員は、管轄する港湾施設の災害復旧業務を行った。主な業務内容は、①災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督、②国土交通省による災害査定後の重要変更、③定期的又は台風通過後の巡回による構造物の確認等である。

・主な担当業務

- ①小本港 災害復旧工事
- ②小本港被災確認の巡回

・派遣職員数

年 度	H23	H24
派遣人数	1	1

※派遣職員数は、平成 23 年度は6月1日時点、平成 24 年度は4月1日時点



イ 主な成果

(ア) 小本港における災害復旧工事

本工事では、港に打ち上げられたブロックの撤去、50cm沈下してしまった防波堤、物揚場、埠頭用地のかさ上げ、転倒してしまった防波堤の復旧工事を行った。また、沖にある防波堤の復旧工事も行った。



津波で港に打ち上げられたブロック



震災後の小本港



工事着手3か月後の小本港

派遣職員の声

地震や津波による沈下や損壊に対し、どのように構造や工法を決定して復旧を行うかを経験した。
大規模災害の被災地では、復旧・復興に向けた多くの工事が輻輳しており、原材料、人材、機材の確保が難しくなるといった二次的な問題が発生している。東京で大規模な災害が発生したときは、このような問題を解決できるようにしておく必要があると感じた。

(3) 沿岸広域振興局 水産部 (平成 31 年度～令和 2 年度)

ア 組織概要

沿岸部の基幹産業である水産業は、その各地域の漁港を根拠地として成り立っている。

沿岸広域振興局水産部は、県の沿岸南東部、「鉄と魚とラグビーのまち」釜石市にあり、釜石市及び大槌町の8カ所の県管理漁港を所管している。また、関連する釜石市及び大槌町の9漁港について運営に関する指導を行っている。

都職員は、漁港復旧課で所管する漁港施設の災害復旧業務を行った。内容は、①小白浜漁港の被災した防潮堤の復旧工事監督、②防潮堤堤体工事、陸閘工事、水門工事の施工管理や工程調整、変更設計等、③大槌漁港の津波避難誘導デッキの整備事業等である。



・主な担当業務

- ①小白浜漁港防潮堤 災害復旧工事
②大槌漁港津波避難誘導デッキ整備 災害復旧工事

・派遣職員数

年 度	H31 / R 元	R2
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

イ 主な成果

(ア) 小白浜漁港防潮堤災害復旧工事

釜石市の南側に位置する小白浜漁港の防潮堤災害復旧工事を行った。

防潮堤堤体工事、陸閘工事、水門工事が並行して行われており、工事の施工管理や工程調整、変更設計等を行うとともに、雨水管、接続道路など付帯施設の復旧工事を行い、令和３年度に竣工した。



震災後の小白浜漁港防潮堤



完成した白浜漁港防潮堤

(イ) 大槌漁港津波避難誘導デッキ整備災害復旧工事

釜石市の北側に隣接する大槌町の大槌漁港において、漁港で作業を行う水産業従事者が津波災害時に迅速かつ安全に高台に避難することが出来るよう、津波避難誘導デッキを整備するとともに、既設道路とつなぐ接続道路を整備した。



工事中の津波避難誘導デッキ



津波避難誘導デッキ完成予想図

派遣職員の声

- 都では担当者が別々に作成している資料が、岩手県では、災害復旧工事に関する資料、数量計算書、積算根拠など工事の原議の中に1つにまとめてある。パソコンの共有サーバも資料が順序立てて整理しており、被災時の写真など過去の資料を難なく探すことが出来る。県庁ともつながっており、担当とのやり取りも容易である。都の業務においても活用できると感じた。
- 震災後、被災地では、家族や仲間を大切にする気持ちが強くなったと言われており、今回の派遣によって自分自身もその大切さを感じることができた。今後、温かな気持ちで人と接していきたい。

3 水道事業

東日本大震災と津波により14市町村の19水道事業において被害が発生した。その被害は甚大で、取水施設（井戸、取水ポンプ等）、浄水施設（擁壁・建屋・電気設備）、送配水施設（配水池・送配水管・送配水ポンプ）、給水施設（給水管）といった水道施設全体が壊滅状態となった。

(1) 環境生活部 県民くらしの安全課（平成23年度～）

ア 組織概要

環境生活部県民くらしの安全課は、食の安全・安心、消費生活、生活安全、交通安全、生活衛生のような県民生活に身近な課題について総合的な施策を推進する部署である。

配属先の県民くらしの安全課生活衛生担当は、県内の水道事業の認可、水道施設整備に係る国庫補助事業、井戸水等の飲料水の衛生等、水道事業に係る事務を担当している。

都職員は平成23年8月から生活衛生担当の「水道施設等復旧応援チーム」に配属され、県内の各水道事業者が計画する水道施設整備計画策定への技術的助言や精査等取りまとめを行い、国庫補助事業として実施できるよう、厚生労働省との協議・調整を行っている。

・主な担当業務

- ①被害を受けた14市町村における応急復旧事業の災害査定
- ②災害査定の特例による協議設計（右図：7市町村、18事業）
- ③補助率の決定（東日本大震災財特法第3条により補助率が決定）
- ④まちの復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業

・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
派遣人数	4	3	2	2	2	2

年度	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	R4
派遣人数	2	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点）

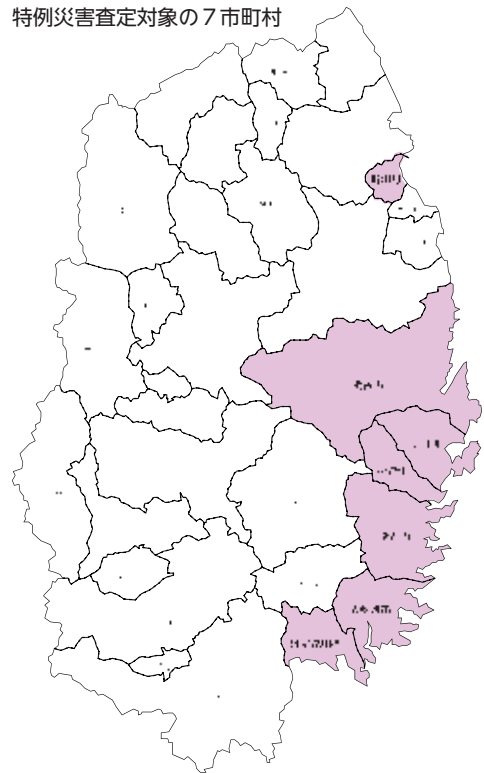
イ 主な成果

（ア）水道施設の応急復旧事業

平成23年度に14市町村（洋野町、久慈市、野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、奥州市、遠野市及び一関市）の17事業において、「東日本大震災に係る水道施設等災害復旧費国庫補助」を受けて応急復旧事業（一部本復旧）を実施した。

また、平成24年度に4市村（田野畑村、釜石市、大船渡市及び陸前高田市）の5事業において、復旧事業を実施した。

特例災害査定対象の7市町村



災害査定による被害額

（単位：千円）

事業数	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設	調査関係	計
平成23年度 17	461,798	624	57,657	890,015	164,307	937,124	93,976	17,024	2,622,525
平成24年度 5	—	—	—	44,626	33,809	19,184	—	—	97,619
合 計 22	461,798	624	57,657	934,641	198,116	956,308	93,976	17,024	2,720,144

（イ）災害査定の特例による協議設計

通常の災害復旧事業では、被災した施設の原形復旧を原則としているが、甚大な被害のあった東日本大震災では、復興事業によりまちの形態が大きく変わるとともに復興計画を策定中のため水道施設の復旧方法を確定することができず、災害査定の実施が困難な状況であった。

このため、特例として、被災した水道施設を原形復旧するものとして災害査定を受け、復旧方法が確定するまでは事業の実施を保留し、復旧方法は申請者と厚生労働省で協議して決定する「協議設計」という手法がとられた。岩手県内では7市町村（野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市）の18事業において特例による災害査定を実施した。

特例に係る災害査定

（単位：千円）

事業数	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	給水施設	調査関係	計
18	0	224,024	280,440	0	621,220	17,729,718	2,540,189	415,086	21,810,677

(ウ) 補助率の決定

災害査定で算出された原形復旧費用を基に、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第3条により補助率が決定された。

東日本大震災財特法第3条による補助率

	洋野町	久慈市	野田村	普代村	田野畑村	岩泉町	宮古市	山田町	大槌町	釜石市	大船渡市	陸前高田市
補助率 (%)	80	80	88.8	86.1	86	80	87.7	89.4	89.3	88.3	88.7	89.5

(エ) まちの復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業

特例では、復興計画を勘案した水道施設等の災害復旧事業は、原形復旧が不可能、困難、又は不適当な場合に該当するものとし、計画給水量の増加は認められない条件で、位置、形状等は変更することが可能とされた。

各水道事業体では、この条件の下、土地区画整理事業や高台移転などのまちの復興計画に対応した水道施設整備の全体計画を策定し、着手する必要がある箇所から厚生労働省と協議して災害復旧事業を行った。

平成24年度から順次、7市町村18事業の上水道事業の実施計画協議を行い、部分着手のための実施保留解除をして、水道施設等の災害復旧工事を開始した。

〈陸前高田市 高田地区被災市街地復興土地区画整理事業〉



水道復旧事業実施中（平成29年9月）



水道復旧事業完了済み（平成30年9月）

〈大槌町（町方地区） 都市再生区画整理事業〉



水道復旧事業実施中（平成29年9月）



水道復旧事業完了済（平成30年）

派遣職員の声

- 水道施設の耐震化を実施済の配水池、水道管等については震災による被害は少なかった。東京都でも大地震に備え、迅速な耐震化計画を実施する必要性を改めて認識した。
震災後の早期復旧には、水道施設の最新情報（構造図、管網図等）を整理・管理しておくことが重要である。震災に備え、水道施設の情報をいつでも・誰でも確認できる環境の構築が必要であると考えさせられた。
また、震災時は各自治体、ボランティア等、多数の応援を受け入れる体制を整備しておくことが必要と感じた。
- 水道は生活に欠かせないライフラインのひとつである。自分が関わった水道施設の復旧が被災者の方々の新しい生活の支えとなったことをうれしく思う。

4 復興計画等

(1) 概要

岩手県復興局は東日本大震災からの復興を推進するため、平成 23 年 4 月に設置された組織であり、立ち上げ当時、総務課、企画課、まちづくり再生課、産業再生課及び生活再建課の 5 課で構成され、都は平成 23 年度から延べ 30 名を超える職員を派遣した。

・派遣職員数

復興局生活再建課

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
派遣人数	4	3	2	2	2	1

復興局復興推進課（旧復興局企画課）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R 元
派遣人数	3	3	2	2	2	3	2	2

※ 派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点（平成 23 年度は平成 24 年 1 月 1 日時点）

(2) 取組実績

ア 復興局生活再建課

(ア) 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の管理

東日本大震災では被害が広範囲にわたって被災者も多数に上り、建設型の応急仮設住宅（いわゆるプレハブ仮設住宅）のみでは全ての必要戸数を確保できないため、民間の賃貸住宅や空き家となった一戸建て住宅を県が借り上げ、「みなし仮設住宅」として供与している。この「みなし仮設住宅」の管理や賃料の支払い及び入居者のトラブル対応に従事した。

(イ) 応急仮設住宅の目的外使用の管理

被災地では、復興計画の進行により、働き手が増えていたものの、その住居の確保に苦慮していた。主に沿岸地域の市町村から住居確保の要望がある一方で、プレハブ仮設住宅を退去する被災者が徐々に増え、プレハブ仮設住宅に空き住戸が出てきた。こうした状況を受けて、平成 26 年 4 月から、その空き住戸を労働者の住居として活用するため、被災者以外の方でも一定の要件を満たす方（地元に戻りたい、被災地で就職した、まちづくり事業により一時的に転居が必要との事情で住む住居がない方）に、プレハブ仮設住宅の空き部屋を「目的外使用」させる制度を開始した。

入居希望者が市町村に申込みを行い、それに基づき、市町村がプレハブ仮設住宅の所有者である県に応急仮設住宅の目的外使用を申請し、県がその申請を審査して使用を許可するという事務の流れであった。この中で、都職員は審査業務に従事した。

(ウ) 相談支援業務

県内外の各地で開催される相談・交流会に出席し、避難者の方々との相談対応や意向調査、生活再建に向けたニーズの把握等を行った。また、全避難者世帯を対象にしたアンケート調査の結果に基づく戸別訪問の実施のほか、遠隔地からの相談に対応するための「岩手県庁被災者専用相談ダイヤル」の運営等を担当した。

(エ) 被災者への情報提供

県内陸部や県外に避難している方々に対して生活再建に関する様々な支援制度や相談窓口情報を提供するため、必要な情報を集めた冊子「暮らしの安心ガイドブック」や「いわて復興だより」等を郵送して情報提供を行った。また、県公式ホームページの更新も併せて行った。

イ 復興局復興推進課（旧復興局企画課）

(ア) 復興の進捗状況の管理

道路復旧やがれき除去が進み、被災地も落ち着きを取り戻してくると、県民の関心は今後の復興がどうなるのかに移った。しかし、今回の震災は被害の範囲が広く、県の復興事業数も441と非常に多数に上るため、県民にとっても、復興を進捗管理する行政にとっても、復興事業がどのような状況となっているのか全体像を把握することが難しくなっていた。そこで、441復興事業の中から、がれき撤去や診療所開設等、多くの方が関心のある復興事業については、毎月その進捗状況を公表することとし、事業ごとの進捗率を一つの冊子にまとめ、復興の現状を俯瞰して把握できるよう取り組んだ。

(イ) いわて復興ウォッチャー調査に関すること

復興を県民と一体となって進めていくためには、行政側のアウトプットだけではなく、復興の現状に対する県民の実感を行政側にインプットするというキャッチボールが必要となる。そこで、沿岸部に居住する者及び就労する者に対し、被災地域の復興について日常生活や経済動向の面から、復興状況を定期的にモニターする「いわて復興ウォッチャー調査」を実施した。第1回の調査では、「あと1年で仮設住宅を本当に出られるのか」「がれきは山積みのまま」「防潮堤がなく恐怖を感じる」等、被災地の切実な現状を訴える声が多数届いた。

(ウ) 復興交付金業務

東日本大震災復興特別区域法では、震災で著しい被害を受けた地域の復興を迅速に進めるため、高台移転事業や漁業集落整備といった文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省の5省が所管する40事業について、被災自治体は国からの復興交付金を活用することで、負担ゼロで実施できることとなった。

この復興交付金が交付されるためには、各市町村がそれぞれ復興交付金事業計画を作成し（岩手県では県と沿岸12市町村が共同作成）、復興庁による審査等を受けた後、復興庁からの通知に基づく事業計画の修正、5省からの交付金交付手続等多くの手順を踏まなければならない。円滑に交付金が交付され事業が一日でも早く進捗できるよう、事業計画の作成及び修正作業に取り組んだ。

派遣職員の声

将来首都直下地震の発生が予想される東京においても、復興事業をいかに進捗管理するかという問題は今から研究しておく必要がある。特に東京は、人口、産業等が高度に密集し、その権利関係も複雑となっていること、復興事業数が膨大な数となる可能性があること、隣県との調整も不可欠であること等の要因から、復興のための意見集約は難航し、そのため評価指標のあり方も複雑化することが予想される。復興事業の効率化と住民一人ひとりの尊重という、相反する目標をいかに折り合わせるか、評価の方法について選択肢とそのメリット、デメリットを研究しておく必要がある。

5 区画整理

岩手県及び沿岸市町村は、復興まちづくり計画等において土地区画整理事業を検討していたものの、公共施設と宅地の整備を一体的に取り扱う土地区画整理事業には特に専門性が求められるが、事業を実施する市町村及び事業認可等を実施する県において、専門職員が不足していたことから、都は、岩手県県土整備部へ技術系職員を派遣した。

(1) 県土整備部 都市計画課（平成 23 年度～令和 3 年度）

ア 組織概要

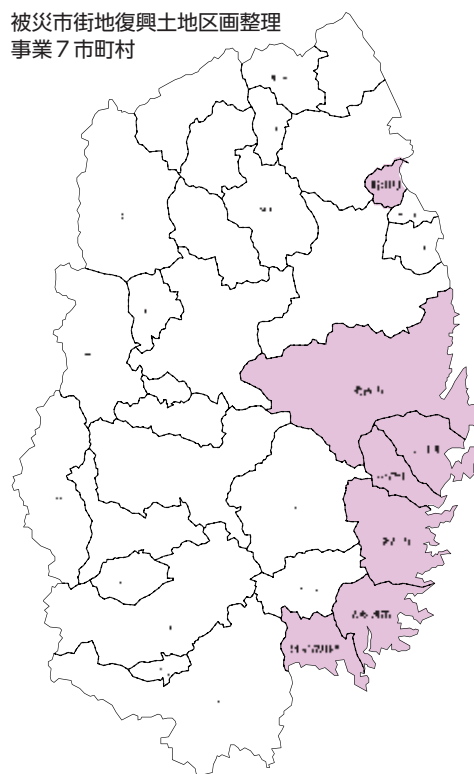
県土整備部都市計画課は、都市計画（街路、公園、市街地整備等）や開発行為・建築許可に関する業務、景観・屋外広告に関する業務を行うとともに、復興関連事業（区画整理、津波復興拠点、防災集団移転等）に関する業務を行っている。

配属先の都市計画課まちづくり担当は、まちづくりの総合的な支援を行っており、市町村が施行する土地区画整理事業への補助金業務、景観形成の企画調整・屋外広告物許可等を所管している。被災市町村の復興まちづくりとしては、防災集団移転促進事業、市町村が実施する被災市街地復興土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業に関する都市計画及び事業計画の決定・変更、進行管理の業務を行っている。これらは、国から復興交付金を交付されて施行するもので、国土交通省・復興庁・県庁内等の関係機関協議、連絡調整や現場視察対応、進捗状況報告等も行っている。

・主な担当業務

- ①都市計画決定・事業許可（事前）協議
- ②都市計画決定・事業許可（本協議）協議（震災復興土地区画整理事業）
- ③被災市街地復興土地区画整理事業（図：7市町村 19地区）
- ④津波復興拠点整備事業（6市町 10地区）
- ⑤防災集団移転促進事業（45地区 88団地）

被災市街地復興土地区画整理事業7市町村



・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3
派遣人数	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点、平成30年度は7月1日時点）

イ 主な成果

(ア) 被災市街地復興土地区画整理事業（平成23年度～令和3年度）

主に津波で甚大な被害を受けた市町村の中心市街地や一定の都市機能が集積した地域において、一定の計画人口（40人／ha）以上を有する居住系区域の土地をかさ上げし、そこに新たに災害に強いコンパクトな市街地を形成するため、都市計画決定と事業認可手続を経て土地区画整理事業を実施した。

当初は、平成24年度内に全ての地区で都市計画決定が完了することを目標に手続を進めたが、津波で甚大な被害を受けた市町村では、利害関係者が多く、住民の合意形成や権利調整に時間がかかったことなどから、19地区のうち15地区で都市計画決定を終えるに留まった。しかし、その後、残る地区についても順次事業認可を得て、令和3年度末までに、計画していた7市町村19地区4,911区画の全ての土地区画整理事業を完了した。

〈岩手県山田町 山田地区 土地区画整理事業・津波復興拠点整備事業〉



山田町 陸中山田駅周辺（平成23年8月撮影）



山田町 山田地区（令和2年6月 山田町提供）

(イ) 津波復興拠点整備事業（平成23年度～令和3年度）

被災した市町村の中心市街地では住宅や業務系の施設のみならず、学校・医療施設・官公庁施設といった公益的施設も甚大な被害を受けている地域が多く、地域全体の復興を先導する拠点として、これらの施設の機能を一体的に有する市街地を緊急に整備し、その機能を確保することが喫緊の課題になっていた。こうしたことから、津波復興拠点整備事業は、新たに創設された制度である。

この事業は、今回の津波で甚大な被害を受けた市町村の中心部において、津波からの防災性を高め、被災地の復興を先導する拠点となる市街地の形成を支援するものである。一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定し、事業認可が必要となることから、国土交通省と密に連絡・調整を行いながら、津波で甚大な被害を受けた市町村の指導・事業推進を図り、令和3年度末までに、計画していた6市町10地区の全ての津波復興拠点整理事業を完了した。

〈陸前高田市 高田地区 被災市街地復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業〉



津波被害建物の様子（平成 24 年 5 月撮影）



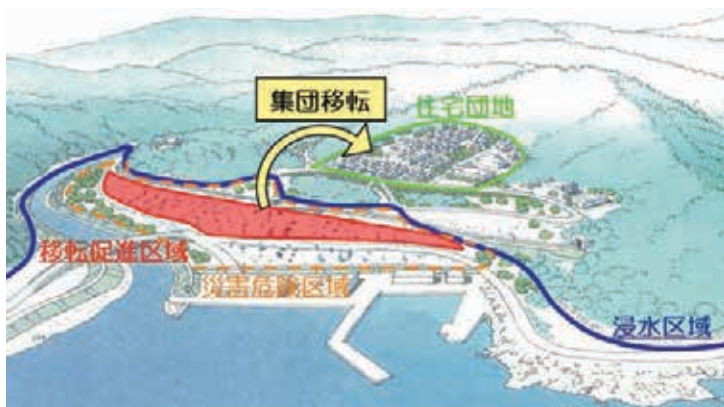
土地区画整理、津波復興拠点整備事業（令和 2 年 12 月 陸前高田市提供）

〈ウ〉防災集団移転促進事業（平成 23 年度～平成 30 年度）

防災集団移転促進事業とは、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、地方公共団体が高台などに住宅団地を造成し、住民の居住に適当でない区域（建設基準法に規定する「災害危険区域」）にある住居の集団的移転を促す事業である。

県内では、被災 7 市町村において防災集団移転促進事業を実施しており、岩手県は①防災集団移転促進事業の進捗に係る市町村支援、②高台移転団地における住民主体による街づくり活動の支援、③生活再建支援事業（被災宅地復旧工事）を行い、市町村の事業を支援し、平成 30 年度末までに 7 市町村 88 団地の全てが完了した。

〈宮古市 田老地区 防災集団移転促進事業〉



防災集団移転促進事業の模式図
（国土交通省発行パンフレットを基に作成）



宮古市 田老三王団地（写真手前）
（令和 2 年 12 月撮影 宮古市提供）

派遣職員の声

- 岩手県内での復興土地区画整理事業は、震災から 10 年以内に全地区で宅地の引渡し完了した。土地区画整理事業に携わる職員としては、驚異的なスピードで事業が進行したと感じているが、被災した方々からすればとても長い時間であるのも間違いない。宅地整備を待てずに地区外で生活再建を行った被災者がいることや、事業途中に権利者が亡くなった後、地区外で生活している方に相続された土地がある等の理由により、整備・供給した宅地が空き地になっているところが目立っている。

令和 2 年 12 月時点で、岩手県内の復興土地区画整理事業で整備した宅地の利用率は、面積ベースで 5 割程度に留まっており、まちづくり事業は完結しても、まちの再生が完結したとは言えない状況にある。

土地区画整理事業に代表されるまちづくり事業は「インフラの整備」に過ぎない。インフラを整備した後、まちの再生のためには、移住定住支援・産業振興・学校教育等の各施策について複合的に取り組む必要があると感じた。

- 災害公営住宅への入居が始まり、近くを通るたびに洗濯物を干した家が増えていくのを見ると、街が再建されていくのを実感し、ほっとした気持ちになった。一方で、被災した方々がまちづくりに求めるスピードと復興事業の進捗にはギャップがあり、被災者の要望に十分に答えきれない歯がゆさも感じた。
- 担当地区の土地区画整理事業が完成に近づき、家が建ち並び、商業施設が整備されて、まちが賑わってくる様子を見ると、頑張ってたかったと思ったし、やりがいを感じた。
- 業務（認可手続等）を進めていくことで担当地区が1つずつ事業完了していくのを見ることができ、達成感を感じるとともに、微力ながらも派遣職員としての責任を果たすことが出来たと思う。

6 用地取得

(1) 概要

岩手県の用地取得分野については、都からは沿岸広域振興局土木部用地課及び収用委員会事務局に職員を派遣した。沿岸広域振興局は、北は田野畑村から南は陸前高田市までの沿岸市町村を中心に管轄しており、このうち釜石市及び大槌町は沿岸広域振興局土木部が担当し、その他の市町村は岩泉、宮古、大船渡の各土木センターの担当となっていた。

収用委員会は、公共の利益の促進と私有財産との調整を図るため、土地収用法に基づき、各都道府県に設置された行政機関である。事業者からの裁決申請を受け、公平中立な立場で審理や調査などを行い、事業者と土地所有者等の双方から意見や申立を聞きながら審理を行い、収用する土地の区域や損失の補償が適切かどうかなどについて、事務を行っている。

・派遣職員数

沿岸広域振興局土木部用地課

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
派遣人数	2	6	4	4	3	1

収用委員会事務局

年度	H29	H30	H31 / R 元
派遣人数	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 取組実績

ア 沿岸広域振興局土木部用地課

(ア) 事業における用地取得及び物件補償完了、保安林解除申請書類手続

- ・一般県道吉里吉里釜石線（室浜）地域連携道路整備事業（事業用地面積：9,182.52m²）において、34件分の地権者に対し、用地取得や物件補償、保安林解除申請手続などを行った。
- ・鵜住居川・片岸海岸防波堤事業において、土地所有者不明、相続人多数などの理由で、用地取得が困難な地域があったが、地元市町村と連携を図りながら、職員が一丸となって復旧・復興の推進に取り組んだ。



片岸海岸（被災前）



片岸海岸（被災後）

イ 収用委員会事務局

一般国道 45 号線、国道 106 号線、国道 342 号線の改築工事に係る収用を行った。

派遣職員の声

- 赴任してから強く感じたことは、土地所有者の居所が不明、相続未処理などの理由により、事業用地の取得が困難であり、復興が思うように加速しないことであった。
実際に被災した場合、自治体組織の混乱、職員の疲弊は想像以上であり、また復興が遅れば遅れるほど被災者の失望感は強くなった。
目に見える形で復興を加速化させること、明るい話題を提供していくことが、行政としての役割であり、被災者及び被災自治体の元気の源になった。
- 収用委員会事務局においては、裁決申請等の事前段階から裁決に至るまでの通常6か月前後の期間、自らが中心となって担当する収用案件に関する事務を行うことになった。
当初は、土地収用法を始めとした関係法令の知識が乏しく資料作成のマニュアル等もない中、手探りで資料を作成しなければならず、十分な資料を作成することができないことも多くあった。そこで、周囲の職員の方々の意見を聴き、過去の資料を参照するするとともに、自らが担当する案件について十分な説明が委員会において行えるかを意識して作成することで、資料の質を高めることができた。
最終的に、担当する収用案件が委員会において、採決になった時には達成感を感じた。

7 産業再生

(1) 概要

都は、被災自治体の産業再生等を支援するため、岩手県復興局や商工労働観光部へ平成 24 年度から毎年職員を派遣してきた。

・派遣職員数

復興局まちづくり再生課（旧産業再生課）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2
派遣人数	1	1	1	1	1	1	1	1

商工労働観光部経営支援課

年度	H27	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2	R3	R4
派遣人数	1	2	2	3	2	2	2	2

商工労働観光部定住促進・雇用労働室（旧雇用対策・労働室）

年度	H27	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2	R3	R4
派遣人数	1	2	2	2	1	1	1	1

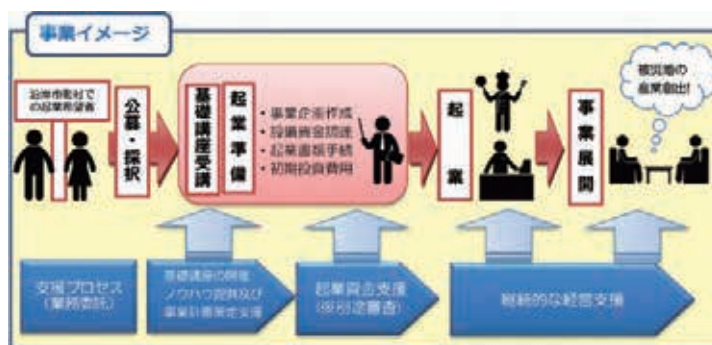
※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 取組実績

ア 復興局産業再生課

(ア) さんりくチャレンジ推進事業

被災地での復興まちづくりに合わせた「なりわいの再生」を図るため、沿岸12市町村で起業や新事業への進出にチャレンジする方を対象に、事業計画の策定から起業等に要する初期費用、資金調達や販路開拓まで総合的に支援する事業である。具体的な支援内容は、①起業仲間や地域の事業者、支援機関・団体との交流会を、地域別・業種別など多様な形態で開催する交流・連携支援、②地域の支援機関・団体が、事業計画の策定について相談対応や助言・指導等を行う寄り添い型の事業化支援、③事業計画の熟度が十分高まったと判断される起業家等に対し、県が備品等の購入補助を行う初期費用支援、④インターネットを通じた新たな資金調達手法（クラウドファンディング）に係る説明会の開催、個別の助言などによる資金調達支援、⑤首都圏の協力企業等と連携し、起業家等をはじめとする沿岸事業者の商品PR、ビジネス商談会の開催等を行う販路開拓支援となっている。



補助金を活用して開店した店舗

(イ) 産業再生特区に関する業務

復興特別区域法に基づく復興特区制度を活用し、被災地域における経済の活性化や産業の集積等による雇用機会の確保・創出を図っている。対象となる業種を営む事業者が、岩手県の指定等を受けることで、次の税制優遇措置を受けることができる。

①設備投資減税 ②雇用減税 ③新規立地促進税制 ④開発研究用資産減税 ⑤地方税減免

県の具体的な業務内容としては、事業者の指定や設備投資等の実績審査（延べ約700件）を行い、認定書を発行すること、この制度を県内事業者へ広く周知することが主な内容となる。

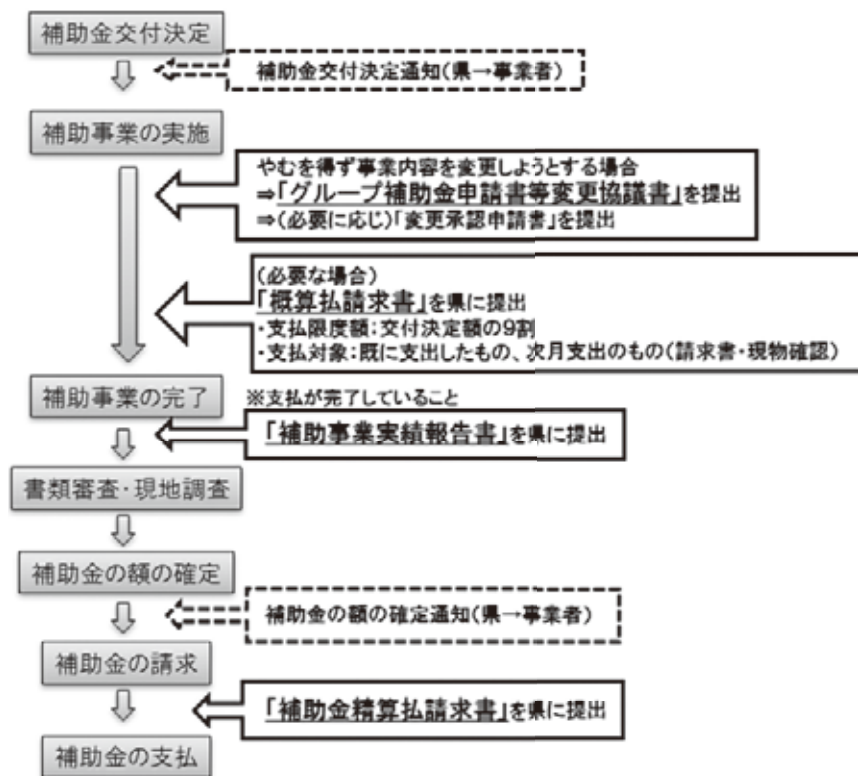
イ 商工労働観光部経営支援課

(ア) 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）に関する業務

グループ補助金とは、東日本大震災津波によって被害を受けた中小企業者等が震災津波前の状態に復旧するために要する経費に対し、概ね3/4を補助する制度である。被災事業者がグループを組み、復興事業計画が、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して国が1/2、県が1/4を補助する。

補助金の支払に当たっては、中間・完了検査等を行う必要があり、沿岸部への出張が度々ある。検査を実施せずに補助事業を完了することはできないため、補助事業者から事業完了の実績報告書の提出があるたびに、片道2時間かけ沿岸部に行き、完了の現地検査を行う必要があった。

グループ補助金の流れ（補助金交付決定から補助金支払まで）



ウ 商工労働観光部定住促進・雇用労働室

(ア) 事業復興型雇用創出助成金に関する事務

被災地の安定的な雇用を創出するため、岩手県内の沿岸12市町村に所在する事業所が被災三県の求職者を雇用した場合、一人当たり3年間で最大120万円を支給する。

また、この創出助成金を拡充した制度に、事業復興型雇用確保助成金が設けられた。創出助成金と同様に、沿岸12市町村に所在する事業所が求職者の雇入れのために、住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した場合に1事業者当たり年間最大240万円を支給するものである。

派遣職員の声

- 復興が長期化した状態を見据え、①申請書類の電子化、②災害応援の受入れ態勢の強化が重要であると感じた。特にグループ補助金の様式類は紙で管理されることが多く、県民との書類の授受や資料の保存を考慮すると、電子管理の必要性を感じた。また、災害応援を円滑に受け入れるために、対応経過や進捗状況を一元的に管理し、応援要員が交代しても速やかに状況把握ができるシステムを災害前に検討しておくことも大切だと感じた。
- 東京都で大規模な震災が発生し、他の自治体職員の応援を要請することになった場合も、応援職員が一日でも早く職場に馴染める環境や実践的なマニュアルは必要不可欠なものになると思われる。日々の業務を遂行する中で気軽に相談できる明るい職場づくりに心がけるとともに、既存のマニュアル類については、常に見直しを行い、効率的な事務処理を心がけることの重要性を改めて感じた。

8 医療・福祉等

(1) 概要

東日本大震災の発災により、都は平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年度末にかけて、岩手県保健福祉部へ職員を派遣し、民生部門・保健医療部門の企画立案等業務の支援を行った。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
保健福祉部 保健福祉企画室	平成 23 年度 平成 24 年度	2 名 1 名	民生部門・保健医療部門の企画立案、医療計画の作成、保健所業務の管理など
保健福祉部 長寿社会課	平成 23 年度	2 名	介護保険に関する市町村支援、介護支援専門員の登録や更新、介護保険施設の指導・監督
保健福祉部 障がい保健福祉課	平成 23 年度	1 名	「こころのケアセンター」の開設業務

(2) 取組実績

ア 保健福祉部保健福祉企画課

(ア) 医療施設静態調査・患者調査の取りまとめ

医療施設静態調査は、基準日における医療施設の分布及び整備の実態を把握し、患者調査では医療施設を利用した患者の傷病等を明らかにすることを目的として厚生労働省が統計法に基づき、3 年ごとに実施するものであり、それぞれの調査の取りまとめを行った。

(イ) 在宅医療推進に向けた有識者懇話会の企画・準備

岩手県で在宅医療に関わる有識者から意見を聴く懇話会を開催するため、委員の選定や会議資料の準備を行い、懇話会を開催した。

イ 保健福祉部長寿社会課

(ア) 介護保険災害臨時特例補助金の申請

(イ) 介護雇用プログラム事業の申請・受付

(ウ) 被災地における人材確保事業の申請受付、契約、支払い

(エ) 被災状況調査の取りまとめ

ウ 保健福祉部障がい保健福祉課

(ア) 「こころのケアセンター」の開設

「こころのケアセンター」は、震災により、つらい経験をされた被災者の精神的負担を解決するため、震災直後から長期にわたる専門的なケアを実施するため設置された施設である。全県の中核となる「岩手県こころのケアセンター」に加え、沿岸 4 地域に「地域こころのケアセンター」を設置した。

派遣職員の声

- 在宅医療推進に向けた有識者懇話会の開催準備に当たり、都福祉保健局での在宅医療に関する各種補助事業やモデル事業を参考に、岩手県の地域の実情に応じて事業を構築していった。
- 国の介護保険災害臨時特例補助金は、急遽策定された補助金であったため、制度の解釈や運用方法など詳細が決まっていなかったため、保険金額の算出など、保険者との調整が難しいものとなった。また、県の事情や介護保険制度に精通していなかったため、国との間で調整が難しかった。
- 「こころのケアセンター」開設に向け、どのような活動をしていくのか。またどの程度の医療ニーズがあり、医療機関に外来設置を求めていったらよいのか、など地域によって違いがあり、地元の要請に応えた柔軟な対応が求められた。また、精神科医、精神保健福祉士、臨床心理士などの医療専門人材の確保も難しい問題だった。

9 廃棄物処理

(1) 概要

東日本大震災の発生に伴い、東北地方沿岸部各地域に津波が押し寄せ、多くの災害廃棄物が発生した。都は、平成 23 年 5 月に「東京緊急対策 2011」において、災害廃棄物受入れを表明し、同年 7 月に「東京都災害廃棄物受入処理事業実施要綱」を作成、災害廃棄物処理受入スキームを構築した。その後、岩手県及び宮城県と東京都との間で、災害廃棄物の受入れに係る基本協定を締結し、それぞれ東京都への受入れ処理が開始された。

沿岸部の街には、がれきなどの災害廃棄物が散乱しており、岩手県では早急な処理を目的として、廃棄物特別対策室が新設され、平成 24 年度に、都から職員を 1 名派遣した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
環境生活部 廃棄物特別対策室	平成 24 年度	1 名	① 災害廃棄物の広域処理（経理事務）に関すること ② 家電リサイクル法に基づく、災害廃棄物の処理に関すること

〈大船渡市赤崎小学校仮置場の様子〉



平成 23 年 5 月撮影



平成 24 年 6 月撮影

派遣職員の声

覚書等の締結や試験処理、本格処理開始等が報道されるたびに、1 日 10 件程度の広域処理受入れ反対の電話がかかってきた。こうした苦情に対しては、①岩手県内でできる限り処理する方針であること、②リサイクルできるものについては可能な限りリサイクル処理にまわしていること、③それでも処理しきれないものについて放射能等の安全性を十分確認した上で広域処理をお願いしていることなどを丁寧に説明した。

10 税務・家屋評価業務等

(1) 概要

被災地では東日本大震災の津波により、家屋等が全壊又は半壊となるなどの甚大な被害が発生したが、がれき撤去等の復旧作業が終わり、復興が進むにつれ、整地された土地に家屋が次々と再建された。平成 24 年頃からは家屋の新築再建が急増し、その後もかさ上げ・土地区画整理事業が進み、安全な新築用地が確保された。このような状況の下、都からは、平成 26 年度から令和 2 年度まで、被災地域を管轄する沿岸広域振興局の県税室に毎年 1 名の職員を派遣した。

・派遣職員数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2
派遣人数	1	1	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

(2) 取組実績

建物（家屋）について、不動産取得税（都道府県税）及び固定資産税（市町村税）の税額の根拠となる固定資産の価値『評価額』を決定する事務で、沿岸広域振興局管内では、県が非木造家屋、市町村が木造家屋の評価を担当している。



家屋評価調査中の現場

派遣職員の声

今後、都で大災害が発生した場合も、全国の自治体から多くの派遣職員を受け入れ、復旧・復興に携わってもらえることになると思う。その際、派遣職員は派遣元自治体と都との仕事の進め方の差異に戸惑うことになると思うと想定される。

派遣職員が持てる力を十全に発揮してもらうためには、早期にその差異を解消する必要がある。そのために、派遣職員向けの業務マニュアルを作成することや、派遣職員向けの研修を行うこと、派遣職員が行うべき業務内容を簡明にすること等、「受援力」を鍛えておくことが重要だと、1 年間の被災地派遣を通じて感じた。

11 その他

災害からの復旧・復興に係る広報業務を支援するため、平成 23 年 8 月から平成 24 年 3 月末まで秘書広報室広聴広報課へ 1 名の職員を派遣した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
秘書広報室 広聴広報課	平成 23 年度	1 名	災害からの復旧・復興に係る広報業務

第2節 宮城県及び県内市への職員派遣

1 道路・河川等

宮城県では、太平洋に面する15の市町村全てが東日本大震災津波の被害に遭っている。その被害は甚大で、港湾・河川・道路施設はもとより、街全体が壊滅状態に見舞われた地域が数多くある。

(1) 土木部 気仙沼土木事務所（平成23年度～令和3年度）

ア 組織概要

土木部気仙沼土木事務所は、平成23年の派遣開始時点で、「総務班」、「行政班」、「用地班」、「道路管理班」、「道路建設班」、「大島架橋建設班」、「河川班」、「砂防班」、「ダム建設班」及び「建築班」の10班（係）で構成されていたが、都職員は派遣当初の平成23年6月から年度末まで、どの班にも属さず別動隊として、別室で業務に当たっていた。平成24年度からは派遣職員を2～3名に分け、「河川班」、「道路管理班」等に配属され業務を行っている。

都職員は主として、①応急復旧工事の積算・工事監督、②災害査定に関する委託会社（コンサルタント）との調整・指示、③災害査定対応（設計・申請）、④災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等の災害復旧業務に従事した。

・主な担当事業

気仙沼土木事務所管内（気仙沼市、南三陸町）の国の災害査定（申請件数428件：平成23年度中に終了）

気仙沼市内



南三陸町内



・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3
派遣人数	10	5	3	3	3	3	3	2	2	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点）

イ 主な成果

（ア）鹿折川 災害復旧工事（平成25年度～令和3年度）

気仙沼市鹿折地区に位置する鹿折川では、延長約3,200m（両岸）において、堤防高TP5.0mの傾斜堤と特殊堤の復旧工事を実施した。

平成25年12月から工事に着手し、主体工である防潮堤構築は、令和3年12月に全延長が完成した。堤脚水路設置等の細部の仕上げ工事も令和3年度末をもって完成し、災害復旧工事を完了した。



鹿折地区の復旧・復興状況（平成27年7月）



鹿折地区の復旧・復興状況（令和元年11月）



鹿折川左岸河口部（約 200m 区間）防潮堤完成（令和 3 年 12 月）

（イ）大川・神山川 災害復旧工事（平成 25 年度～）

気仙沼市の市街地を流れる大川と支流の神山川では、延長約 6.6km（両岸）のうち、特殊堤区間約 1.8km で堤高 T.P7.2 ～ 5.0m、土堤区間約 4.8km で堤高 T.P5.0 ～ 3.4m のかさ上げ、橋梁掛替、樋門・樋管設置、道路復旧等を実施している。

本工事地域では、国施工の三陸自動車道工事、県施工の道路・橋梁復旧・復興工事、市施工の土地区画整理事業や道路・橋梁復旧・復興工事、その他インフラ整備事業等、関連する工事が輻輳しており、効率的に工事を進めていくため関係部署との綿密な調整を行っている。

その中で、主要地方道気仙沼唐桑線「神山川橋」については、被災した神山川堤防のかさ上げ復旧に伴い、橋の掛替工事を進め、令和 3 年 12 月 3 日に供用を開始した。新しい橋は、橋長が 49.0m（旧橋 42.1m）、総幅員 15.8m（旧橋 9.8m）の中空合成床版形式の橋梁で、両側に歩道を整備したことにより、より安全・安心に通行できるようになった。



神山川橋工事着手前（平成 30 年 5 月）



神山川橋竣工（令和 3 年 12 月）

（ウ）岩井崎地先海岸防潮堤 災害復旧工事

岩井崎地先海岸防潮堤災害復旧工事では、平成 28 年 2 月から平成 30 年 3 月にかけて整備延長 330m、堤高 9.8m の特殊堤、傾斜堤、直立堤形式の防潮堤を整備した。

岩井崎地先海岸は、潮吹き岩が有名で震災後に三陸復興国立公園に指定されたため、相当な苦労を伴いながら、周辺環境への配慮など観光地としての特性も考慮して細やかな整備を行った結果、地元の方々からも喜ばれる美しい景観となっている。



岩井崎地区（被災後）



岩井崎地区（平成 29 年 11 月撮影）

（エ）杉ノ下地区海岸 災害復旧工事

杉ノ下地区海岸災害復旧工事では、防潮堤と水門（樋管）の一体的な整備を行った。

従来から存在していた水門は、ため池に農業用水を貯水するための施設であり、通常時はゲートを全閉にしてため池に貯水し、水位が一定量となった場合は、ため池内のオーバーフロー管から海側へ排水を行っていた。

しかし、大雨や台風に見舞われた場合、水門の管理者が昼夜を問わず現場に出向き、ゲートを全開にしていたが、貯水池から溢水し周辺が浸水していた。

今回の復旧工事では、適切な排水ができるよう流量計画を策定し、既存水路では排水処理しきれない流量となった場合は、既存水門に隣接して設けた越流堰から海側に排水する構造とした。

これにより周辺が浸水することがなくなり、水門管理者から「豪雨や強風の中、ゲートを全開するため現地に赴く必要がなくなり助かった。」との感謝の言葉があった。



杉ノ下地区海岸 着手前（平成 30 年 12 月）



杉ノ下地区海岸 完成（令和 2 年 11 月）

派遣職員の声

- 災害復旧事業では、一日も早い復旧・復興を望んでいる被災地の方々のために、強い使命感、スピード感を持って職務に臨む必要がある。誰のための復旧・復興なのか十分に認識して、様々な課題や問題を復旧に携わるスタッフが一丸となって着実にクリアしていくことが、復旧・復興事業の早期完成には重要である。

全ての災害復旧事業で、国施工、県施工、市施工の様々な工事が輻輳しており、効率的に工事を進めていくためには関係部署との緻密な調整が必要であった。特に土地区画整理事業に関しては、地権者への宅地引渡し期限が約束されていることから優先度が高く、地権者の現地再建を妨げないよう細心の注意が必要である。

多くの地権者の方々から貴重な意見が寄せられ、復旧工法や復興計画等には厳しい意見もあり、違う選択を取っていたらと考えさせられることもあった。

東京都で大規模災害が発生した際、復旧・復興計画の具体的方針を定める際には、最大限に地域住民の方々に寄り添い、多面的な視野を持ち、復旧・復興事業に取り組む必要があると感じた。

- 住民折衝において、事業の説明を行った後の会話の中で、多くの方から「東京からわざわざ来てくださったの、ありがとね。」と温かい言葉を掛けていただいた。震災から4年（当時）、事業としては決して進んでいる訳ではないが、この事業が必要なのだと実感した。
- 地元地権者の方々のお宅に伺う機会も多く、その度に震災体験を聞き、想像を絶するほど残酷な話もありました。
一つ一つの話が印象的で心に響いており、震災から9年（当時）経った今も、東日本大震災を忘れる日はない。
- 昨年度（令和2年度）はコロナ禍であることから気仙沼市内においても様々なイベントが中止となった。今年（令和3年度）は感染者数が減ってきた頃から少しずつ、イベントが開催され始め、気仙沼市在住の方々と組んだ軽音楽バンドで「被災した気仙沼市を音楽で盛り上げるイベント」等に出演することができ、良い思い出ができた。
「NHK朝の連続ドラマ」のロケ地効果や音楽イベント等の開催により、徐々にではあるが街に活気が戻ってきている。

(2) 土木部 東部土木事務所（令和2年度～令和3年度）

ア 組織概要

土木部東部土木事務所は、東日本大震災により受けた被害からの災害復旧事業や復興事業を進めるとともに、三陸縦貫自動車道へのアクセス道路など、圏域の産業や生活基盤を支える道路交通網の整備や、安全・安心な圏域づくりに向けた基盤整備のほか、通常事業としての道路や河川、海岸施設等の維持管理及び建築確認等の業務を行っている。

事務所では、「震災からの復旧復興」への取組を県民の方々に実感していただくために、情報誌の発行や工事現場におけるパース図の展示、見学会の開催、工事の着手・完成時の式典開催など、復旧復興の「見える化」にも努めている。

・担当事業

門脇流留線復興事業（事業延長：7.9km、全体幅：38m、本線幅：11m）

・派遣職員数

年度	R2	R3
派遣人数	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

イ 成果

（ア）門脇流留線復興事業

津波で大きな被害の出た石巻市門脇等の住宅地や魚町の水産加工団地内に新設道路を構築すると同時に、北上運河に橋梁を架設するための下部工・上部工の実施、貨物線を跨ぐ跨線橋や、臨海部にある工場や倉庫へ通勤する住民の安全性を確保するための横断歩道橋の架設、道路整備により遮断する水路の布設替え工事を実施した。

門脇流留線は、津波防御のための二線堤（本堤背後の堤地内に構築される堤防）に位置付けられるとともに、



魚町工区、交差点付近（令和3年9月）

緊急輸送道路にも指定されていることから、元々の地盤より 3m 以上の盛土を行い、上部に 3 車線（上下 1 車線、センター部分はゼブラ帯）の本線、盛土下の両側に側道と歩道を整備し、令和 4 年 3 月末までに開通した。



派遣職員の声

- 東部土木事務所では、大雨警報発令時や地震発生時の非常配備態勢として、道路管理担当や水防担当の職員だけでなく、事務職を含めた所内全職員が持ち回りでパトロールを実施している。
管理する道路延長が長く広範囲であり、土砂崩れや冠水等の危険な個所が多数、しかも大雨警報が連続的に発令され、解除直後に地震が発生することもあることから、大規模災害時には、ほぼ全員が災害対応を行えるという点で極めて優れた運用方法であると感じた。
東京都で大規模災害が発生した場合を想定し、具体的な災害対策として導入等を検討することも重要である。
- 発災直後の平成 23 年 4 月に、罹災証明の発行手続きの応援で一度石巻市を訪れた。
現在（令和 2 年度）、市内各所を回り、地元の町会長や事業主、住民の方へ事業の内容等を説明する際に自宅や事務所、工場等を訪れるが、「あの日は……」といった話題が出るたびに、あの絶望的で悲惨な状況からよくぞここまで生活・事業を再開されたなあ、という感慨を覚える。と同時に、石巻市・宮城県の復興に少しでも役立つ業務に携われていることに、心の底から「充実感」「やりがい」を感じた。

2 港湾・漁港施設

(1) 土木部 仙台塩釜港湾事務所（平成 23 年度～令和 2 年度）

ア 組織概要

仙台塩釜港湾事務所の所管区域は、仙台塩釜港の仙台区、塩釜港区及び松島港区の 3 つの港区である。塩釜港区には桂島、寒風沢島、野々島という離島も含まれ、管理する施設は、港湾、漁港、海岸保全、公園施設、道路と多岐にわたる。

都職員は平成 23 年 6 月に工務班に配属され、管轄する漁港施設の災害復旧業務を行った。具体的業務は、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、②災害査定に伴う積算・設計業務、③国土交通省及び県庁土木部との調整、④災害査定の立会、⑤国土交通省による成果検査対応、⑥災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等である。

・主な担当業務

- ①仙台塩釜港湾事務所管内3港区の国の災害査定
(申請件数 185 件 (申請額約 400 億円)：平成
23 年中に終了)
- ②高砂船溜まり物揚場、船揚場災害復旧工事
(仙台港区)
- ③代ヶ崎清水海岸保全施設等災害復旧工事
(塩釜港区)
- ④西ふ頭災害復旧工事 (塩釜港区)
- ⑤栄地区東 (B,C) 海岸保全施設等災害復旧工事
(仙台港区)
- ⑥要害浦災害復旧工事 (塩釜港区)
- ⑦東宮浜海岸保全施設等災害復旧工事 (塩釜港区)
- ⑧東宮ふ頭棧橋改良工事 (塩釜港区)
- ⑨貞山通海岸保全施設等災害復旧工事 (塩釜港区)

仙台塩釜港湾事務所所管区域図



・派遣職員数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2
派遣人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点 (平成23年度は6月1日時点)

イ 主な成果

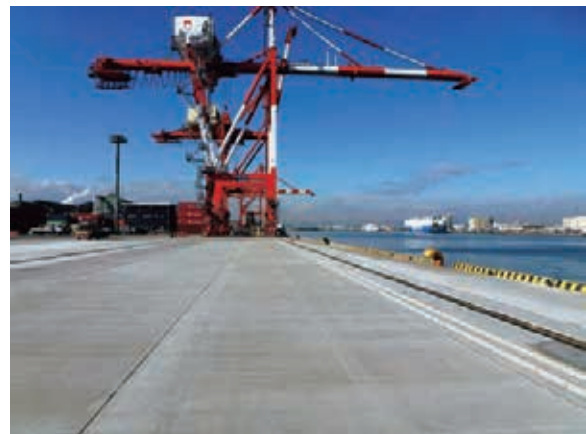
(ア) 高砂船溜まり物揚場、船揚場災害復旧工事 (平成23年度～平成26年度)

仙台港の高砂コンテナターミナル2号ふ頭は、船溜まり物揚場と船揚場で構成され、本工事は2号ふ頭のエプロン部延長約330m、水深14m、天端高(基本水準面からの高さ)2.2m、幅10mと背後地(荷置場)の復旧を目的とするものである。

2号ふ頭は平成25年3月に供用を再開し、背後地は平成25年度完了、付帯工事の夜間照明灯設置は平成26年度で完了した。



震災後の高砂コンテナターミナル



復旧後の高砂コンテナターミナル

(イ) 代ヶ崎清水海岸保全施設等災害復旧工事（平成 27 年度～平成 29 年度）

塩釜港区の本工事では、海岸保全施設（防潮堤）約 710m をレベル 2 地震動及びレベル 1 津波対応への改良と被災した物揚場・船揚場・棧橋の復旧を行った。



代ヶ崎清水防潮堤等復旧工事中



代ヶ崎清水防潮堤等復旧間近

(ウ) 東宮浜海岸保全施設等災害復旧工事（平成 27 年度～平成 30 年度）

本工事は、「東日本大震災公共土木施設等復旧方針」に基づき、塩釜港区の東宮浜・小友浜の 2 地区について、海岸保全施設（防潮堤延長約 700m）や船揚場（延長約 100m）、臨港道路（延長約 500m）を対象とした災害復旧を行うもので、防潮堤の一部を海岸保全区域として新たに指定し、整備を行った。



東宮浜被災後の状況



東宮浜の災害復旧工事完了後

(エ) 貞山通海岸保全施設等災害復旧工事（平成 27 年度～令和 2 年度）

塩釜港区の本工事は、「津波から背後地の浸水を防ぐための胸壁整備」と「被災によって損傷・沈下した施設の復旧」が主な目的であり、具体的には、レベル 2 地震動及びレベル 1 津波に対応するための新設胸壁（延長 1,132.9m）の整備、陸閘 8 基の据付、物揚場・背面道路のかさ上げ復旧工事である。新設胸壁の高さは、以前より 110cm 高い、TP + 3.3m である。



貞山通胸壁整備着手前



貞山通胸壁整備現場（令和2年12月）

派遣職員の声

- 災害復旧業務に携わる過程で経験した、地震や津波に耐久性のある施設の設計・現場監督業務は非常に勉強になった。現在、都においても地震や津波・高潮等による災害から都民の生命・財産を守るための防潮堤等の整備を行っている。この東北での経験は、都の災害復旧事業に携わることになった時、必ず生かせる。
復旧工事の調整業務を進める中で、市民やふ頭利用者の方々から、5年（当時）の歳月を経て改善されない現状に対し、厳しい指摘もされた。宮城県職員の一員として、復興業務に全力で取り組んだからこそ、住民の理解を得ながら震災復興を進める難しさについて深く考える機会となった。
土木工学は経験工学であるとよく言われる。災害復旧業務において今回経験した実務は、経験値や技術力となって自身に備わったと感じる。近い将来首都直下地震が発生すると予想されており、万一の発生時には、この経験値や技術力を生かせるようにしたい。
- 工事契約後の住民説明会では、地元住民の方への丁寧な説明や親身に要望等を聞き入れることで、地元住民から激励や感謝の言葉をいただき、少しでも宮城県の力になれていることを実感した。
- 現場で工事監督業務をしていると、近隣住民の方や地区会長の方から話しかけられる機会があった。住民の方々は復興事業に大きな関心を寄せており、進捗状況の質問に回答した際には、事業に取り組む私に対して感謝の言葉をいただいた。学生時代、土木工学とは、「市民生活と産業・生活活動の資する社会基盤の整備・維持のための工学」であると学んだ。今回取り組んだ復興業務は、まさに「市民生活のための工学」を生かす機会だった。そして、甚大な津波被害を受けた当該エリアの震災復興業務に携わること、市民の震災からの不安解消に役立てることに非常にやりがいを感じた。
- 津波警報の発令時に水門・陸閘を自動で閉鎖するシステムの運用開始に伴い、陸閘閉鎖の防災訓練に立ち会える機会があり、その場には数十人もの地域住民と複数の報道メディアが来ており、期待度の高さを実感した。そのことから、東日本大震災の復旧事業はとても責任のある仕事であることを再認識し、気を引き締めて業務に取り組むことが出来た。復興事業に携われてとても光栄なことであり、最後の復旧事業完成に立ち会えたことにとてもやりがいを感じた。

(2) 東部地方振興事務所 水産漁港部（平成23年度）

ア 組織概要

東部地方振興事務所水産漁港部は、石巻市と女川町を所管し、区域の海岸線は離島を含めて321kmに及び、水産業の生産活動拠点である漁港は大小57港に上り、そのうち、遠洋・沖合漁業の基地としても重要な特定第三種漁港の石巻漁港、第三種漁港の女川漁港、渡波漁港、避難港である第四種漁港の鮎川漁港など11漁港を県で管理している。また、内水面漁業を営んでいる内陸部については、大崎市、栗原市、登米市を流れる北上川、江合川、迫川等の主要河川のほか、伊豆沼や長沼等の湖沼なども所管区域としている。

都職員は水産漁港部において、管轄する漁業施設の災害復旧業務を行った。内容としては、災害査定業務と災害査定認定後の工事の積算・発注・工事監督、水産庁に災害査定認定後の重要変更等である。

・主な担当業務

東部地方振興事務所管理 11 漁港の災害査定業務

・派遣職員数

平成 23 年度に 6 月 1 日から 1 名

(3) 農林水産部 漁港復興推進室（平成 23 年度～令和 3 年度）

ア 組織概要

農林水産部（平成 31 年度から水産林政部）漁港復興推進室は、東日本大震災で被災した漁業施設及び海岸保全施設の早期復旧・復興を着実に推進するため、平成 24 年 11 月 1 日に水産業基盤整備課から分離して設置されている。宮城県は、海岸線延長 828km に 142 漁港があり、沿岸部の基幹産業である水産業は、その各地域の漁港を拠点として成り立っている。

漁港復興推進室は、復興推進班、漁港整備班及び海岸整備班の 3 班体制である。都職員は、漁港整備班で県内 142 漁港施設全部の海岸保全基本計画、漁港海岸災害復旧・海岸新規整備の業務を行った。

具体的な業務は、①県出先事務所で作成された災害復旧工事設計書の審査、②公告準備、③設計変更手続、④水産庁への災害復旧事業費の交付申請、⑤災害査定の立会い、⑥災害復旧工事の重要変更設計協議、⑦災害復旧事業の施工状況調査、⑧成功認定の対応等である。



・派遣職員数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2	R3
派遣人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

イ 主な成果

(ア) 漁港、海外保全施設の水産庁への災害復旧事業費の交付申請（災害査定）

宮城県内の漁港・海岸保全施設状況

漁港：県管理 27 漁港及び市町管理 115 漁港の計 142 漁港

海岸：漁港海岸 83.3km

漁港施設の災害査定工事件数 1,251 箇所、海岸保全施設の災害査定工事件数 73 箇所について認定を受けた。

(イ) 漁港施設災害復旧工事の重要変更設計協議

県地方振興事務所（仙台・東部・気仙沼）及び市町が管理する 142 漁港の災害復旧工事（査定工事件数：約 1,300 件）を対象として、当初災害査定あるいは再調査の決定工事費等を変更するため、各管理者が作成

した重要変更資料を基に、変更理由及び根拠資料の妥当性、数量等を確認し、各管理者への指導・助言等の調整後、水産庁協議及び東北財務局への説明を行った。

(ウ) 漁港施設災害復旧事業の施工状況調査

毎月末に、県地方振興事務所及び市町が施工する災害復旧事業の施工状況調査（契約・支払・不用など）に関する結果を取りまとめ、水産庁に報告を行った。



塩釜漁港 中ふ頭東棧橋着手前



塩釜漁港 中ふ頭東棧橋完成



塩釜漁港 中ふ頭東棧橋背後防潮堤着手前



塩釜漁港 中ふ頭東棧橋背後防潮堤完成

(エ) 成功認定に関すること

市町施工の災害復旧事業が、法令に定められたとおりに執行され、交付決定の目的を達成しているか検査し、成果を確認し負担金の決定（成功認定）を行った。

派遣職員の声

- 派遣中に強く感じたのは、被災地の方々の防災意識の高さである。防潮堤の高さについての住民説明会があれば、多くの方々が参加して活発な議論がなされているし、災害復旧のスケジュール等が報道されれば、確認の問合せがくる。都においても首都直下型地震や東南海・南海地震等への備えが急務となっているが、ハード面だけでなく、都民の防災意識の向上も必要不可欠であると感じた。

東日本大震災では、誰もが想像できない程の津波被害が起きた。もし、首都直下型地震が起きた場合、東京ではどのような被害が出るのか、想像しただけで恐ろしくなる。都の土木職員として、どのような対応が要求されるのか、今回の被災地派遣の経験により、多少なりとも学ぶことが出来た。実際に大規模な災害対応を経験している職員は都でもそう多くはない。そのため、実際に災害復旧対応を経験している職員が指揮をとり、一刻も早い復旧に貢献することが何よりも重要であると感じた。

- 東日本大震災から6年（当時）が経とうとしているが、沿岸部はいまだに工事車両が行き交っており、復興は半ばの状況である。現場視察では、テレビ等の報道で伝わりきらない自然災害の脅威を肌で感じる事が出来た。特に、慰霊碑に刻まれた子供の名前を見たとき、命の尊さを改めて痛感した。
- 市町の職員のほとんどが宮城県あるいは他県からの派遣や任期付職員であり、地元職員は少人数であることに非常に驚いた。
- 前年度からの重変協議に関して、ポイントを絞って端的に説明することを心掛けたことで、東北財務局の担当者が異動する6月までに、重変協議を終えることができた。また、完了報告を各担当者にしたときにお礼を言われた。

3 農地・農業用施設

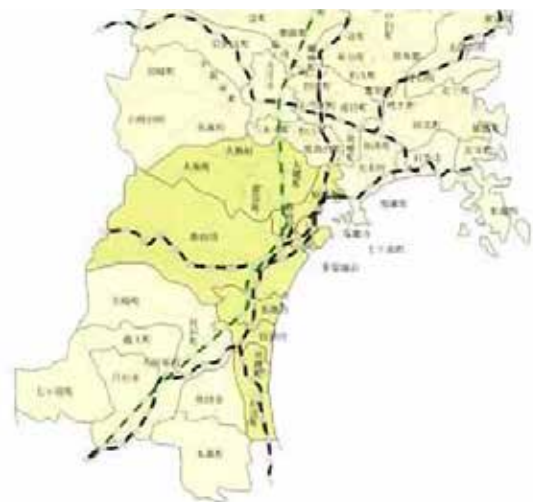
(1) 仙台地方振興事務所 農業農村整備部（平成 24 年度～平成 27 年度）

ア 組織概要

仙台地方振興事務所農業農村整備部は、仙台市を中心に5市8町1村（塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、山元町、亶理町、七ヶ浜町、利府町、松島町、大郷町、富谷町（現富谷市）、大和町及び大衡村）を管内とし、農業振興に関する様々な施策や農地・農業用施設・農地海岸に係る災害復旧事業、復興交付金事業などを行っていた。

都職員は平成24年4月に農地整備第二班の第一チームに配属され、名取市と岩沼市が担当区域で、農地・農業用施設の災害復旧業務を行った。具体的業務は、①農業被害測量設計委託、②農地復旧除塩工事、③用排水機場復旧工事の設計、積算、工事発注・工事監督、④国などとの協議、契約変更、計画変更、完成検査対応等である。

仙台地方振興事務所管内位置図



・主な担当業務

- ①名取市地区農地復旧除塩工事
- ②名取市地区農業被害測量委託
- ③鈴木堀外復旧工事
- ④農山漁村地域復興基盤総合整備事業
・名取地区、岩沼地区

・派遣職員数

人数	H24	H25	H26	H27
派遣人数	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

・事務所管内被害額 約 3,400 億円

(県全体被害額 約 4,700 億円の約 70%)

(平成 24 年 4 月 10 日現在)

農業農村整備関係被害	仙台管内		県全体	
農地・農業用施設被害 (農地浸水、用排水路等)	約 1,600 箇所	約 3,100 億円	約 5,000 箇所	約 4,000 億円
生活環境施設被害 (集落排水施設等)	約 30 箇所	約 200 億円	約 100 箇所	約 270 億円
農地海岸保全施設被害 (海岸防潮堤)	約 8km	約 100 億円	約 27km	約 430 億円
計		約 3,400 億円		約 4,700 億円

事務所管内農業農村整備関係の被害状況

イ 主な成果

(ア) 名取市地区農地復旧除塩工事 (平成 24 年度完了)

名取市の農地約 228ha について、応急工事としての農地復旧工事、農道及び小用排水路の復旧工事、除塩工事に加え災害復旧工事を実施し、平成 24 年度で完了した。

農地復旧状況 被災前後 (名取市)

平成23年 3 月



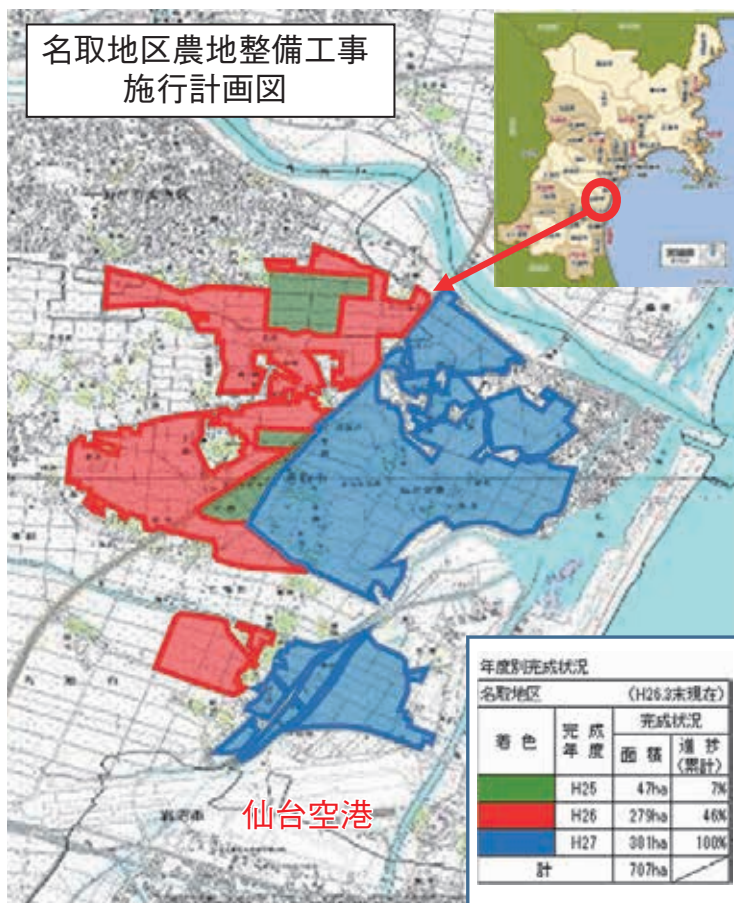
平成24年 7 月



(イ) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業・名取地区

東日本大震災復興交付金により、農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (名取地区) を実施した。

農地復旧の災害復旧事業完了後、農地整備 (区画整理) 工事 (707ha) を実施し、ほ場の標準区画を 1ha から 2ha に、用水路をパイプライン化、排水路を管路化することで、水管作業の省力化・農作業の効率化等を推進した。



農地整備工事施工前



農地整備工事施工後

派遣職員の声

- ガレキ選別機のデモ運転を開始する前に、建設業者の方が機器の概要を説明する際の一言が、とても印象的で、今でも忘れられない。その言葉とは「これ（農地等に堆積している物）は、ガレキやゴミじゃない、海へ行ってしまった（亡くなってしまった）人達の思いが詰まっている（大切な）ものだ、ぜひ使ってくれ」である。これは、被災された方や亡くなった方の無念な思いを受け、建設業者の方が熱意と気迫を込めて発した言葉であった。
- 宮城県の派遣者研修時に、研修担当の県職員が「今でも急な震災に対応できるように、車のガソリンは半分以下にはしない」と話をされていた。派遣されたときには、震災から4年（当時）が経ち仙台市はほぼ復旧が完了し、市の中心部では震災を感じることがほぼなかった。そのため、県職員の話は、被災地の方が個人個人で震災を経験し、その経験の上で地震対策を立てていることを感じさせる一件であった。

4 下水道事業

(1) 土木部 中南部下水道事務所（平成23年度～平成24年度）

ア 組織概要

中南部下水道事務所は、仙塩流域、阿武隈川下流流域、鳴瀬川及び吉田川流域の4流域下水道を管轄している。事務所は多賀城市の仙塩浄化センター内にあり、4流域にある終末処理場並びに終末処理場へ送水している中継ポンプ場及び管さよの維持管理と建設、放流水の水質管理を行っている。

都職員は平成23年6月に施設整備班に配属され、管轄する4流域下水道の中で、被害のあった仙塩流域仙塩浄化センターと阿武隈川下流流域県南浄化センターの災害復旧業務を行った。内容としては、①施設の応急

工事の設計書作成、②応急工事の本契約、③公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、④災害査定に伴う積算・設計業務、⑤国土交通省及び県庁土木部との調整、⑥災害査定の立会、⑦災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等である。

・主な担当業務

- ①仙塩浄化センター、県南浄化センターの国の災害査定（1次～12次：平成23年中に終了）
- ②仙塩浄化センター、県南浄化センター応急工事・災害復旧工事（平成24年度完了）

・派遣職員数

年 度	H23	H24
派遣人数	4	2

※ 派遣職員数は、平成23年度は10月1日時点、平成24年度は4月1日時点



イ 主な成果

（ア）仙塩浄化センター、県南浄化センター応急工事・災害復旧工事（平成24年度完了）

仙塩浄化センター（222,000m³/日、東京都下水道局中川水再生センターと同規模）、県南浄化センター（125,000m³/日、東京都下水道局浮間水再生センターと同規模）の応急工事を行うとともに、国の災害査定を受検して災害復旧工事を実施し、平成24年度で完了した。



仙塩浄化センター津波侵入（平成23年3月11日撮影）



仙塩浄化センター処理施設（平成23年10月31日撮影）

派遣職員の声

- 下水道について、災害査定で何をどうすればよいのか決まっておらず、国も宮城県も人により解釈が違うため、整理をするのが大変だった。あるとき、宮城県庁の職員が査定資料の作成方針を決めたが、国土交通省と打合せをし、内部で検討していく中で、その方針を設計書提出直前に変えることになった。方針変更が決まった晩は、事務所で夜遅くまで資料を修正し、何とか締切りに間に合わせたということがあった。
- 今回の派遣の体験を通して、私には多くの仲間ができ、今回得た財産の一つである。平成24年11月23日には、仙塩浄化センターの復旧を祈念し、復興推進の植樹祭が現地で行われ、中南部下水道事務所職員に加え、東京都、新潟県、富山県、石川県からの職員が参加した。我々が植樹した苗木が成長し、『復興の森』になるとともに、宮城県と仙塩浄化センターの復興が成功することを願っている。



『復興の森』再生への植樹祭（平成 24 年 11 月 23 日撮影）

5 用地取得

(1) 概要

宮城県の用地取得分野については、都からは仙台土木事務所、気仙沼土木事務所、東部土木事務所、収用委員会事務局及び土木部用地課企画班に職員を派遣した。

仙台土木事務所は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町（現富谷市）及び大衡町の5市8町1村（のちに6市7町1市）内が所管となっている。気仙沼土木事務所は、気仙沼市及び南三陸町の土木行政を行っており、東部土木事務所は、宮城県東部に位置する沿岸市町村のうち、石巻市、女川町及び東松山市の3つの市町を管轄している。

収用委員会は、公共の利益の促進と私有財産との調整を図るため、土地収用法に基づき、各都道府県に設置された行政機関である。事業者からの裁決申請を受け、公平中立な立場で、事業者と土地所有者等の双方から意見や申立を聞きながら審理を行い、収用する土地の区域や損失の補償が適切かどうかなどについて、事務を行っている。

・派遣実績

仙台土木事務所

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
派遣人数	2	2	2	2	2	1

気仙沼土木事務所

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2
派遣人数	3	3	3	3	3	3	2

東部土木事務所

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2	R3
派遣人数	4	4	4	4	3	3	3	3

収用委員会事務局（土木部用地課企画班）

年 度	H29	H30	H31 / R 元	R2
派遣人数	1	2	2	2

(2) 取組実績

ア 仙台土木事務所

- (ア) 宮城県亶理町から福島県相馬市まで沿岸部約 32kmの道路（県道相馬亶理線）のうち、県境に位置する 11.3kmの区間の用地買収を行った。この県道は津波防御のための高盛土道路として宮城県が整備し、令和 3 年 3 月に全線開通した。
- (イ) 河川堤防や海岸防潮堤を整備する七北田川河川災害復旧事業、名取川水系北貞山運河河川災害復旧事業、花洲浜海岸災害復旧事業、菖蒲田浜海岸災害復旧事業及び松ヶ浜海岸災害復旧事業の用地取得を担当した。



出典：宮城県ホームページより



完成した菖蒲田浜海岸防潮堤（平成 30 年 3 月）

イ 気仙沼土木事務所

・折立川災害復旧事業用地買収

南三陸町内折立川災害復旧及び復興関連事業に係る用地取得を担当した。



折立川周辺（整備前）



折立川周辺（整備後）

ウ 東部土木事務所

石巻雄勝線道路改良事業の用地取得に関する業務を行った。



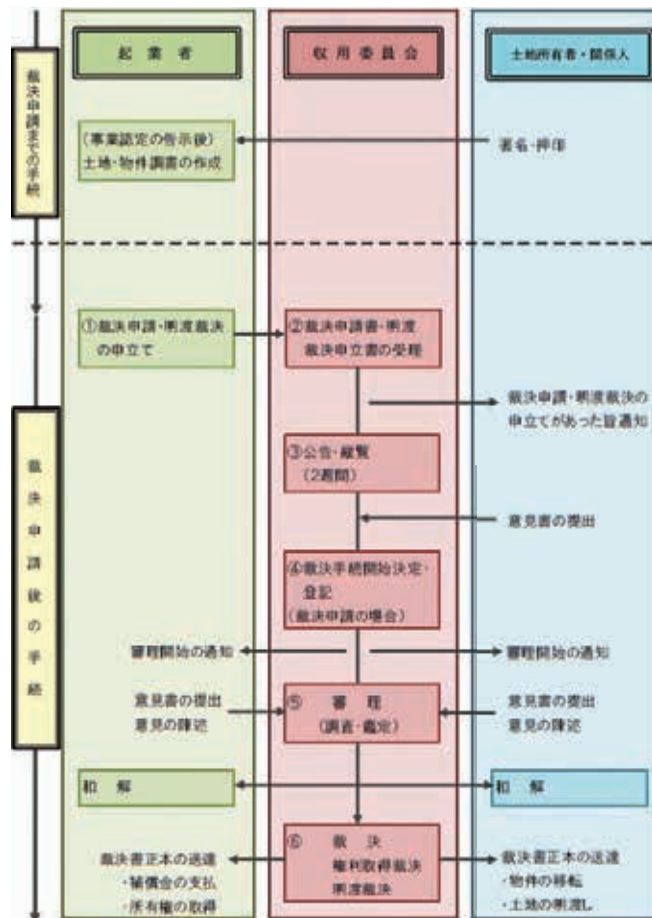
県道石巻雄勝線（着工前）



県道石巻雄勝線（着工後）

エ 収用委員会事務局（土木部用地課）

裁決申請予定の収用事案について、起業者からの事前相談への対応等を行った。



派遣職員の声

- 業務を進めていくたびに感じたのは、相続関係や土地所有者の行方不明により、筆界が未確定で事業用地がなかなか取得できず、復興工事が早急に行えないということだった。また、業者の確保ができず、契約が不調になってしまう案件が多々あること等も、復興が思うように加速しない理由の一つだと思う。復興を加速するためには、国や自治体、住民等の更なる支援体制の強化や連携体制の確保及び柔軟な発想がまだまだ必要だと思う。今後、東京においても様々な災害が想定されている。的確に災害に対応するためには、各団体の連携の更なる強化や枠に囚われない柔軟な発想等を養うことが求められていると思う。
- 用地取得業務は過去の交渉記録が非常に大切であるため、地権者や官公庁と交渉や協議・電話をする度に詳細に記録を残している。前任者の交渉記録に不明点があり、交渉相手に迷惑をかけることがあり、後任者が同じ思いをしないよう、誰が読んでも明瞭な記録の作成に努めた。情報を引き継ぐことはどの自治体のどの業務でも大切なので、都でも生かしたい。また、地権者の多くは土地や道路の知識に明るくないため、地権者と同じ目線で話し、理解していただくことが地方公務員として説明責任を果たすために必要なことだと再認識できた。
- 宮城県に派遣されるまでは、大規模災害を経験した自治体は、次の災害に備え高い防波堤を作るなど、被害を一切出さないようなハード対策を行うものだと思っていた。
しかし、実際には、宮城県はある程度の被害を想定した上で、その被害を最低限に抑え、人命を第一に考える「減災」に重点を置いた災害に強いまちづくりを行っている。特に津波対策としては、住宅エリアの高台移転のほか、津波の威力を抑え、逃げるための時間を確保する多重防御の方針を明確にしているように感じた。現地調査で沿岸部を訪れることが多かったが、その度に、かさ上げ道路の工事が行われていたり、防災林が植林されていたりと、多重防御を中心とした復興の様子を間近で見ることができたことはとても貴重な体験であった。

6 産業再生

(1) 概要

東日本大震災により被災した中小企業等の再生を支援するため、経済商工観光部企業復興支援室（旧：新産業振興課）へ平成24年度から毎年職員を派遣している。

・派遣実績

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	R4
派遣人数	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2

(2) 取組実績

・中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（グループ補助金）に関する業務

グループ補助金とは、東日本大震災・津波によって被害を受けた中小企業者等から構成される「中小企業等グループ」が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に要する費用の一部を補助するものである。都職員は、グループ補助金に係る公募受付や認定審査、補助金の交付、財産処分等を担当した。

派遣職員の声

都では、これまで、職員間の内部調整関連の業務を担当し、住民の方と接する業務を行ったことがなかったが、今回の業務を通じて、住民の方と接する機会を頂き、相手の話に耳を傾けながら一人ひとりに寄り添った対応を行い、時には厳しいこともしっかりと伝えることが必要であることを学んだ。

被災地の業務では、嬉しかったことも辛かったことも、ほとんどがコミュニケーションに関することだった。どのような業務でも人とのコミュニケーションは不可欠であるが、ここまで真剣に悩み喜怒哀楽したのは、被災地復興という目的のために、全国から派遣された職員や宮城県の方々と、互いに支え合いながら協力し、チームとして業務を遂行したからこそだと思っている。この経験をとおして、日頃からまわりの職員とコミュニケーションをしっかりと取り、チームの中における自分の役割を理解すること、周りの職員がどのような強みがあるかを知っておくことが大切だと感じた。

7 災害公営住宅

(1) 土木部 復興住宅整備室（平成23年度～平成27年度）

ア 組織概要

土木部復興住宅整備室は、宮城県復興住宅計画に基づく住宅の復興促進と災害公営住宅の整備を目的とする組織である。

災害公営住宅とは、災害により家を失い、かつ自立再建が困難な低所得者に賃貸するための公営住宅である。整備手法は主に以下の4つが挙げられ、その中で②の手法により、市町より県に依頼された地区における災害公営住宅の建設を行うことが、復興住宅整備室の主な業務である。

- ①市町直接建設：市町が直接工事を発注し建設のうえ住宅を供給
- ②県受託建設：市町が県に依頼し、県にて建設のうえ住宅を供給
- ③民間・UR買取：民間業者や都市再生機構（UR）が建設した住宅を買取、供給
- ④民間借上：民間業者が建設した住宅を市町が借上げ、供給

都職員は平成24年1月に復興住宅整備室の南三陸町等を担当する第3班に配属され、3地区（伊里前地区、戸倉地区及び志津川地区西団地）において、県が受託整備する災害公営住宅の建設を行った。内容としては、①災害公営住宅の設計と工事発注、②工事施工を担当する（宮城県）監督員・工事受注者と南三陸町担当者との設計・施工上の調整役を担っていた。

・主な担当業務

- ①伊里前地区中学校上団地
- ②戸倉地区戸倉団地
- ③志津川地区西団地（東工区・西工区）

・派遣職員数

年 度	H23	H24	H25	H26	H27
派遣人数	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点）

南三陸町災害公営住宅担当地区



イ 主な成果

（ア）伊里前地区中学校上団地

伊里前地区中学校上団地の建設地については、山上の森林を切り拓き、防災集団移転促進事業用地と合わせて整備した。具体的には、土地開発面積72,229m²に、災害公営住宅として、鉄筋コンクリート造3・4階建て集合住宅2棟及び住居50戸、集会所（木造）、自転車置場、ゴミ置場などを一体的に建設・整備した。



伊里前団地建設予定地 平成25年春



伊里前地区中学校上団地完成予想パース

（イ）戸倉地区戸倉団地

戸倉地区戸倉団地の建設地については、山上の森林を切り拓き、防災集団移転促進事業用地と合わせて整備した。具体的には、土地開発面積141,234m²に、災害公営住宅として、鉄筋コンクリート造3階建て集合住宅3棟及び住居70戸、集会所（木造）、自転車置場、ゴミ置場などと一体的に建設・整備した。



戸倉地区建設予定地 平成 25 年春



建設地造成中 平成 26 年 10 月



完成した町営戸倉災害公営住宅：平成 28 年 2 月
建物背後に見える杉山は、建設予定地の写真の杉山と同じ

派遣職員の声

- 災害公営住宅工事の発注時に感じたことは、災害復旧の建設ラッシュ時に工事を発注する際は、現地の実勢単価を把握し採用すべきということである。資材や人材の不足に伴い物価が高騰する中、積算等のルールを固持して発注してしまうと、入札不調を避けることは困難である。早期の工事着手及び完了を目指す場合、補助の拡大に関する国との交渉も視野に入れ、一部の見積り単価採用による工事費の増額を検討する必要がある。
- 私が担当する業務内容（工事監督）では、直接地域住民の方々と接する機会がなく、被災された方の生の声を聴けることがなかったが、災害公営住宅の造成地に隣接して整備された自立再建宅地で、地鎮祭が行われていた時に「ようやく、地鎮祭を迎えることができました。」と聞いた時は、「ようやくですね……よかったですね。」以外の言葉が見つからず、被災されてから 5 年弱（当時）でやっと再建が形となってきたんだなと思うと何とも言えない気持ちであった。

8 公共建築物

宮城県では、内陸部の市町村においても激震による甚大な被害に遭っている。

(1) 土木部 営繕課・設備課（平成 23 年度～平成 24 年度）

ア 組織概要

土木部営繕課分室・設備課分室は、東日本大震災で被災した県有施設の災害復旧対応を実施するため、全国の都道府県からの 20 名を超える派遣職員と宮城県職員とともに、震災復興の専門部署として設置された組織である。

業務は「被害状況の現地調査」、「委託・工事の発注」、「委託・工事の監督」、「完了検査の立会い」、「国の補

助金申請の災害査定資料の作成」、「災害査定の立会い」が主な業務であり、庁舎、福祉施設、警察署、宿舍、高校など多岐にわたる施設を担当した。

都職員は平成 23 年 6 月に分室に配属され、県有施設の災害復旧業務を行った。内容としては、①被害状況の現地調査、②復旧工事の設計・積算、③国の災害査定資料の作成、④災害査定立会い、⑤工事発注書類作成、⑥工事監督等である。

・派遣職員数

年度	H23	H24
派遣人数	4	2

※ 派遣職員数は、平成 23 年度は平成 24 年 1 月 1 日時点、平成 24 年度は 4 月 1 日時点

イ 主な成果

(ア) 県有建築物現地調査・設計、国（文部科学省、厚生労働省）による災害査定

営繕課分室・設備課分室では、約 320 件の県有建築物調査を行うとともに、50 件の国の災害査定に対応した。



高台の志津川高校から南三陸町内方向（撮影：平成 23 年 6 月）



気仙沼市の合同庁舎

派遣職員の声

- 復興に向けた人員不足を解消するために他自治体からの派遣職員を受け入れることは一つの手段であると思うが、不足人数をただ増員すれば解決される訳ではなく、受入れ側にも人や業務を動かすために大変な労力が必要になることが分かった。また、やるべきことが山積している中で、効率的にスピード感をもって災害復旧業務を行うためには、有事の体制や運用を平時に準備し、適宜判断をしていくことが必要だと感じた。
- 調査のために施設に行くと、「施設管理者として不具合をこと細かく説明してくれ」、「早く復旧してほしい」という気持ちが伝わってくる。また、担当者からは「遠いところ宮城のために応援・支援をありがとう」という言葉が返ってくる。できる限り早く復旧しなければという気持ちでいっぱいになった。
- 全国各地から集まってきた派遣職員と様々な意見交換を行い、復興業務に携われたことに非常にやりがいがあった。派遣職員の誰もが宮城県の一日も早い復旧・復興を願い、熱い想いをもって宮城県にやって来ていた。技術的な知識や経験はもちろんのことであるが、被災地の皆さんのお役に少しでも立ちたいという熱い気持ちが欠かせないと痛感させられた。

9 工事経理事務

(1) 概要

東日本大震災に係る災害復旧事業については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、高率な国庫負担や確実な予算措置といった国からの補助が定められている。これらの補助については、災害発災直後から国への災害報告や災害査定、国庫負担申請や補助金執行など、多くの事務処理が必要である。都では、これらの事務処理を支援するため、平成 31（令和元）年度から土木部防災砂防課、気仙沼土木事務所及び東部土木事務所に職員を派遣した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
土木部 防災砂防課	平成 31 年度	1 名	災害復旧事業の総括、市町村 災害復旧事業の総括
	令和 2 年度	1 名	
	令和 3 年度	1 名	
気仙沼土木事務所	令和 2 年度	1 名	事務所で行う工事・委託業務の 契約事務及び予算管理事務
東部土木事務所	令和 3 年度	1 名	

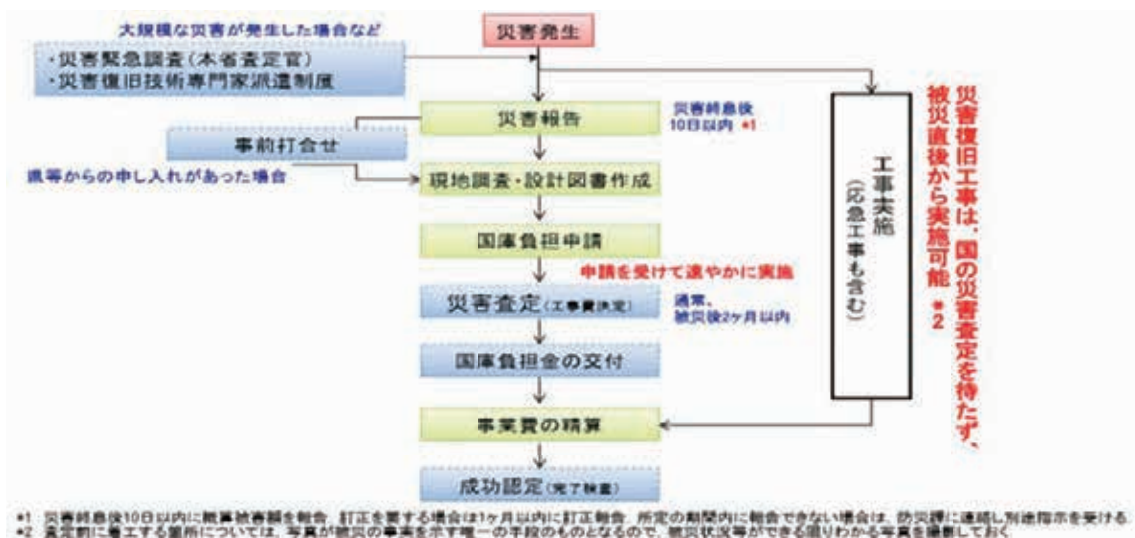
(2) 取組実績

ア 土木部防災砂防課

(ア) 県内で発生する災害復旧事業の総括

各公共土木施設を所管する土木部内各部署や土木事務所との連絡調整を行い、円滑な災害復旧事業を実施した。

〈災害発生時の流れ〉



(イ) 市町村災害復旧事業の指導監督

市町村の災害復旧事業については、災害復旧事業の監督や負担金の交付・還付、災害復旧事業の成功認定といった業務を都道府県知事が行うことと定められている。

災害の被害規模は市町村ごとに異なるため、県内 34 の市町村に対し、各々の市町村の状況に応じた適切な指導や助言を行うことで、早期の公共土木施設の復旧に努めた。

イ 土木事務所（気仙沼、東部）

加茂川河川改修事業、西沢川河川改修事業などの事業に係る契約事務を行った。

派遣職員の声

派遣先の事務所では、若手職員が多いこともあってか、班内において決裁文書等の相互チェックや他職員の業務フォローをしようという意識が強い。担当ごとに縦割りで業務を進める場合と比べてスピード感は劣るが、経理業務を初めて担当する私にとって、県職員の方に業務を常に確認していただけるのは大変有難かった。

都においてもコロナ対応に際して応援職員の派遣が増加した。今後も、大災害等が発生すれば応援職員の派遣・受入れなど、急な人員配置の変更が生じうる。そのような場合にも平常時と変わらず業務を回すためには、担当内でのフォロー体制を強化する必要がある。宮城県の組織風土は、派遣職員等も含め一体感を持って働くことのできる職場を目指す上で大変参考になると思った。

10 公衆衛生等

(1) 概要

宮城県内に 7 か所（平成 24 年当時、仙台市内除く。）ある保健所のうち、平成 23 年度に石巻保健所、平成 24 年度に気仙沼保健所にそれぞれ職員 1 名を派遣した。また、平成 23 年度に中央児童相談所に職員 1 名を派遣し、相談対応業務等を支援した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
東部保健福祉事務所 石巻保健所	平成 23 年度	1 名	保健体制整備支援、保健所活動支援、 母子保健・感染症予防支援
気仙沼保健福祉事務所 気仙沼保健所	平成 24 年度	1 名	保健所業務総括
中央児童相談所	平成 23 年度	1 名	子どもの心のケアのための相談対応等



気仙沼保健福祉事務所全景

11 仙台市

(1) 下水道事業の災害復旧支援

仙台市は、東日本大震災により下水道管きょ延長約 4,500kmのうち約 102km（被災割合：2.2%）が被害に遭っている。

仙台市内の被災地域で、住民の生活基盤となる下水道を早期に復旧するため、都においても技術系職員を仙台市に派遣することとした。

ア 建設局 下水道事業部 管路建設課（平成 24 年度～平成 25 年度）

（ア）組織概要

建設局下水道事業部管路建設課は、仙台市内の下水道管きょの建設を行う部署である。

都職員は平成 24 年 4 月から下水道事業部管路建設課に配属され、下水道管路施設の災害復旧工事、造成宅地滑動崩落緊急対策事業に伴う下水道管移設工事の業務を行った。具体的には、①工事の設計・積算・作図と入札依頼の発注業務、②説明・沿道対策等、③現地監督業務、④設計変更に関する業務、⑤竣工検査に関する業務、⑥受注者との打合せ、関係機関・部署との打合せ・協議・申請、竣工後の引継ぎ等、⑦災害査定変更協議資料作成、災害査定再調査の書類・実地査定、成功認定の災害査定案件の対応である。

・主な担当業務

下水道管路施設の災害復旧工事

・派遣職員数

年度	H24	H25
派遣人数	1	1

※ 派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

（イ）主な成果

①下水道管きょ第二次調査による復旧工事判定

市内の下水道管きょで、第一次調査後に状況が変化した箇所において、第二次調査を行い復旧工事の必要性と復旧方法を判定した。

震災直後の第一次調査時点では汚水量（生活排水等）が少なく、人孔（マンホールの中）内の堆積が確認できなかった箇所においても、時間の経過とともに、汚水量が増えたことで、損傷箇所が発見されることがある。このような箇所については、災害復旧工事の設計変更で対応するか、できない場合には新規案件として工事を発注する等の判定を行う。

派遣職員の声

- 災害復旧工事において、86 件もの災害査定を受け、工事を早期に着工させることが可能だったことは、仙台市職員が日頃から調査、測量、設計や図面作成等を直営でやっており、被災後も設計コンサルタントへの委託にほとんど頼ることなく、職員自らが復旧事業を進めていけたことに起因すると思われる。

都では、調査や設計等は概ね委託されており、自ら図面作成や測量を行う機会はほとんどない。震災等の有事の際には、その規模によると思うが、直営でも作業できるだけの技術力を持っていることが早期復旧につながると思う。そのため、設計委託が主体の中であっても、OJT や研修を活用して、職員の技術力をより高めていく必要があると思う。

- 配属されて 1 週間もしない頃、地元から工事に対するお叱りを受けた。その後もお叱りを受けつつ工事を進め、施工完了まで残り 2 日で終わるところで、最後まで頑張るように励まされ、非常に嬉しく思った。



人孔B 汚水の滞水状況（平成 25 年 8 月 12 日撮影）



人孔A 汚水の流水状況（平成 25 年 8 月 12 日撮影）



震災直後は異常が見られなかったが、付近の汚水量が増加し被災が判明した路線



路面状況（液状化による異常は見られない）
（平成 25 年 8 月 12 日撮影）

(2) 区画整理関係業務の災害復旧支援

仙台市は、東日本大震災により東部沿岸地域における津波被害、丘陵地での地すべりや擁壁崩壊等の被害に遭っている。特に沿岸部では津波により約 12,000 棟の住宅流失・浸水などに見舞われた。

仙台市内沿岸部の甚大な被災地域において、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業により被災住民の住宅施設等の早期復旧をするため、都においても職員を仙台市に派遣することとした。

ア 都市開発部 区画整理課（平成 23 年度～平成 25 年度）

（平成 24 年 4 月 1 日より新組織：復興事業局復興まちづくり部派遣）

(ア) 組織概要

復興事業局は、東日本大震災からの復興・復旧事業を一元的に進めるため、都市開発部から引き継ぐ形で平成 24 年 4 月 1 日に発足した組織である。復興まちづくり部は、主に沿岸部の津波被災地に関連する事業を担っている。

平成 23 年 10 月から、都職員は都市開発部区画整理課（後の復興事業局復興まちづくり部）に配属され、津波被害を受けた東部沿岸地域の復興まちづくりとして、防災集団移転促進事業と土地区画整理事業の事業化の業務を行った。内容としては、①集団移転先となる候補地の検討、調整、②移転後の土地利用方法、整備方法の検討、③事業説明会住民説明会の対応、④災害危険区域外の被災集落支援、⑤被災区域の再整備、⑥移転促進区域内の用地取得、⑦既存の公共及び組合土地区画整理事業の指導及び調整等である。

・主な担当業務

- ① 蒲生北部被災市街地復興区画整理事業
- ② 移転先仙台港背後地地区の用地取得
- ③ 移転先南福室地区の用地取得

・派遣職員数

年 度	H23	H24	H25
派遣人数	1	2	1

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は10月1日時点）

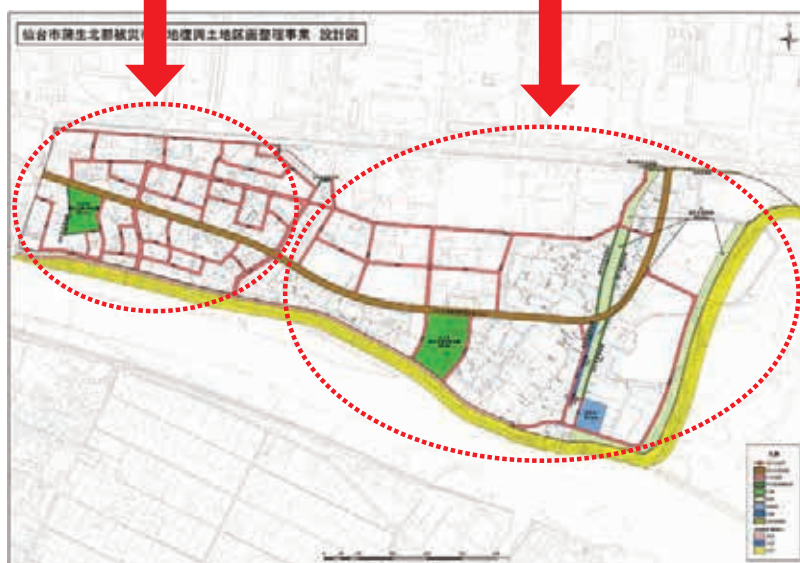
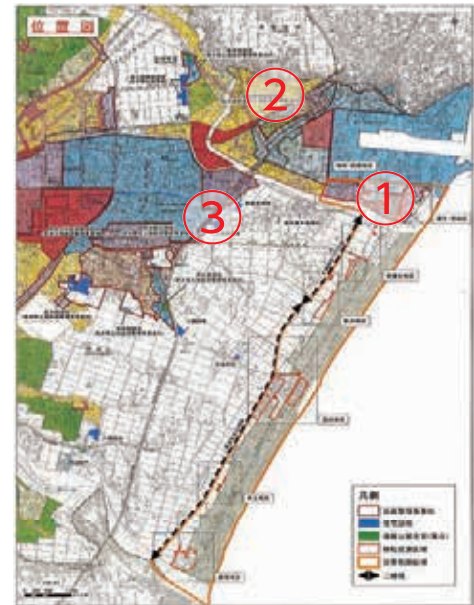
（イ）主な成果

① 蒲生北部被災市街地復興区画整理事業

蒲生北部地区は、震災後は全域が災害危険区域に指定され、防災集団移転促進事業により土地等の買取りが進められており、事業後には私有地と買取り対象外の民有地が混在することとなるため、事業系土地利用への転換に合わせた土地の集約再編と、被災により損壊した道路や下水道などの都市基盤施設の再整備を、市施行の土地区画整理事業により行う計画となっている。

その中で道路や下水道、宅地造成の基本設計、事業費や資金計画を調整し事業計画を策定する業務を行った。

仙台市沿岸部都市計画図



派遣職員の声

● 災害の時期や規模の予測が難しい中、東京でこのような災害が起こったときにはどうなるだろう、何が必要となるだろうと様々な場面を想定し、対応策としてできることを常に考えながら日々の業務に取り組むことが必要だと強く感じた。同じ職場には、被災された職員の方も数多くいたが、彼らは助けられる側ではなく助ける側に回らなくてはならない。私たちも自分や家族が被災者となることも十分想定される。その場合でも、復旧業務に専念できるように、自らの備えを万全にしておくことも非常に重要だと感じた。

● 移転先の折衝の際、急に訪問したにも関わらず、地権者の方々から「被災者のためなら、土地を譲ってもよい。」「暑い中（8月末訪問の際）大変だろうけど、復興のために頑張ってもらいたい。」という声をたくさんいただいたことは大きな励みになった。

土地の買取りを希望された方から、買取り費用や税金面での不安を相談され、アドバイスをした際には「よく分かった。細かいことを聞いてすまないけど、こちらも一生にそうないこと（土地の売却）をするので不安に思っている。今後とも色々相談に乗ってほしい。」と言われ、今後も被災者の方々のために力を尽くそうと思った。

(3) 行政事務の支援

ア 概要

仙台市では、応急復興住宅の供与や被災者への支援などの生活支援事業、土地区画整理事業、津波被害を受けた東部沿岸地域の復興まちづくり事業などの復旧・復興事業を行っていた。

都は、平成23年度から平成25年度にかけて、復興事業局生活再建支援部や都市整備局公共建築部などに職員を派遣し、仮設住宅の供与や被災者再建支援業務などを担当した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
復興事業局 生活再建支援部 (旧：震災復興本部震災復興室)	平成23年度	6名	被災者再建支援業務
	平成24年度	6名	
復興事業局 震災復興室	平成24年度	1名	震災復興統括業務
復興事業局 復興まちづくり部	平成25年度	1名	浸水地域助成業務
都市整備局 公共建築部	平成23年度	1名	災害公営住宅業務、 復興公営住宅業務
	平成24年度	1名	
	平成25年度	1名	
健康福祉部 復興住宅調整室	平成23年度	1名	応急住宅仮設業務
健康福祉部 社会課	平成23年度	3名	災害義援金、災害救助法清算業務、被災者再建支援業務
消防局 防災企画課	平成24年度	1名	防災集団移転関係業務

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は平成24年1月1日時点）

イ 主な成果

(ア) 復興事業局生活再建支援部

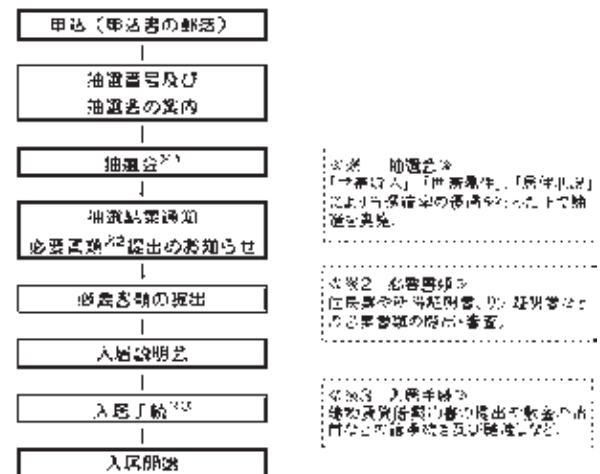
被災者の生活再建に向けたきめ細やかな支援を推進するため、平成24年8月から、これまで別々に管理していた被災者の各種情報を一元的に管理する被災者支援システムを本格稼働した。その結果、就労希望の被災者を抽出し、NPO団体と連携することで、多くの被災者が就職できた。また、仮設住宅に住んでいる65歳

以上の1人暮らし高齢者や重度障害者を抽出し、希望者宅に自宅での異常検知機能と「一人暮らし高齢者等生活支援システム」の機能を備えた機器を設置した。

(イ) 都市整備局公共建築部

自力では住宅の確保が難しい世帯が、安全に暮らしていくための復興公営住宅の供給・管理に関する業務を行った。具体的には、復興公営住宅を順次整備し、平成25年6月に策定した募集方針に基づき募集を行い、入居予定者の決定、入居に向けた説明会の実施、鍵の引渡し等を順次行った。

復興公営住宅への入居までの流れ



派遣職員の声

震災が発生し、復旧・復興に関する業務と通常業務を並行して行うとなった場合、業務量は膨大なものになる。それらの業務をどうにか実施できたのは、局を超えた連携や課内や係内での情報の共有やチームワークがあったからである。東京で業務を行う上でも、改めて意識し、取り組んでいきたいと思う。

12 気仙沼市

(1) 区画整理関係業務の災害復旧支援

気仙沼市は、東日本大震災の津波により、市域面積（333.37km²）の5.6%に当たる、18.65km²が浸水の被害に遭っており、そのうちの半分強の9.6km²は、市街地として利用されてきた都市計画区域である。市街地においては、65cmの地盤沈下が確認され満潮時等に冠水被害となるなど、街全体が壊滅的な被害を受けていた。

気仙沼市内の壊滅的な被災地域で、「被災市街地復興土地区画整理事業」により、被災住民の住宅施設や公共施設等を一体的・総合的に整備し、早期復旧をするため、事務系職員を気仙沼市に派遣することとした。

ア 建設部 都市計画課 土地区画整理室（平成24年度）

(ア) 組織概要

建設部都市計画課土地区画整理室は、市街地における再生と面的な整備を推進するため、平成24年4月1日に建設部都市計画課内に新たに設置された組織である。

土地区画整理室の組織は、「業務係」と「整備係」で構成され、整備係は地区担当として3グループが設置されており、地区ごとに定められた整備方針に基づき、業務が進められていた。

都職員は平成24年4月から土地区画整理室整備係の3地区のグループの1つである「南気仙沼地区」と、後に「鹿折地区」の2地区の担当として配属された。当該地区は地盤沈下により、満潮時や大雨時の冠水のために、土地利用が困難な状況となっており、市民生活の安全・安心の確保と産業・経済活動及び都市機能の再生を図るため、公共施設と宅地を一体的・総合的に整備する手法である「被災市街地復興土地区画整理事業」の施行に向けた取組を行った。具体的な内容は、①東日本大震災と同規模の津波による浸水被害のないよう住居系市街地のかさ上げ、避難路の確保、②分散所有している土地の集約化、③住・商・工混在解消による良好な市街地形成を目指した、土地の造成工事を行い、被災市街地復興土地区画整理事業の認可に向けた業務である。

・派遣職員数

年 度	H24
派遣人数	3

※ 派遣職員数は4月1日時点

(イ) 主な成果

①津波被災地の測量及び土質調査

担当した2地区の「南気仙沼地区」と「鹿折地区」について、被災市街地復興土地区画整理事業を施工するための測量と土質調査を行った。



鹿折地区（平成24年4月撮影）



南気仙沼地区（平成24年4月撮影）

派遣職員の声

- 個々の地権者が持っている関心や事情は様々であり、派遣先に着任してからしばらくの間は、どのように対応すればよいかと戸惑う場面も多々あった。
そうした経験を通して、地権者の方々からの問合せなどに対しては、相手の意向を正確に知る、立場を尊重する、話をしやすい環境づくりを心がけるといったことに、気を付けていた。あわせて、正確な情報を提供し、土地区画整理事業について、より御理解いただけるように努めた。
- 担当事業が着工していないこと、事業の完了予定時期が6年後（平成30年3月）であることから、地権者の方々からは連日、事業に対する不安や厳しいお叱りの声をいただき、その対応に日々取り組んでいた。そうした中、事業に関して不安や悩みがありどのように対応すればよいかわからないと相談してきた方に、住まいの再建に向けて取り組んでもらえるきっかけをつかんでもらえた時は、「少しは役に立っているのかな」と感じた。

13 石巻市

(1) 下水道事業の災害復旧支援

東日本大震災により、石巻市では広域にわたり地盤沈下が発生し、市街地でも1mほど地盤が沈下した。市内のほぼ全地域が外水位（河川・海面）より低い地形となり、雨水を海や河川に自然流下で排水ができなくなる被害に遭った。

石巻市内の被災地域で、住民の生活基盤となる下水道を早期に復旧するため、技術系職員を石巻市に派遣することとした。

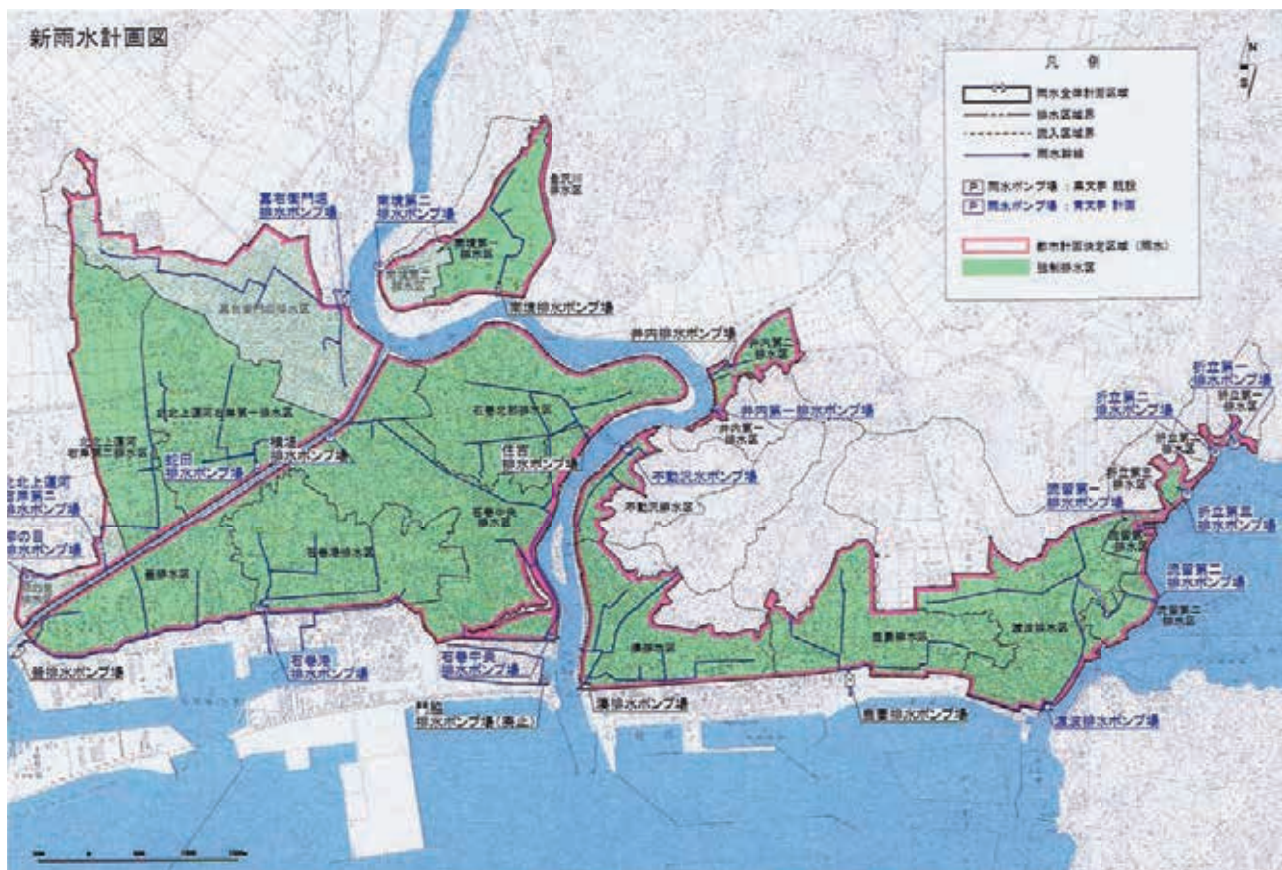
ア 建設部 下水道建設課（平成 26 年度～）

(ア) 組織概要

建設部下水道建設課は、石巻市内の公共下水道建設を担当している。下水道建設課には2つのグループがあり、建設グループが汚水管の災害復旧事業を行い、都職員が配属された計画グループが雨水排水の災害復旧、復興事業を担った。

都職員は平成 26 年 4 月から下水道建設課に配属され、津波及び地盤沈下による被害を受けた雨水・排水施設の復旧、地盤沈下に伴い見直した雨水排水計画に基づく復興交付事業を行った。具体的には、①新たな雨水整備計画「石巻市雨水排水計画策定」、②基本計画に基づき災害査定協議設計、③全災害査定 21 件の保留解除、④復興交付金申請を行い雨水整備の復興業務、⑤排水区の統廃合による都市計画決定の変更、⑥新たな都市計画決定や事業認可の取得、⑦ポンプ場用地の取得、⑧復興事業（区画整理・道路・河川堤防・公園・橋梁）との施工調整、他企業（電気・ガス・水道等）と移設調整、⑨排水ポンプ場、雨水幹線工事の設計・工事監督等、⑩住民対応、工事説明会の開催等を担った。

震災後の雨水整備計画図



・主な担当業務

- ①北北上運河右岸第二排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）
- ②石巻中央排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）
- ③石巻港排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）
- ④渡波排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）
- ⑤不動沢排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）
- ⑥赤堀調整池（復興事業）

・派遣職員数

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2	R3	R4
派遣人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

(イ) 主な成果

①北北上運河右岸第二排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）

北北上運河の右岸側にある排水区で、雨水幹線により集まった雨水を北北上運河に排出するための排水ポンプ場を新設する工事を実施した。



ポンプ場建設地 白い建物シールド工防音ハウス
(令和元年5月撮影)



完成した北北上運河右岸第二排水ポンプ場
(令和3年11月撮影)

②石巻中央排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）

石巻市の市街地中心部にある排水区で、多くの雨水幹線、支線を通して雨水を集めるための下水道災害復旧工事と、集まった雨水を旧北上川に排出するための排水ポンプ場を新設する工事を実施した。



中央排水ポンプ場予定地（平成30年9月）



中央排水ポンプ場建設中（令和3年11月）

③石巻港排水区（排水ポンプ場、雨水幹線復興事業）

石巻港に面した門脇地区を含む排水区で、多くの雨水幹線、支線を通して雨水を集めるための下水道災害復旧工事と、集まった雨水を石巻港に排出するための排水ポンプ場を新設する工事を実施した。



建設中の石巻港排水ポンプ場
(令和3年11月)



新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業内（高盛土道路整備）での下水道雨水幹線敷設災害復旧事業（令和3年11月）



石巻市門脇地区（平常時）



門脇地区 浸水状況（ポンプ場整備以前）

派遣職員の声

- 区画整理事業地内で雨水幹線を新設する事業を担当した。区画整理事業では、各インフラ整備（下水道・上水道・ガス・電気）、道路整備、街区整備、宅地整備等において、数々の調整が日々行われながら事業が進んでいる。雨水幹線においては、道路の埋設深度や線形位置の変更に伴う構造計算や材料変更のチェック等について、工程を把握しながら各事業間と調整し、事業を進めた。数々の調整を行いながらいつも思うことだが、仕事に携わる皆が復興という想いを持って仕事に取り組んでいることである。困難な課題は常にあるが、復興の想いが一体感を醸成し、前向きな意見や協調性が生まれ解決できた場面が多々あった。
- 下水道管きょ推進工事に必要な発進立坑ヤード設置のための民地を借りた。この地権者の方々に、借地期間の延長や地上権設定という、非常に無理なお願いをしたところ、快く承諾いただいた上、市政への協力は惜しまないという言葉まで頂いた。石巻市行政と市民は強い信頼関係があると感じた。

(2) 税務・家屋評価業務

ア 概要

石巻市では、東日本大震災の津波により、多くの家屋等が全壊又は半壊となるなど、甚大な被害にあった。その復旧が進むにつれ、新築又は増築された家屋に対する固定資産税及び都市計画税の課税の根拠となる評価額算出のための調査、計算及び税額の決定などの業務を行うため、平成26年度から令和2年度まで、都から毎年2名の職員を財務部資産税課に派遣した。

・派遣職員数

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
派遣人数	2	2	2	2	2	2	2

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点

イ 取組実績

(ア) 家屋評価

家屋の評価は、不動産の購入価格や工事の請負価格によって決まるものではなく、固定資産評価基準に照らし合わせて積算する。石巻市では、都のように比準評価（標準的な家屋を設定し、それに比準し価格を決定する方法）は行わず、全て部分別（仕上げ資材、建築設備などを積算し価格を決定する方法）による評価を行った。

(イ) 課税事務

個人や企業が所有する土地・家屋・償却資産を捕捉し、固定資産評価基準に基づき各資産の評価額を算定し、市長による価格決定を経たのち、毎年5月に課税している。

派遣職員の声

被災した後どのように組織が動いていくのかがとても大切だと感じた。私が所属した資産税課は全国の自治体から派遣職員が来ており、各自治体でやり方も様々だったため、幾度となく会議が行われ、公平な課税ができるようにやり方を統一させていった。万が一、東京が被災したときには、他の自治体から派遣職員に来ていただくことを想定し、受入れ体制をしっかりと検討しておく必要があると思った。

14 塩竈市

(1) 水道事業の災害復旧支援

塩竈市は、東日本大震災の激しい揺れにより、水道施設の導・送・配水管約 341kmのうち 180 箇所で漏水等が発生する大きな被害に遭った。

塩竈市内の被災地域で、住民の生活基盤となる上水道を早期に復旧するため、技術系職員を塩竈市に派遣することとした。

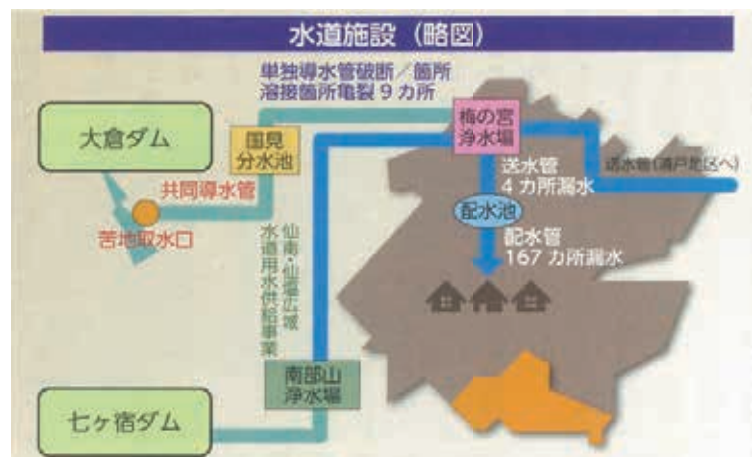
ア 水道部 工務課（平成 29 年度）

(ア) 組織概要

水道部工務課は、塩竈市内と隣接する多賀城市の一部、離島の浦戸地区の水道施設の建設・管理を行う部署である。

都職員は平成 29 年 4 月から水道部工務課建設係に配属され、災害復旧事業における水道配水管布設工事の業務を行った。具体的には、①港町二丁目地内上水道災害復旧工事の設計・積算・工事監督等業務、②藤倉二丁目地内上水道災害復旧工事の設計・積算・工事監督等業務、③藤倉一丁目地内上水道災害復旧工事の設計・積

水道施設の被害（4月7日の最大余震も含む）



算・工事監督等業務、④新浜町一丁目地内上水道災害復旧工事の設計・積算・工事監督等業務、⑤道路改良工事、塩釜漁港防潮堤工事との競合による工程調整、等の業務を担った。

・主な担当業務

- ①港町二丁目地内上水道災害復旧工事
- ②藤倉二丁目地内上水道災害復旧工事
- ③藤倉一丁目地内上水道災害復旧工事
- ④新浜町一丁目地内上水道災害復旧工事

・派遣職員数

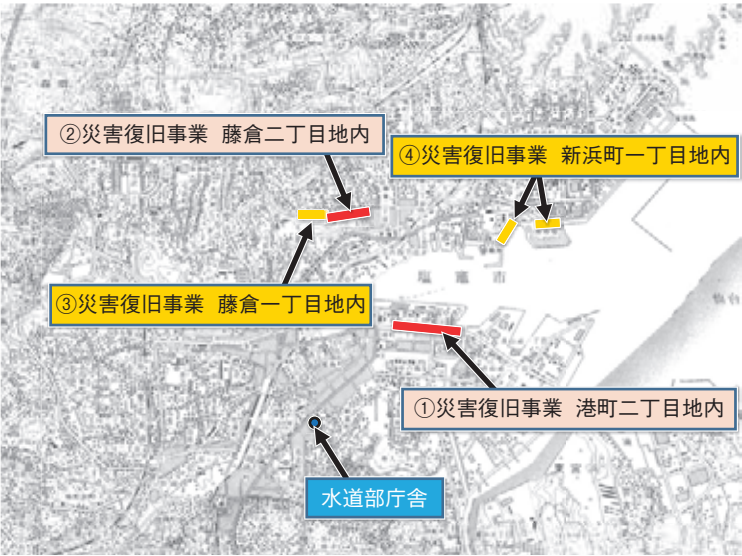
年 度	H29
派遣人数	1

※ 派遣職員数は4月1日時点

(イ) 主な成果

- ①新浜町一丁目地内上水道災害復旧工事

平成 29 年 10 月 25 日に新魚市場の完成記念式典が開催されることから、魚市場の前面道路部分を優先することとなり、水道工事も舗装工事等と工程を調整しながら、同年9月23日の夜間に既設管との連絡工事を実施した。既設管が岩盤上に配管されていたため、接続箇所の岩盤斫りに時間を要し、作業終了が朝7時となった。



魚市場前道路改良工事（水道管φ150 仮配管）



道路舗装箇所（歩道部に水道管布設）奥が魚市場

派遣職員の声

塩竈市の水道は大倉ダムを水源としており、苦地取水口から仙台市の国見浄水場内までの導水は、仙台市との共同導水管、国見浄水場内にある分水池から梅の宮浄水場までは単独導水管となっている。

この単独導水管の一部区間（仙台市宮城野区岩切）において、隧道内に布設されているφ700鋼管に管体腐食が発見されたため、修理工事が行われた。導水管を断水しての工事に参加したが、山の中にある隧道内面の斫跡に先人の苦勞が偲ばれた。



空気弁の取替に伴い補修弁を設置



昭和 37 年完成の隧道とφ 700 鋼管

第3節 福島県への職員派遣

1 放射線対策等

(1) 概要

福島第一原子力発電所事故による放射性物質の飛散に伴い、福島県では空気中の放射線量や食品の放射性物質のモニタリング、除染対策などの新たな対策が必要となっていた。

深刻化するマンパワー不足を補うため、都は平成23年8月1日から、福島県災害対策本部を中心とする関係各部署へ技術職、事務職等職員の中長期派遣を開始した。

放射線対策等の要員としては、平成23年度及び24年度を中心に、下表の14部署に派遣した。

配属先	派遣時期	派遣人数	従事業務
災害対策本部	総括班 (企画調整チーム、 生活再建支援チーム)	1名	被災住民の原子力損害請求に関する広報、損害額の把握、民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置等）等
	情報収集班	1名	避難所及び避難者情報の収集、公表業務等
	物資班	1名	仮設住宅・避難所への支援物資の要望把握・手配・マッチング
	住民避難安全班	1名	避難所運営支援、避難者への情報提供、避難者リストの作成等
	原子力班 (総合調整チーム、 モニタリングチーム、 環境回復チーム)	4名	班内各チームの横断的調整・県民説明資料の作成・報道機関の取材対応、県民電話相談対応・測定機材の管理、空間占領モニタリングの企画、データ整理、公表・オフサイトセンター（放射線班）との連絡調整、環境回復（土壌改善等）の企画、対外説明等
生活環境部 除染対策課	平成23年度	1名	市町村の除染計画の策定支援、除染土壌等の仮置場の設置促進、国等関係機関との調整、県管理施設の除染、除染対策業務全般
	平成24年度	2名	
生活環境部 国際課	平成24年度	1名	原子力安全に関する福島閣僚会議に関する事務的業務
生活環境部 一般廃棄物課		1名	災害廃棄物処理事業費補助金申請に係る審査
生活環境部 環境センター 調査分析課	平成23年度	1名	海や川における水質調査分析・工場や産業廃棄物最終処分場に係る水質調査分析、環境関連の調査・分析業務等
	平成24年度	1名	
生活環境部 原子力安全対策課 放射線監視室	平成24年度	2名	環境放射能モニタリング等の災害復旧業務
	平成25年度	1名	
生活環境部 原子力賠償支援課	平成24年度	1名	原子力損害賠償に係る電話相談対応等業務
保健福祉部 健康管理調査室 (福島県立医科大学駐在)	平成23年度	1名	原子力災害の影響に係る県民の健康管理調査業務
	平成24年度	1名	
保健福祉部 食品生活衛生課	平成23年度 ～平成27年度	各年度 1名	食品の放射性物質モニタリング調査に関する業務、放射性物質汚染食品に関する業務
県中地方振興局 県民環境部 環境課	平成23年度	1名	水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に関する事業者の指導、騒音・振動・悪臭対策・環境事故対応等

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は8月1日時点）

(2) 取組実績

上記配属先の業務の中から、放射線対策に係る業務として特徴的な次の3部署での取組を紹介する。

ア 生活環境部 除染対策課

平成23年6月に福島県災害対策本部内に原子力班・環境回復チームが発足（4名体制）、その後、同年10月に除染対策課に改組され、福島県における除染関係業務を総合的に推進していた。同部署に都からは平成23年度に1名、24年度に2名を派遣し、業務の支援にあたった。

生活環境部除染対策課の平成23年12月時点での職員数は24名であり、企画担当、除染推進担当、除染技術担当の3ラインで業務を推進していた。放射性物質の除染は、わが国ではほぼ前例がないという状況下での取組であった。都職員は、主として次に挙げるような除染推進担当ラインの業務を担当した。



福島県災害対策本部の様子（平成23年当時）

(ア) 福島県面的除染モデル事業の推進（平成23年度）

本事業は、住宅、農地、道路、森林などを含む約10ヘクタールの地域を国のガイドライン等に示された除染手法に基づき、面的に除染することにより、低減効果を検証する事業である。

都職員は、実施場所の選定からはじまり、市との調整、地元住民への説明、設計書類の作成、契約、事業の実施までを担当した。



面的除染モデル事業（福島市大波地区）

(イ) 市町村除染計画の策定支援（平成23年度）

平成23年8月に国が策定した「除染に関する緊急実施方針」に基づき、空間放射線量が年間1～20mSvの地域（警戒区域・計画的避難区域以外）は市町村が除染計画を作成する必要があった。人手不足に陥っている市町村を県職員と分担して訪問し、適切に指導を実施した。

(ウ) 除染関係パンフレット、手引書等の作成（平成23年度）

通学路や住宅など身近な生活空間に関する必要事項をまとめた「放射線量低減対策の手引き」、国のガイドラインをより実務的で使いやすいように工夫した「除染業務に関する技術指針」、面的除染の検証結果を踏まえた市町村担当者向け「面的除染の手引き」等の作成に携わった。

(エ) 一般県民向け「放射線・除染講習会」の開催等（平成23年度）

原子力安全対策課と共催で、地域で放射線測定や除染活動に取り組む一般県民を対象に放射線に対する正しい理解、除



作成されたパンフレット類

染の推進を目的とした講習会を県内各地で実施し、会の進行等に携わった。その他、日本原子力学会主催の「安全安心フォーラム」の企画、実施をし、県民の放射能に関する不安やわからないことに応える等の取組を推進した。

派遣職員の声

除染対策課では一般の県民の方からの問合せ等に対応しており、放射能に対する不安やストレスがたまり、小さなお子さんへの影響が不安な母親、あるいは避難しようにも仕事や費用面で福島で生活していくしかないと話す家族の涙声や怒りの声など、相談者の切実な思いを都職員も目の当たりにした。帰任した都職員からは、住民の安全安心を守るという自治体職員の使命の重さを改めて痛感したといった感想が聞かれた。

イ 生活環境部 原子力安全対策課 放射線監視室

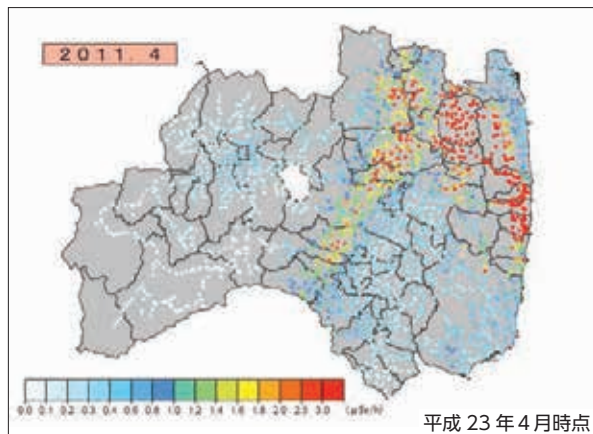
福島第一原子力発電所事故後の平成 23 年 6 月に、既存の原子力安全対策課を主体とする放射線監視全般を管理する「モニタリングチーム」が福島県の災害対策本部原子力班に設置され、県内全域を監視する体制が強化された。

平成 25 年 4 月からは、原子力安全対策課に放射線監視室を設置し、環境放射線モニタリングの更なる強化が図られた。同部署に都からは平成 23 年度から 25 年度にかけて職員を派遣し、業務の支援にあたった。

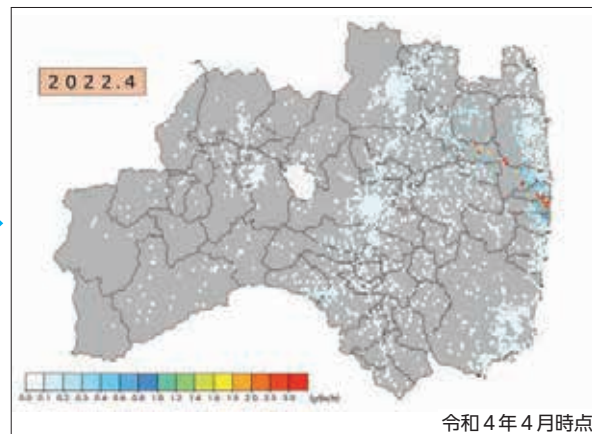
都職員は、県が実施する様々な環境放射線モニタリング、その結果をわかりやすくお知らせして県民等が安全に安心して生活できるような取組の支援にあたった。以下に主として担当した業務を挙げる。

(ア) 環境放射線モニタリング

福島県内の空間線量率は、平成 23 年 4 月時点に比べ、除染の実施やウェザリング効果（風雨による放射性物質の移動等）、自然減衰により確実に減少している。



空間線量の推移「福島県放射線測定マップ」より



(イ) 移動モニタリングの実施（平成 23 年度～）

移動モニタリングは、モニタリングポスト等の機器による定点測定に対し、人がその場に行きサーベイメーターを用いて空間線量を測定し、各施設等の敷地内を複数箇所測定することから、定点測定だけでは把握しきれない、より身近な空間の放射線を把握できる調査である。

都職員は測定委託業者への指導・監督、提出されたデータの確認、取りまとめ、結果の公表等を担当した。調査対象は、学校、児童福祉施設、公園、観光地、集会所、道路上など。

(ウ) メッシュ調査（詳細調査）の実施（平成 25 年度～）

移動モニタリングで実施した道路上のメッシュ調査の結果を踏まえ、周囲の調査地点と比較して線量が高い地点を選定し、より詳細に調査を行うものである。（県内全域の選定した地点を中心に 1km四方を 100m メッシュに区分けし、メッシュごとに 1 地点を測定。）

同調査の構想を練るところから、実施、公表まで業務全般を都職員が担当した。

(エ) 各種モニタリング結果の取りまとめ等

移動モニタリングのほか、モニタリングポスト、原子力発電所周辺地域の環境放射線モニタリングの測定結果の取りまとめ・公表の支援、環境放射線モニタリング事業交付金に関する市町村への補助金交付事務などに携わった。



移動モニタリング

観光地や集会所など人が多く集まる場所をサーベイメーターにより測定している。現在は年 1 回（観光地は年 2 回）



リアルタイム線量計

主に子供の生活空間の放射線量率を監視するために、県内の学校や保育所、公園等に設置されている。

平成 29 年 2 月 1 日時点
計 3099 台設置

派遣職員の声

- 「放射線に関する知識が少ない中で測定方法や記録方法などについて測定委託業者を指導していく必要があり苦労も多かった。」
- 「前任者との入れ違いでの派遣で、引継ぎも十分でなく、また、放射線の知識が全くない中で業務を進めていく必要があり、不安な日々が続いたが、立ち止まるわけにもいかず、周囲の県職員、臨時職員、委託職員、業者等あらゆるところから情報を集め、知識を集積して、進行管理しながら業務を進めた。」

ウ 保健福祉部 食品生活衛生課

食品安全、動物愛護、環境衛生、水道関係を所管していた食品生活衛生課では、福島第一原子力発電所事故後、加工食品や飲用水の放射性物質のモニタリング、放射性物質の値が暫定規制値を超えたケースへの対応、また、警戒区域内に取り残されたペットの保護などの新たな業務が増加したため、都は同部署に平成 23 年度（24 年 1 月）から 27 年度まで職員を派遣し業務の支援にあたった。

都職員は、食品安全ラインに配属となり、主に次に掲げる業務にあたった。

(ア) 食品等の放射性物質検査（平成 23 年度～）

「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」に基づき、福島県産農水産物を原料とした加工食品等を中心に放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超過した加工食品等の流通を防止し、検査結果を消費者に速やかに情報提供する一連の業務の中で、都職員は、県の各機関から上がってきた検査データを集約し、公表用の資料や厚生労働省に報告する様式の作成に携わった。

(イ) 警戒区域内のペットの保護（平成 23 年度）

警戒区域内のペット保護に関し、福島県では福島県動物救護本部を立ち上げ、ペットの保護、都合によって飼育できなくなるなど所有権が放棄されたペットの新たな飼い主探し、保護したペットを収容する施設で活動するボランティアの募集、義援金受入れ等の業務を行っていた。当該部署への派遣当初は、都職員もこれらの業務に携わった。



全袋検査に合格したあんぽ柿に貼られるシール

非破壊検査機器により、基準値以下であることを確認したあんぽ柿は、全て福島県あんぽ柿産地振興協会の検査済みシールを貼って出荷されている。



あんぽ柿生産風景

派遣職員の声

- 厳格な検査体制の下、検査結果のほとんどが放射性物質不検出となる中で、その結果の裏には放射線量を下げたための生産者の血の滲むような努力があることを知った都職員からは、「日々集計している無味乾燥だった数字の裏に生産者の努力する姿が見えるようになった」、という思いが聞かれた。
- 東日本大震災及び原子力発電所事故により突発的な情報集計作業に当たった経験から、職員の情報リテラシーをより高めていく必要性を痛感したなどの意見も聞かれた。

「放射線対策等」に係る福島の現状

（面的除染の状況）

面的除染については、国が直轄で行う地域（11市町村）は帰還困難区域を除き平成29年3月までに、市町村が行う地域（31市町村）は平成30年3月までに全て終了した。

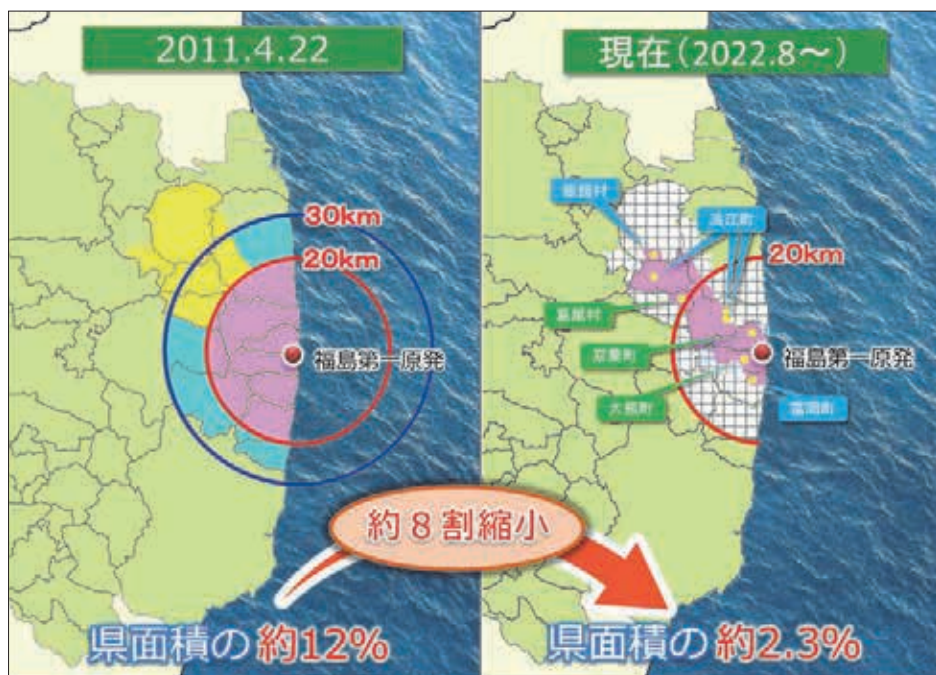
上記31市町村の仮置場や現場に保管されている除去土壌等は、中間貯蔵施設^{*}への搬出が令和4年度内に完了する予定である。

国は、貯蔵開始（2015年）後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するため必要な措置を講じるとしている。

※福島県内の除染に伴い発生した除去土壌や発生物、10万Bq/kgを超える焼却灰等を貯蔵するための施設。大熊町、双葉町に立地し、総面積は東京ドーム約340倍の広さがある。

（避難指示区域の現状）

除染の進展やインフラ・生活環境の整備により、県内の避難指示等区域は2011（平成23）年に比し、現在は約8割縮小している。残りの2割は原則、立ち入り禁止となっている。



※ 避難指示等区域面積には、旧緊急時避難準備区域を含む。

● 特定復興再生拠点区域

（農産物等の放射性物質モニタリング）

福島県では、国のガイドラインによる農林水産物等緊急時環境放射線モニタリングや、米の全量全袋検査をはじめとする産地・生産者による自主検査など、農産物等の放射能検査を行い、安全な農産物等だけが流通・消費される体制が構築されている。

なお、平成24年産米から県内で生産される全ての米を対象に実施されてきた「全量全袋検査」は、平成27年度以降、通算5年間にわたり基準値超過がないことから、令和2年度産米より放射性物質検査の手法が見直され、避難指示等があった一部の地域では全量全袋検査を継続し、それ以外の地域では抽出によるモニタリング検査となっている。

2 道路・河川

(1) 概要

全体で約167kmある福島県の海岸線のうち、県の東南部に位置するいわき市の海岸線は約60kmあり、東日本大震災によりその沿岸部全体に津波が押し寄せ甚大な被害をもたらした。また、道路については津波による被害のほか、平成23年3月11日と4月11日の2回の地震による土砂崩れにより、山肌に沿った多数の道路が大きな被害を受けた。福島県の総面積の1割である約1,230km²を占めるいわき市区域を管轄する福島県いわき建設事務所では、震災後、災害復旧PTが立ち上げられ、復旧作業を急いでいた。

都は、いわき市の海岸線、道路、河川等の復旧を支援するため、平成23年8月から土木技術職員の派遣を開始し、管内の復旧・復興が概ね完了する平成30年度まで継続した。

平成31（令和元）年度からは、福島第一原子力発電所事故による避難指示区域が段階的に解除されてきていた相双地区の復興を加速化させるための道路・橋梁等の整備を支援するため、相双建設事務所へ土木技術職員の派遣を開始した。同事務所では、政府が位置付けている「第2期復興・創生期間」（令和7年度まで）内での復興計画の完了を目指し、道路整備等を進めており、それをバックアップするため、都は現在も職員の派遣を継続している。

職員の派遣状況は下表のとおりである。

配属先／ 派遣人数	年度											
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3	R4
いわき建設事務所 復旧・復興部	3	2	2	2	2	2	2	2	—	—	—	—
相双建設事務所 復旧・復興部	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2	2

※派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は3月31日時点）

(2) 主な成果

ア いわき建設事務所 復旧・復興部

都職員は道路の災害復旧工事、海岸線への水門建設、防災緑地の整備など、いわき建設事務所の復旧・復興部などに配属され、沿岸部津波被災地全域での復旧・復興事業に携わった。

派遣期間中の主な取組を以下に紹介する。

(ア) 津波高潮対策水門の設置

海岸線に津波高潮対策として設置することになった水門の建設を担当した。福島県で初となる取組であったため、位置、構造から操作方法まで全て一から作り上げる必要があり、また、工事についても手探りで進めなければならない状況であった。そのため、躯体や門扉、管理橋、操作室等の多岐にわたる工種について、内容の理解、構造と数量の確認、大量の図面の準備等に福島県職員や他県からの派遣職員と一体となって取り組み、予定通りに発注、契約を行った。

なお、河川及び海岸工事の範囲に水門や桶門がある場合、水門工事と合わせ、河川改修と海岸堤防の嵩上げ工事の実施も担当するなど、総合的に事業に携わった。

水門の設置工事に当たり、都職員は福島県職員を案内し、東京都建設局江東治水事務所水門管理センターや総務局総合防災部など関係機関を訪問して、都の防災に関する先端技術についての知識習得を支援した。また、同様に岩手県沿岸広域振興局を訪問し、水門工事等で考慮すべき事項などについての知識を習得した。

福島県内に設置が計画された津波高潮対策水門は、平成30年3月をもって全4基が完成し、地域住民の安全、安心の確保に貢献している。



福島県内初の津波高潮対策水門 弁天川水門完成（平成29年3月）



滑津川水門 完成（平成30年3月）

（イ）道路・橋梁の整備

いわき市北部に位置し、津波による大きな被害を受けた久之浜地区に架かる蔭磯橋をはじめとした市内の重要な橋の架替工事及び道路改良工事、また、小名浜港の臨港道路と常磐火力勿来発電所を結ぶ道路である泉岩間植田線の道路改良工事などに幅広く携わった。

また、道路・橋梁工事に伴い、NTT 重要幹線（東京・札幌間の光ケーブル）の移設に係る調整に携わった。

様々なステイクホルダーが存在し、業務が輻輳する復旧・復興事業にあって、いずれの工事に関しても終期管理を徹底するため、所属内の福島県職員、他県派遣職員等との意思疎通をはじめ、工事委託業者、道路管理者、いわき市行政、地域住民など、あらゆる関係者との復興に向けた調整に意を砕きながら業務を推進した。



いわき市久之浜地区（蔭磯橋）

平成27年当時 現橋右手に新橋築造中

（ウ）防災緑地の整備

津波の被害を受けたいわき市沿岸部の復旧・復興事業では、海岸堤防のみであった従来の「一線防御」から、河川・海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路・橋梁、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による防災力の高いまちづくりを計画していた。

都職員は、多重防御施策のひとつである、防災緑地の整備に携わった。福島県にとってもはじめての事業であり、防災緑地に植える樹木の選定・確保、通常の施工が困難な急こう配法面箇所での施工方法、防災緑地工

事全般の施工管理基準が明確には定まっていなかったこと等、課題が山積していた。そのような中、全受注者を招集した情報共有会議を開催し、地元造園業者からアドバイスを拝聴するなど、福島県職員、他県派遣職員間で課題一つひとつを分担しながら、責任感を持って業務を推進した。

都職員は、7地区の防災緑地のうち、最大の施工面積を有する豊間地区をはじめとする3地区で公園造成・植栽工事の設計や工事監督業務を担当した。

いわき市内の防災緑地は、平成元年10月の久之浜防災緑地の竣工により全7地区の整備が完了した。



概成した岩間防災緑地（写真奥は火力発電所） 平成30年当時

派遣職員の声

（いわき建設事務所派遣職員）

- 被災地で業務に携わった土木技術職員のほぼ全員が言及していたのが、「やりがい」である。
現地に赴任し、様々な重い課題を担うことになりながらも、震災からの復旧・復興という重要な役割を担い、県職員、他県からの派遣職員とともに一丸となって業務にあたって貢献できたことで「やりがい」を感じたというものである。
- ある職員は、災害復旧とは、「即時判断、行動、結果が早期に求められ、我々土木職がこれまでの知識と経験をフル活用でき、やりがいと満足感を得られる貴重な場」である、また、「災害現場を見るたびに、胸が締め付けられるが「頑張ろう！やってやろう」という気持ちになり、その経験が技術者を成長させる」と述べている。
- 他の職員からは、「工事に伴う様々な住民対応にあたっては、被災地の方がお一人おひとり違った背景と想いを抱えていることを感じ取り、相手に寄り添った一層丁寧なコミュニケーションを心掛けた」、という声も聞かれた。
- 「首都直下地震で東京も「被災地」になりうる。そうなった時、福島で共に仕事した仲間に「東京のためなら支援に行こう」と思ってもらえるように全力で業務にあたるのが何より大事」との思いも聞かれた。
- 復旧期を脱し、復興期に移行しつつある時期に現地に赴任した職員たちからは、災害復旧はスピードが重要。住民のニーズは時間の経過とともに変化していく。復旧も必要だが、その後の復興施策（住民が地域の魅力を再認識し、活気のあるまちづくりをどのように進めていくべきか）が一番重要であり、都に置き換えて考え続けていきたい、といった被災地の状況を見て「復興」を考えた率直な思いが語られた。
- 最後に、次の職員の声を紹介する。
「微力ではありましたが、同じ日本人として東北の復旧・復興事業に携わったことを誇りに思います。」

イ 相双建設事務所 復旧・復興部

福島県の東部に位置する2市7町3村（相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡の各町村）を管轄し、道路・河川・海岸・砂防等の事業を所管している相双建設事務所の復旧・復興部に配属され、道路・橋梁の復旧・復興に携わり、現在（令和4年度）も継続して支援にあたっている。

都職員の主な取組は次のとおりである。

（ア）道路・橋梁の整備

北は南相馬市から南は広野町までを結び、太平洋に面した沿岸部を通っている通称「浜街道」とよばれる道路の県道広野小高線・浪江小高工区の道路整備に携わった。

また、福島第一原子力発電所の事故により避難指示が発出された地域周辺において、復興と避難住民の帰還を加速させるために「ふくしま復興再生道路」のひとつに位置付けられている県道小野富岡線の整備などに携わった。

広野小高線は県道であるが幅員が狭く、東日本大震災前から改良工事を行っていたが、震災により架け替えたばかりの橋梁の桁が流出するなど甚大な被害を受けた。このことから、道路線形を海岸から離れた西側に移し、なおかつ盛土をして道路基面を高くし、津波に耐えうる構造に再整備することになっていた。

都職員は、広野小高線全線の工程、執行管理のほか関係機関協議、地元調整などに係るマネジメント業務、また二工区で工事監督を担当したほか、大規模な切土・盛土に備えるため道路整備予定地の地質を把握するためのボーリング調査等に携わった。



県道広野小高線（平成31年4月撮影）



県道広野小高線（令和元年12月撮影）

派遣職員の声

（相双建設事務所派遣職員）

被災地の課題である大規模工事の大量・同時発生に伴う発注と事業の遅れや人材不足を解消するための緊急的措置として、福島県の復興事業ではCM（コンストラクションマネジメント）業務を活用し、各種マネジメント業務を委託しているが、都においても「状況に応じ、課題解決に向けた柔軟な対応が有効」という具体的な報告が複数聞かれた。

また、都の土木工事現場でも、福島県が行っている遠隔臨場を活用することで、業務の効率化、災害時の迅速な対応につながるのではないかという報告もあった。

3 港湾施設

(1) 概要

福島県内で観測された東日本大震災による津波の最大高さは相馬県潮所で 9.3m 以上、また、痕跡等からの推定で、富岡町小浜では最大 21.1m に達した。この一連の津波により、福島県の沿岸市町村面積の 5 % にあたる 112km² が浸水した。

国の重要港湾、また、エネルギー港湾の指定を受けている相馬港では、沖合の防波堤は倒され、岸壁は決壊し、その背後にある野積場や上屋等といった施設が破壊された。また、福島県相双地区の港湾関連施設の整備、管理等を所管する相馬港湾建設事務所も津波で被災し、壊滅状態となった。

救援物資受入れ港、また県の産業を支える港湾施設としての相馬港等の復旧・復興を支えるため、都は平成 23 年 8 月から相馬港湾事務所建設課に土木技術職員の派遣を開始し、管内施設の復旧・復興が概ね完了する平成 30 年度まで継続した。

派遣状況は下表のとおりであるが、基本的に 3 か月単位での職員派遣であったため、業務を円滑に継続させるよう派遣職員間の業務の引継ぎには様々な工夫がなされた。一方で、多数の土木技術職員が被災地支援の現場に派遣されたことから、そこから得た知見が、現在都に蓄積されていると言える。(下記「派遣職員の声」参照)

・派遣状況

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
派遣人数	2	2	2	2	2	2	2	2

※派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点（平成 23 年度は 3 月 31 日時点）

(2) 主な成果

ア 相馬港湾建設事務所 建設課

県内で被災した多数の海岸、港湾関連施設は、まず、津波や高潮から人命を守るための防波堤や防潮堤の構築、次に海運業や漁業を再開するための岸壁や物揚場の復旧、そしてレクリエーションスポット等として供用されていた海岸緑地の復旧といったように優先順位をつけて工事が進められた。都職員は相馬港湾建設事務所が所管する港湾施設、緑地の順に修復作業に携わった。派遣期間中の主な取組は次のとおりである。

(ア) 港湾の復旧

相馬港に 5 つあるふ頭のうち、都職員は主として第 1、2、5 号ふ頭の復旧を担当し竣工させた。なお、都職員は、概ね平成 23 年度から 26 年度にかけて相馬港の復旧に携わった。

①護岸修復

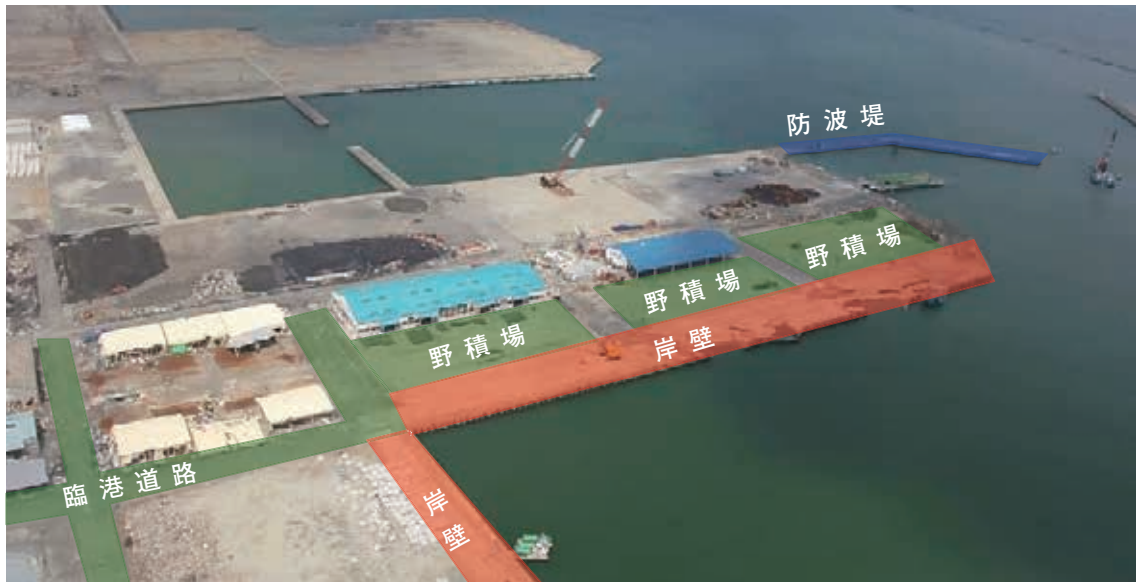
地震・津波によってケーソン（地下の土木工事などに使用する、はこ）が滑動したことにより、ケーソン間の間隙が広がり、その間隙からの引波によって埋土材の吸出しが生じていたことから、その修復工事の設計・発注、工事監督に携わった。

②岸壁修復

津波による埋土材、舗装版の流出等が発生したため、岸壁の舗装、パラペット（堤体状の低いコンクリート製壁体）のかさ上げ等を行った。

③野積場修復

既設の路盤材、路床材が流出し、またコンクリート舗装版が沈下し、野積場表面に降った雨を排水できなくなり、野積場のいたるところで巨大な水たまりが生じていたため、その修復作業にあたった。また、臨港道路も状況は同じであったため、その修復も担当した。



相馬港の復旧対象施設（平成 23 年 3 月撮影）



復旧前後の様子（相馬港 1 号埠頭岸壁）

（イ）漁港の復旧

相馬港湾建設事務所が所管している 1 港湾、5 漁港のうち、浪江町の請戸漁港と富岡町の富岡漁港については、福島第一原子力発電所事故による放射能の影響で、他の港に比べ復旧工事が遅れてスタートした。都職員は、平成 29、30 年度に両漁港などの復旧に携わった。

①請戸漁港

漁港は、震災により提頭部が沈下して崩壊していた他、基礎部に空洞が生じるなど甚大な被害を被った。都職員は、被害状況に応じて工区を分割して施工する等の工夫をするなどしながら、復旧に携わった。また、港内防波堤の復旧及び機能強化工事の施工管理も担当した。

被災した堤防はそのまま復旧するのではなく、今後の利用について漁業者から頂いた意見を反映させるなど、利用者の視点に立って業務を推進した。



請戸漁港（被災後平成 24 年 12 月時点）



請戸漁港（平成 30 年 11 月時点）

（ウ）海岸の復旧

堤防などの港湾工事が終盤を迎え、ようやく臨海緑地の復旧工事ができるようになり、都職員は概ね平成 27 年度から 29 年度にかけてその復旧工事に携わった。

①海水浴場緑地等の修復

震災前に沿岸部の海水浴客をはじめとする利用者が多く訪れていた原釜尾浜海水浴場の背後にある公園施設、また、松川浦漁港の公園緑地の復旧設計・積算、工事監督業務等に携わった。



緑地イメージパース図（御製碑プロムナード）

植栽等施工状況（平成 29 年 2 月撮影）
（御製碑のある公園 相馬松川浦）

浪江町役場前の看板（平成 30 年） 鮭の回帰と町への帰還に「おかえりなさい」

派遣職員の声

- 「3 か月単位での現地派遣であり、1 件の工事が竣工するまでに担当が5人以上変わる状況もありうるため、後任者がこれまでの取組を時系列で把握できるようわかりやすく引継ぎをするよう心掛けた。」
- 数年単位の工事の全てを1日の引継ぎで完了させることはできないため、復旧工事で多忙の中にもありながらも、工事の発注当初までさかのぼって議事録を整理し直し、また後任者に中途半端な状況で業務を引き継がないよう可能なものは自身派遣期間中に必ず工事を終わらせるようスケジュール管理したなど、都職員の創意工夫の話が多く聞かれた。
- 現地漁業組合との調整で工事を当初より相当早める必要が生じたが、必要な図面が揃っておらず、現場に何度も通い対象構造物の寸法を調べるなどし、並行して起工用の設計書等を作成し、帰任時までには起工することができた。所属長が起工は不可能と思っていた案件をこなすことができやりがいを感じたなど、被災地において責任感を持って任務を遂行したという話を、帰任したすべての職員から聞くことができた。
- 「復旧・復興支援業務の一環として、耐震設計やその対策である岸壁工事の見直し業務に携わることができ、自身にとって大きな糧になった。」
- 「東日本大震災の被災地では、インフラを整備してもなかなか人が戻ることにはつながらない。「復旧」はできるが、活気ある町を取り戻す「復興」が最終目的であると学んだ。」
- 「海岸緑地の整備にあたり、単に復旧すればよいのではなく、例えば緑地に設置するスツールについて、利用者はどのような海岸眺望を望むのかなど、利用者の視点を第一に考え、人が集まる場所を整備することが「復興」なのだと気づいた。」

実際に被災地の現場を見て、被害の規模の大きさを痛感した、と同時にあるいはそれ以上に、スピード感をもって、今の形まで復興させた福島県職員をはじめとした関係者の力に感銘を受け、自分自身の都職員としての役割を見つめ直すきっかけになった、というような、被災地派遣により職員が様々な気づきを得たことが多くうかがえた。

4 治山事業

(1) 概要

福島県の海岸部には、海からの潮や風から集落を守るための松林（海岸防災林）が江戸時代から整備され、地域住民の生活上の安全保障のみならず憩いの場としての役割も担ってきた。しかし、東日本大震災による津波被害により、福島県の海岸防災林は全体の約6割が流出した。この津波により、甚大な損傷を受けた海岸防災林も多かったが、津波エネルギーの減衰や漂流物を捕捉するなどの大きな効果があった。

県民の生命及び財産を守るため、海岸防災林の復旧・再生は急務となっており、都は、平成25年度に相双農林事務所森林林業部に、また平成27年度から令和2年度まで農林水産部森林保全課に、延べ7年間にわたり林業職員を派遣し、防災林造成事業の支援にあたった。都職員の派遣状況は下表のとおりである。



海岸防災林の漂流物捕捉状況（平成23年3月撮影）

・派遣状況

配属先	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2
相双農林事務所森林林業部 森林土木課		1	—	—	—	—	—	—	—
農林水産部 森林保全課		—	—	1	1	1	1	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 主な成果

ア 相双農林事務所 森林林業部 森林土木課

事業の実施部門である相双農林事務所に配属された都職員は主に以下の事業に携わった。

(ア) 施設災害復旧事業

「避難指示解除準備区域」に設定されていた檜葉町の現場で、津波で流出した防潮堤の再構築に向け、設計・積算のほか現場監督として本復旧工事を推進した。

(イ) 海岸防災林造成事業

防災林の林帯幅確保のための用地取得（買入）に向けた基準等の整備や防災林を人口盛土によって造成するために、クロマツの成長の比較を継続的に行う試験地の設置、盛土基準高及び事業用地区域を確定するための委託設計、監督業務等を担当した。



クロマツを植栽した試験地（平成 25 年）



植栽されたクロマツの苗木（平成 25 年）

イ 農林水産部 森林保全課

平成 27 年度からは、本庁組織である農林水産部森林保全課にて、主として次の業務に携わった。

(ア) 海岸防災林造成事業における用地の取扱いに係る調整業務

通常の治山事業では、事業者が事業用地を取得して工事を行うことはほとんどないが、海岸防災林造成事業は周辺の復旧、復興事業（道路事業、港湾事業等）も含めて海岸部の土地利用を広大な面積に渡って改変するものであった。効果的な事業運営の観点から、土地の整備に加えて管理も県が担うこととなり、治山事業としては全国に例のないほどの規模で買収による事業用地の取得を行っていた。

治山事業における既存の制度上、道路事業等と同等の用地取得手段（土地収用）を使うことは困難であり、保安施設地区や保安林といった制度の枠で最大限効果をあげうる運用ルールを県として確立していくことが課

題となっており、都職員は、関係各者との議論、調整取りまとめの役を担った。

(イ) 国有林負担実施協定に係る業務

事業区域内に点在する国有保安林について、林野庁と県との間で地区毎に協定を結び、県の事業により一体的に海岸防災林を造成するものとし、国有保安林の面積割合に応じて林野庁から負担金の支払いを受ける手法をとっていた。都職員は各契約の執行状況の確認、林野庁の国有林野担当部署向けに設計協議、事業着手通知、竣工検査等の事務を担った。



被災後の状況（南相馬市鹿島区 平成 23 年 3 月撮影）



海岸防災林造成後（南相馬市鹿島区 令和元年 9 月撮影）

派遣職員の声

- 「福島県の森林面積は都と比較して圧倒的に広いため、人員、事業規模ともに大きく、都では経験できない業務に取り組むことができ、業務を通して自分の視野を広げられたこと、考え方に幅を持たせられたことを都の森林行政にも活かしていきたい。森林の再生といった時間的にも空間的にも意味と影響の大きい仕事に携われたことは、大きなやりがいにつながった」、といった職員の精神的成長につながったことが伺える報告が多く聞かれた。
- 「福島県森林保全課では、会議や電話、メールでの対応記録をまとめ、回覧する習慣があり、情報の共有と蓄積が丹念になされており、それが業務の推進に役に立った点に関し、都に帰任してから都の状況に合わせながら取り入れていきたい。災害からの復興は総力戦であり、平時の関係部署以外との接触が多くあったことから、日ごろから有事に備えておくことの重要性、有事の際は職員の連携が必須（そのために過去の記録も重要）」といった、都政に還元すべきことを学んだとの声が派遣職員全員から聞かれた。

5 水道事業

(1) 概要

東日本大震災により被災した水道施設の復旧に関し、被災自治体は概ね平成 25 年度までに国による災害査定を受けていたが、町そのものが被災した津波被害地域では新たな街づくりに合わせた復旧事業が必要であり、事業実施が長らく保留されていた。

また、福島県復興再生特別措置法が平成 29 年 5 月に改正され、将来にわたって居住を制限されるとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。

津波被害地域での水道復旧事業、また特定復興再生拠点区域におけるインフラとして欠かせない水道施設の整備に向け、水道事業に蓄積、識見を有する東京都に対し福島県から支援の要請が入ったことを踏まえ、平成 30 年度から保健福祉部食品生活衛生課に職員の派遣を開始した。

・派遣状況

年 度	H30	H31 / R 元
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

(2) 主な成果

ア 保健福祉部 食品生活衛生課

(ア) 災害復旧事業・特定復興再生拠点整備に関すること

各水道事業者（市町村）は、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助」や「福島再生加速化交付金」等の国費を活用し事業を進めていたことから、派遣された都職員は県の担当者として、水道事業者、厚生労働省等関係機関との調整を行い、円滑な事業実施に寄与した。また、県として水道事業を経営していない福島県に事業ノウハウを蓄積する一助となった。

(イ) 水道事業者に対する研修の企画・実施

これまでの研修参加者からのアンケート結果を踏まえ、漏水対策の研修を企画・実施した。福島県には東京都水道局研修開発センターのような漏水調査を体験できる研修施設がなかったことから、漏水の状況を再現す



都職員が考案した漏水体験フィールドでの研修風景



研修講師実施風景

るための配管を派遣職員が考案し、漏水調査を体験できる簡易な研修フィールドを構築したうえで漏水対策研修を実施した。この取組は研修参加者をはじめ各水道事業体の研修講師からも高い評価を受けた。

派遣職員の声

福島県での復興支援事業に携わり、「国庫補助事業に馴染みが薄い東京都水道局において、災害査定を経験した職員がいることは、首都直下地震に対する備えとして重要」「多岐にわたる工事関係者が参加する事業に携わり、都で実施している『工事調整会議』の重要性を改めて認識した」等、都へのフィードバックを念頭に置いた報告が職員からなされた。

6 復興計画等

(1) 概要

現在、福島県は「福島県総合計画（2022▶2030）」をはじめ、「第2期福島県復興計画」（令和3年3月策定）等を踏まえながら、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の被害からの復興・創生を推進している。県の復興計画等の改定、進行管理や県の復興の総合調整機能を担う「新生ふくしま復興推進本部」に係る業務のほか、福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画に係る業務等、福島県の復興に向けた取り組みを側面支援するため、都は、福島県の関係部署に平成24年度から職員の派遣を開始した。

令和4年8月30日に、双葉町内の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、福島第一原子力発電所事故後11年目で全町避難が継続する自治体はなくなった。（「避難指示区域の概念図」参照）

令和4年度現在、福島県において、避難指示がなお残る市町村との連絡調整や避難地域にある市町村の帰還及び復興の推進を担う部署である避難地域復興課に都職員を派遣し、復興の支援を継続している。なお、職員の派遣状況は下表のとおりである。



バリケードで封鎖されている帰還困難区域（令和4年現在）

・派遣状況

配属先	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31／R元	R2	R3	R4
企画調整部 復興・総合計画課	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
企画調整部 地域振興課	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
企画調整部 企画調整課	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
避難地域復興局 避難地域復興課	—	—	1	2	2	2	2	2	2	2	2

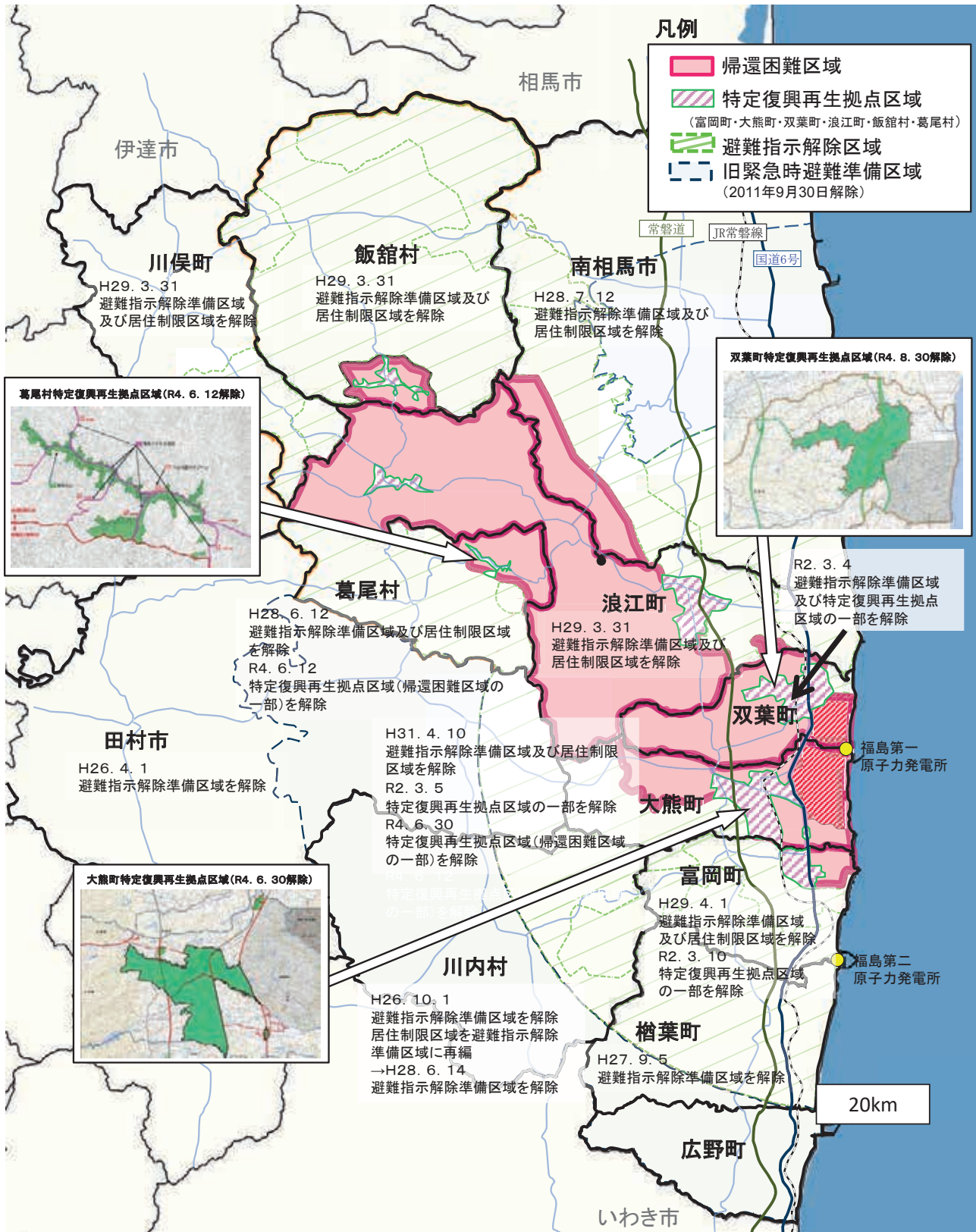
※派遣職員数は各年度4月1日時点

※避難地域復興局は平成24年4月に新設。現時点（令和4年）では4課体制で業務を推進している。

第3節 福島県への職員派遣

避難指示区域の概念図

令和4年8月30日時点 双葉町特定復興再生拠点区域の避難指示解除後



出典 福島県ホームページ

(2) 取組実績

ア 避難地域復興局 避難地域復興課

現在（令和4年度）も都職員を派遣して支援を継続している避難地域復興課で担った主な業務について、以下に紹介する。

(ア) 避難12市町村*の将来像の検討（平成26、27年度）

東日本大震災に伴う原子力災害により、原発の立地する沿岸部とその周辺部を中心とする12市町村に避難指示等が出された。その避難地域の復興に向け、国、県、市町村が一体となって当該市町村に特化した将来の姿を検討する場が持たれ、都職員は県の窓口として、復興庁と市町村の調整、また、県としての将来像の検討等に携わった。

検討に当たっては、国が立ち上げた有識者会議に先立ち、県においてもプロジェクトチーム及びワーキンググループが設置され、都職員は事務局として議論の進め方、課題・論点の提示、議論の取りまとめなどを担当した。

※避難12市町村…東日本大震災に伴う原子力災害により避難指示区域等が設定された12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）

(イ) 福島再生加速化交付金業務（平成28年度～）

本交付金は、原発事故による避難住民の早期帰還促進や新規移住者の移住・定住促進、地域の再生加速化を目的として、県や避難市町村等を対象に、国が財政支援を行う制度である。本交付金を活用して県の復興を推進するため、都職員は市町村との調整や国との折衝、庁内調整、予算編成、議会対応等の業務を担当した。

また、復興の進度に応じて変化する被災地の支援ニーズを本交付金に反映させるため、避難12市町村との意見交換会や県庁内各部署の改善要望について取りまとめを行い、国への要望活動を実施するなどした。

(ウ) 各種要望活動、政府予算対策〈復興関連予算〉（平成28年度～）

福島県では、復興に係る各種課題の解決に向け、復興財源となる国予算の確保や国の取組（法制度改正、事業実施など）を求めるために、翌年度の国予算概算要求や概算決定のタイミングに合わせて国への要望活動を継続実施しており、都職員は要望書の取りまとめ、県庁内各部署や復興庁など各省庁との調整等を担当した。

(エ) 被災市町村との連絡調整業務（平成26年度～）

原発事故に伴い帰還困難区域を有する被災市町村のいくつかを担当し、会議への参加などを通じて当該市町村の課題を把握し、避難地域復興局内での情報共有を徹底する等の連絡調整業務を担った。

また、帰還困難区域内に設定された「特定復興再生拠点区域」内における除染やインフラ整備を進めていく上での課題を県と各市町村とで共有し、解決に向けて話し合いをもつ会議に参加するとともに、会議に係る調整業務なども担当した。



福島県スローガン 「ひとつ、ひとつ実現するふくしま」

派遣職員の声

- 避難地域復興に係る企画・調整を担当する避難地域復興課に配属された職員全員から「現場感覚」「現場主義」の重要性についての報告があがった。
同課の県職員が避難地域に関する情報に敏感で、避難地域のニーズや現場の状況を把握するために、幾度も市町村役場や復興関連施設等に足を運ぶという動きを見たうえでの認識である。
- 国と市町村との間に立って、復興事業の調整等は厳しい判断を迫られることも多く、その時の判断基準は「福島の復興にとって真に必要なことか否か」であった。その判断基準を持つためには、現場をしっかりと知らなければならぬという声があった。
- 福島県での業務経験を踏まえ、「施策の先にいる都民を常に念頭に置き、現場の視点を意識することで、課題・問題の背景となる本質を見失うことなく、都政課題の解決に向けて尽力していきたい。」との声も聞かれた。
- 「避難地域復興課は庁内各部局をはじめ市町村に対する照会、依頼や個別の調整をすることが多く、かつ非常に短い期間でお願いすることが多いため、メールだけではなく電話や直接会って説明するなど、丁寧にフォローすることを心掛けた。
そのことによって、相手の理解を得られやすくなり、また進捗状況が確認できるほか、良好な関係を築くことができ、円滑な業務の遂行にもつながった」、といったコミュニケーション方法についての気づきの声も多く聞かれた。
- 「避難地域の将来像という、どこにもない初めてのものを作り上げることの難しさを痛感し、その中でも仕事を全うするためには、ただ考えるだけでなく、考えたことを形にし、わかりやすく伝える力や交渉・調整する力、器の大きさが重要であることを身に染みて感じた。
また、諦めず考え続けることの大変さ、そして大切さも認識できた。そのうえで仕事と自分の生活とのバランスを保つ重要性を身をもって教えてくれる方が周囲にたくさんいたことは、得難い教訓となった」、との声も聞かれた。

7 用地取得

(1) 概要

福島県では、東日本大震災からの復旧・復興のために様々な土木事業を実施しており、その中で、福島第一原子力発電所事故に伴う避難解除等区域の復興を周辺地域から強力に支援するための道路として「ふくしま復興再生道路」8路線を指定し整備を進めている。当該路線をはじめ、復興に関連する道路事業に係る用地取得業務を支援するため、都は、平成31年（令和元年）度から令和3年度まで、いわき建設事務所用地課に職員を派遣した。

・派遣状況

年 度	H31 / R元	R2	R3
派遣人数	1	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 取組実績

ア いわき建設事務所 総務部 用地課

配属先で用地取得を担当した主な路線（工区）は次のとおりである。

- (ア) 令和元年度：国道 399 号線（十文字工区）、県道小野富岡線（小白井工区）、県道いわき上三坂小野線（中町工区）
- (イ) 令和2年度：県道小野富岡線（小白井工区）、県道小川赤井平線（小川橋工区）
- (ウ) 令和3年度：県道いわき上三坂小野線（和久工区、滝工区）



県道小野富岡線（小白井工区）
旧道（写真左）のバイパス道路（写真右）を新設



県道小野富岡線（小白井工区）開通式（令和3年3月）

〈工事前〉



「小野富岡線 小白井工区 令和3年3月25日全線開通」
バイパスにより、安全に通行可能となった。

〈完成〉



派遣職員の声

- 用地課に配属となった都職員からは、用地取得業務の経験を有していなかったが、職場全体が快く迎えてくれ、相談しやすい環境だったことから業務の知識を深めながら用地交渉にあたることができたとの報告があった。
- 住民対応に苦慮するなか、所属の上司から「県民目線で考える」との教えを繰り返し受け、自ら打開策を深く考え実行し、最終的に住民の方から労いの言葉をかけてもらった等の報告もあり、福島県の復興支援のみならず、職員の成長にもつながったことが伺えた。

8 産業再生等

(1) 概要

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故により打撃を受けた地域経済の核となる中小企業等の事業継続、再開や企業誘致、また、産出額が大きく減少した農林水産業の再生など、福島県の産業再生等に向けた取組を支援するため、都は平成 24 年度から順次、職員の派遣を開始した。派遣状況は、下表のとおりである。

・派遣状況

配属先	派遣時期	派遣人数	従事業務
商工労働部 雇用労政課	平成 24 ～ 28 年度 平成 30 年度～	1 名	安定雇用を行う事業所に対する助成金支給業務
商工労働部 産業創出課	平成 24 ～ 30 年度 (うち 27 ～ 29 年度)	1 名 (2 名)	再生可能エネルギー産業の集積に関する業務
商工労働部 医療関連産業集積推進室	平成 25 ～ 30 年度	1 名	医療関連産業集積プロジェクトに関する業務
商工労働部 観光交流課	平成 26 ～ 27 年度	1 名	ふくしまディスティネーションキャンペーン等に係る各種 キャンペーンの企画・運営及び実施業務
商工労働部 経営金融課	平成 29 年度～ (うち令和元年度)	1 名 (2 名)	中小企業等復旧・復興支援事業補助（グループ補助金）に関 する業務
商工労働部 ロボット産業推進室	平成 30 ～ 令和 2 年度	1 名	ロボット関連産業集積支援に関する業務
農林水産部 農産物流通課	平成 24 年度 平成 25 年度～	1 名 2 名	農林水産物の風評対策に関する業務（販路拡大、消費拡大等）

(注) 派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

(2) 取組実績

上記配属先の業務の中から、現時点（令和 4 年度）で職員を派遣し、支援を継続している次の 3 部署でのこれまでの取組を紹介する。

ア 商工労働部 雇用労政課

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故により多数生じた離職者対策が急務であった福島県を支援するため、都は、平成 24 年度から県の労働施策全般を所管する雇用労政課に職員の派遣を開始し、現在（令和 4 年度）も支援を継続している。

都職員は、失業者等の雇用機会等を創出するために実施されている緊急雇用創出事業である「ふくしま産業復興雇用支援助成金」に係る業務を担当した。

同助成金は、被災地である県内全域の安定的な雇用創出や地域産業、経済の活性化を図るため、将来的に県内の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所に対し、被災求職者を雇用する場合に雇用に係る費用を支援するものである。

同助成金業務に関する主な取組は以下のとおりである。

(ア) 助成金募集準備事務

毎年、厚生労働省が定める事業運営に係る実施要領に則して制定する、県の支給要綱の策定に係る事務を担当し、また、その際に、国の実施要領の範囲内で事業の利用を促進するための運用改善を検討するなどした。

年度当初に要綱の改正作業を実施し、助成金申請の手引きや申請様式等を県 HP 等で周知したうえで、例年 8 月から数次にわたり申請募集を行っている。

(イ) 現地調査

過去に本助成金を支給した事業所を対象に、提出された申請書や実績報告書に不正がなかったかを確認するため、現地調査にあたった。調査では雇用関係、賃金支払関係について支給要件を満たしているか、労働基準法を順守しているか等を確認した。

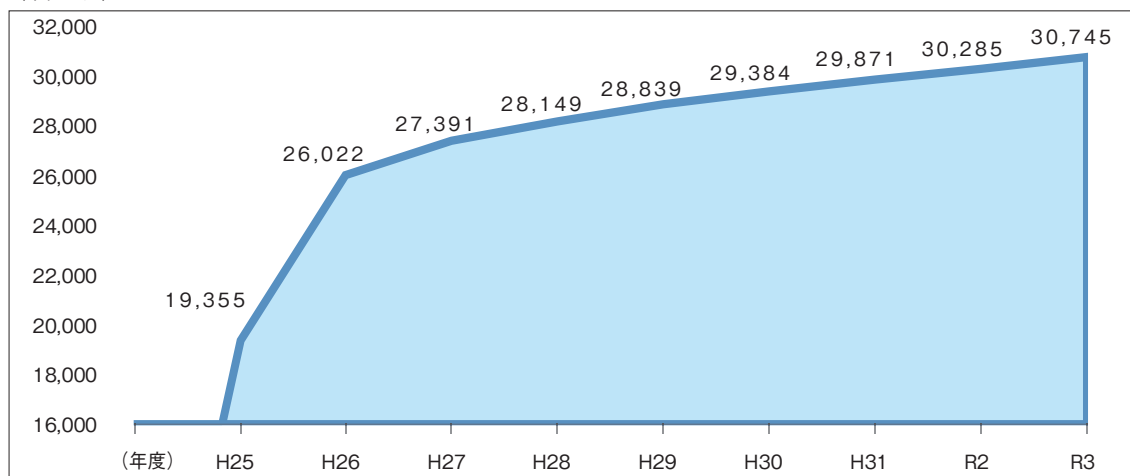
(ウ) 支給申請及び実績報告に対する審査事務

当年度の支給申請や前年度までに支給決定した事業所から提出された実績報告の審査を実施した。助成金額は、事業所から提出された実績報告の書類に基づいて確定されるため、齟齬がないよう、的確な審査に努めた。

(エ) その他

震災後の新規事業である「ふくしま産業復興雇用支援助成金」の事務処理について、平成 24 年度に委託事業化を提案、導入し、膨大な事務作業の軽減化を進めることにより、より効果的な事業実施に貢献した。

「ふくしま産業復興雇用事業」による雇用人数累計
(単位：人)



(統計数値出典「ふくしま復興のあゆみ」各版より)

派遣職員の声

- 助成金の支給というソフト面の政策であることから、復興にどれだけ貢献できているか判断がつかなかったが、平成 30 年度から制度化された現地調査で現場の声を聞くことができるようになって実感がわいた、という声が多く聞かれた。
「この助成金によって採用活動を活発化させることができた。雇用を生むことで地域貢献したい。」
「助成金のおかげで会社を立て直すことが出来た。これがなかったら会社をたたんでいた。」
「この助成金を利用して雇った人材が活躍してくれている。」
というような事業者の声を直に聞き、自分の仕事が役に立っていたことを実感し励みになった、あるいはやりがいを感じたというものである。
- 現地調査で、知識不足から労基法等が順守されていない事例を発見し、説明した際に「お話が聞けてよかった。すみやかに改善する」と言われ、事業所の労務管理の改善や従業員の働きやすさに微力でもお役に立てれば嬉しい、という視点での報告もあった。

イ 商工労働部 経営金融課

福島県は、原子力災害により避難指示が出された12市町村の事業者の事業や生業等の再建等を支援し、働く場の創出や買い物をする場など、まち機能の早期回復を図るため、平成28年度から「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」事業を開始した。

都は、翌29年度から当該事業の実施を支援するため、経営金融課に職員の派遣を開始した。現在（令和4年度）は、同課で実施している「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を支援するために職員派遣を継続している。

（ア）福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金（平成29、30年度）

当該補助金は、原子力発電所事故で被災した12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）で事業を行っていた中小事業者及び社会福祉法人に対して、その事業に要する経費の一部を補助するものである。

都職員は、補助金に関する審査、交付決定、実績確認等の一連の業務を担当した。また、補助金の確定にあたり、実地調査にもあたった。

（イ）中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（令和元年度～）

当該補助事業は、東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた地域で中小企業等グループが産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合、その事業に要する経費の一部を補助することで、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的としている。

都職員は、補助金に関する審査、交付決定、実績確認等の一連の業務に携わった。

派遣職員の声

- 補助金の申請内容と報告内容とに大きな相違があり補助金の返還交渉が必要になった事例、また、補助金審査の結果不採択となった事業者に対して結果の説明が必要な事例など、相手方とのやりとりに困難が生じるケースも多々あった。
都職員それぞれが考え、たどりついた結果が、電話ではなく現地まで行き直接話すこと、相手の心情にできる限り寄り添って考えること、こちらから一方的に説明するのではなく相手の話を聞くことや話を引き出すことを意識すること、といった対応方法であった。
- グループ補助金業務では、復興事業計画の認定から復旧完了後の実績確認という一連の過程に携わることができ、その間、事業者に直接関与していくので、無事に補助金の支払いまで完了したときに達成感を感じるとともに、事業者から「補助金のおかげで会社をたたまずに済んだ」といった言葉をもらいやりがいを感じたという報告も複数聞かれた。
- 平成30年度派遣の職員からは、「『震災から8年経った』とよく言われるが、この地域は7年間の空白があり、我々にとっては1年目である。」と事業再開した事業者から言われ、復興の状況、地域の実情に応じた、息の長いきめ細かい支援が必要だと実感したという声が聞かれた。

ウ 農林水産部 農産物流通課

東日本大震災後、福島県の主力産業のひとつである農林水産業は、福島第一原子力発電所事故等の影響により、風評等のダメージを受けていた。

農産物の安全・安心対策、風評対策、消費・販路拡大等、増大した新たな業務の支援にあたるため、都は、事業を所管する農林水産部農産物流通課への職員の派遣を平成24年度から開始し、現在（令和4年度）も支援を継続している。

これまで都職員が携わってきた主な事業について、次に掲げる。

(ア) 海外輸出業務（平成 24、25 年度）

平成 24 年、シンガポールの見本市に参加し、福島米の試食を実施した。その際、試食用の米を現地の放射性物質検査を経て持ち込もうとしたところ、先方に試食等を断られたため、政府間でのルールに則った対応である旨主張し、米の試食が実現した。

また、関係者の粘り強い努力により、同年度に実現したタイへの福島の桃「あかつき」の輸出の継続のため、平成 25 年には、まとまった出荷量を確保するための出荷調整を担当した。JA や果樹団体の説得、調整の結果、桃の一大産地である県北地方の全ての JA・団体が輸出に取り組むことになり、新たな輸出国であるマレーシアへの輸出も含めて、桃の輸出は前年度の約 3 倍となった。



海外でのふくしまの桃販売風景



「ふくしまの食材は安全・安心・おいしい！」イベント風景
(平成 29 年)

(イ) 風評対策提案事業（平成 26 ～ 28 年度）

次世代を担う若者の行動力や感性等の「若い力」を生かして、農林水産物を中心に観光等も含め様々な“ふくしま”の魅力を発信する斬新な活動を支援し、福島県産農林水産物に対する風評払拭や消費・販路拡大を図る事業である「チャレンジふくしま若い力による風評対策提案事業」を担当した。

都職員は、NPO 法人等団体との委託契約の締結、団体との連絡調整、イベント対応、進捗管理等を担った。

(ウ) 消費・販路拡大に係る業務（平成 24 年度～）

① トップセールスによるイベント対応

福島県では、県産農産物のおいしさと安全性を PR するために知事や副知事が積極的に消費地の市場や量販店等に出向き、先頭に立ってセールスを行っている。都職員は、県外大都市圏の百貨店、量販店、卸売市場、イベント会場等におけるトップセールスを担当し、その企画調整、各種手配、行事当日の対応等に携わった。コロナ禍で、急遽、リモートでつなぐトップセールスに変更するなど、情勢にあわせた実施にも尽力した。

② オンラインストアによる販売促進業務

全国の消費者に県産農林水産物の魅力を知ってもらうため、大手オンラインストア（Amazon、楽天市場、Yahoo! ショッピング）と連携した、販売促進キャンペーンや新たにオンラインストアに出店する事業者の支援、ポータルサイトを通じた情報発信業務を担当した。なお、都職員はポータルサイトの構築に携わり、オンラインストアが県内生産者等の主要な販路のひとつに位置付けられるよう業務に取り組んだ。

③ テレビ CM、ポスター等による情報発信業務

福島県では、県産農林水産物の魅力や安全性を全国に発信するため、平成 24 年度から「ふくしまプライド。」テレビ CM や PR 資材を制作しており、都職員は広告代理店が提示する CM や PR 資材の案に県の意見を反映させるための連絡調整、出演生産者や撮影地の調整、撮影の立ち合いから放映後の広報など

を担当した。

完成した CM はテレビやオンラインでの放映、量販店・百貨店でのフェアや各イベント等で使用された。

④ 調査分析業務

首都圏等の消費者を対象とした「消費者定量調査」、県内農業者を対象とした「風評に関するアンケート調査」の実施、調査結果の取りまとめ等を担当した。

調査では、消費者の県産農産物の印象や購入意向、また農業者に震災前と震災後での出荷量・販売金額の変化や風評を感じた実例などを聞き、調査結果については関係機関が参画する会議での議論を経て、各種事業に活用されている。



量販店での知事トップセールス（大阪）



生産量全国第2位を誇るふくしまの桃



関西の量販店で県産米 PR



ポップアップストアでの福島米「福、笑い」の魅力発信

派遣職員の声

- イベント対応で繁忙期は土日出勤が続くことも多く、膨大な業務をスピード感をもって遂行していくことが求められる職場であり大変だった。また、インフラ・ハード系と違い、農林水産業の復興は視覚的にはわかりにくいいため、業務の成果も見えづらい。ただ、お客様に農産物を買っていただき、「美味しくてまた買いにきた」等の言葉を目の前でいただくことは、嬉しさや大きなやりがいにつながったという声が多く、多くの職員から寄せられた。

また、忙しいからこそ、業務に追われないように効率的かつ計画的に仕事を進めるように工夫し、それが身についたという報告も複数あった。

- 震災後間もなく、まだ風評も大きかった時期に派遣された職員からは、「信念をもって仕事をすれば、味方になってくれて、自分の仕事を応援してくれる人が必ず現れる。そういう時は、結果として仕事が思うような結果にならなくても、すがすがしい」という実感も寄せられた。

- 農産物の輸出に携わった職員からは、「風評、売れ残り、輸送ダメージ等のリスクを全て背負って、福島のことを本気で考え、福島で暮らす方々に思いを馳せ、尽力してくださる数えきれない多くの「人」に支えられ、「人」と「人」との「思い」が繋がって、初めて「思い」を形にできると実感した。そうした実感を持って仕事に取り組めたことは大きなやりがいであり、かけがいのない財産となった」との声が聞けた。
- 福島県外の大学で、福島県産農産物のPRイベントの実施を予定していたが、学内の留学生を中心に福島県産農産物を取り扱うことに激しい反発があり、大学内でのイベントを中止する事態となった。担当していた職員からは、震災から4年が経過し、福島県産農産物に対する安全性が高まっている中、外国などの福島から遠い地域ではその情報が行き届いておらず、風評の根強さを体感したとの声があった。
- 都職員は、派遣されている身分ではあるが、当然ながら県職員として農産物の消費・販路拡大に取り組んだ。イベント等で農産物をPRするうえで、地理や観光についてなど、福島県の知識を広く習得することも重要であり、全派遣職員がそれを実践していた。
一方で、翻って自分自身を考えたとき、都の職員でありながら東京のことをあまり知らないと痛感させられた。改めて東京の強み、弱み等について、学び直したいとの声もあった。
- 「農産物流通課には、事務分掌を越えて、当たり前前に課員が助け合いながら業務を進める風土があった。自分も様々な場面で助けてもらった。このような協力体制の背景には情報共有、業務に関するデータ管理が不可欠。「誰が見ても業務状況がわかる」形に、日頃から情報を整理しておく重要性を学んだ」との気づきの声もあった。
- 「帰還困難区域で未だ当時のままの姿を残す様子や地震津波被害の爪痕を見ると、復興に要する道のりの長さを痛感した」と令和3年度派遣職員からの声があった。

9 住宅関連事業

(1) 概要

東日本大震災による避難者が、安心して生活するための基盤である住宅に関し、災害救助法に基づく応急仮設住宅のうち借上げ民間賃貸住宅の供与に係る業務を支援するため、都は、震災後間もない平成24年度に職員を派遣した。

その後、避難指示区域の縮小に伴い、避難状態の早期解消を進める福島県の復興を後押しするため、平成31年（令和元年）度から令和3年度まで、同部署に職員を派遣した。

また、原子力災害等により長期避難を余儀なくされている住民の居住の安定を図るために平成29年度を期限として整備が進められていた「復興公営住宅」（災害公営住宅）^{*}の建設を支援するため、平成28年度から建築職の職員を派遣した。派遣状況は下表のとおりである。

※地震、津波等の災害で自宅を失った被災者向けに地方自治体が整備する賃貸住宅を「災害公営住宅」という。福島県では、福島第一原子力発電所の事故等による避難者のための住宅を県が整備しており、これを「復興公営住宅」と称している。

・派遣状況

配属先	年 度									
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
土木部 建築指導課	1	—	—	—	—	—	—	1	1	1
土木部 建築住宅課	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—

※派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 主な成果

ア 土木部 建築指導課

都職員は、民間賃貸住宅の借上げ業務に関連し、主に次の業務に携わった。

(ア) 契約締結業務

新規契約や変更契約の審査、解約処理及び中途解約による家賃清算等の事務を担当した。また、借上げ住宅の賃貸借契約は定期借家契約であり、1年毎に更新する必要があることから、今後の意向確認等、契約更新に向けた業務を行った。

(イ) 住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業

住宅再建支援業務の一環として、東日本大震災で住宅を被災した方が、新たに県内に住宅を確保する際に、既存ローンの利子相当額を補助する業務に携わった。

(ウ) 不適正利用防止の取り組み

災害救助法に基づき「自らの資力では住家を得ることができないもの」とされている借り上げ住宅の供与者に不適正な利用（居住実態なし等）があった場合は、関係市町村と連携して退去交渉等を行った。また、不適正利用に伴い発生した賃料相当損害金等の回収業務に携わることもあった。

イ 土木部 建築住宅課

(ア) 復興公営住宅の整備

市町村が整備する地震・津波被災者向け災害公営住宅の整備は平成27年度末に概ね完成していたが、県が整備を進める原子力災害による避難者向けの復興公営住宅の整備は平成29年度の全体整備完了に向け事業を加速させていた。

都職員は、平成28年、29年に三春町、広野町、いわき市に立地する住宅建設に携わり、期限内での全体整備に向け、合計約350戸を完成させた。



県営下北迫団地（広野町）平成29年10月入居開始



県営平沢団地（三春町）平成28年11月入居開始

派遣職員の声

- 住宅の不適正利用防止の取組など、東京にいたときには全く知らなかった復興の影の側面にも向き合わなければならず、どう進めてよいか迷う中、課内の職員で「災害救助とは何か」という原点に立ち返って議論を重ね問題解決につなげた経験から、課全体で意見を出しながら課題に取り組むという職場の雰囲気を都でも創り出せる職員になりたい、という思いが派遣された職員から聞かれた。
- 「福島県の復興公営住宅の建設には、木造住宅も取り入れられており、都では経験できないバリエーションに富んだ住宅建設を行えたことは建築職冥利に尽きるものであった。また、復興公営住宅の設計では、快適な居住環境の確保のみならず、住む人が孤立することなく安心して暮らせる建物にしていこうという福島県の哲学が反映されており、よりよいものを造っていこうとブラッシュアップを続けている前向きな姿勢を自分も持ち続けていきたい」、というような、職員の今後の仕事の糧になったとの報告が聞かれた。

10 公共建築物整備

(1) 概要

東日本大震災後、福島県では、①震災で傷んだ県庁西庁舎の免震化、設備長寿命化のための改修工事、②複数の庁舎や民間ビルに点在する警察本部庁舎の新築工事、③新たに整備される県庁北庁舎の情報通信網の整備が検討されていた。

都は、実施段階に入った平成27年度から3年間、設備系職員（電気職）を総務部施設管理課に派遣した。派遣状況は下表のとおりである。

・派遣状況

年 度	H27	H28	H29
派遣人数	1	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 主な成果

ア 総務部 施設管理課

都職員は、県庁舎の維持管理、改修等を所管する総務部施設管理課に配属され、主として以下の業務に携わった。

(ア) 県庁西庁舎の免震化等改修工事

鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上12階地下2階建て、延べ面積26,538m²である西庁舎の免震化、設備長寿命化のための電気設備改修工事設計、発注、工事監督等を担当した。「居ながら改修」工事であったため、工事の進行に様々な制約がある中、関係部署と調整を重ねて工事を竣工させた。

(イ) 警察本部新庁舎新築工事

鉄骨鉄筋コンクリート造、7階建、延べ面積24,482.72m²である福島県警察本部の工事に携わった。県警本部は、災害時の危機管理対応や業務継続を可能とする非常時に強い危機管理拠点として計画されていた。そのため、新庁舎建設に際し、電気設備に関しては不測の事態に備えるため、本線予備線2回線受電、非常用発電機、無線電源装置の導入など求められる条件を一つ一つクリアしながら工事を進めた。



福島県警察本部庁舎工事風景

(ウ) 県庁北庁舎情報通信網工事

鉄骨造7階、延べ面積 8033.92m² である県庁北庁舎の情報通信網工事の設計・発注、監督業務を担当した。新庁舎への執務室移転に際し、当初予定していた部署内のレイアウト変更が多々発生したが、柔軟に対応することで予定どおり工事を竣工させた。



受変電設備



非常用発電設備

派遣職員の声

- 福島県では震災以前から技術職の人数が不足しており、若手でありながら大規模工事の契約から現場スタート時の大事な時期を担当できて貴重な経験になったこと、また、庁舎改修に当たり、電気設備としては最も重要となる基幹設備である受変電設備の更新に関われたこと等、派遣職員の全員が「やりがい」を感じたと報告していた。
- 福島県で携わった業務を通じて、工事の障害が発生した場合でも人任せにせず、自分でできることは積極的に進めるフットワークの軽さやスピード感が大切だ、ということが大きな教訓になったなど気づきを得たことの報告もなされた。

11 医療復興等

(1) 概要

福島県では、福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域等の設定により、多くの住民が避難を余儀な

くされた双葉郡などで、避難指示解除後の住民帰還に向け、医療提供体制の再構築が急がれていた。平成 27 年 9 月に国、県、地元市町村及び関係団体を構成員とする「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会」が設置され、二次救急医療機関の先行整備にかかる計画の立案、具体化の必要性について検討されていた。

都は、当該検討会の運営、また検討結果を踏まえた施策の推進をバックアップすることにより、避難地域の医療復興を支援するため、平成 28 年度から保健福祉部地域医療課への職員の派遣を開始した。派遣状況は下表のとおりである。

なお、令和 4 年現在、保健福祉部で同様に医療分野を所管している医療人材対策室へ職員を継続して派遣している。

・派遣状況

配属先	年度	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2	R3	R4
保健福祉部 地域医療課		1	1	1	1	1	1	—
保健福祉部 医療人材対策室		—	—	—	—	—	—	1

※派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

(2) 取組実績

ア 保健福祉部 地域医療課

避難指示区域への住民帰還促進のためには、生活インフラ整備や医療提供体制の充実などの環境整備が必要であるが、避難先で新たな生活をしている避難者の帰還数が想定できない中、医療機関の経営には困難が想定された。そのような中で、都職員は地域医療課で、計画担当として避難地域の医療復興業務を支援した。都職員が地域医療課で携わった主な業務について、以下に紹介する。

(ア) 双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会に係る業務

避難指示区域がある双葉郡における二次救急医療体制の確保、県立ふたば医療センター附属病院の設置（平成 30 年 4 月開院）、多目的医療用ヘリの運航などを検討する委員会において、都職員は事務局を担当し、検討会の開催事務、関係者との連絡調整業務等に携わった。



ふたば医療センター附属病院(左は建設中の様子(平成 29 年 8 月から 12 月頃))

(イ) 医療機関の経営安定化に向けた支援

避難指示が出された地域で医療提供を休止している医療機関に対し、事業再開等に向けた補助金交付による

財政的な支援だけではなく、中長期的な視点で安定的な経営ができるように支援していくことが重要課題であった。そのため、原子力災害等により被災した事業者を経営アドバイスを行い総合的に支援するために官民合同で組織された公益財団法人福島相双復興推進機構とともに、医療機関や市町村を訪問し、事業者支援の検討にあたった。

(ウ) 補助金交付事務

避難地域における医療機関の再開に必要な施設・設備費や運営費補助、また、医療従事者が極端に減少した避難地域とその周辺の地域において、看護師や救命救急士等の技術力向上に対して行う補助など、「福島県原子力災害等復興基金」を財源とした「福島県地域医療復興事業」に係る各種事業を担当し、補助申請の審査や支出のほか、補助金交付要綱及び要領の改正等を担当した。

派遣職員の声

- 復興状況や被災した地域の状況に応じた支援を見極めたうえで事業の見直しや新規事業の立ち上げを行う必要があるが、思うように業務を進めることが出来ず自身の能力不足を痛感し落ち込むこともあった。あるいは、即戦力が期待される職員として派遣されているにもかかわらず、うまく仕事を進められないことに対して自分の経験やスキル不足を痛感し、「何のために派遣してもらっているのか」と落ち込むこともあった、というように避難地域の医療復興業務の難しさを物語る話が聞かれた。それでも県の地域医療課の職員や周りの職員の皆にフォローしてもらい仕事をやりとげることが出来たという声が併せて聞かれた。
- 東京を離れ、支援業務に携わる事もさることながら、自分の事を誰も知らない組織の中で、自分にどれ程の適応力や順応性があるかを客観的に見ることができ、都職員として、また個人としてもう一回り成長できたとの声も聞かれた。

12 看護事業

(1) 概要

平成30年4月、復興事業が進められている双葉地域において、二次救急医療をはじめとする地域に必要な医療を提供することを役割とする「ふたば医療センター附属病院」が開院した。

福島第一原子力発電所から直線距離で8kmほどの場所（所在地は富岡町）に位置し、相双地区の復興へ向けに整備された病床数30床の病院であり、病院の立ち上げにあたり都は看護師2名を派遣した。

開院当初は、県採用の看護師10名、関東圏自治体からの応援看護師6名からのスタートであり、経験年数や経験診療科も様々である中、病院の安定的な診療提供に向け助力した。職員の派遣状況は、下表のとおりである。



ふたば医療支援センター附属病院



多目的医療ヘリ

・派遣状況

年 度	H30	H31 / R 元	R2
派遣人数	2	1	1

※ 派遣職員数は、各年度4月1日時点

(2) 取組実績

ア ふたば医療センター附属病院

都職員は同病院の看護部に配属され、病棟業務を中心に看護業務に携わった。既存の病院ではなく新設された病院のため、病院全体が一からスタートする状況であった。その中で携わった主な業務は次のとおりである。

(ア) 医療安全マニュアル作成

病院事業のスタートにあたり、各種業務マニュアルの見直しや新規作成が行われ、医療安全マニュアルの作成に取り組み、平成30年11月に完成させた。また、病棟看護と並行して、医療安全を担当する係にてインシデント報告の事例検討や分析を主導した。

(イ) 感染管理、教育

感染管理委員会の立ち上げにあたり、検討事項や議事の整理・提案、院内の勉強会資料の作成、マニュアル整備を進めた。また、標準予防策、手指衛生について全職員を対象とした研修を企画、実施し院内での普及を進めた。

(ウ) 新人教育プログラムの作成

平成31年（令和元年）に新人看護師が採用されることになり、都職員は他県の支援スタッフとともに教育プログラムを作成したほか、病棟に配属された新人看護師の教育を担当するなど、人材育成面の支援を行った。



執務風景

(エ) 新型コロナウイルス対応

令和2年度には、新型コロナウイルス対応マニュアルの作成を病院のスタッフとともに行うなど、感染症対策に携わった。

院内に感染症認定看護師がいない中、職員の不安の一つひとつを解決していくためにスタッフ間での協議を重ねた。共有ファイルを作成し、看護にあたっての疑問点や解決策などを自由に書き込めるようにし、院内のコミュニケーションの円滑化を図るなど尽力した。

さらに、はじめて新型コロナウイルス患者を受け持つ看護師には必ずサポートに入るなど、職員の育成に努めた。



COVID19 対応
初期の頃はビニール袋
とシャワーキャップで
の作業だった。

派遣職員の声

派遣された職員からは、これまでは全てができ上がっている、物事が決まっている箱の中で働いてきたが、病院の立ち上げ期に業務に携わり、一から物事を決めていくことの難しさ、そのような中でリーダーシップを発揮していく重要性を認識したこと、また、組織を円滑に運営していくためには、病院内の多職種が協働していかなければならないことを再認識したとの報告が聞かれた。

13 避難者支援

(1) 概要

福島県における東日本大震災の被害は、地震、津波に加え、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示によるもの等、広範に及んだ。県は震災直後の平成 23 年 3 月 18 日、災害対策本部内に県外避難者支援を所管するチームを発足させた。都は同年 8 月 1 日から同部署に職員 3 名の派遣を開始した。なお、福島県は平成 24 年 4 月 1 日、同チームのこれまでの業務を引き継ぐとともに、将来的に長期化が見込まれる避難生活に対し組織的に対応するために生活環境部に避難者支援課を設置した。平成 27 年 4 月 1 日には避難者支援課は、避難地域にある市町村の帰還及び復興支援を推進するために設置されていた避難地域復興局に移管され現在に至っている。

東日本大震災から 12 年目である令和 4 年 11 月 1 日時点での調査では、福島県内外への避難者数は 27,784 人である（福島県 HP より）。都は、福島県の避難者支援に係る業務を推進する避難者支援課及び生活拠点課に下記の「派遣状況」のとおり、現在（令和 4 年度）も職員を派遣し支援を継続している。

・派遣状況

配属先	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R 元	R2	R3	R4
災害対策本部 活動支援班 県外避難者チーム		3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
避難地域復興局 避難者支援課		—	2	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1
避難地域復興局 生活拠点課		—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1

※派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点（平成 23 年度は 8 月 1 日時点）

※避難地域復興局は平成 24 年 4 月に新設

※避難者支援課は平成 26 年度まで生活環境部内組織。27 年度から避難地域復興局に移管

※生活拠点課は平成 27 年に避難地域復興局に新設

(2) 取組実績

ア 避難地域復興局 避難者支援課

避難者支援課は、県内外に避難している県民の避難生活が長期化する中、ふるさととの絆を保ちながら、避難先での生活の安定化はもとより、帰還や生活再建に向け、関係自治体、民間団体等と連携し、情報提供や相談対応などきめ細かな支援を継続して実施している。

都職員が避難者支援課で携わった主な業務について、以下に紹介する。

(ア) 情報提供

都職員は避難者向けの情報を迅速に提供できるよう「県外避難者支援ブログ」を作成したほか、福島県職員とともに県民の県外避難先での交流の場に赴き、県や避難元市町村の情報を直接伝えるなどの取組を推進した。また、避難者支援課独自の広報誌である「ふくしまの今がわかる新聞」の編集、避難者の生活再建に役立ててもらうための「避難者支援ハンドブック」の発行など、様々な業務に携わり避難者への



福島の今がわかる新聞 (vol.94 令和 4 年 11 月発行)

情報提供、そして情報提供を通じた避難者の実態やニーズの把握に努めた。

(イ) 相談対応

避難者からの電話による日々の問合せや相談対応のほか、避難先での交流会会場における相談会に福島県職員として参加し、避難者個別の状況に対応するため、寄り添いながらの相談対応に努めた。

(ウ) 県外避難者数に関する業務

復興状況等を示す一つの指標になっている県外避難者数について、復興庁が集計したデータに基づき集計、公表する業務に携わった。また、原発避難者特例法（経済産業省所管）に基づき、避難先市町村で行政サービスが受けられるように指定市町村から提出された名簿の取りまとめや避難先自治体との連絡調整、さらには全国避難者情報システム（総務省所管）に係る連絡調整など、避難者支援の根幹となる避難者数に関わる業務に取り組んだ。

(エ) 応急仮設住宅に関する業務

住宅が滅失した被災者は、応急的な避難所を退所後、自らの資力で住宅を確保することが困難な場合、一時的に居住の安定を図るため応急仮設住宅が提供される。東日本大震災ではプレハブ型の仮設住宅では数が足りず民間アパート、雇用促進住宅及びUR賃貸住宅等を応急仮設住宅とみなして提供する措置が取られた。都職員は主として雇用促進住宅、UR賃貸住宅の供与に関する事務、入居者や管理会社からの相談対応に携わった。

イ 避難地域復興局 生活拠点課

生活拠点課は、長期避難者の生活拠点の形成に関する業務や災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関する業務などを実施しており、都職員は平成28年度から同部署で避難者の支援に携わっている。

(ア) 長期避難者の生活拠点形成支援

福島県が整備した復興公営住宅に対しコミュニティ支援交流員を配置し、入居者同士や地域住民との交流促進、コミュニティ形成支援を行い、住民の方々が安心して暮らせる環境を創出する業務を担った。コロナ禍で住民同士の交流会が全くできない中、住民の意向を汲み、感染防止対策を講じながら自治会役員間の「復興公営住宅自治組織連絡会」を開催するなど、社会状況を踏まえた対応も柔軟に行なった。

(イ) 国家公務員宿舎セーフティネット事業（平成29、30年度）

平成29年3月31日に福島県内の避難指示区域以外からの避難者への応急仮設住宅供与期間が終了した。当該避難者は住宅を退去する必要があったが、県が窓口となり、県外の国家公務員住宅に入居していた当該避難者に対し、宿舎の最長2年間の有償貸付を実施した。

都職員は、使用料の請求、滞納整理など一連の業務に携わった。

派遣職員の声

- 避難者支援業務は、避難者と直接会う機会が多く、都職員ではなく福島県職員として接する。都職員は派遣された当初は、福島県の組織はもとより、多岐にわたる避難者支援施策の知識がなく、総じて苦勞していたが、前向きに業務に取り組む県職員の姿勢を見て、自分も前に進めたという報告が聞かれた。
- 県内の市町村に土地勘がない都職員が避難者の相談に対応する際は、県の基本的知識を頭に入れ、日々地図を読み込みながら避難元市町村の位置関係の把握に努めるなど、避難者の立場に立った対応ができるようにとの思いで仕事を進めたといった話が都職員の多くの報告から聞かれた。

- 避難者への電話対応や戸別訪問では苦労も多かったようであるが、退去立ち合い時に避難者の方から「長い間お世話になりました。ありがとうございました。」と声をかけられ、感慨深いものを感じたとの報告もあった。
- 避難者対応という特別な業務を進めるにあたり、課内での議論も熱心に行われていた。職員同士のそうした関係性から、県の職員からは「東京都で何か非常事態が起これば福島県の職員はすぐ駆けつける」という声があがった。また、都職員からは、暖かく迎え入れてくれた福島県職員を逆の立場で東京都に受け入れるようなことになれば、「感謝の気持ちを持って暖かく接し、日常生活の困りごとがあったら相談に乗ることで、派遣職員が本来の力を発揮できるようサポートしたい」との報告もあった。

帰還困難区域、避難者の現況

- 令和4年8月30日、福島県内で全町避難が唯一続いていた双葉町の一部（特定復興再生拠点区域）の避難指示が解除された。これにより福島県内で住民が居住できない市町村はなくなったが、県土の約2.3%はなお帰還困難区域となっている。
- 福島県の避難者数は、令和4年11月1日時点で、県内6,392人、県外21,392人であり、県は福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画、第2期福島県復興計画などにより、被災者の生活再建、帰還環境の整備などを推進している。

14 遺児・孤児支援

(1) 概要

福島県では、東日本大震災により、親を失い、加えて、原子力災害により、住み慣れた土地からも離れなければならない子どもたちも多かった。そのような状況においても、子供たちが震災前に抱いていたそれぞれの夢をあきらめることなく、着実に前に進んでいくことができるよう、県では「東日本大震災ふくしまこども寄附金」を基金化し、長期的な支援を行っている。

都は、遺児・孤児に係る事業を支援するため、平成28年度からこども未来局こども・青少年課に職員の派遣を開始し、現在（令和4年度）も支援を継続している。

派遣状況は、下記のとおりである。

・派遣状況

年度	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2	R3	R4
派遣人数	1	1	1	1	1	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 取組実績

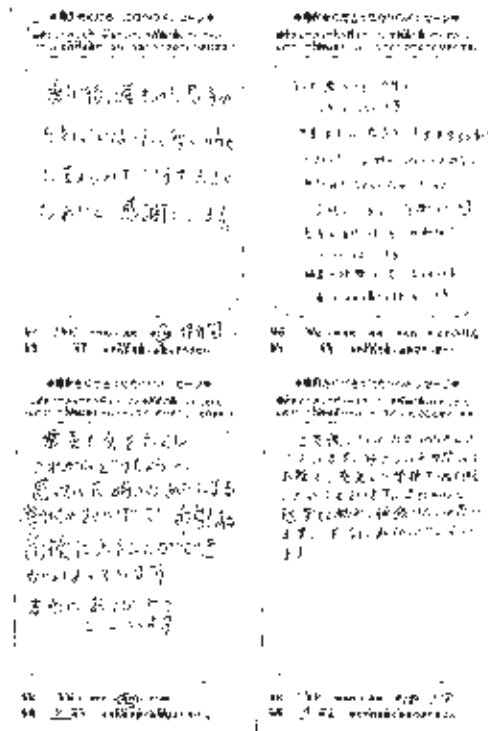
ア こども未来局 こども・青少年政策課

(ア) 「東日本大震災ふくしまこども寄附金」に関すること

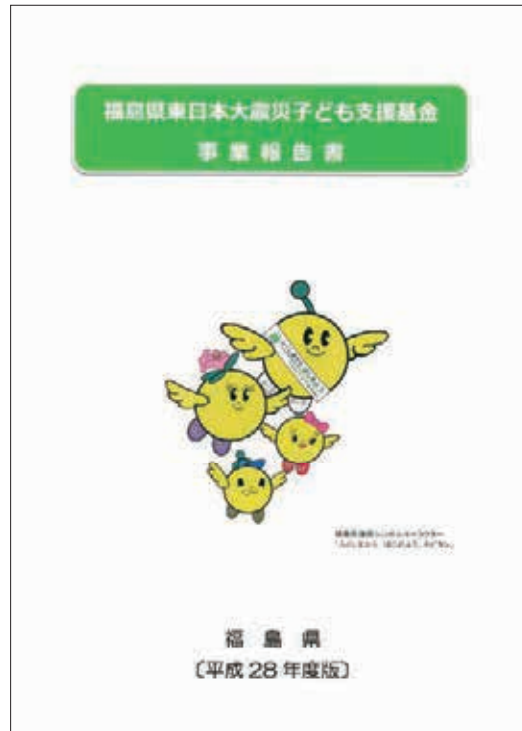
東日本大震災によって親を失った震災孤児等を支援するための寄附口座「東日本大震災ふくしまこども寄附金」を平成23年8月に福島県が開設した。都職員は寄附金の管理、知事、こども未来局長が出席する寄附贈呈式の企画、寄附金の活用状況等を寄附者に説明する報告書の作成等を行った。

(イ)「東日本大震災子ども支援給付金」に関すること

寄せられた寄附金は、条例に基づいて設置された「福島県東日本大震災子ども支援基金」に積み立てられ、東日本大震災により保護者が死亡または行方不明となった児童（孤児・遺児）に対して生活や修学を支援するための給付金を給付する事業に活用されている。都職員は給付に関する各種申請書の審査や支払処理等に携わった。



子供たちからの寄附者への感謝のメッセージ



「福島県東日本大震災子ども支援基金」事業報告書

(ウ)「東日本大震災子ども支援基金」の管理及び活用に関すること

基金は、遺児・孤児への給付金に加えて、県内全域の子供たちを支援するために県庁の各部局が実施する各種事業にも活用されており、都職員は、翌年度事業の選定に関する庁内調整や基金の決算整理等を行った。

派遣職員の声

- 「給付金事業の対象者の方から、この給付金のおかげで大学に行き勉強を続けられたこと、その後就職も決まり、今は支援していただいた方々への感謝を胸に働いているとの手紙をもらい、自分の役割には必ず意味があると実感した。」「寄附という間接的な支援だけではなく、被災した子供たちと交流し直接的な支援をしたいとの寄附者からの申し出があり、自分なりに考え、関係者を仲介し直接的な交流を実現させたときに『やりがい』を感じた」といった体験談が寄せられた。
- 震災から10年が経過して派遣された職員からは、「世の中では風化等の問題も指摘される中、いまだに国内外の方々が福島の子供たちに思いを寄せ、切れ目なく寄附をしてくださることに感動した」という声も聞かれた。

第4章 被災自治体(市町村)への 任期付職員派遣



福島県広野町 海岸堤防と防災緑地（平成 29 年度撮影）

- 第1節 任期付職員の採用・派遣
- 第2節 岩手県内市町村
- 第3節 宮城県内市町
- 第4節 福島県内市町村

第1節 任期付職員の採用・派遣

1 背景

東日本大震災に伴う津波等により甚大な被害を受けた沿岸部を中心に、各市町村では技術系職員の大幅な不足が予想されていたが、都においても、今後想定される首都直下地震等へ備えるため、「高度防災都市の実現」に向けての対応が急がれることなどから、現役の技術系職員を大量に派遣することは極めて困難な状況にあった。

こうしたことから、現役職員の派遣を増やすことなく、被災自治体の派遣ニーズに適合した人材を派遣できないかどうか検討を進め、行政や民間での経験のある人材を「任期付職員」として採用し、被災市町村に長期に派遣するという新たなスキーム「任期付職員制度を活用した被災地への職員派遣」を、全国に先駆けて導入することとした。

2 内容

行政経験者や民間経験者を「一般任期付職員」として都で採用の上、地方自治法に基づき、福島県、宮城県、岩手県の被災市町村に派遣し、土木工事及び建築工事に係る発注、積算、工事監督、土地区画整理事業等の業務に従事する。

3 実績

任 期	平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで（1 年間）※
派遣者数	47 人（岩手県 14 人、宮城県 20 人、福島県 13 人）※
延べ人数	182 人（岩手県 56 人、宮城県 73 人、福島県 53 人）

※採用日から最長 5 年の範囲内で任期を更新、平成 29 年 8 月 31 日で終了

※平成 24 年 9 月採用時点

・派遣人数の推移

		2012.9.1	2013.4.1	2013.9.1	2014.1.1	2014.7.1	2014.8.1	2014.9.1	2015.3.1	2015.4.1	2015.9.1	2015.11.1	2016.4.1	2016.8.1	2016.9.1	2017.4.1	2017.7.1
岩手県	岩手県庁												1	1	1	1	1
	大船渡市	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3
	大槌町	7	6	4	4	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	野田村	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2
	陸前高田市												2	2	2	1	
宮城県	気仙沼市	15	15	14	14	14	14	13	13	11	7	7	4	4	4	1	1
	南三陸町	5	5	5	4	4	3	4	4	4	3	3	2	2	2	2	2
	山元町												1	1	1	1	1
福島県	いわき市	6	6	6	6	6	5	5	4	4	3	3	3	3	2	2	2
	鏡石町	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1						
	古殿町	1	1	1	1	1	1										
	広野町	3	3	3	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	檜葉町	1	2	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	1			
	浪江町									1	1	2	2	2	2	2	2
	飯舘村										1	1	1	1	1		
	計	47	47	44	42	41	40	37	36	34	30	30	28	27	24	18	17

長年の経験を生かし、土地区画整理事業における事業計画の策定、地権者との交渉など、復興事業の即戦力として最前線で大きく貢献した。また、これまでの経験や技術力をもとに、被災市町村の若手職員に事業推進に係るノウハウを伝授するなど、被災地の技術力の底上げにも寄与した。

4 課題

平均年齢 57.1 歳（採用当時）と比較的年齢が高い職員が多く、慣れない環境下において本人や家族の健康状況に支障が生じるケースもあったため、現地事務所による定期的なヒアリング等を通じて、健康状況等の把握に努めるなど、健康管理に留意する必要があった。



任期付職員の出陣式（平成 24 年 9 月 14 日）

担当者コメント

震災直後の応急対応期から本格的な復旧・復興期に移行していく過程において、被災自治体で決定的な技術職員数の不足が大きな課題となり、災害公営住宅の建設、道路・下水道の復旧等の設計・工事監督・土地区画整理事業等を担える人材の確保が喫緊の課題となっていた。

これまで相当な規模で被災自治体への技術職員派遣を実施してきたところであったが、都政における課題も喫緊の対応が求められている中、更なる現有の技術職員の派遣は、極めて厳しい状況にあった。

被災自治体では相当数の即戦力人材を求めており、被災地の復旧・復興を考えると、次年度の採用試験の時期まで待つことなど到底できず、一刻も早い対応が何よりも必要であったことから、昼夜を問わず対応策の検討を重ねた。

その結果、豊富な知識・経験を持つ行政や建設会社の OB 等を「任期付職員」として採用し、「自治体派遣」の形で被災地へ派遣するスキームへと辿り着いた。

しかしながら、既存の「任期付職員制度」の枠組みの中で、被災地の復旧・復興を主たる業務内容とすること、都外に勤務することなどが、法的に成り立ちうるものなのかが大きな壁となった。

これについて、所管省庁である総務省に対し、被災自治体の困難な状況を説明するとともに、法律上は想定されていないとしても、明確に禁止されていない以上、都の説明責任の範囲内においてやらせてもらいたい旨を伝え、被災自治体の決定的な人材不足を補う方策について、何としても東京が突破口を切り開くとの使命感を抱え、説得を進めた。

こうした思いが通じたのか、総務省からは 2 週間という異例の速さで「問題なし」との回答を受けるとともに、これに加えて総務省は全国の地方公共団体宛てに通知を出し、「任期付職員制度により採用した職員を被災自治体に派遣することも考えられる」との見解を発信するなど、都の取組を後押ししてくれた。

採用に当たっては、建設会社で長年活躍した後に定年退職された方など、被災地の復興のために貢献したいという熱い思いを持った多くの方が応募してくれるなど、新たな枠組みを作った意味を実感することができた。

第2節 岩手県内市町村

1 大船渡市

大船渡市は、津波により、市営 16 漁港の全てが壊滅的な被害を受けた。漁業活動の一日も早い再開に向け、被災直後の応急復旧から始まり、漁港施設及び海岸保全施設は災害復旧事業により整備を進めてきた。

都は、平成 24 年 9 月から平成 29 年 8 月にかけて、農林水産部水産課に任期付職員を派遣し、震災により崩壊、欠損、流失などの被害を受けた、泊里漁港、碁石漁港をはじめとした漁港施設の設計、積算、発注、施工管理などを担当した。

・派遣職員数

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
派遣人数	4	4	4	4	4	3

※派遣職員数は各年度 9 月 1 日時点（平成 29 年度は 8 月末時点）



泊里漁港被災状況（平成 23 年 4 月）



泊里漁港復旧状況（平成 29 年 6 月）

2 大槌町

大槌町の復興計画における各復興事業は、①土地区画整理事業（4 地区 52.7ha 町方、安渡、赤浜及び吉里吉里）、②防災集団移転促進事業（6 地区 移転元 60.4ha 移転先 30.1ha 町方、小枕・伸松、安渡、赤浜、吉里吉里及び浪板）、③漁業集落防災機能強化事業（1 地区 2.3ha 浪板地区）、④津波復興拠点整備事業（2 地区 24.0ha 町方及び安渡）⑤災害公営住宅整備事業（916 戸計画）となっていた。



施工前：1、2 工区（1 期目）



施工後：1、2 工区（1 期目）

町道小鉾線道路改良工事

都は、平成 24 年 9 月から平成 29 年 8 月にかけて、復興局環境整備課、復興局復興推進課等に任期付職員を派遣した。都市計画マスタープランの作成や町道小鎚線道路改良工事、町道大ヶ口線大柱橋架替工事などを担当した。

・派遣職員数

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
派遣人数	7	4	2	2	2	2

※派遣職員数は各年度 9 月 1 日時点（平成 29 年度は 8 月末時点）

3 野田村

野田村は、最大約 18m の津波が襲来し、住家の約 3 分の 1 が被害を受けるとともに、漁業や商工業などが甚大な被害を受けた。その後、「野田村東日本大震災津波復興計画」（平成 23 年 11 月）及び「野田村復興むらづくり計画」（平成 25 年 4 月）を策定し、これらの計画に基づき、復興事業を進めてきた。

都は、平成 24 年 4 月から平成 29 年 8 月にかけて、復興むらづくり推進課、地域整備課等に任期付職員を派遣した。復興むらづくり推進課では、城内地区津波復興土地区画整理事業や、防災まちづくりの一環として、津波防災を目的としたポケット状の都市公園を計画する十府ヶ浦公園整備工事などを担当した。また、地域整備課では、道路新設、避難道路の整備、港湾・橋梁長寿命化計画に則った橋梁の補修工事などを担当した。

・派遣職員数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
派遣人数	3	3	4	4	2	2

※派遣職員数は各年度 9 月 1 日時点（平成 29 年度は 8 月末時点）



下安家橋復旧工事



久慈消防署野田分署新築工事



4 陸前高田市

陸前高田市は、津波により半数以上の世帯が被害を受け、被害を受けた世帯のほとんどが全壊した。また、市庁舎、中央公民館をはじめとする公共施設や海岸防潮堤にも被害が及んだ。市は、平成 23 年 12 月に震災復興計画を策定し、本計画に基づき、復興に向けた取組を進めてきた。

都は、平成 28 年 4 月から平成 29 年 8 月にかけて、建設部建設課に任期付職員を派遣し、派遣先では、道路施設復旧、道路・街路新設に係る工事設計・積算、市営施設の建築工事設計、施工管理等の業務を担当した。

・派遣職員数

年 度	H28	H29
派遣人数	2	1

※派遣職員数は各年度9月1日時点（平成 29 年度は 4 月 1 日時点）



造成工事が進む陸前高田市高田地区（平成 28 年 8 月）



造成工事が進む陸前高田市今泉地区（平成 28 年度）

第3節 宮城県内市町

1 気仙沼市

気仙沼市では、津波が沿岸地域を襲い、併せて大規模火災等も発生するなど、未曾有の災害となった。気仙沼市は、平成23年10月には、「気仙沼市震災復興計画」を策定し、復興に向けた取組を進めてきた。

都は、平成24年9月から平成29年8月にかけて、防災集団移転課、建築住宅課等に任期付職員を派遣した。防災集団移転課では、点在する小さな集落をそれぞれの防災に有利な高台に移転する事業である、防災集団移転の推進を担当した。また、建築住宅課では、災害公営住宅の整備や、住宅再建された方への住宅ローン・移転費などの補助金支給を行う住宅支援事業を担当した。

・派遣職員数

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
派遣人数	15	14	13	7	4	1

※派遣職員数は各年度9月1日時点（平成29年度は8月末時点）



災害公営住宅牧沢地区の造成工事



牧沢災害公営住宅（完成時）

2 南三陸町

南三陸町は、巨大な津波により浸水深が最大20mを超えるなど、海岸沿いの低地にある市街地や集落、農地などはほぼ浸水し、家屋や漁船なども流出した。また、低地にあった公共施設もほぼ流出し、行政機能は一時的に麻痺した。

こうした中、都は、平成24年9月から平成29年8月にかけて、復興事業推進課、建設課等に任期付職員を派遣した。

復興事業推進課では、震災において住宅を失い自力では住宅再建が難しい方々のため、災害公営住宅の整備及び入居仮申込みの受付等を担当した。また、建設課では、「南三陸町新庁舎建設事業」において計画調整、工事発注、現場監理調整等を行うとともに、「南三陸町公共施設等総合管理計画」の策定などに取り組んだ。



南三陸町 本庁舎（平成29年完成）

・派遣職員数

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
派遣人数	5	5	4	3	2	2

※派遣職員数は各年度9月1日時点（平成29年度は8月末時点）

3 山元町

山元町は、若者からお年寄りまで全ての世代が便利で快適に暮らせるようなコンパクトシティ構想の下、震災時に分散していた沿岸部の既存集落を JR 常磐線の新駅を中心とした3つの新市街地（新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区及び宮城病院周辺地区）に集約し、津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業を行った。3地区の造成は平成28年12月で全て完了した。

都は、平成28年4月から平成29年8月にかけて、震災復興整備課及びまちづくり整備課に任期付職員1名を派遣し、住民の避難路である町道浅生原笠野線の道路改良工事などを担当した。

・派遣職員数

年 度	H28	H29
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度9月1日時点（平成29年度は8月末時点）



町道浅生原笠野線工事着工前（平成28年度）



工事中（電柱移設時）



町道浅生原笠野線工事完成（平成28年度）



新市街地
つばめの杜地区



新坂元駅周辺地区

第4節 福島県内市町村

1 いわき市

福島県の「浜通り」（阿武隈高地から東側の太平洋側沿岸の地域）南端に位置するいわき市（人口約 33 万人）は約 60kmの海岸線を有しており、地震による津波が沿岸部全体に押し寄せ、甚大な被害をもたらした。

こうした中、一日も早い津波被災者の応急仮設住宅・借上げ住宅での生活からの移行に向け、いわき市は、16 団地、約 1,500 戸の災害公営住宅の建設計画を策定し、事業を本格的に進めようとしていた。

都は、この取組を支援するため、平成 24 年 9 月から 1 級建築士の資格をもつ建築職の任期付職員 6 名を土木部営繕課に派遣した。

都職員は、災害公営住宅の団地計画・住戸計画から実施設計、発注、工事監理を一貫して担い、被災者の早



災害公営住宅小名浜団地新築工事 航空写真



災害公営住宅に手作りの花壇



いわき市災害公営住宅位置図



薄磯地区 イメージパース



薄磯地区工事等状況（平成 27 年 9 月）

期入居に寄与した。また、増大する復興需要に伴う施工業者、職人の不足により、災害公営住宅の建設は工期の延長や工事費の高騰によるインフレ条項適用のリスクがあった中、RC 建築物の従来工法をとりやめ、確実に工期短縮となる壁式プレキャストコンクリート工法の採用を提案、それが取り入れられたこともあり、平成 27 年度には全ての団地が完成し、入居が完了した。

都市建設部都市復興推進課では、いわき市の復興事業の柱の一つである震災復興土地区画整理事業（6 区画、約 150ha）にも携わった。津波被害により市内全体数の約 3 分の 2 の死者を出した薄磯、豊間の両地区において、区画整理、津波から市街地を守る多重防御堤の形成、高台住宅地の整備などに取り組んだ。

・派遣職員数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
派遣人数	6	6	5	3	2	2

※派遣職員数は各年度 9 月 1 日時点（平成 29 年度は 8 月末時点）

派遣職員の声

- 災害公営住宅の完成を航空写真で見たとき、まるでパース（絵）のようで不思議な感覚であったが、団地への入居が始まり子供の声が聞こえ、移動商店の車に主婦が集まっている様子を見たとき、そこに生活を感じられることに安堵の気持ちを持った、という職員の率直な気持ちの報告があった。
- 現地で見た復興の推移についての実感として、「津波で壊滅した地区が基盤整備後に再び活気が戻り、また、落ち着いて生活が営める地区として再生させるためには、多くの関係者の努力の積み重ねと時間が必要である。しかし時間がかかると地区再生に到達する前に、地区が衰退の道を歩むというジレンマがある。」という報告が職員からなされた。
また、「復旧・復興事業」が完了すれば復興が完結するわけではないことを誰もが知っている、という思いも聞かれた。

2 鏡石町

福島県「中通り」の中央南部に位置する人口 1 万 2 千人強の鏡石町は、東日本大震災により震度 6 強を記録し、軽症者 2 名を除き人的被害はなかったものの、被災世帯の割合は全体の約 3 分の 2 に及んだ。また、道路、上下水道等のインフラ、学校、公園等の公共施設、農林業土木施設など、広範囲にわたり大きく被災した。

こうした中、鏡石町では災害復旧業務における技術系職員が不足していたため、都は、平成 24 年 9 月から平成 27 年 10 月まで、都市建設課に任期付職員を派遣し、災害復旧業務の概ねの完了を見届けた。

都市建設課では、主に道路・河川整備、田畑の地割れや法面崩壊等の農林業土木施設の復旧を担当した。その他、除染業務の発注と施工管理、災害公営住宅の建設工事、公園遊具設置工事など多岐にわたり業務を担当した。



道路の復旧・施工前 鏡石 5 工区



道路の復旧・完成 鏡石 5 工区

・派遣職員数

年 度	H24	H25	H26	H27
派遣人数	2	2	2	1

※派遣職員数は各年度9月1日時点



法面及び排水路修復工事 着工前



法面及び排水路修復工事 完了後



完成した公園遊具（左から鳥見山公園、かげ沼公園、不時沼公園）



除染廃棄物仮置き場の設置状況



側溝除染（高圧水洗浄）

派遣職員の声

初めての土地で、町の地名がほとんどわからず工事現場に向くのに迷いながらたどり着いたり、住民からの電話対応に言葉が理解できず、返事に窮する場面もあった。そのような中でも、「遠方から派遣され、慣れない生活環境の中で、鏡石町の復旧・復興のために働いてくれてありがとう」という住民からの言葉で、自分の業務にやりがいを感じ任務を全うできたという報告が派遣職員からは聞かれた。

3 古殿町

福島県を通じて古殿町から、福島第一原子力発電所の事故により新たに生じた放射能汚染対策に係る支援要請を受け、都は、平成 25 年 9 月から 26 年 8 月までの 2 年間、古殿町に職員を派遣した。同町は、福島県「中通り」の南東部に位置し、石川郡に属する人口約 4,800 人の町である。

都職員は生活福祉課に配属となり、放射能に汚染された土壌等を一時的に保管する仮置場の造成工事監督、汚染された土壌等を入れたフレキシブルコンテナの仮置場への搬入、仮置場において放射能汚染物質を保管するパイプハウス等設置工事の設計積算を担当した。

また、国が示した空間線量基準値を超える住宅地の宅地除染作業の積算・発注業務、業務の監督などの除染事業を行った。

・派遣職員数

年 度	H24	H25
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度 9 月 1 日時点



古殿八幡神社と古殿町イメージキャラクターやぶさめくん



除染廃棄物仮置場（平成 25 年）

4 広野町

広野町は福島県の「浜通り」の双葉郡最南端に位置する、人口約 5,400 人の町である。福島第一原子力発電所の事故による「原子力緊急事態宣言」の発令に伴い、避難指示が出された区域に隣接しているため、緊急時避難準備区域に位置付けられた。

住民の安全、安心のため全町避難が行われたが、平成 24 年 3 月 31 日に避難指示が解除され、他町村に先がけて帰還が開始された。

また、全町避難中の平成 23 年 12 月に「広野町除染計画」を策定し、避難指示解除と同時に除染を開始した。

都は、広野町の要請に基づき除染対策を支援するため、平成 24 年 9 月から建設課除染対策グループ（のちに放射線対策課に再編）に 3 名の土木技術職の任期付職員を派遣し、一般家屋、公共施設などの屋根や壁の高圧水洗浄、雨樋の清掃、敷地の表土除去・客土、除草等の工事の設計、積算、工事監督などを担った。また、除染計画の策定・放射線低減対策の総合調整・環境放射線量の測定等の放射線対策業務に携わった。

平成 26 年 4 月からは、復興事業の企画、計画から建設までを担当する復興企画課に職員 1 名が配属になり、道路・下水道・用地造成などのインフラ施設の設計、工事監督のほか、付随業務を広く担当した。

・派遣職員数

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
派遣人数	3	2	2	2	1	1

※派遣職員数は各年度9月1日時点（平成29年度は8月末時点）



家屋の高所作業車による高圧洗浄



表土すき取り



除染廃棄物仮置場 上部にて



森林除草、堆積物除去



広野駅東側開発施工前



同左 平成27年11月時点の整備状況

派遣職員の声

- 派遣開始当初に除染対策に携わった職員からは、事業の進捗とともに住民からの相談・要望が寄せられ、苦労も多いが住民目線で物ごとを解決していくことにやりがいを感じ、仕事の原動力になったという声が聞かれた。
- 発災当時の大混乱から一刻も早く元に戻りたいという思いから、インフラ施設の整備を急ぐことは十分理解できるが、日本社会の高齢化、人口減少、地方の過疎化などの社会現象を踏まえたうえで、復旧と復興の区別を明確にし、それぞれ個別に計画を策定しておく必要があると感じたという報告もあった。

5 檜葉町

福島県「浜通り」南部に位置する檜葉町（令和5年1月31日現在 町内居住者数約4,300人）は、事故のあった福島第一原子力発電所から20キロ圏内にあり、事故直後に警戒区域に指定された。平成24年8月には、避難指示解除準備区域に指定されたことから、同町は、環境省による除染作業、インフラ復旧、生活関連サービスの確保等の状況を踏まえ、住民の帰町に向けた検討を進めていた。

同町では、原発被害のほか、地震と津波により、町内の小中学校、公民館、総合グラウンド等の学校教育施設や文化施設、スポーツ施設も大きな被害を受けた。

こうした中、町民の帰町の時期を伺いつつ、被災施設の復旧工事を進めていた檜葉町を支援するため、都は、平成24年9月から平成28年8月にかけて、教育委員会教育総務課、建設課に任期付職員を派遣した。

教育総務課では、小学校や中学校など、教育委員会が所管する施設の災害復旧（災害状況調査、災害復旧設計及び工事監督など）に携わった。

建設課では、災害公営住宅整備事業に係る設計・施工管理業務を担当した。

・派遣職員数

年 度	H24	H25	H26	H27
派遣人数	1	2	1	2

※派遣職員数は各年度9月1日時点



総合グラウンド法面復旧工事（平成26年当時）



檜葉町災害公営住宅（シウ神山住宅）

6 浪江町

福島県「浜通り」の北部に位置する浪江町は、東日本大震災の津波により請戸地区を中心とする沿岸部の約6km²が浸水し、多くの家屋が流出し、沢山の方が犠牲となった。また福島第一原子力発電所の事故により、全町民が避難を余儀なくされた。

震災前に21,500人いた浪江町民は、令和4年9月現在、住民登録数は15,750人、居住者は約1,900人であり、町の面積の大半は帰還困難区域で立ち入りが制限されている。

平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除される想定の下、住民の帰還準備、帰還促進に向けた復旧・復興を支援するため、都は、浪江町からの支援要請を受け、平成27年4月から任期付職員を派遣した。

都職員は、復旧事業課、産業振興課等に配属され、主として農業集落排水災害復旧事業、ため池・水路災害復旧事業を担当した。

平成28年11月からは、まちづくり整備課にも都職員が配属され、町道の新設・改良に携わり、請戸漁港

第4節 福島県内市町村

や津波被災地区に計画された復興関連施設と国道6号を連絡する3路線と1橋梁を担当した。

それらの道路は、避難指示が解除された地区にある防災集団移転促進住宅等から国道など幹線道路へのアクセス道路として機能するものであり、帰還した住民の生活利便性の向上に寄与した。

・派遣職員数

年 度	H27	H28	H29
派遣人数	1	1	2

※派遣職員数は各年度9月1日時点（平成29年度は8月末時点）

浪江町区域再編図



農業集落排水（下水道）復旧（左から着工前、管渠布設替え、工事完了）



水路復旧 左から着工前、法面積ブロック復旧、工事完了

派遣職員の声

- 生活インフラである農業集落排水（下水道）を完成させたことも一つの理由となって、平成 28 年 9 月に実施された避難町民を対象とした特例宿泊が国に認められ、平成 29 年 3 月の避難指示解除につながったと所属の上司から聞かされ、頑張ってきたことを心からよかったと思った、との報告が職員からなされた。
- 全町避難が続いていた町で闊歩する猪と 3 回遭遇し、そのうち一回は車とぶつかりそうになった。実際に、生活の場の近くなどで多くの野生動物に遭遇し、道路では事故による動物の死骸を度々見るとともに、避難した住宅を動物が荒らすニュースに接し、原発災害の影響は人間だけではないと思った、との感想も職員から聞かれた。

7 飯舘村

「浜通り」に位置し、相馬郡に属する飯舘村（令和 5 年 1 月 1 日現在 村内居住者数約 1,500 人）は、福島第一原子力発電所の事故により全村避難が続いていたが、一部地域を除き平成 29 年 3 月末で避難指示が解除された。

都は、避難指示解除に向けてインフラの整備等を進めていた飯舘村からの要請を踏まえ、平成 27 年 9 月から任期付職員の派遣を開始し、建設課において、道路、上下水道等の災害復旧に係る設計、監督等の業務を担当した。

・派遣職員数

年 度	H27	H28
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度 9 月 1 日時点



飯舘村役場

第5章 都内避難者の支援



ふくしま避難者交流会 東京国際フォーラム（令和元年度）

- 第1節 住まいと生活の支援
- 第2節 心のケアや悩み事相談
- 第3節 避難者への情報提供
- 第4節 避難者数の管理
- 第5節 関係機関との連携

東日本大震災では、巨大地震、大津波、ライフラインの寸断、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故が重なり、被害が甚大かつ広域に及んだことから、多くの被災者が、市町村や県を越える広域避難を余儀なくされ、かつその避難が長期化した。

東京都は、被災県以外で最も多くの避難者を受け入れてきた自治体の一つであり、都内の避難者数は平成 24 年 4 月に最多の 9,505 人となった。都では、これらの方々を支援するため、発災直後は避難所の提供や児童・生徒の受入などの緊急的な対応に尽力し、その後、避難の長期化に伴い、住宅の提供や心のケア、各種支援情報の提供など、避難者の生活全般に渡る支援を実施するようになった。また、効果的な避難者支援のため、定期的に避難者数を調査するとともに、関係機関との連携にも力を入れている。

第1節 住まいと生活の支援

都内避難者の方々の生活を、主に物理的、経済的な面から支援するため、応急仮設住宅の提供、各種手数料等の減免、就労支援などを行っている。

1 応急仮設住宅の提供

(1) 概要

多数の被災者が東京に広域避難した状況を踏まえて、都は、被災県からの要請により、都営住宅や民間賃貸住宅等を、災害救助法に基づく応急仮設住宅として、避難者に無償で提供している。

応急仮設住宅とは、大規模災害が発生し、災害救助法の適用が決定した時に被災者に提供される応急的、一時的な住宅である。応急仮設住宅というと、災害時、空き地にプレハブ住宅を建設し、被災者に提供する様子が報道されることがあるが、都が東日本大震災の避難者に提供した応急仮設住宅は、こうした住宅ではなく、都営住宅や民間賃貸住宅等の空室などである。

(2) 都における応急仮設住宅提供に至る経緯

ア 避難所による緊急受入

東日本大震災では、大震災とその後の福島第一原子力発電所の事故により、被災地から都内に多くの方が避難した。特に福島県においては、平成 23 年 3 月 11 日に福島第一原子力発電所から半径 3km 圏内の住民に発令された避難指示が、翌 12 日には半径 20km 圏内に拡大される等により、多数の避難者が発生した。

こうした状況を踏まえ、都は、平成 23 年 3 月 17 日から東京武道館、味の素スタジアム、同月 22 日から東京ビッグサイトにおいて、被災県からの要請により、災害救助法上の避難所としての緊急受入を実施した。

平成 23 年 4 月以降は、避難の長期化に伴う避難者の方々の精神的・肉体的負担を軽減し、かつ増え続ける新たな避難者の方々に対応するため、同年 3 月 31 日に営業を終了し解体する予定であったグランドプリンスホテル赤坂や都内ホテル・旅館等の協力を得て、事業者施設を避難所として活用し、避難者の受入を継続した。

都営住宅等においても、被災県・国・近隣縣市等からの情報収集と調整を経て、平成 23 年 3 月中旬には対応方針を決定、避難者の受入れが可能な住宅を確保し、平成 23 年 4 月より避難者の受入れを行った。



東京武道館（避難スペース）



味の素スタジアム（避難スペース）



東京ビッグサイト（物資提供）



旧グランドプリンスホテル赤坂（情報交流センター）



イ 避難所から応急仮設住宅へ

避難所は、災害直後における混乱時に、避難しなければならない被災者を一時的に受け入れるものであり、その期間は短期間に限定される。一方、応急仮設住宅は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない被災者に対して住宅を提供し、一時的な居住の安定を図るものである。このため、住家が滅失した避難者は、応急的に避難所に避難し、その後、状況に応じ、応急仮設住宅へ入居することとなる。

入居当初、避難所として避難者を受入れた都営住宅等であるが、平成 23 年 6 月、災害救助法に基づく応急仮設住宅に位置付けを変えた。

また、避難の更なる長期化や避難者の増大に対応するため、平成 23 年 6 月より民間賃貸住宅における受入れを開始し、民間賃貸住宅も都営住宅等とともに、応急仮設住宅として避難者を受け入れた。

応急仮設住宅の提供期間は、被災県が、被災地の復興状況、災害公営住宅の整備状況、被災者の実情等を踏まえて決定している。被災者の住宅需要に応ずるに足る適当な住宅が不足する場合には、一年を超えない範囲で応急仮設住宅の供与期間の延長を判断した上で、被災県より関係都道府県に応援要請を行っている。また、住宅需要に応ずるに足る適当な住宅が不足する状況がおおむね解消される市町村については、被災県が、順次、応急仮設住宅の供与を終了している。

都が提供する応急仮設住宅の入居期間は、被災県からの要請に応じて、これまで数度の延長を行い、令和 5 年 3 月現在は、福島県大熊町及び双葉町の避難者に応急仮設住宅を提供している。

ウ 応急仮設住宅供与終了後の対応

都は、応急仮設住宅の供与終了に合わせて、被災県からの要請を受け、都内での居住を希望する避難者に対

して、きめ細かな住宅確保のための支援策を講じてきた。

具体的には、都営住宅の避難者専用枠での募集、定期募集での当せん倍率の優遇、毎月募集、随時募集、避難指示区域外からの福島県の避難者については、子ども被災者支援法に基づく国の通知を踏まえ、世帯の一部が都内に避難している場合に収入を二分の一として扱うなどの入居基準の緩和を実施してきた。また、都営住宅の入居要件に合致しない方に対しては、東京都住宅供給公社において、公社住宅の避難者専用枠募集や先着順募集の紹介、あっせん、入居基準の緩和などを行っている。

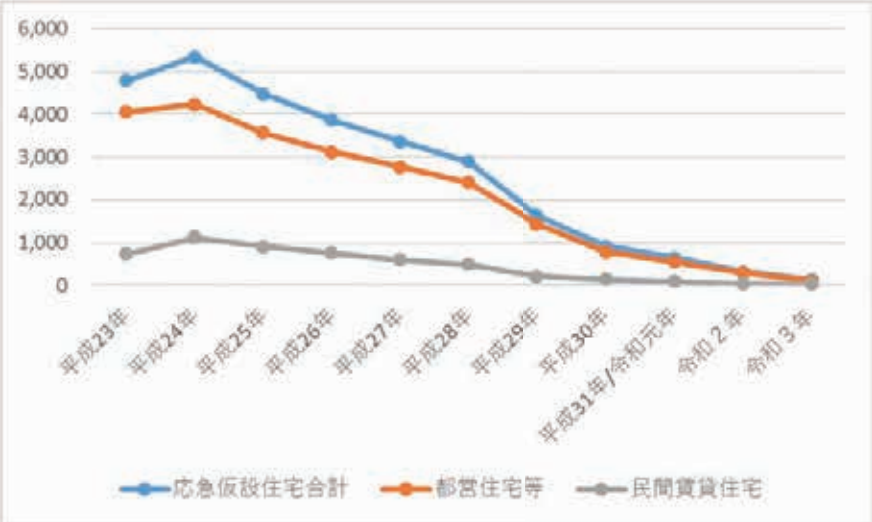
エ 都が提供する応急仮設住宅への入居者・世帯数

東京都への避難者数は、平成23年3月以降増加を続け、平成24年4月の9,505名が最大となった（復興庁発表「全国の避難者の数」より）。

東京都が提供している応急仮設住宅に関しては、ピーク時の平成24年3月末時点で入居していたのは約2,000世帯、その後、被災県と連携したさまざまな住宅確保の支援策を行ってきた結果、令和3年度末時点の供与数は、約70世帯となっている。

都の提供する応急仮設住宅の入居者数の推移

(単位：人)



※平成23年は10月31日時点、平成24年以降は3月31日時点の数字。

オ 都の応急仮設住宅提供等に係る主な動き

年月	内容
平成23年3月	・都営住宅等での避難者受入れ発表 ・都立施設（東京武道館、味の素スタジアム）での緊急受入れ発表 ・東京都保養・会館施設（グランヴェール那須、箱根路開雲、アジュール竹芝）での受入れ発表 ・都立施設での緊急受入れ拡充（東京ビッグサイト、東京国際フォーラム） ・都内区市町村施設でも順次受入開始 ・旧グランドプリンスホテル赤坂での受入れ発表 ・東京セントラルユースホステルでの受入れ発表
平成23年4月	・旧グランドプリンスホテル赤坂第二次受入れ発表 ・避難者受入施設一部終了等発表（東京武道館、味の素スタジアム、東京ビッグサイト） ・都営住宅等（原発周辺において、国から避難指示等が出された地域からの避難者。居住継続が困難になった被災者）の受入れ発表 ・都内ホテル・旅館等受入れ
平成23年6月	【応急仮設住宅】 ・民間賃貸住宅による受入れ ・都営住宅等（応急仮設住宅としての民間賃貸住宅での受入開始に合わせ、都内に避難されている方を既に受け入れている都営住宅等についても、災害救助法における応急仮設住宅と位置付け）
平成23年10月	・旅館・ホテル等における避難者受入れ原則終了
平成23年11月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 ・都営住宅等については、これまで全ての受入世帯で平成24年7月末までとしていた入居期間を、当面、災害救助法に定める期限である「入居日から2年間」に延長 ・民間賃貸住宅についても、上記の都営住宅等と同様に、これまで当面1年間としていた入居期間を2年間に延長

年月	内容
平成 24 年 5 月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 ・都営住宅等については、「入居日から3年間」に延長 ・民間賃貸住宅についても、上記の都営住宅等と同様に、3年間に延長
平成 25 年 9 月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 都営住宅等・民間賃貸住宅について ・岩手県及び宮城県 「入居日から4年間」に延長 ・福島県 「入居日から平成 27 年 3 月末日まで」に延長
平成 26 年 8 月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 都営住宅等・民間賃貸住宅について ・岩手県及び宮城県 供与期間を延長することとされた市町村からの避難者の方は、供与期間を「入居日から5年間」に延長 ・福島県 「入居日から平成 28 年 3 月末日まで」に延長
平成 27 年 6 月	【応急仮設住宅】 ・福島県 避難指示区域以外からの避難者に対する平成 29 年 4 月以降の取扱いについて、災害救助法に基づく応急救助から、新たな支援策へ移行することを決定
平成 27 年 7 月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 都営住宅等・民間賃貸住宅について ・岩手県 一律延長（※ 1）（「入居日から6年間」）7市町村：野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市 ・宮城県 一律延長（「入居日から6年間」）7市町：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町 特定延長（※ 2）（「平成 29 年 3 月 31 日を超えない」範囲で供与期間を「入居日から6年間」）5市町：仙台市、多賀城市、亶理町、山元町、七ヶ浜町 ・福島県 一律延長（「入居日から平成 29 年 3 月末日まで」） （※ 1）一律で供与期間を延長 （※ 2）災害公営住宅の建設等公共工事の工期などの関係から、供与期間内に応急仮設住宅を退去できない方等、要件に合う人のみを対象に供与期間を延長
平成 28 年 6 月	【都営住宅専用枠の募集（1回目）】 ・平成 29 年 3 月 31 日をもって応急仮設住宅の供与が終了する福島県の自主避難者に対して、福島県からの要請に基づき、特に自力で住宅を確保することが困難な世帯に対して専用枠を設定、募集
平成 28 年 7 月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 都営住宅等・民間賃貸住宅について ・岩手県 一律延長（「入居日から7年間」）5市町：山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市 特定延長（「平成 30 年 3 月 31 日を超えない」範囲で「入居日から7年間」）1市：宮古市 ・宮城県 一律延長（「入居日から7年間」）3市町：石巻市、名取市、女川町 特定延長（「平成 30 年 3 月 31 日を超えない」範囲で「入居日から7年間」）6市町：塩竈市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、山元町、南三陸町 ・福島県 一律延長（「入居日から平成 30 年 3 月末日まで」）9市町村：檜葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村の全域、南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域（平成 28 年 7 月 12 日解除）、川俣町の避難指示区域 特定延長（「平成 30 年 3 月末日まで」）5市町：いわき市、相馬市、南相馬市（上記区域を除く）、広野町、新地町
平成 28 年 9 月	【都営住宅専用枠（第2回）】 ・福島県の自主避難者に対して、福島県が民間賃貸補助の収入要件を緩和したことに合わせ、申込資格を一部緩和して募集
平成 29 年 1 月	【都営住宅専用枠（岩手県・宮城県向け）】 ・東京都が提供する応急仮設住宅に入居している岩手県及び宮城県からの避難者のうち、自力で住宅を確保することが困難な世帯に対して専用枠を設定し、募集 【公社住宅専用枠】 ・東京都住宅供給公社において、福島県からの自主避難者向け専用枠を設定し、入居者を募集

第5章 都内避難者の支援

第1節 住まいと生活の支援

年月	内容
平成 29 年 9 月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 都営住宅等・民間賃貸住宅について ・岩手県 特定延長（「平成 31 年 3 月 31 日を超えない」範囲で「入居日から 8 年間」）5 市町：山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、及び被災県からの特定の要件に該当した宮古市 ・宮城県 特定延長（「平成 31 年 3 月 31 日を超えない」範囲で「入居日から 8 年間」）3 市町：石巻市、名取市、女川町、及び被災県からの特定の要件に該当した気仙沼市、東松島市、南三陸町 ・福島県 一律延長（「入居日から平成 31 年 3 月末日まで」）9 市町村：富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・飯館村の全域、南相馬市の帰還困難区域及び旧避難指示区域（平成 28 年 7 月 12 日解除）、川俣町の旧避難指示区域（平成 29 年 3 月 31 日解除）、川内村の旧避難指示区域（平成 28 年 6 月 14 日解除） 特定延長（「平成 31 年 3 月末日まで」）2 市町：いわき市、櫛葉町
平成 29 年 10 月	【都営住宅専用枠の募集】 ・東京都が提供する応急仮設住宅に入居している避難者のうち、自力で住宅を確保することが困難な世帯に対して専用枠を設定、募集
平成 29 年 11 月	【公社住宅専用枠】 ・東京都住宅供給公社において、岩手県、宮城県及び福島県からの避難者向け専用枠を設定し、入居者を募集
平成 30 年 9 月	【都営住宅専用枠の募集】 ・東京都が提供する応急仮設住宅に入居している避難者のうち、自力で住宅を確保することが困難な世帯に対して専用枠を設定、募集
平成 30 年 10 月	【公社住宅専用枠】 ・東京都住宅供給公社において、岩手県、宮城県及び福島県からの避難者向け専用枠を設定し、入居者を募集 【応急仮設住宅（供与期間延長）】 ・都営住宅等及び民間賃貸住宅について ・岩手県 原則として、全ての市町村について、平成 30 年度中に提供終了 特定延長 6 市町：山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、宮古市については、住宅再建が完了しない世帯のみ、平成 31 年度まで延長 ・宮城県 原則として、全ての市町村について、平成 30 年度中に提供終了 特定延長 5 市町：石巻市、気仙沼市、名取市、東松島市、女川町については、住宅再建が完了しない世帯のみ、平成 31 年度まで延長 ・福島県 一律延長（「入居日から平成 32 年 3 月末日まで」）6 町村 うち平成 31 年度末で供与終了（4 町村）：富岡町及び浪江町の帰還困難区域を含む全域、葛尾村及び飯館村の帰還困難区域 うち今後判断（2 町）：大熊町、双葉町 特定延長（「平成 32 年 3 月末日まで」）4 市町村：南相馬市・川俣町・葛尾村・飯館村の避難指示解除区域については平成 30 年度末に提供終了するが、特例として、住宅再建が完了しない世帯のみ、平成 31 年度末まで延長
令和元年 8 月	【都営住宅専用枠の募集】 ・東京都が提供する応急仮設住宅に入居している避難者のうち、自力で住宅を確保することが困難な世帯に対して専用枠を設定、募集
令和元年 10 月	【公社住宅専用枠】 ・東京都住宅供給公社において、岩手県、宮城県及び福島県からの避難者向け専用枠を設定、入居者を募集
令和元年 12 月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 都営住宅等及び民間賃貸住宅について ・岩手県 特定延長されていた 1 世帯について令和 2 年 3 月末で終了 ・福島県 一律延長（「入居日から令和 3 年 3 月末日まで」）令和 3 年 4 月以降は今後判断（2 町）：大熊町、双葉町 特定延長（「令和 2 年 3 月末日まで」）4 町村：富岡町及び浪江町の全域、葛尾村及び飯館村の帰還困難区域
令和 2 年 10 月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 ・福島県 大熊町及び双葉町は、令和 4 年 3 月末まで 1 年間延長
令和 3 年 10 月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 ・福島県 大熊町及び双葉町は、令和 5 年 3 月末まで 1 年間延長
令和 4 年 10 月	【応急仮設住宅（供与期間延長）】 ・福島県 大熊町及び双葉町は、令和 6 年 3 月末まで 1 年間延長 令和 6 年 4 月以降の供与については今後判断

2 給付・減免等事業

都内避難者を対象に、都庁各局等において実施中、又は実施済みの給付・減免等の事業は以下のとおりである。なお、給付・減免等の対象の認定要件は、各事業において個別に設定している。

(1) 総務局

ア 都立大学等における被災学生への支援

事業概要	1. 授業料、入学科、入学査料の免除 2. 学生相談窓口の強化（メンタルヘルスケア） 3. 医療福祉系大学、高等専門学校への通学困難者を対象とした大学及び高等専門学校への受入										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (1.) (単位：件)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R 元	R2	R3
	268	252	137	100	87	49	57	37	37	37	21

(2) 主税局

ア 納期限の延長等

事業概要	1. 被災者に対する都税の納期限等の延長 2. 被災者に対する都税に関する証明等に係る手数料の減免
実施期間	1. 平成 23 年 3 月 11 日～平成 26 年 3 月 31 日 2. 平成 23 年 3 月 11 日～令和 5 年 3 月 31 日* ※令和 5 年 4 月以降は未定

(3) 生活文化スポーツ局

ア 育英資金特別募集の実施

事業概要	東京都私学財団事業として実施している育英資金事業費補助（修学資金の貸付け）の特別募集を実施										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位：件)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R 元	R2	R3
	3	9	7	5	7	7	3	1	0	0	0

イ 私立学校被災生徒への支援

事業概要	1. 都内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は専修学校（高等課程）に転入学した園児・児童・生徒の保護者に対し、就学を支援するため、学用品や修学旅行費等を一部補助 2. 就学困難となった都内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校（全日制・定時制）、特別支援学校又は専修学校及び各種学校に在籍する園児・児童・生徒の就学の機会を確保するため、学校設置者が被災生徒の授業料等を減免した場合に、当該減免額を補助										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位：(1.) 人、(2.) 校)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R 元	R2	R3
1.	28	36	32	29	25	25	13	6	8	8	4
2.	130	111	83	53	53	38	27	23	22	14	1

※ 1. の事業は、年度内に 3 回申請を受け付けており、H23 年度の実績については、事業利用者の重複がある可能性あり。その他は年度内における重複はない。

(4) 福祉保健局

ア 生活復興支援資金の貸付け

事業概要	被災した低所得世帯等に対し、一時生活支援費、生活再建費及び住宅補修費を貸付け										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位：件)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31／R 元	R2	R3
	15	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 緊急小口資金の特例措置

事業概要	避難者への緊急小口資金の貸付け
実施期間	平成 23 年度
実 績	364 件

ウ 福祉資金の特例措置

事業概要	福祉資金（福祉費における住宅補修費・災害援護費）の貸付け
実施期間	平成 23 年度～令和元年度

(5) 交通局

ア 一日乗車券（優待券）の発行

事業概要	シルバーパス、都営交通無料乗車券発行対象者となる避難者に対し、都営交通（都営地下鉄・都営バス等）で利用できる一日乗車券（優待券）を発行										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位：件)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31／R 元	R2	R3
	2,607	7,308	5,469	5,077	4,718	5,026	4,445	3,626	3,618	1,869	1,725

イ 通学定期券の発行

事業概要	教育庁からの依頼に基づき、避難児童、生徒の通学に係る通学定期券を発行
実施期間	平成 23 年度
実 績	96 枚

(6) 水道局

ア 料金の減免

事業概要	住居に避難者が居住している場合、水道料金及び工業用水道料金を一部減免										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位：世帯)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R 元	R2	R3
	3,303	3,339	3,140	2,957	2,759	2,532	2,288	2,143	1,972	1,854	1,790

(7) 下水道局

ア 料金の減免

事業概要	住居に避難者が居住している場合、下水道料金を一部減免										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位：世帯)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R 元	R2	R3
	2,434	2,438	2,293	2,153	2,009	1,823	1,620	1,485	1,336	1,219	1,169

(8) 教育庁

ア 被災児童・生徒の転学受入支援

事業概要	1. 都立高校及び都立中等教育学校への転入者の入学考査料及び入学科免除、教科書等購入経費支給 2. 都立特別支援学校高等部への転入者の入学考査料及び授業料免除、学用品等購入経費支給 3. 特別支援学校（支援学級）転入者への就学奨励費支給											
実施期間	平成 23 年度～継続中											
実績 (単位：人)		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31／R元	R2	R3
①受入生徒数	①	258	5	5	2	1	1	0	9	5	5	1
②教科書購入等 支援	②	1,947	439	405	329	342	336	269	221	224	186	187

イ 公立専修学校・各種学校授業料等の減免

事業概要	・東日本大震災に起因する事情により、授業料等の納付が困難となった公立専修学校・各種学校の生徒を支援 ・市が行う授業料等減免事業に対して補助金を交付										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実 績	1 件										

ウ 被災幼児就園支援・被災児童生徒就学援助

事業概要	被災した幼児に対する幼稚園就園奨励事業及び被災し就学困難となった児童又は生徒に対して必要な就学援助を行った、区市町村の負担（学用品等、学校給食費、医療費）への支援										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位： 区市町数)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R 元	R2	R3
	78	70	69	65	54	47	41	35	33	23	18

(9) 警視庁

ア 各種手数料の免除

事業概要	避難者に対し、自動車保管場所証明書交付申請手数料等を免除										
実施期間	平成 23 年度～継続中										
実績 (単位：件)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31／R 元	R2	R3
	373	129	70	34	32	22	14	7	2	8	0

3 就労支援

(1) 緊急就職支援事業（旧「震災に伴う被災者向け緊急就職支援事業」）

ア 概要

東日本大震災で被災された方で、都内での就業を希望される方等を対象に、就職と職場への定着を支援するため、平成 23 年 8 月より、東京しごとセンター（飯田橋・多摩）に緊急就職支援窓口を開設した。

専門相談窓口に企業の人事担当者 OB 等のジョブコーディネーターを配置し、求職者に対し、カウンセリングや、就職後の相談・助言、職場訪問等の支援を行っている。また、採用企業向けには、人材育成等に関する相談・助言に加えて、支援対象者の採用が一定の要件を満たす場合には、助成金を支給している。

イ 実績（平成 23 年 8 月から令和 4 年 3 月末まで）

事業への登録者数	1,058 人
就職者数	784 人
職場訪問件数	725 件
助成金支給件数	196 件

ウ 事業を利用した避難者の声

○ 20 代女性（福島県より避難）

避難後、非正規雇用で働いていたが、東京しごとセンターで正社員の仕事を探した。最初は半信半疑だったが、応募書類や面接対策など、無理なく進めてくれて、励ましをもらったことも大きな安心感だった。その後、無事に事務職の正社員として就職できた。

○ 30 代男性（福島県より避難）

一度は自力で就職したが、精神的に疲れて退職し、東京しごとセンターの巡回就職相談会に参加した。登録して自分を見つめ直すところから始め、安心して相談できた。結局は人脈での就職となったが、しごとセンターには感謝している。

(2) その他の就労支援事業

避難者の就労支援のため、発災直後の時期を中心に、下記のような支援事業を実施した。

ア 介護人材育成事業（福祉保健局）

事業概要	・ 避難者（失業者）を介護人材として育成 ・ ホームヘルパー 2 級養成講座終了の上、介護雇用プログラム事業において 8 ヶ月間雇用
実施期間	平成 23 年度～平成 30 年度
実 績	30 人

イ 合同就職面接会の実施（産業労働局）

事業概要	都内避難者向けに、東京労働局との共催で合同就職面接会を実施
実施期間	平成 23 年度
実 績	延べ参加者：178 人、参加企業：82 社

ウ 施設内職業訓練における被災者支援枠の設定（産業労働局）

事業概要	職業能力開発センターで実施している施設内訓練科目に被災者優先枠を設定
実施期間	平成 23 年度
実績	57 人

エ 委託訓練の実施（産業労働局）

事業概要	1. コマツ教習所(株)東京センターにおいて、車両系建設機械等の講習を実施 2. 職業訓練法人東京土建技術研修センターにおいて、足場の組立等の講習を実施
実施期間	1. 平成 23 年度～平成 24 年度 2. 平成 23 年度
実 績	延べ参加者：213 人

第2節 心のケアや悩み事相談

都内避難者の東京での生活が長期化するにつれ、避難者が直面する困難も多様になっており、孤立化防止と心のケアを目的とした訪問や交流事業のほか、相談窓口やアンケートを通じて、避難者の抱える問題にきめ細やかに対応できるようにしている。

1 避難者の孤立化防止

(1) 概要

都内避難者の多くは、被災して住み慣れたコミュニティを離れ、見知らぬ土地である東京に避難してきた者であり、生活に不安を感じたり、引きこもりがちになったりすることが懸念された。そこで、避難者の孤立を防止するため、平成23年7月から、各地域の社会福祉協議会が中心となり、区市町村や自治会、民生委員、地域包括支援センター、避難元自治体等と連携しながら、戸別訪問や交流サロンの設置などを行っている。都が東京都社会福祉協議会を補助し、都社協が地区社会福祉協議会を補助する形で実施している。

(2) 取組実績・成果

ア 実施地区数

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3	R4
地区数	15	19	17	16	14	13	12	11	10	10	10	10

イ 支援内容・事例・成果

各地区社会福祉協議会を中心に、地域の実情に応じ、主に以下の取組を実施している。

- 高齢、障害者や課題を抱える避難者の世帯を中心とした戸別訪問
- 団地の集会所等を利用した避難者の交流サロンの設置
- 関係機関との連携による、自立した生活に向けた支援

これらの取組を通じ、避難者それぞれの状況にあわせたきめ細かい支援が行われている。また、避難者同士の交流はもとより、避難者と地域住民の交流や、避難者の自主的な活動も生まれており、避難者の孤立化防止に寄与している。

具体的な取組の例は下記のとおりである。(終了したものも含む)

○戸別訪問

- ・避難者世帯を状況別に分類し、支援ニーズの大きい世帯は高い頻度で訪問
- ・継続的な訪問で信頼関係を構築し、困りごとや不安等を把握
- ・避難者の状況に応じ、地元自治体、保健所、地域包括センター、民生委員、町会役員、避難元県の支援員^{*}、支援団体等と共に訪問、又は当該機関等への橋渡しを実施
- ・コロナ禍においては電話で訪問を代替

※ 被災自治体が被災者の見守りやケア等のために配置するもの。都内には、宮城県の県外避難者支援員が令和2年度まで配置されており、福島県の復興支援員は令和4年度現在も配置されている。

○サロンの設置・運営

- ・地区社会福祉協議会と避難者当事者団体が共同で運営
- ・避難者と地域住民が協力して運営
- ・避難者同士のサロンと、地域住民と避難者の交流サロンの双方を設置
- ・区施設の庭を開墾して畑にし、既存サロンとは異なる避難者が集う場所に

- ・季節行事の実施、避難者が特技を披露・教授（音楽、手芸、料理等）
- ・大学生による子供たちの学習支援や遊びのサポートを実施
- ・地区外に転居した避難者も参加し、交流を継続
- ・避難者サロンから、徐々に地域のサロンへ移行
- ・コロナ禍で開催できない間、手紙や電話で交流を維持

○関係機関との連携

- ・課題に応じ、民生委員、地域包括支援センター、行政、保健師、NPO 等と情報を共有し、対応に繋げる
- ・定期的に関係機関と連絡会を開催し、避難者の情報を共有
- ・支援団体や地区県人会などと連携
- ・避難者の転居先の社会福祉協議会と情報を共有、転居後の地域との関係づくりを支援
- ・都内・都外自治体や避難元県社会福祉協議会と連携して交流会を実施

○その他

- ・避難者向け情報紙を定期的に作成・配布
- ・地区内の避難者向けアンケートを実施
- ・避難元県の伝統工芸品の販売を支援、地区社会福祉協議会と避難者が繋がる契機に



地区社会福祉協議会が開催する交流サロンの様子

(3) 課題

都内避難者数は、地元への帰還や定住による避難終了、他の自治体への転居等により徐々に減少しているが、福島県には帰還困難区域が残り、いまだ帰郷が出来ない避難者もいる。震災から12年経った今も避難生活を送る方々の抱える課題は一層個別化・多様化し、深刻度が増している。都内避難者は、避難者としての立場と、東京で生活する者としての立場の両方を持ち合わせており、避難の長期化に伴い、抱える困難も、被災・避難したことに由来する課題と、より一般的な問題が混在する傾向にある。具体的には、住宅、仕事、生活資金、家族・友人関係、孤立・孤独のほか、高齢化に伴う介護や認知能力低下、精神疾患、各種依存症、借金、生活困窮など多岐に渡る課題があり、複数の課題を抱える者も多い。

また、これまで順次、応急仮設住宅の供与が終了する中で、供与終了を新たな生活の契機とする避難者がいる一方、様々な理由から一部の避難者が退去せず居住を続ける状況となっている。

さらに、困難を抱える避難者の中には、つながりや支援を求めることを強く躊躇する者や、支援を拒否する者もいる。令和2年以降のコロナ禍により、従来のやり方での戸別訪問やサロン活動が難しくなり、孤立が進んだ避難者も見られた。

引き続き、避難者一人一人の状況を丁寧に把握し、関係機関と連携した一体的な支援を提供することで、生活再建につなげていくことが必要である。

2 相談窓口等の設置

(1) 相談窓口の設置 (平成 23 年度～平成 27 年 4 月)

都では、平成 23 年度から都庁内に総合相談窓口を設置し、電話対応のみならず、必要に応じて避難者との個別面談を実施した。また住宅、福祉、教育、就労など、庁内の関係各局がそれぞれの窓口で避難者からの相談に対応しており、総合相談窓口でも内容に応じて各窓口の紹介を行った。

あわせて福島県の職員が都庁に駐在し、避難元職員ならではの親しみやすさを生かして、避難者のニーズをより深く酌み取り、情報を都と福島県とで共有していた。

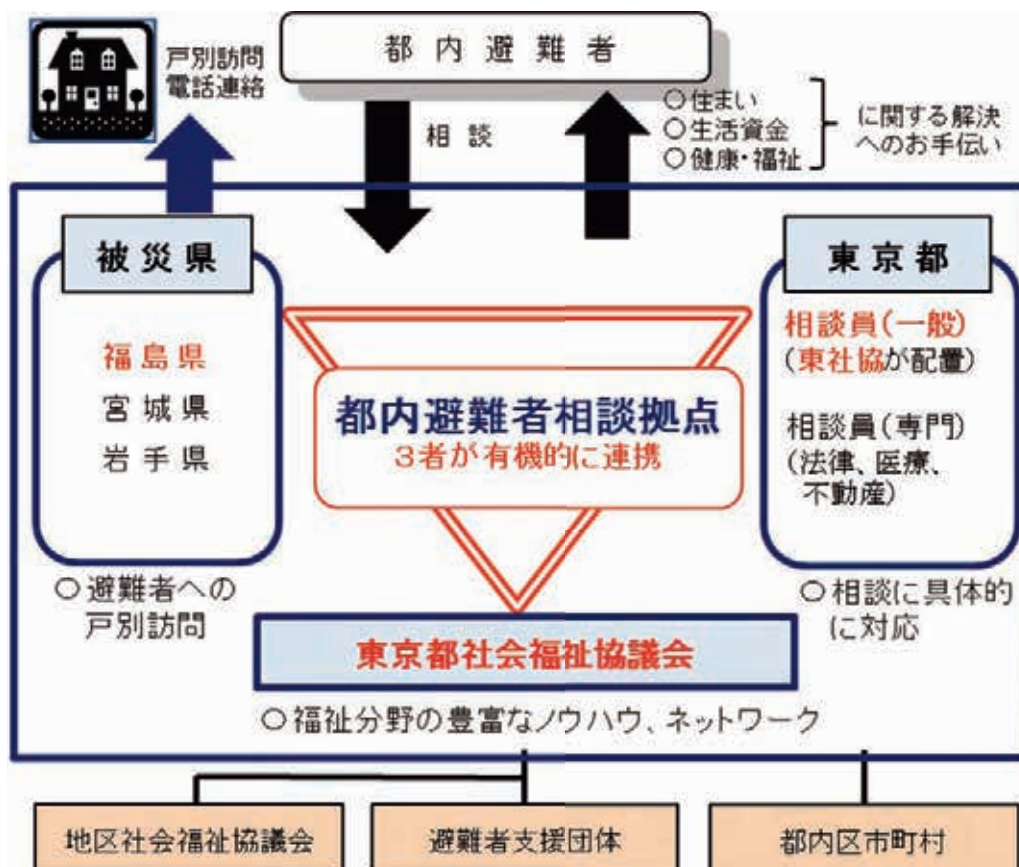
(2) 相談拠点の運営 (平成 27 年 5 月～現在)

ア 体制

都内避難者の避難生活の長期化を踏まえ、一日も早い生活再建につなげるため、平成 27 年 5 月に東京都と福島県とで協定を締結し、「都内避難者相談拠点」を飯田橋のセントラルプラザ内に開設し、相談体制の充実を図った。

相談拠点では、東京都社会福祉協議会の 2 名の相談員が常駐し、福島県の駐在員も同席するなど、避難者からの様々な相談に対応できる体制を組んだ。そして、都・被災県・都社会福祉協議会の機能を有機的に連携させ、情報を共有しながら、相談、関係機関への的確なつなぎ、戸別訪問などに丁寧に対応している。なお、平成 31 年 4 月に相談拠点を都庁内に移転し対面相談を終了し、セントラルプラザでは相談員による電話相談を継続している。

都内避難者相談拠点を介した関係機関の連携イメージ



イ 相談件数と主な相談内容の推移

開設初年度である平成 27 年度には 188 件の相談に対応した。これに加えて、避難者の生活のケアを目的とした巡回による戸別訪問を、ひと月当たり 160 件程度実施した。平成 28 年度以降の相談件数の推移は以下の通りである。

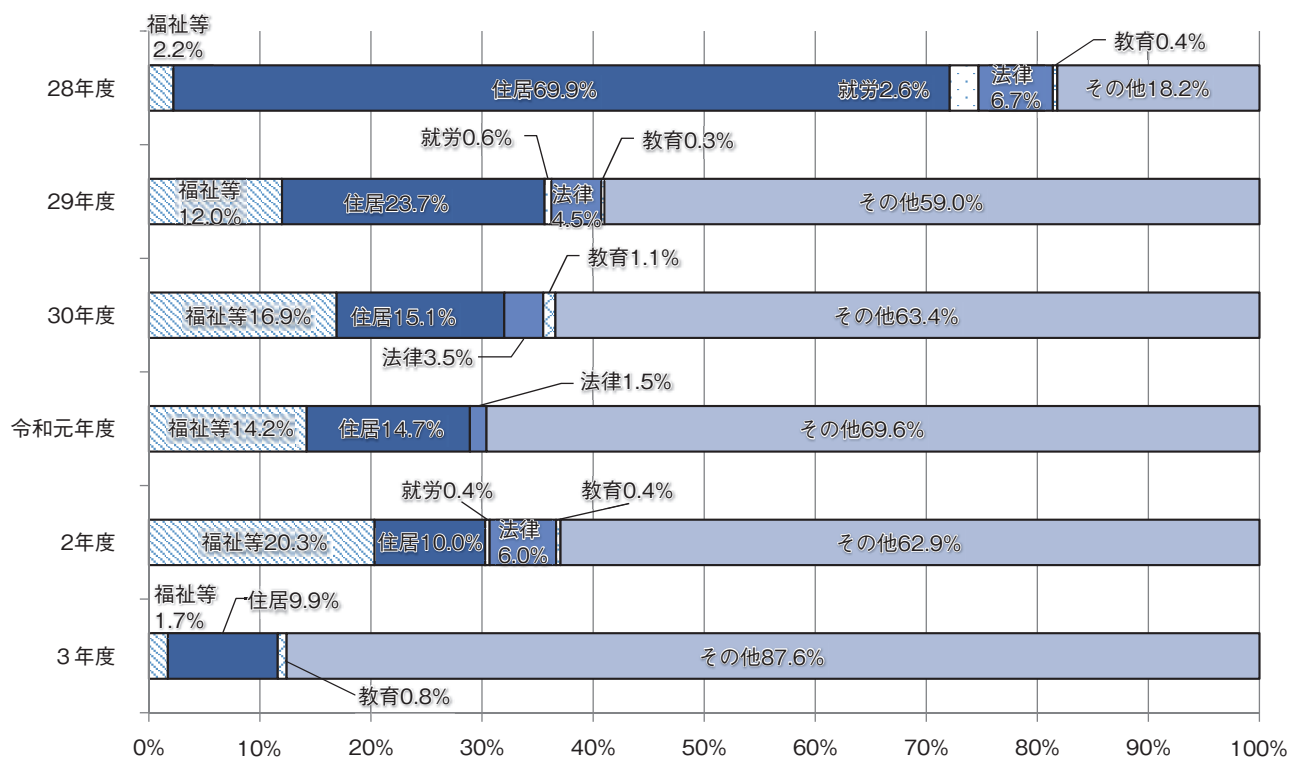
相談内容は、身の回りの生活に関すること、福祉や介護にかかわること、生活資金の利用、今後の住まいに関することなど多岐に渡る。毎年、住居に関する相談が一定割合を占め、福祉や法律に関する相談がそれに続く形となっている。

・相談件数の推移（年度別）

（単位：件）

	H28	H29	H30	H31 / R 元	R2	R3	累計
福島県	201	206	207	167	192	95	1,068
宮城県	32	14	7	3	5	1	62
岩手県	6	23	8	4	0	2	43
その他	30	91	62	30	54	23	290
計	269	334	284	204	251	121	1,463

・相談内容の推移



ウ 近年の相談傾向

継続的に相談される方が大半であり、1件あたりの相談時間が1時間を超えるものや、他機関との連携を要するケースが多く、相談1件あたりの対応時間は長くなる傾向にある。一方で、傾聴するだけで終わるような相談も多く見受けられる。

コラム

東京都社会福祉協議会 担当職員へのインタビュー

東京都社会福祉協議会にて、相談拠点を所管する部署に平成 29 年から勤務している職員に、相談業務について話を聞いた。

●相談者・相談内容の変遷について

- ・平成 29 年当時から、対面相談を希望される方はごく少数で、電話での相談がほとんどであった。対面はやはり少しハードルが高いらしく、電話相談には意義があると思う。
- ・相談者の大半が継続的に相談サービスを利用している方である。平成 29 年時点で既に、主な相談者は、避難元県に戻るか、避難先に定住するかを決心がつかない方に絞られていたのではないと思われる。
- ・相談内容は、以前は、避難先における当面の住居や学校関係等、避難生活から生じる悩みが多く見受けられたが、近年では、震災に起因しない日常生活に関する相談が多い。相談窓口が避難者にとっての心の拠り所となっているのではないかと考えられる。

●苦勞した点

- ・相談内容が必ずしも避難者特有のものではないことから、相談業務に従事する職員が、当初想定していた業務と異なると感じて辞めるなどし、職員の入れ替わりが多かった時期もあった。
- ・自分が馴染みのある職員としか話をしたくないという相談者もいったり、職員が入れ替わる時期には対応に苦勞することがあった。
- ・相談内容にどこまで踏み込んで良いのかの判断が難しく、後から考えると、ケース会議等を開いて対応すべきだったかと思う案件もある。また、都外からの相談の場合、社会福祉協議会等の繋ぎ先がわからずにやきもきすることもあった。

3 都内避難者アンケート等の実施

(1) 概要

平成 23 年度以降、都が所在を把握している都内の避難者世帯を対象に、避難者の現状やニーズを把握し、今後の支援に活用するため、アンケート調査を実施している。平成 23 年度から平成 30 年度までは設問方式と自由意見の記述とを組み合わせた形式で、令和元年度からは、都や避難元自治体への自由意見を記述する形式としている。

(2) 設問方式アンケート（平成 23 年度～ 30 年度実施）の結果（概要）

平成 23 年度から 30 年度までのアンケート結果概要は以下の通りである。

・実施・回答状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
対象世帯数	3,802	3,555	3,299	2,916	2,445	2,021	1,655	1,403
回答世帯数	1,519	1,139	1,155	1,144	1,068	837	600	381
回答率	40.0%	32.0%	35.0%	39.2%	43.7%	41.4%	36.3%	27.2%

・都内避難先における住宅の種類

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
応急仮設住宅 (公営住宅、国家公務員 宿舎、民間賃貸住宅等)	961 67.4%	727 73.1%	810 75.3%	732 71.9%	721 75.4%	529 66.5%	286 49.5%	148 39.1%
自己負担による住宅 (購入・賃貸等)	215 15.1%	130 13.1%	157 14.6%	180 17.7%	161 16.8%	186 23.4%	201 34.8%	179 47.4%
親類・知人宅	149 10.4%	69 6.9%	66 6.1%	68 6.7%	43 4.5%	47 5.9%	47 8.1%	26 6.9%
その他	101 7.1%	69 6.9%	43 4.0%	39 3.8%	31 3.3%	33 4.2%	44 7.6%	25 6.6%

「応急仮設住宅」が年々減り、「自己負担による住宅」が増加している。応急仮設住宅の供与状況を反映していると推測できる。

・今後の居住先

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
帰還	780 59.3%	323 36.0%	214 23.7%	250 25.2%	187 26.0%	187 28.8%	142 32.9%	91 24.9%
定住	490 37.2%	548 61.2%	602 66.6%	629 63.3%	452 62.9%	405 62.3%	267 61.8%	199 54.4%
移住	46 3.5%	26 2.9%	87 9.7%	114 11.5%	80 11.1%	58 8.9%	23 5.3%	16 4.3%
まだ決められない	—	—	—	—	—	—	—	60 16.4%

※新旧選択肢調整

※定住とは東京都への定住、移住とは避難元・東京都以外の道府県への移住

平成 23 年度には「帰還」が6割近くを占めたが、平成 24 年度以降は「帰還」が大きく減り、「定住」が6割前後で推移するようになる。発災後8年近くが経過した平成 30 年度の調査で「まだ決められない」とする者も一定数おり、避難者にとり難しい選択であることも伺える。

・現在の生活で困っていること、不安なこと

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
就職のこと	—	224	236	227	169	129	83	59
		20.3%	21.1%	20.6%	17.1%	16.2%	14.8%	15.9%
生活資金のこと	—	411	461	480	402	359	248	154
		37.2%	41.1%	43.5%	40.8%	45.2%	44.3%	41.5%
住まいのこと	—	628	690	686	532	362	223	138
		56.8%	61.6%	62.2%	54.0%	45.6%	39.8%	37.2%
健康や福祉のこと	—	332	412	411	335	321	211	162
		30.0%	36.8%	37.3%	34.0%	40.4%	37.7%	43.7%
子育て・教育のこと	—	227	248	200	107	81	52	39
		20.5%	22.1%	18.1%	10.9%	10.2%	9.3%	10.5%
生活や支援に関する 情報が不足していること	—	135	121	98	73	69	45	33
		12.2%	10.8%	8.9%	7.4%	8.7%	8.0%	8.9%
避難元の情報が 不足していること	—	160	133	83	53	39	25	27
		14.5%	11.9%	7.5%	5.4%	4.9%	4.5%	7.3%
避難生活の先行きが 不明なこと	—	603	590	503	389	240	148	71
		54.6%	52.6%	45.6%	39.5%	30.2%	26.4%	19.1%
相談相手がいないこと	—	145	122	85	82	69	34	37
		13.1%	10.9%	7.7%	8.3%	8.7%	6.1%	10.0%
特に困っていることはない	—	93	92	109	123	111	92	60
		8.4%	8.2%	9.9%	12.5%	14.0%	16.4%	16.2%
その他	—	60	58	55	33	57	37	31
		5.4%	5.2%	5.0%	3.3%	7.2%	6.6%	8.4%

※複数回答

※平成 23 年度は本設問無し

当初、最も高い割合であった「住まいのこと」が減少傾向にある一方、「健康や福祉のこと」が次第に増加しており、平成 30 年度には最も多くなった。また「生活資金のこと」は平成 23 年度当初から一貫して高い割合を占めている。

・有益と考える情報

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
地元の行政情報	—	531	292	228	216	174	114	105
		49.7%	27.8%	22.3%	23.3%	23.3%	21.3%	
地元の復興の状況	—	543	377	334	278	196	141	29.2%
		50.8%	35.9%	32.7%	29.9%	26.2%	26.4%	
地元の放射線や除染に関する情報	—	549	418	348	294	193	114	91
		51.4%	39.8%	34.1%	31.6%	25.8%	21.3%	
地元の住まいに関する情報	—	303	195	122	145	110	64	57
		28.3%	18.6%	11.9%	15.6%	14.7%	12.0%	
都内の住まいに関する情報	—	—	—	425	487	306	205	150
		—	—	41.6%	52.4%	41.0%	38.3%	
東京電力の賠償に関する情報	—	620	517	426	360	296	184	112
		58.0%	49.2%	41.7%	38.8%	39.6%	34.4%	
就職に関する情報	—	201	200	153	141	126	84	58
		18.8%	19.0%	15.0%	15.2%	16.9%	15.7%	
就学・進学に関する情報	—	107	130	99	86	73	44	41
		10.0%	12.4%	9.7%	9.3%	9.8%	8.2%	
健康・福祉に関する情報	—	393	369	315	309	260	192	164
		36.8%	35.1%	30.9%	33.3%	34.8%	35.9%	
交流会・戸別訪問に関する情報	—	117	82	84	74	72	44	29
		10.9%	7.8%	8.2%	8.0%	9.6%	8.2%	
イベント情報	—	222	117	122	126	116	105	53
		20.8%	11.1%	11.9%	13.6%	15.5%	19.6%	
相談窓口に関する情報	—	150	129	91	122	103	47	36
		14.0%	12.3%	8.9%	13.1%	13.8%	8.8%	
その他	—	34	44	42	34	33	19	18
		3.2%	4.2%	4.1%	3.7%	4.4%	3.6%	
情報提供は不要	—	—	—	—	—	52	43	11
		—	—	—	—	7.0%	8.0%	

※複数回答

※平成 23 年度は設問無し

※「—」を記載している箇所については当該年度に該当の質問なし

「健康や福祉に関する情報」「都内の住まいに関する情報」に対するニーズが一貫して高い。「東京電力の賠償に関する情報」は年を追うごとに徐々に減少している。「地元（避難元）」の「復興」「放射能や除染」「住まい」に関する情報は、当初よりは減少しているものの、平成 30 年時点でも一定のニーズがある。

4 ふくしま避難者交流会の実施

(1) 概要

福島県からの避難者同士の交流を図り、ふるさととの絆を深めてもらうことを目的として、福島県、公益財団法人さわやか福祉財団との共催で、「ふくしま避難者交流会」を平成 23 年度から実施している。（平成 23 年度のみ公益財団法人さわやか福祉財団と都の 2 者による共催）

より多くの避難者に足を運んでもらえるよう、令和元年度まで、福島県が都内にて開催する大規模 PR イベント「ふくしま大交流フェスタ」（平成 28 年度までは「ふくしま大交流フェア」）と同日に、同会場の東京国際フォーラムにて開催してきた。

交流会では、避難者同士の交流を中心に、避難元自治体職員との意見交換、福島県ゆかりのアーティストによる催しや展示等を実施している。令和元年度までは、福島県知事との意見交換や、法律・住宅等の専門家による個別相談もあわせて実施していた。

令和 2 年度及び 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け開催を断念したが、令和 4 年度は 3 年ぶりに対面で開催することができた。

(2) 開催実績

年度	日時・場所・参加者数	主な内容
H23	平成 24 年 3 月 20 日 (火) 東京国際フォーラム D 1 ホール 参加者数：176 名	・福島県知事挨拶 ・ミニコンサート ・交流、個別相談 ・南相馬市、富岡町、大熊町、楡葉町、浪江町、飯館村及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展
H24	平成 24 年 12 月 24 日 (月) 東京国際フォーラム ガラス棟 7 階 G 701 会議室／ラウンジ 参加者数：159 名	・福島県知事挨拶 ・ハンドベル演奏 (Waseda ノエルズ) ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、伊達市、富岡町、大熊町、浪江町、飯館村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展
H25	平成 25 年 12 月 23 日 (月) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：172 名	・福島県知事挨拶 ・避難者有志による日本舞踊 ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、伊達市、南相馬市、富岡町、大熊町、楡葉町、川内村、浪江町、飯館村、葛尾村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展
H26	平成 27 年 1 月 12 日 (月) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：139 名	・福島県知事挨拶 ・浪江町出身歌手によるミニコンサート ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、伊達市、南相馬市、富岡町、大熊町、楡葉町、川内村、浪江町、飯館村、葛尾村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展
H27	平成 27 年 10 月 17 日 (土) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：66 名	・福島県知事挨拶 ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、伊達市、南相馬市、富岡町、大熊町、楡葉町、浪江町、飯館村、葛尾村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展

年度	日時・場所・参加者数	主な内容
H28	平成 28 年 12 月 23 日 (金) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：46 名	・福島県知事挨拶 ・ダンスショー（スパリゾートハワイアンズダンシングチーム） ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、伊達市、南相馬市、富岡町、大熊町、楡葉町、浪江町、飯館村、葛尾村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・パネル写真展
H29	平成 29 年 12 月 23 日 (土) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：95 名	・復興大臣、福島県知事挨拶 ・福島県の復興に向けた取組状況の説明 ・フラダンスショー（県立いわき総合高等学校） ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、南相馬市、富岡町、大熊町、浪江町、飯館村、双葉町及びいわき市職員の紹介 ・展示（避難者、支援者の手作り作品）
H30	平成 30 年 12 月 9 日 (日) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：64 名	・福島県知事挨拶 ・福島県の復興に向けた取組状況の説明 ・フラダンスショー（県立いわき総合高等学校） ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村及びいわき市の職員紹介 ・展示（避難者の手作り作品）
H31 ／ R 元	令和元年 12 月 21 日 (土) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：69 名	・福島県知事挨拶 ・福島県の復興に向けた取組状況の説明 ・合唱演奏（南相馬ジュニアコーラス） ・交流、個別相談 ・福島市、郡山市、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及びいわき市職員の紹介 ・展示（避難者の手作り作品）
R2		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
R3		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
R4	令和 4 年 11 月 5 日 (土) 東京国際フォーラム D 5 ホール 参加者数：34 名	・福島県避難地域復興局長挨拶 ・福島県の復興に向けた取組状況の説明 ・福島県出身アーティストによるステージ（大川義秋さん、中島孔山さん） ・南相馬市、富岡町及びいわき市職員の紹介 ・交流



福島県知事挨拶（平成 30 年度）



フラダンスショー（平成 29 年度）



交流の様子（平成 28 年度）



展示スペース（平成 29 年度）

5 「ふるさと復興の今が分かるツアー」の実施

(1) 概要

都内避難者が被災地へ赴き、復興の状況を実際に見て、地元に触れてもらうことで、将来の帰還のきっかけの一つを提供し、また、参加者である避難者同士で情報交換をすることにより、お互いの悩みや不安を共有する交流の機会を提供するため、被災自治体と連携し、平成 27 年度よりツアーを実施した。

ツアーの行程には、住まい（災害公営住宅等）、医療（病院）、商店、学校等の復興状況を確認できる施設の見学や、避難元住民との交流会を組み込んだ。ツアー参加費は無料（現地での飲食代等を除く）とし、以下の実績のとおり、避難者の参加があった。

ツアー参加者からは、有意義だったとの声が多く寄せられた。

本事業は、被災自治体における応急仮設住宅の供与終了に伴い、公営住宅の入居募集や移転サポート事業等の帰還・生活再建支援が加速したことや、被災自治体による情報発信や地域の祭礼・イベント等の開催により、避難者が地元へ赴く機会が増加したことを踏まえ、平成 30 年度をもって終了となった。



災害公営住宅整備現場の見学



災害公営住宅入居者との交流会
（平成 27 年 10 月 22 日 宮城県コースでの様子）

(2) 実績

	日程	コース	参加人数(募集人数)
平成 27 年度	10 月 22 日	宮城県(東松島市、石巻市、女川町)	9 名(15 名)
	10 月 29 日	福島県(いわき市、広野町、富岡町)	23 名(30 名)
	11 月 5 日	福島県(いわき市、広野町)	10 名(30 名)
	11 月 11 日～12 日	岩手県(陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市)	6 名(10 名)
	11 月 19 日	宮城県(気仙沼市、南三陸町)	11 名(15 名)
	12 月 2 日	福島県(福島市、郡山市)	8 名(30 名)
平成 28 年度	8 月 20 日～21 日	福島県(福島市、郡山市)	7 名(20 名)
	9 月 13 日～14 日	福島県(いわき市、広野町、富岡町、南相馬市、相馬市)	10 名(15 名)
	10 月 18 日～19 日	宮城県(仙台市、多賀城市、東松島市、石巻市、女川町)	13 名(15 名)
	11 月 10 日～11 日	岩手県(陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町)	7 名(10 名)
	11 月 17 日～18 日	福島県(いわき市、富岡町、檜葉町)	13 名(15 名)
	12 月 6 日～7 日	宮城県(気仙沼市、南三陸町)	11 名(15 名)
平成 29 年度	8 月 29 日～30 日	福島県(相馬市、南相馬市、広野町、富岡町、浪江町)	8 名(15 名)
	10 月 3 日～4 日	宮城県(東松島市、石巻市、女川町)	8 名(10 名)
	10 月 24 日～25 日	宮城県(気仙沼市、南三陸町)	10 名(10 名)
	11 月 8 日～9 日	岩手県(宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町)	6 名(10 名)
	11 月 21 日～22 日	福島県(いわき市、広野町、檜葉町、広野町)	6 名(15 名)
平成 30 年度	10 月 23 日	福島県(いわき市、富岡町)	5 名(15 名)
	11 月 14 日～15 日	福島県(南相馬市、富岡町、檜葉町、浪江町)	4 名(15 名)

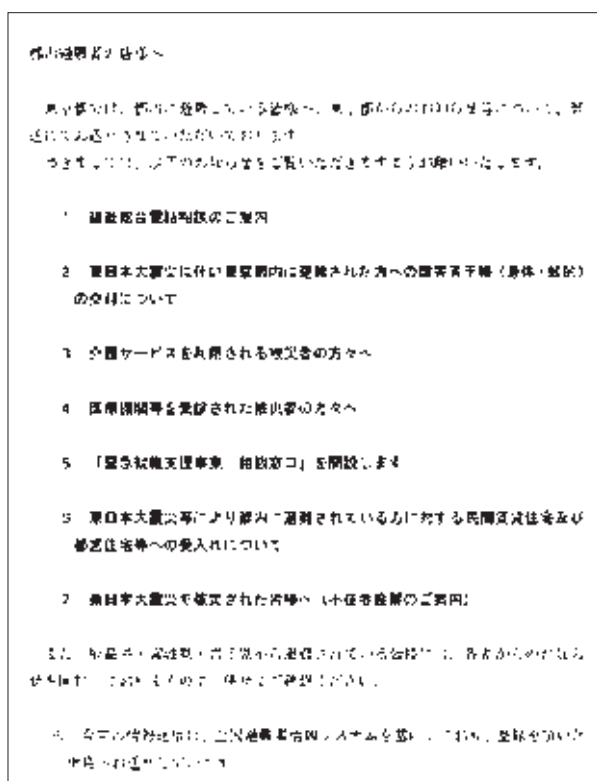
第3節 避難者への情報提供

都では平成23年度以降、様々な手段を用いて都内避難者に資すると考えられる情報を提供してきた。ここではその中の主な手段として、定期便の郵送、都内避難者情報コーナーの設置、ホームページの運営の3つを紹介する。

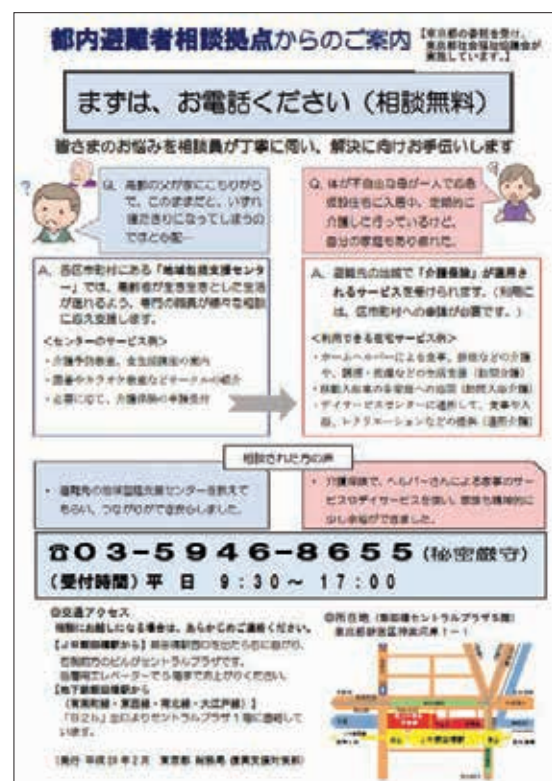
1 定期便の郵送

平成23年8月以降、都が所在を把握している都内の避難者世帯等に、自治体による支援情報などをまとめた定期便を、毎月個別に郵送している。

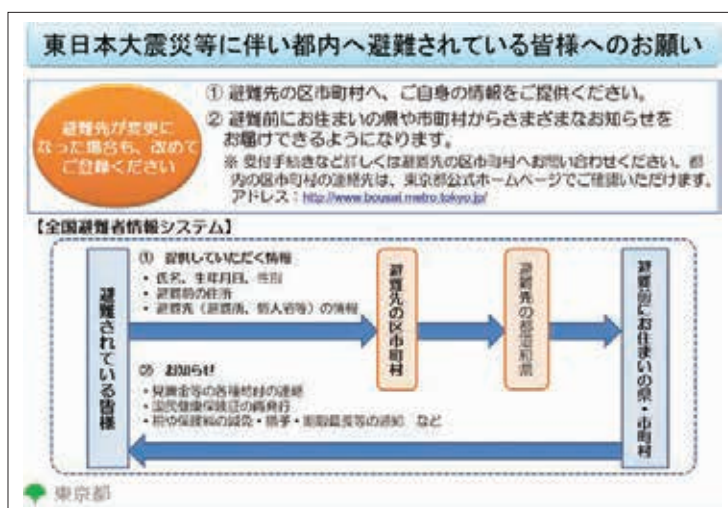
平成23年8月から平成29年3月までは、自治体発行の冊子や、関係機関からのチラシを同封し、毎月2回郵送していた。この期間には、臨時号も含めて合計で143回の定期便を発送している。



表紙（平成23年8月）



相談拠点の案内（平成28年2月）



全国避難者情報システムの案内
（平成23年8月）

平成 29 年 4 月には定期便を大幅にリニューアルした。まず内容について、平成 28 年 12 月に実施した「定期便に関するアンケート」も参考に、被災地の復興状況、都内における避難者支援団体の取組、都の避難者支援の取組を掲載し、情報の充実を図った。あわせて、紙面をカラー化し、デザインも一新するとともに、16 ページの冊子と 8 枚程度のチラシの形式に変更し、郵送回数を毎月 1 回とした。また、ホームページにも定期便を掲載し、より手軽に閲覧できるようにした。



都内に避難されている皆様へ、東京都からのお知らせ等の情報を送ります。

1 定期便リニューアルのお知らせ
新しくなった定期便に関するお知らせです。

3 ふくしまの今がわかるセミナー開催!
避難者支援をされている方向けに開催したセミナーのレポートです。

5 「都内避難者相談拠点」のご案内
東京都が実施する都内に避難されている方向けの総合相談窓口のご案内です。

7 「『定期便』継続希望のご確認」のご提出について
定期便の継続希望についてのお知らせです。

2 ふるさとを語ろう!平成28年度第2回福島ふるさと交流会in秋葉原
公益財団法人さわやか福祉財団が事務局となっている交流会のレポートです。

4 都営住宅募集のご案内
都営住宅募集 (5月) のお知らせです。

6 東京しごとセンターの就職相談
東京都の実施する就労相談などのご案内です。

※今回「司法書士による面談・電話相談のご案内」は別添えとなっています。

次号の発送は5月10日を予定しています。

東京都

都内避難者の皆様への定期便

リニューアルした定期便を
よろしくお願いいたします!

東日本大震災から6年が経過しました。遠くふるさとを離れ都内で避難生活を送られている皆様に、改めて心からお見舞い申し上げます。

東京都では、平成23年8月から5年にわたり皆様の元に「定期便」をお届けして参りましたが、この度大幅にリニューアルいたしました。リニューアルにあたっては、昨年12月に実施いたしました「定期便に対するアンケート」のご意見を参考にさせていただきました。

今後とも、様々な情報の提供を通じて、引き続き皆様への支援を継続していきますので、よろしくお願いいたします。

主な変更点

- 掲載情報の充実
 - ・被災地の復興状況
 - ・都内における支援団体の取組
 - ・東京都の支援の取組の紹介など
- 読みやすい紙面
 - ・紙面をカラー化
 - ・デザインを一新

発行については毎月1回とさせていただきます。

変更後の定期便 (平成 29 年 4 月)

その後、平成 31 年 4 月からは冊子部分を 12 ページに減らし、チラシの同封可能枚数を増やしたが、令和 2 年度には冊子部分のページを 8 ページとし、さらに令和 3 年度からは、冊子をやめ、各関係機関作成のチラシを送付する形としている。また、避難者世帯の他、各関係機関や区市町村、区市町村社会福祉協議会等にも参考に送付している。

平成 23 年の開始以来、定期便にて提供してきた情報は多岐に渡り、主なものとして、住居に関するもの、各種料金減免に関するもの、各種相談窓口、相談会・交流イベント、被災地情報等が挙げられる。

・定期便掲載情報の主な提供元（平成 23 年度～）

分野	組織名
住宅関連	東京都（住宅政策本部）
就職関連	東京都（産業労働局）、公益財団法人東京しごと財団
イベント関連	東京都（生活文化スポーツ局、都市整備局、建設局、港湾局）、警視庁、東京国際フォーラム、岩手県東京事務所、宮城県東京事務所、福島県警察本部、国分寺市、社会福祉法人中野区社会福祉協議会、国立劇場、公益社団法人東京青年会議所、東京臨床心理士会、災害復興まちづくり支援機構、一般社団法人復興開発支援機構、特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター、社団法人日本野球機構、財団法人日本野球連盟、毎日新聞社、ふんばろう東日本支援プロジェクト福島支部、福島県被災者同行会、オリックス財団
相談関連	東京都（福祉保健局）、福島県（市町村行政課）、富岡町、檜葉町、茨城県（土木部）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、公益財団法人さわやか福祉財団、東京司法書士会、東京税理士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、日本司法支援センター、日本弁護士連合会
生活資金関連	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
料金減免等	東京都（生活文化スポーツ局、建設局、港湾局、交通局、水道局、下水道局）
その他	内閣府、総務省、農林水産省、岩手県（復興局）、宮城県（土木部、教育委員会）、福島県（避難者支援課、児童家庭課）、南相馬警察署、双葉警察署、東京電力

2 都内避難者情報コーナーの設置

都では、都内避難者及び都民向けの情報提供の場として、平成 23 年 10 月に都庁第一本庁舎 3 階北側、都民情報ルーム内に、都内避難者情報コーナーを設置した。

主な目的は、都内避難者のニーズに基づき、①パソコン等を持たない都内避難者に対し、避難元自治体が広報する各種情報（復興計画状況、住宅情報、放射線モニタリング結果、支援窓口情報等）を提供すること、②都内で読むことができない地元紙（福島民報、福島民友、河北新報、岩手日報）の閲覧の場を提供することであり、加えて、都や都内区市町村が行う支援情報も提供することとした。なお、観劇、スポーツイベントへの無料招待等の情報は、大量かつ多岐に渡ることから、情報コーナーでは提供せず、個別に定期便で情報提供することとした。

都内避難者情報コーナーは、都民情報ルームのスペースの関係から、東日本大震災から 10 年が経過した令和 3 年 3 月 31 日をもって閉鎖した。



都内避難者情報コーナー（平成 30 年）

3 ホームページの運営

都は、平成 23 年 8 月に都内避難者向けホームページを開設し、同年 10 月には携帯端末専用ページを開設した。

ホームページ（携帯版を含む。）では、都内避難者向けの支援情報として、相談等窓口一覧や都の発行する定期便、住宅、雇用、就学、医療・福祉などの分野別に分類した避難者向けリンク一覧（避難元自治体の提供する情報を含む）などを掲載し、避難者の用に供している。

あわせて、ツイッターにおいても情報を提供している。

都内避難者支援の取組

- 都内避難者支援の取組
- 都内避難者の皆様への定期便 [へ](#)
- 都内避難者の皆様への定期便（令和4年度）
- 都内避難者の皆様への定期便（令和3年度）
- 都内避難者の皆様への定期便（令和2年度）
- 都内避難者の皆様への定期便（平成31年度）
- 都内避難者の皆様への定期便（平成30年度）
- 都内避難者の皆様への定期便（平成29年度）

都内避難者支援の取組

都内に避難されている皆様へ

新着情報等

<都営住宅の毎月募集等について>

- 都営住宅における募集の毎月募集（東日本大震災被災者等）のご案内（PDF）
- ※ 募集の毎月募集及び定期募集等についての詳細は、こちらをご覧ください。（東京都住宅供給公社HPへのリンク）

<都内避難者の皆様への定期便>

- 都内避難者の皆様への定期便がホームページ上でご覧いただけます。

相談窓口に関する情報

- 都内避難者電話相談窓口／相談員・支援員・希望者の相談窓口（PDF）
- 各種相談窓口一覧（PDF）

イベント・行事等に関する情報

- ふくし・東武避難者交流会の開催について（PDF）
- 避難されている皆さまへの連絡提供について（PDF）
- これまで、都庁第一本庁舎3階市民情報ルーム内に開設していた「都内避難者情報コーナー」は、令和3年3月31日をもって閉鎖いたしました。
- 定期サロン、その他イベントのご案内（PDF）
- 活動事例の紹介はこちら
- 福島民謡・福島民謡の開催施設のご案内（福島県HPへのリンク）

住宅に関する情報

<都営住宅の毎月募集等について>

- 都営住宅における募集の毎月募集（東日本大震災被災者等）及び定期募集のご案内（PDF）
- ※ 募集の毎月募集及び定期募集等についての詳細は、こちらをご覧ください。（東京都住宅供給公社HPへのリンク）

<募集が終了したもの>

- 令和4年度5月都営住宅定期募集：令和4年5月6日（金曜日）～5月20日（金曜日）【募集終了】

<福島の住宅情報>

- 避難者住宅確保・経費サポート事業について（福島県HPへのリンク）
- 復興公営住宅の入居については、こちらをご覧ください。（福島県復興公営住宅入居支援センターHPへのリンク）

都内避難者向けホームページ

第4節 避難者数の管理

都内避難者の支援に当たり、基礎的情報となる避難者数の把握は重要であり、避難者の存する都道府県は、復興庁からも定期的な報告を求められている。しかし、避難者の定義が一樣でない、全ての広域避難者の情報を一元的かつ正確に把握・共有する仕組みがないなど、避難者及びその数の把握には東日本大震災発災当初から様々な課題がある。都では、都内区市町村等の協力を得て、複数の関係する名簿を利用し、避難者数の管理を行っている。

1 避難者受入人数調査（復興庁調査）

(1) 概要

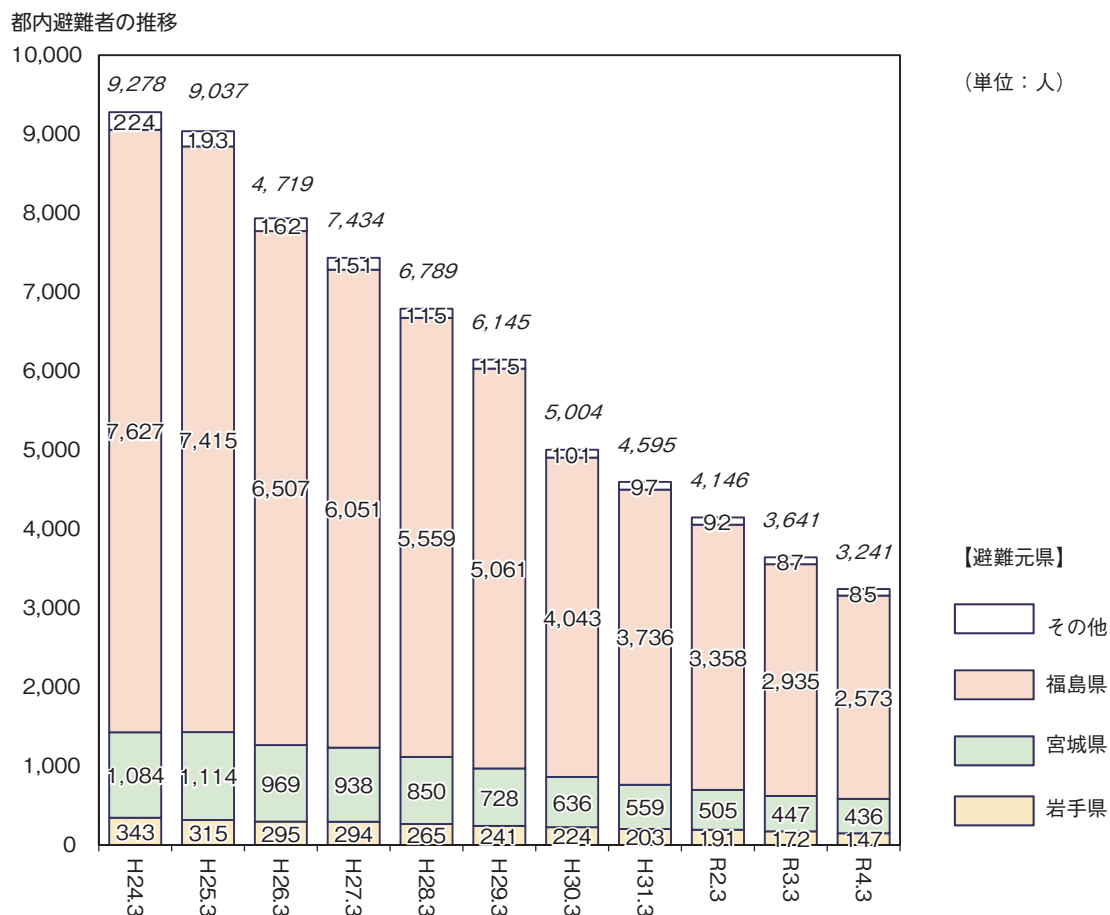
東日本大震災をきっかけに、都内に避難している被災者の人数について、復興庁からの依頼に基づき、各区市町村に人数の報告を依頼し、都で取りまとめの上、復興庁へ回答している。なお復興庁は、避難者を「東日本大震災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居に戻る意思を有するもの」と定義している。

各都道府県からの回答に基づき、復興庁のホームページにおいて、避難者の人数が公表されている。都のホームページにおいても、区市町村ごとの人数を公表している。

なお、復興庁創設前は、消防庁及び内閣府からの調査依頼に基づき、対応していた。

(2) 都内避難者数の推移

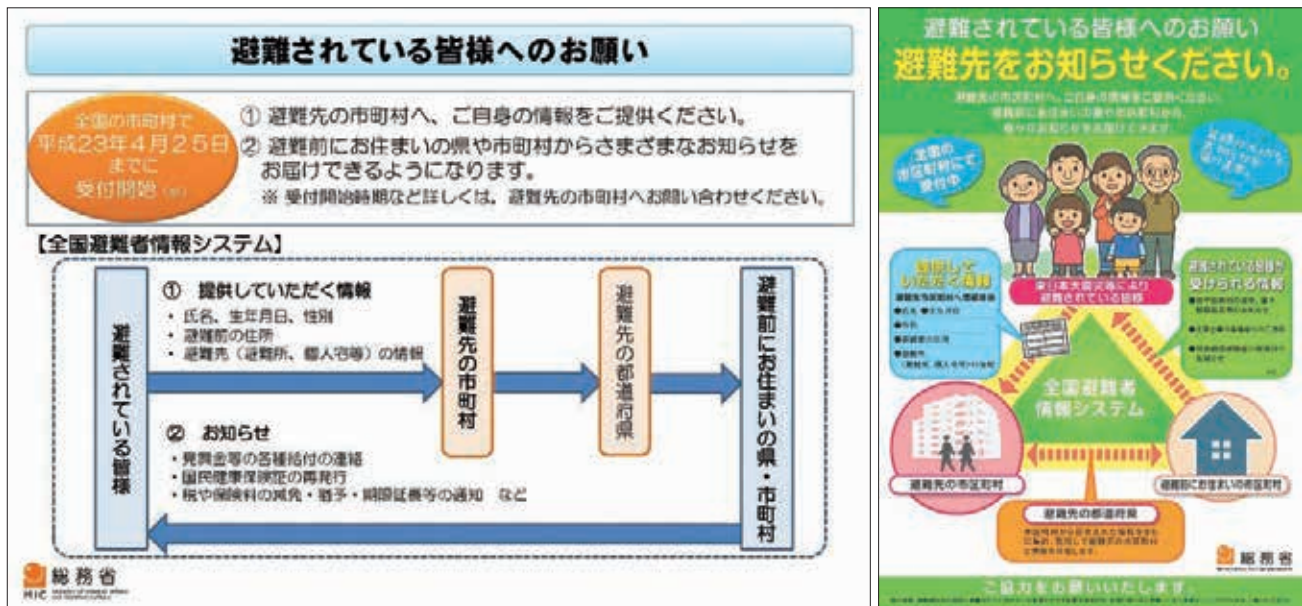
都内への避難元県別避難者数の推移は以下のグラフのとおりである。斜体で記載している人数が都内避難者の合計人数となっており、年々避難者数は減少し、令和4年3月時点で、3,241人が避難を継続している。



2 「全国避難者情報システム」の運用における区市町村等との連絡調整

避難元自治体が避難者の所在地等の情報を把握し、各種通知を行う等、避難者支援に活用するため、総務省通知に基づき、「全国避難者情報システム」（以下「システム」という。）が構築されている。

都では、避難先区市町村が避難者本人から提供を受けた情報を集約し、避難元県を通して、避難元市町村に情報を提供している。



出典：総務省ホームページ

3 避難者数の管理における課題

避難者数の管理の面で、システムの登録情報は重要な情報の一つとなっている。しかし、避難者本人からの情報提供の届出が必要となることから、届出をしない避難者は把握できず、また、他の避難先への転居や避難元への帰還等、居住地に変更がある際に届出が漏れた場合に、システムでの登録情報と居住実態との間に不一致が生じることとなる。

適正にシステムを運用し、正確な避難者数の管理を行っていくため、情報提供の届出について、総務省及び区市町村と連携し、避難者に対し継続的かつ積極的に周知していく必要がある。

また、復興庁等は前の住所に戻る意思を有する者を避難者としているが、帰還意思の有無は、質問する時期や主体により避難者の回答が異なるなど、把握が難しい部分がある。さらに、都内避難者の支援は、被災・避難したことに由来する困難の状況に着目して行っているため、帰還意思のある者のみが対象になるとは限らず、統計上の避難者数と都の支援対象は必ずしも一致しない状況となっている。

コラム

区市町村における避難者名簿管理の実情

避難者名簿については、都内の各区市町村において管理を行っている。避難者名簿の管理の実態について、区市町村の担当部署へアンケートを行った。

●避難者名簿の管理をするために取り組んでいること、工夫している点

- ・ 定期的（毎年1回）に、避難者への現況調査を実施し、居住実態や帰還意思の確認をしている。郵送での調査に未回答の場合は、架電や訪問を実施している。
- ・ 避難者名簿管理担当部署と住民基本台帳担当部署等との間で、避難者の転出入に関する情報提供を行っている。

●避難者名簿を管理する上で、苦労している点

- ・住民登録をしていない避難者の転居、死亡等による避難者の居住実態の変更情報を得にくい。
- ・全国避難者情報システムについては、既に避難を終了した者であっても、本人からの届出がないため名簿から削除できないケースが多数ある。
- ・原発特例法による名簿、復興庁調査における名簿、全国避難者情報システムといった複数の制度が存在し、制度間の違いが理解しづらい。

名簿の正確性を高めるため、避難者本人へ定期的にアプローチする等、効果的な取組を行う区市町村が見受けられる。一方で、自治体内の関係部署間で情報共有を実施しているものの、避難者の帰還、転居等の居住状況の変更情報については、避難者本人からの届出がない限り、確実に把握する方法がないため、名簿の正確性の担保に苦慮している声が多く聞かれた。

第5節 関係機関との連携

東日本大震災の避難者支援は、国、避難先の都道府県・区市町村はもとより、避難元県・市町村、NGO・NPO、各種専門家、ボランティアなど様々な主体により担われてきた。そのため都も、都内避難者の支援に当たり、庁内の連携に加えて、避難元自治体や支援の現場を担う避難先区市町村、各種機関・団体等との連携を重視し、自ら連絡会議を主催するほか、関係機関が実施する交流会等にも積極的に協力している。

1 各種会議の主催

(1) 都内避難者相談拠点情報共有会議

平成27年5月20日に都内避難者の相談拠点を設置したことから、関係機関における避難者からの相談状況や、避難者への支援の取組等を情報共有し、相談業務の質を高めることを目的として、定期的に会議を開催している。平成27年6月23日に第1回の会議を開催し、令和4年末までに延べ66回開催している。

・会議参加機関

組織名	属性
東京都	主催者
岩手県	被災県
宮城県	
福島県	
東京都社会福祉協議会	東京都相談業務受託機関
東京都ボランティア市民活動センター	広域避難者支援連絡会事務局
特定非営利活動法人医療ネットワーク支援センター	
一般社団法人東京公認心理師協会	福島県相談業務受託機関
一般社団法人日本精神科看護協会	
いわて被災者支援センター	岩手県相談業務受託機関

(2) 都内区市町村避難者支援及び福祉・保健担当者連絡会

避難が長期にわたることが予想される中、都内各区市町村における避難者支援の課題等の情報を共有し、今後の避難者支援に役立てることを目的として、各区市町村の避難者支援等担当者や社会福祉協議会職員を対象に、平成24年7月に第1回の連絡会を開催した。以後、毎年度1回、開催している。

連絡会では、東京都から区市町村に向けて、都内避難者数や都庁各局における支援事業の状況の報告を行っている。また、避難元の岩手県、宮城県、福島県にも参加を依頼しており、被災地の復興状況や避難元県における避難者支援事業について、区市町村へ情報提供を行っている。区市町村からは、避難者の把握等に関する質問等を受け付け、意見交換を行っている。

(3) 各局等連絡会

都では全庁を挙げて都内避難者を支援しており、関係する局が多数あることから、支援事業を実施している局等を対象に、平成23年8月9日に第1回の連絡会を開催した。発災直後の連絡会では、避難者の受入に関して、関係局が情報共有や意見交換を行った。

避難者の応急仮設住宅への入居が進んでからは、各局における避難者支援の取組を共有するほか、避難元の岩手県、宮城県、福島県にも参加を依頼し、被災地の復興状況等について関係局へ情報提供を行っている。

2 関係機関が実施する避難者支援事業への協力

(1) 広域避難者支援連絡会 in 東京

ア 団体概要

広域避難者支援連絡会 in 東京（以下「連絡会」という。）は、平成 25 年 5 月 22 日、東日本大震災により東京に避難している方々を支援するため、以下を目的として設立された。

- 避難者支援団体の交流、連携を促すための情報交換の場を提供し、様々な支援手法・アイデアを共有し、さらなる支援の充実・工夫を図る。
- 専門家の取組、支援団体が活用できる助成など、支援の参考となる情報を紹介する。
- 東京都内における避難者支援団体の交流を進め、地域でのネットワークづくりやその強化を図る。

事務局を東京ボランティア・市民活動センターが務め、令和 3 年度末時点で 14 団体が参加している。都は、宮城県、福島県等とともにオブザーバーとして参加し、都内避難者の状況や都の避難者支援施策に関する情報共有等を行っている。

イ 連携内容

①定例会

月 1 回、避難者支援団体の交流、連携を促すための情報交換や企画検討を行っている。

②広域避難者支援ミーティング in 東京

東日本大震災により東京に避難されている方々が創設した当事者団体同士の交流や、支援団体との交流・連携を促すための情報交換の場として開催されている。

平成 25 年から年に 4 回程度、現在は年 1～2 回、開催されており、令和 3 年度末までに延べ 22 回開催されている。

③広域交流会

避難者同士の交流、そして、避難者と支援者のつながりを深めることを目的に、「ふれあいフェスティバル」等の名称で交流会が開催されている。

第一回目の広域交流会は、平成 26 年 11 月にバスハイクを実施。その後も、これまで避難元で行っていた年末の餅つきを板橋区や町田市で行う『お正月準備の会』や『ふれあいフェスティバル』、『ほっこり交流会』等、避難者同士や、避難者と支援者がつながる場を設けてきた。

広域交流会は、これまで年 1～2 回、令和 3 年度末までに延べ 12 回開催されている。新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度は中止となったが、令和 3 年度は、避難者の集まる各地のサロンをオンラインで結ぶという新しい形式で実施された。

(2) さわやか福祉財団

公益財団法人さわやか福祉財団（以下「財団」という。）は、平成 7 年に設立され、地域共生社会づくりに取り組む団体である。

財団は、東日本大震災発災当初より、被災地や県外避難者の支援に携わってきた。特に、福島県から県外に避難した方々への支援として、東京都、災害復興まちづくり支援機構、株式会社パソナ等と連携をとりながら、避難者同士のつながりづくりを目的に「福島県被災者同行会」を結成し、事務局を担った。同行会は、平成

28 年度末に解散するまで、交流会やサロン、専門家との個別相談の実施、同行会ニュースの発行などの活動を精力的に行った。

また財団と都は、平成 23 年度に連携して「ふくしま避難者交流会」を開催した。平成 24 年度からは、福島県、都、財団の三者で同交流会を開催、以降、現在までこの枠組みでふくしま避難者交流会の開催を継続している。ふくしま避難者交流会の開催実績等については、第 2 節 4 「ふくしま避難者交流会の実施」を参照のこと。

(3) 避難先自治体（都内区市町村）等

東日本大震災の避難者への支援に関しては、都内の多くの自治体が、被災者向けの住宅として区市町村営住宅や民間借上住宅等を提供してきた。また、社会福祉協議会と連携した交流サロン・健康相談や避難者への情報提供を実施した自治体も多く、中には、各種使用料・手数料の減免、給付金・見舞金の支給、家電品の貸与といったサービス提供も見られた。

現在も、自治体や社会福祉協議会が中心となり、交流サロンの開催や畑作り、音楽イベント等様々な取組が行われている。

都は、1 (2) で述べた連絡会の開催や、地区社会福祉協議会が主催する会議への参加等を通じて、避難先自治体や社会福祉協議会等との連携を図っている。

(4) 避難元自治体等

被災県等が実施する都内避難者向けの支援事業に、都として適宜、協力している。

福島県については、第 2 節 4 に記載のとおり、県が平成 24 年度から開催している「ふくしま避難者交流会」に、都も共催者として参画している。また、宮城県については、平成 25 年度から令和 2 年度まで実施していた「宮城県避難者交流相談会」に都の相談ブースを設けた。その他、被災県の主催する会議への参加や日常的な情報交換を通じて、避難元自治体等との連携を図っている。

第6章 多様な被災地支援



東北3県 岩手・宮城・福島 ふるさと市 東京メトロ銀座駅（令和4年）

第1節 東日本大震災風化防止イベント

第2節 ふくしま⇄東京キャンペーン

第3節 福島産直市・東北3県ふるさと市

第4節 風評払拭に向けた被災3県の様々な取組

第5節 ヘブンアーティスト被災地派遣事業

第6節 「道で咲かせよう東北の花」プロジェクト

第7節 水素エネルギー活用促進に向けた連携
(東京都・福島県・産業技術総合研究所・
東京都環境公社による四者協定)

第8節 被災地応援ツアー

第9節 東京2020オリンピック・パラリンピック
競技大会開催に伴う取組

第10節 スポーツを通じた被災地交流事業

第11節 被災地への主なプロジェクト支援事業一覧
(令和4年度時点)

都は、東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県を支援するため、各局が持つノウハウや特色を活かし、環境、芸術文化、スポーツ、観光等あらゆる分野で被災地の課題解決につながる多様な支援事業を展開してきた。それらの取組の一環を紹介する。

第1節 東日本大震災風化防止イベント

1 事業概要

東日本大震災風化防止イベントは、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び東京都が連携し、首都圏において被災地域の復興状況や取組等について情報発信を行うことで、東日本大震災の風化防止や被災地に対する継続的な支援を呼び掛けることを目的としたイベントである。

従来、都内のイベント会場において、各都県知事による対談や被災地ゆかりの著名人のステージイベント、県産品の販売等を実施していたが、コロナ禍においては特設サイトの開設やSNSの活用等、オンラインをベースとしたコンテンツの取入れ等、様々な方法で開催している。

2 開始当初から現在までの取組実績

震災直後から、都は被災県に職員を派遣し、現地の復旧・復興を下支えしてきたが、震災5年目の平成27年度に入り、被災地の復興は道半ばにあるにも関わらず、首都圏では震災記憶の風化、都民の復興支援意識の希薄化が懸念された。

そのため、同年度から毎年「震災時の状況」「被災地の現状」を都知事が訴えるイベントを開催し、都民の震災への関心を高め、被災県産品の消費応援や震災への理解を深める新たな復興支援をしていくこととした。

一方、被災4県も、都内で震災記憶の風化防止や復興支援を訴求する「復興フォーラム」を開催してきた。都のイベントと被災4県のイベントは、復興応援をする側と復興支援を求める側という立場の相違はあるが、同じ開催趣旨であるため、平成28年度以降は、同日、同会場でのイベント開催を行うこととした。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止となった。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、オンライン・オフラインを併用したハイブリッド形式でイベントを実施した。

(1) これまでの開催状況（平成28年度以降）

開催年度	日時	場所	参加人数
平成28年度	平成29年3月3日	東京国際フォーラム	約350人
平成29年度	平成30年2月17日		約5,000人
平成30年度	平成31年2月10日		約4,500人
令和元年度	令和2年2月16日		約1,100人
令和2年度		中止	
令和3年度	オンライン：令和4年1月21日～3月21日 オフライン：令和4年3月5日～3月11日	オンライン：特設サイト オフライン：汐留シオサイト地下 歩道	オンライン：約63,500ビュー オフライン：約7,000人

(2) 令和3年度の状況

○開催日・会場

- ・オンラインイベントは、令和4年1月21日から3月21日まで実施した。
- ・オフラインイベントは、令和4年3月5日から3月11日まで、汐留シオサイト地下歩道（港区東新橋1丁目付近）で実施した。



イベント周知用ポスター



オフラインイベントの様子(汐留シオサイト)

○主な内容

《オンラインイベント》

- 各県・都知事からのメッセージ
5都県知事からの復興に向けたメッセージを動画にして提供した。
- 各県ゆかりの著名人からのメッセージ
各県ゆかりの著名人からの復興に向けたメッセージを動画にして提供した。

青森県：坂本サトル（青森県出身 シンガーソングライター）
古坂大魔王（青森県出身 青森市観光大使・芸人）
RINGOMUSUME（ご当地アイドル）

岩手県：天津木村（岩手県在住 岩手暮らしアンバサダー お笑いタレント）
扇久保博正（岩手県久慈市出身 パラエストラ千葉ネットワーク所属 総合格闘家）
大沢桃子（岩手県大船渡市出身 “縁歌の女神” 演歌シンガーソングライター）
村上弘明（岩手県陸前高田市出身 いわて☆はまらいん特使・俳優）

宮城県：岩田華怜（宮城県出身 みやぎ絆大使・女優）
山寺宏一（宮城県塩竈市出身 声優・俳優）



特設サイト

MONKEY MAJIK（宮城県在住 ミュージシャン）

福島県：大林素子（東京と福島の二地域居住 福島県「しゃくなげ大使」）

なすび（福島県出身 俳優・タレント）

あばれる君（福島県出身 お笑いタレント）

●その他

東北4県の魅力的な食材を紹介する「復“幸”の食卓」や、東北4県の朝市・魚市場の様子等を紹介する「東北ふれあいマルシェ紀行」等、復興にまつわる食のストーリーや被災地の今を感じられるコンテンツを提供した。

《参加型コンテンツ》

●東北チャージメシハッシュタグキャンペーン

Instagram に東北4県の食材やそれらを使った料理写真、メニューを投稿してもらい、その投稿者に抽選で県産品をプレゼントするキャンペーンを行った。



ハッシュタグキャンペーン画像

●オンライン語り部

東日本大震災の伝承館や語り部団体による、震災体験のオンラインによる語り部を実施した。

団体名	開催日
「3・11 みらいサポート」(語り部団体／宮城県石巻市)	令和4年2月26日午前、午後(計2回)
「富岡町3・11を語る会」(語り人(ベ) 団体／福島県双葉郡富岡町)	令和4年3月5日午前、午後(計2回)
「いのちをつなぐ未来館」(防災学習施設／岩手県釜石市)	令和4年3月6日午前、午後(計2回)



オンライン語り部（富岡町3・11を語る会）

●アンテナショップ周遊企画

東北4県のアンテナショップを周遊してもらうため、特設サイト上でクイズに答えオリジナルの壁紙をスマートフォン等にダウンロードしてもらい、その壁紙をアンテナショップでの買い物の際に提示することで、ノベルティグッズをプレゼントする企画を実施した。

《オフラインイベント》

●東北4県エリア

震災や復興の記録をパネル展示や映像放映等で紹介するとともに、オンライン（特設サイト）上で公開している映像も併せて放映した。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、物販については実施しないこととなった。



当日の様子



パネル展示

●東京都エリア

都の被災地支援の取組等を紹介するとともに、被災地の今の姿を見せる VR 動画をモニターで放映した。



当日の様子



VR 動画の説明

第2節 ふくしま⇄東京キャンペーン

1 ふくしま⇄東京キャンペーン

東京都は、長年、福島県から電力や農水産物等、様々な恩恵を受けてきた経緯もあり、平成24年5月には石原都知事（当時）の提案で関東地方知事会議が福島県で開催された。

会議における被災地復興支援の決議を機に、東日本大震災や原発事故等により大きな被害を受けている福島県を応援するため、都内区市町村や鉄道事業者・金融機関等の民間団体等と連携して、都内各地で福島県産品の販売と観光PRを継続的に支援する「ふくしま⇄東京キャンペーン」を展開し、継続的な復興支援を行うこととした。

なお、キャンペーン名にある「⇄」には、福島から東京へ、東京から福島へ、物や人が交流し、“つながる”意味が込められている。



(1) 内容

ア 鉄道事業者等と連携した福島県産品の販売

鉄道事業者等と協力し、集客力の高い都内主要駅において、米、農林水産物等の福島県産品の販売や観光PRを継続的に支援した。

イ イベントや街頭ビジョン等を利用した福島県産品のPR

都のイベントや都内の街頭ビジョン等において、福島県産品の販売や観光PR、福島県制作のCMを放映した。

ウ 福島県主催イベントの積極的な周知

専用ポータルサイトを開設し、福島県のイベントに関する情報等の積極的な周知を実施した。



広報用グッズ



ふくしま⇄東京キャンペーン 専用ポータルサイト

(2) 主なイベントの取組実績

主なイベント例は、次のとおりである。

・東京都

東京愛らんどフェア、東京都防災展、市場まつり、東京マラソン祭り等のスポーツイベント、パネル展示、大型ビジョンでの動画放映

・都内区市町村

あだち区民まつり（足立区）、区民ふれあいフェスタ（世田谷区）、はむら水と花のまつり（羽村市）、青梅産業観光まつり（青梅市）、東村山市民産業まつり（東村山市）

・みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行内ロビーでの観光 PR 映像の放映、会員メールマガジンでの福島県のイベントに関する情報の発信等

・東京メトロ

三越前駅等での福島産直市の開催、広報紙へ福島県のイベントに関する情報を掲載

・東京ビッグサイト

国内最大級の危機管理産業展（RISCON TOKYO）において、被災地の今の姿を紹介するブース出展やパネル展示を実施

・その他（民間団体・企業）

東京青年会議所と連携した支援イベント、復興イベント（FC 東京）



都庁舎内でのパネル展示（令和3年度）

2 復興応援ランチ

都庁内の職員食堂で、被災3県産の食材を使ったメニューやご当地メニューを毎年3月11日に合わせて提供し、風評被害払拭とともに消費拡大を図った。

なお、令和3年度は令和4年3月7日（月）から11日（金）までの5日間実施した。



鶏むね肉の唐揚げ（岩手県）



メニューの一例

第3節 福島産直市・東北3県ふるさと市

1 事業概要

ア 背景・きっかけ

福島県の風評被害払拭を目的とした都内主要駅における「駅ナカ」「駅チカ」での福島県産品の販売等のイベントについて、鉄道会社から共催の申請があった。都でも、東日本大震災や原発事故等により大きな被害を受けた福島県の一日も早い復興を願い、平成24年5月から「ふくしま⇄東京キャンペーン」を展開していたことから、鉄道会社と協定を締結し、その一つとして、「駅ナカ」「駅チカ」での福島県産品の販売を実施することとなった。

イ 内容

都内区市町村や鉄道事業者・金融機関等の民間団体等と連携し、都内主要駅において福島県産の旬の農産物や特産品等の販売、県内の観光名所の紹介を行う「福島産直市」を実施してきた。

令和4年度からは「福島産直市」に岩手県、宮城県を加えた「東北3県ふるさと市」を東京メトロ銀座駅構内で開催し、東北3県の農産物等の魅力を発信し、風評被害払拭を強力に推進している。

2 開始当初から現在までの取組実績

(1) 福島産直市（平成24年度～令和元年度）

本事業は、「福島産直市」という名称で平成24年度から開始した。以降、令和元年度まで各年度数回程度、各回数日にわたり、地下鉄やJRの駅等で開催してきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各種イベントが中止される状況の中で、本事業も令和2年度及び令和3年度は中止となった。



「福島産直市」（JR秋葉原駅／平成24年7月11日）



「福島産直市」（東京メトロ三越前駅／平成29年12月8日）



「福島産直市」（都営大江戸線大門駅／令和元年10月3日）

(2) 東北3県ふるさと市 (令和4年度～)

令和4年度は、「福島産直市」に、岩手県、宮城県を加えた「東北3県ふるさと市」として、新たに開催した。

〈令和4年度の概要〉**第1回**

日 時：令和4年7月8日（金）から14日（木）までの7日間

場 所：東京メトロ銀座駅構内

- 内 容：
- ・3県のアンテナショップ等に出店を依頼し、農産物、地酒、銘菓等の名産品を販売した。
 - ・各県観光PRコーナーを設け、東北の美しい自然、くつろぎの温泉など、東北の魅力あふれる観光情報を提供した。
 - ・7月8日（金）及び9日（土）の2日間は、福島産の桃等の販売にあたり、ミスピーチキャンペーンクルーによるPRを行った。
 - ・来場者に専用ゴーグルを着用してもらい、360度VR映像により東北の今を体験する機会を設けた。



「東北3県ふるさと市」(東京メトロ銀座駅／令和4年7月14日)

第2回

日 時：令和4年11月12日（土）から17日（木）までの6日間

場 所：東京メトロ銀座駅構内

- 内 容：
- ・3県に立地する人気の高い特産品の製造業者等に出店を依頼し、銘菓、地酒、加工品等の特産品を販売した。
 - ・各県観光PRコーナーを設け、東北の美しい自然、くつろぎの温泉等、東北の魅力あふれる観光情報を提供した。
 - ・「ロボットで福島を体験しよう」というDX体験企画として、銀座会場とコミュタン福島^{*}をリアルタイムで繋ぎ、来場者が展示スペースに配置したロボットを遠隔操作し、モニターを通して見学する取組を行った。
- ※ 放射線や環境問題を身近な視点から理解し、環境の回復と創造への意識を深めるための福島県の施設である。田村郡三春町にある。



「東北3県ふるさと市」(東京メトロ銀座駅／令和4年11月12日)

東日本大震災から10年以上が経過し、被災地の支援ニーズが変化している側面もあるが、一部の食材は今なお根強い風評被害が残っている状況である。

都は引き続き国や被災地、関係各所と連携し、風評被害払拭を目的に被災地の魅力を広く発信するとともに、消費拡大と交流・関係人口の拡大を目指す。

第4節 風評払拭に向けた被災3県の様々な取組

福島県、岩手県及び宮城県の被災3県は、東日本大震災に伴う風評の払拭に向け、農水産物など県産品の安全・安心に係る情報や県の魅力を発信するなど、東京をはじめとした首都圏において様々な取組を進めている。これらの取組について、各県東京事務所の職員から話を聞いた。

1 福島県東京事務所

福島県においては、国内外からのあたたかいご支援により、震災からの復興が着実に進んでいる一方、避難指示が解除されていない地域もあるなど、同じ県内でも復興のスピードに大きな違いがある。また、震災から10年以上が経過したが、依然として原発事故の風評に加え、震災記憶の風化が進むなど未だ多くの課題を抱えている。

県では、令和3年度に風評・風化戦略室を設置して全庁を挙げて風評払拭、風化防止に取り組んでおり、東京駅近くの「TOKYO TORCH Park」に TOKYO TORCH とコラボレーションしたオリジナルカラーの巨大赤べこを設置するとともに、令和4年9月には新橋や有楽町、恵比寿など都内要所で、県物産展やPRイベントを集中的に行う「まるごとふくしまウィーク」を実施した。このような機会を通じて、首都圏の方々に福島県への理解を深めていただけるよう取り組んでいる。

その他にも、首都圏の自治体や企業にお声掛けいただき、各種イベントに東京事務所がブースを出展し、物産や観光など福島の魅力発信を行っている。福島のイベントだからこそ足を運んでくださる方もいるので、そういった方との「つながり」を大切にしたい取組を進めていきたいと考えている。



TOKYO TORCH Park に設置された巨大赤べこ（千代田区）

2 宮城県東京事務所

宮城県では、県産品のPRとして、食の専門誌等に食材の紹介記事を掲載したり、首都圏のレストランに食材の提案を行う「食材提案会」を実施している。その他、首都圏の料理人を生産地に招き、実際に生産者から話を聞いて、生産現場を見学してもらう「みやぎ食材出合いの旅」を実施し、生産現場を見ることにより、宮城の食材を安心して使用していただけるよう努めている。また、実際に首都圏のレストランで宮城県産品の食材を使用したメニューを提供する「みやぎフェア」を実施し、宮城県産品のPRと風評払拭を目指して



「みやぎ食材出合いの旅」の様子

いる。その他、水産物の消費拡大を図るため、販路拡大の支援や各物産展等への出展を行っている。

観光関係では、被災地の復興商店街を巡り、参加者に現状を学ぶ機会を提供するほか、被災地の沿岸部と内陸部を繋ぐ取り組みや外国人観光客の誘客など、復興ツーリズムに取り組んでいる。

3 岩手県東京事務所

近年においては、県内の放射線量は低い値で安定しており、県産食材等の放射性物質濃度検査の結果、出荷制限等の解除が進んでいる。しかし、一部の食材は未だ出荷制限が継続している状況となっているため、国のガイドラインや県産食材の安全確保方針等に基づき、計画的な検査を実施し、その結果を速やかに公表することで、食材の安全安心の確保、風評被害の防止を図っている。また、首都圏のレストランのシェフ等に生産現場を見学していただく「産地見学会」やレストランのシェフと生産者をマッチングさせる交流会、首都圏レストランにおける岩手県産食材フェア等を実施し、県産農林水産物の安全・安心と魅力の発信に取り組んでいる。



いわて食でつながろうフェア 2022

岩手県産食材フェア等を実施し、県産農林水産物の安全・安心と魅力の発信に取り組んでいる。

第5節 ヘブンアーティスト被災地派遣事業

1 事業概要

ア 背景・きっかけ

平成 23 年、東日本大震災発災後に策定された「東京緊急対策 2011」で、「被災者に対する精神的ケアの充実」として緊急対策の内容が示された。都では、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域コミュニティでの交流の場を作り、被災された方々に対して心を癒す取り組みを行うことにより、被災地の復興を支援する「芸術文化を活用した被災地支援事業」を実施することとなった。

イ 内容

都はこれまで、都内で指定する公共の場所で音楽演奏やパフォーマンスを行うアーティストを「ヘブンアーティスト」として認定し、ライセンスを交付してきた。

東日本大震災を契機に、都は「芸術文化を活用した被災地支援事業」の一つとして、平成 23 年度から令和 3 年度まで「ヘブンアーティスト」を被災地へ派遣する取組を行った。

具体的には、被災地の避難所や地域の祭り、商店街のイベントに延べ 102 組のヘブンアーティストを派遣した。子供達からお年寄りまで多くの方々が集まり、ヘブンアーティストが繰り広げるアクロバット、ジャグリング、音楽演奏等のパフォーマンスを楽しんでいただきながら、芸術文化に触れる機会やコミュニティの交流の場を創出した。

【主なジャンル】

① パフォーマンス部門

アクロバット、ウォーキングアウト・足長、音楽パフォーマンス、紙芝居、クラウン・ピエロ、ジャグリング、ダンス、パペット、バルーン、パントマイム・コメディ、マジック、和芸・口上芸 等

② 音楽部門

管楽器、弦楽器、打楽器、クラシック、ジャズ、邦楽、民族音楽 等

2 開始当初から現在までの取組実績

・派遣地

岩手県	大船渡市、釜石市、宮古市、陸前高田市、大槌町、山田町
宮城県	石巻市、岩沼市、栗原市、気仙沼市、仙台市、登米市、名取市、東松島市、女川町、加美町、七ヶ浜町、蔵王町、美里町、南三陸町、山元町、亘理町
福島県	会津若松市、いわき市、郡山市、相馬市、田村市、二本松市、福島市、南相馬市、川俣町、新地町、富岡町、浪江町、檜葉町、三春町、川内村、西郷村

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施を見合わせ

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため WEB 配信により実施



中国雑技芸術団（中国雑技）
（岩手県上閉伊郡大槌町／平成 23 年）



HIBI ★ Chazz-K
（岩手県釜石市／平成 25 年）



U-stage（ちんどんパフォーマンス）
（福島県南相馬市／平成 29 年）



ハンガーマン（お笑い曲芸ショー）
（福島県檜葉町／平成 30 年）



ヘブンアーティスト WEB 配信公演「ありがとう！ふくしま」（令和 4 年）

第6節 「道で咲かせよう東北の花」プロジェクト

1 事業概要

ア 背景・きっかけ

平成25年6月、東京都第三建設事務所が都庁通りの花壇に季節の花を飾ることを検討していた際に、宮城県の石巻市石巻中央公民館が実施している「生き生きプロジェクト」において園芸資材が不足していることを知り、公益財団法人東京都道路整備保全公社を通じ園芸資材の提供を行った。その後、被災地の住民等が育てた花が都内へもたらされ、都庁通りの花壇を彩ることとなった。



イ 目的

東京都と公益財団法人東京都道路整備保全公社は、被災地の復興支援、潤いある道路空間の創出及び被災地と東京の地域間交流を目的として、被災地で育てられた花を都道に定植する「道で咲かせよう東北の花」プロジェクトを実施している。

ウ 連携自治体・団体数（令和3年度）

被災3県の10自治体と協定を締結し、被災地の合計57団体が活動している。



エ 内容

- 被災地の自治体と調整を図り、活動団体へ園芸資材及び種子を提供する。
- 被災県産の花苗を活用し、新宿副都心4号線（都庁舎前の歩道）の定植や定植イベントを実施する。
- 都立農業系高校の協力を得て、新宿副都心4号線（都庁舎前の歩道）のプランターに生徒が育てた花苗の定植を実施する。

2 開始当初から現在までの取組実績

活動団体は、図のとおり拡大傾向にある。



〈資材の提供数量の年度別推移〉

資材提供	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31／R元	R2	R3	累計
培養土	300 袋	763 袋	1,421 袋	1,366 袋	1,074 袋	1,122 袋	1,484 袋	1,770 袋	1,228 袋	10,528 袋
肥料	—	54 袋	292 袋	102 袋	12 袋	144 袋	404 袋	443 袋	251 袋	1,702 袋
プランター	500 個	535 個	1,184 個	850 個	577 個	380 個	410 個	600 個	400 個	5,436 個
種子	—	—	298 袋	45 袋	350 袋	362 袋	656 袋	3,922 袋	939 袋	6,572 袋

〈生育した花苗数量の年度別推移〉

生育花苗	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31／R元	R2	R3	累計
花苗	4,480 株	8,460 株	16,920 株	11,380 株	13,440 株	13,660 株	16,760 株	26,590 株	20,795 株	132,485 株

3 広報活動

ア 夢のみち事業における PR

道路行政への理解関心を深めることを目的とした夢のみち事業の「イベント」「フォーラム」等において、被災地の PR を行った。

(ア) イベント

新宿駅西口広場イベントコーナーで、道路関連企業によるワークショップやタレント等のパフォーマーが出演するステージイベント等が実施されており、会場内に復興ステージや「道で咲かせよう東北の花」プロジェクト専用ブースを設置し、被災地の PR 活動を行った。

※令和元年度：延べ 22,000 人来場



(イ) フォーラム

道路行政の功労者の表彰を目的としたフォーラムにおいて、被災自治体が被災地の状況や風評払拭の取り組みを発表した。



(ウ) その他 PR 活動

広報誌「TR-mag」やプランター看板等による活動紹介に取り組んでいる。



広報誌「TR-mag」



プランター看板



新宿西口の大型デジタルサイネージ

(エ) 各年度における取組

〈平成 25 年度〉

平成 25 年 6 月から東京都、公益財団法人東京都道路整備保全公社、石巻中央公民館の 3 者で「道で咲かせよう東北の花」プロジェクトを開始した。公益財団法人東京都道路整備保全公社が被災地へ園芸資材を提供し、被災地が花苗を育てる取組みであり、被災地で育てられた花苗の一部を都が都庁前花壇へ定植した。

また、事業拡大や PR 強化のため、イベント等でパネル設置やチラシ配布を実施した。

さらに、新宿西口の大型デジタルサイネージにおいて本事業を紹介したほか、新宿副都心 4 号線のプランター・植栽帯に「道で咲かせよう東北の花」プロジェクトの看板を設置し広報活動に取り組んだ。



第6節 「道で咲かせよう東北の花」プロジェクト

〈平成 26 年度〉

岩手県沿岸広域振興局、福島県いわき建設事務所、福島県いわき市が新たに参画した。都では、定植箇所を拡大し、新宿副都心4号線歩道上に設置するプランターへの定植を開始した。

夢のみち事業では、被災地の学生を対象とした標語・絵画コンクールを行い、フォーラムでは岩手県沿岸広域振興局が花を通じた地域の活動を発表した。



〈平成 27 年度〉

岩手県宮古市、宮城県教育庁高校教育課が新たに参画した。

被災地で生育した花は約 17,000 株、うち都へ提供された花苗は 2,000 株となり、東北各地や都道を彩った。

夢のみち事業や定植イベントには多くの都民等が参加し、フォーラムでは福島県いわき建設事務所が、復興に向けた街並みを花で彩るための活動を発表した。



〈平成 28 年度〉

岩手県沿岸広域振興局大船渡土木センターが新たに参画した。

これまでの経験を活かし、発芽率の向上やより綺麗に咲かせるための工夫の話合いが活発に行われ、花を通じたコミュニティの活性化が図られた。

夢のみち事業のイベントでは、「道で咲かせよう東北の花」プロジェクトの専用ブースを設け、親子中心に多くの都民等が参加した。



第6節 「道で咲かせよう東北の花」プロジェクト

〈平成 29 年度〉

被災地では、これまで育てたことがない花苗の育成に挑戦する団体が見受けられた。

この年、被災地から都に提供された花苗は2,100 株を超え、夢のみち道路愛護ポスターコンクールの受賞者やイベント参加者が、都道やプランターに定植を行った。定植イベントでは、著名人が参加する等、賑わいを見せた。



〈平成 30 年度〉

福島県いわき市の「アクアマリンふくしま」で世界水族館会議が開催され、「道で咲かせよう東北の花」プロジェクトに係る取組みの一環として、会場周辺を被災県産の花で彩った。

また、夢のみち事業の新たな取組みとして、復興ステージを実施した。復興ステージでは福島県いわき建設事務所が被災地の復興状況等を発表した。



〈令和元年度〉

福島県県北建設事務所、福島市が新たに参画し、東京 2020 大会の予選会場となる福島県営あづま球場周辺を花で彩るための新たな取組みを開始した。当該事業は、復興支援の感謝や「道で咲かせよう東北の花」プロジェクトの集大成と位置づけられ、関係各所が団結し、活動が活性化した。

夢のみち事業では、縁日の開催やお笑い芸人等の参加により、大盛況となった。フォーラムでは、福島県県北建設事務所が福島県の復興状況等を発表した。



〈令和2年度〉

これまでの取り組みや広報活動等により、活動団体は59団体となった。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、東京2020大会の予選会場周辺を花で彩る取り組みは、令和3年度に延期となった。各地では、3密を防ぎ、感染症対策を講じた上で花苗を育成した。

また、令和3年度に向けた取り組みの一環として、公益財団法人東京都道路整備保全公社から福島県に花苗の提供を行った。



〈令和3年度〉

～復興五輪版～

東京2020大会の予選会場を花で彩るとともに、これまでの当該事業の集大成として、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）と公益財団法人東京都道路整備保全公社が連携した定植イベント及び活動発表会を開催した。

新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に鑑み、下記のとおり規模を縮小して、実施した。

- ①福島県営あづま総合公園円形花壇の定植
※球場周辺の地元の方のみ
- ②WEBを活用したオンライン活動報告会



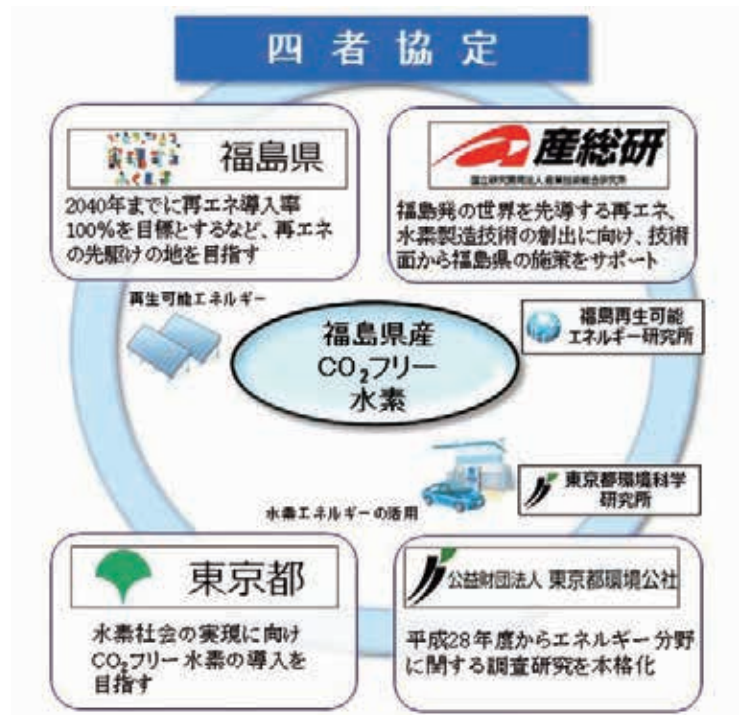
第7節 水素エネルギー活用促進に向けた連携 (東京都・福島県・産業技術総合研究所・東京都環境公社による四者協定)

1 事業概要

東京都、福島県、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び公益財団法人東京都環境公社は、平成28年度に福島県産のCO₂フリー水素の活用及びそれを通じた福島県内の再生可能エネルギー導入の推進を目指し、協定を締結した。

(1) 目的

- ア 再生可能エネルギーを活用して製造したCO₂フリー水素の研究開発の一層の進展を目指す。
- イ 東京2020大会開催時における福島県産CO₂フリー水素の利用を目指した連携を行う。
- ウ 再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー関連産業の集積等により復興を目指す福島を後押しする。



(2) 具体的な連携・協力内容

- ア 共同研究・人材交流
- イ CO₂フリー水素等の普及を目指した広報・PR
- ウ 各団体が実施する事業等への相互協力

2 開始当初から現在までの取組実績

平成28年度の協定の締結以降、産総研福島再生可能エネルギー研究所で製造したCO₂フリー水素を都内で活用する等、様々な取組を進めている。

(1) 共同研究の実施

(平成28年度～令和2年度)

(公財)東京都環境公社東京都環境科学研究所から、産総研福島再生可能エネルギー研究所へ研究員を派遣する等、水素蓄電を活用したエネルギーマネジメント等の共同研究を実施した。

(2) 福島県内の産業フェアにおける四者協定の取組の紹介

(平成28年度～令和元年度、令和4年度)

「ふくしま再生可能エネルギー産業フェア」(REIF ふくしま)に出展し、パネル展示等により四者協定の取組を紹介した。

第7節 水素エネルギー活用促進に向けた連携 (東京都・福島県・産業技術総合研究所・東京都環境公社による四者協定)

(3) 福島の子供たちを東京スイソミルに招待！

バスツアーの実施（平成 28 年度～令和元年度）

福島県×東京スイソミル コラボ企画として、小中学生を対象としたクイズ大会を開催し、福島県や産業技術総合研究所の職員も参加した。



「東京スイソミル」を見学する様子

(4) イベントにおける活用

（平成 28 年度～令和元年度、令和 4 年度）

水素エネルギーの見える化イベント「Tokyo ミエル スイソ」で、AI ロボット等への給電に使用する等、様々なイベントで活用した。



可搬式燃料電池からロボットへの給電

(5) 「水素エネルギーって何だろう？」

オンラインクイズ大会の実施（令和 2 年度）

福島県×東京スイソミル コラボ企画として、小中学生を対象としたクイズ大会を開催し、福島県や産業技術総合研究所の職員も参加した。

(6) 東京 2020 大会時における活用

（令和 3 年度）

選手村のリラクゼーションハウスや居住棟の一部においては、水素を活用した。この水素については、福島県において再エネを用いて製造された水素が活用された。



選手村のリラクゼーションハウス
©Tokyo 2020 / Uta MUKUO

第8節 被災地応援ツアー

1 事業概要

東日本大震災や原発事故等による被害が大きな福島県の観光振興を図るとともに、宿泊や飲食、地域特産品等の購入等の消費活動を通じて地域経済を活性化し、復興を支援することを目的として実施している。

(1) ツアー参加資格者

都内在住、在勤、在学の方（国民健康保険証、運転免許証等による証明が必要）



(2) 被災地応援ツアー概要（平成 24 年度以降）

要件は次のとおりである。

- ア 公益財団法人東京観光財団により、本事業への参加を登録された都内旅行会社が企画又は手配し、販売する、福島県を目的地とする旅行であること（個人で宿泊等を手配した旅行は対象外）。
- イ 旅行の目的は、公序良俗に反しない限り問わない（ビジネスでも可）。
- ウ 【宿泊の場合】 福島県に1泊以上宿泊する場合に、2泊を限度に割引の対象とする。
- エ 【日帰りの場合】 バス又は鉄道を利用し、予め福島県内での観光・食事等を行程に組み込んだ募集型・受注型企画旅行、手配旅行であること。出発した当日中に出発地に帰ってくる旅行であること。なお、前日中に出発し、車中泊する場合も日帰りとしみなす。

(3) 割引の内容

宿 泊：1人1泊あたり 3,000 円（1回の旅行につき2泊まで）

日帰り：1人 1,500 円

また、福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校及び部活動等が実施する福島県への宿泊を伴う教育旅行や合宿を支援する「福島県教育旅行復興支援事業」も併せて実施している。

2 開始当初から現在までの実施規模

年度	対象県	割引内容	
		宿泊	日帰り
平成 23 年度	岩手県、宮城県、福島県	5 万泊	—
平成 24 年度	福島県	4 万泊	1 万 5,000 人
平成 25 年度から 令和 2 年度まで ^{※1}	福島県	2 万泊	1 万 5,000 人
令和 3 年度		※ 2	
令和 4 年度 ^{※3}	福島県	2 万泊	1 万 5,000 人

※ 1 各年度の実施規模。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用停止等の期間あり。

※ 2 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全期間利用停止。

※ 3 令和 4 年度は 10 月から事業を開始。

第9節 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う取組

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、復興支援の面でも様々な関連イベントを実施した。ここでは、その取組の一例を挙げる。

1 未来(あした)への道 1000km縦断リレー

(1) 事業概要

ア 背景・きっかけ

2020 年オリンピック・パラリンピック招致に係る復興専門委員会・最終報告(平成 24 年 12 月 6 日付旧スポーツ振興局公表)において、被災 3 県(岩手、宮城及び福島)を通る「東北復興ランニングイベントの実施」が提言された。

その後、実施に向けて被災 3 県からリレーコースについて意見を聞いたところ、青森県も津波被害を受けているので、コースに入れてはどうかとの話があったため、青森から東京までの被災地(全長約 1,300 キロメートル・約 150 区間)をつなぎリレーとして実施することとした。

イ 目的

青森から東京まで、東日本大震災で被災した地域をランニングと自転車を使い、リレー形式でつなぎ、復興へ向けた取組や現状等を発信することで、東日本大震災の記憶の風化を防止するとともに、全国と被災地の絆を深める。

ウ 内容

東京都及び公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が連携し、東京 2020 オリンピックの開会式にあたる毎年 7 月 24 日から 8 月 7 日までの 15 日間、開催した。

開催に当たっては、被災地の復興の妨げとならないよう、交通ルールを遵守してリレーを行った。交通規制は行わず、基本的にランナーは歩道を走行、自転車は歩道のない道を走行することとし、次のとおりとした。

- (ア) ランニング(約 1～10km、2～6 人/区間)と自転車(約 10～30km、1～2 人/区間)で、たすきをつなぎ
- (イ) 震災遺構や復興の象徴をコースに設定
- (ウ) 各日ごとにスタート式、ゴール式を開催
- (エ) ゲストランナーとして、地元ゆかりのアスリートや著名人等が参加
- (オ) 小学生や障害のある方(車いす等)も参加可
- (カ) 専用ホームページや各日のスタート式等で、地元の観光地や特産品等を積極的に PR



1000km縦断リレーのルート



スタート初日の青森市から八戸市へ向かって走行している様子(青森県/平成 30 年度)

(2) 開始当初からの取組実績

平成 25 年度から令和元年度まで、毎年リレーを開催し、多くのランナーが参加した。

年度	参加者（人）		
	ランナー	自転車ランナー	合計
平成 25 年度	655	46	701
平成 26 年度	786	71	857
平成 27 年度	1130	86	1216
平成 28 年度	1283	81	1364
平成 29 年度	1530	94	1624
平成 30 年度	1409	131	1540
令和元年度	1568	136	1704



グランドゴールの様子（東京都／令和元年度）

2 東京 2020 オリンピック聖火リレー到着式等

(1) オリンピック聖火リレー到着式及びパラリンピック聖火リレー都内集火式（令和 3 年度）

東京 2020 オリンピック聖火リレー到着式の都民広場で、福島県産ひまわりの装飾を行った。また、東京 2020 パラリンピック聖火リレー都内集火式では、岩手県の大漁旗、宮城県仙台七夕飾りの装飾を行った。



オリンピック聖火リレー到着式（都民広場）



パラリンピック聖火リレー都内集火式（都民広場）

(2) 被災地ゆかりの品々の展示

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を記念し、大会に込めた被災地の思いを発信するため、都庁第一本庁舎 2 階ロビーで福島県産のひまわり、岩手県の大漁旗及び宮城県仙台七夕飾りを展示し、被災地との絆を広く発信した。



大漁旗（中央）と仙台七夕飾り（左右）（都庁第一本庁舎 2 階）



ひまわり（都庁第一本庁舎 2 階）

(3) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック 1 周年記念セレモニー（令和 4 年度）

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 1 周年記念セレモニーでは、岩手県の大漁旗、宮城県の仙台七夕飾り及び福島県産のひまわりで国立競技場を装飾した。その後、大漁旗、仙台七夕飾り及びひまわりに赤べこを加え、都庁第一本庁舎 2 階ロビーに展示した。



ひまわり、大漁旗、仙台七夕飾り（国立競技場）



赤べこ（都庁第一本庁舎 2 階）



福島ひまわり（都庁第一本庁舎 2 階）

第10節 スポーツを通じた被災地交流事業

1 事業概要

都は、スポーツの持つ力を活用し、東日本大震災で被災した方に夢や希望をもってもらくとともに、被災地復興を支援することを目的に「スポーツを通じた被災地支援事業」を実施してきた。また、これまで築いてきた都と被災地との絆をレガシーとして、被災3県と都の4者が協力してスポーツを通じた交流事業に取り組んできた。

(1) アスリート派遣事業

被災3県にアスリートを派遣し、様々なスポーツ教室等を通じて、アスリートとともに体を動かす機会を提供した。

オリンピック・パラリンピックに出場したアスリート等との交流や競技体験を通じて、運動・スポーツの特性や楽しさを味わうことで、幼児・児童・生徒の自己実現に向けて努力しようとする意欲やスポーツを通して共生社会の実現に貢献しようとする機運を醸成した。



釜石シーウェイブス選手によるラグビークリニック（岩手県釜石市／令和2年）

(2) スポーツ交流事業

被災3県の少年少女スポーツ団体・チーム等を東京都内に招待し、合同練習、交流試合等のスポーツを通じて東京の子供たちと交流を行った。

(3) スポーツ観戦招待事業

被災3県の小・中・高校生の親子を東京に招待し、都内で開催される国際スポーツ大会でトップアスリートの競技を間近に観戦したり、大会運営状況を見学したりすることで子どもたちに夢を与え、被災地を支援した。

(4) 東京マラソン（10kmの部）高校生招待事業

被災3県の高校生を対象に、都心を駆け抜ける爽快感や有名選手の走りを間近に感じることで、夢を与え、逆境に立ち向かう勇気を奮い立たせる契機となるよう東京マラソンに招待した。



表彰式の様子（令和4年3月大会） ©東京マラソン財団

(5) 東京 2020 大会被災地交流事業

東京 2020 大会への観戦招待と、被災地と東京都の参加者が交流できるプログラム^{*}の実施を通じて、被災地を支援することを計画していたが、大会延期及び無観客開催のため大会時に実施ができず、大会後 1 周年イベントにおいて改めて被災地との交流事業を実施した。

※ 都内会場に被災県の子供達を招くとともに、被災県である宮城県・福島県で行われる大会の観戦に東京都及び他の被災県の子供達を連れていく事業。



福島県と墨田区の小学生たちがサッカーで交流
(墨田区／令和 4 年)

(6) スポーツを通じた被災地交流事業

東京 2020 大会を契機に、これまで築いてきた東京都と被災地との絆をレガシーとして東北 3 県（岩手県、宮城県、福島県）と連携し、東北を会場としたスポーツ交流事業を令和 4 年度より実施している。

2 開始当初から現在までの取組実績

事業名	単位	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 ／R元	R2	R3
1 アスリート派遣事業	件	6	8	12	11	12	11	10	11	7	5	3
2 スポーツ交流事業 ^{*1}	件	3	6	7	8	5	7	7	6	6		
3 スポーツ観戦招待事業 ^{*1}	件	2	2	1	1	1	1	1	1	1		
4 東京マラソン（10kmの部）高校生招待事業 ^{*2}	人数	105	100	98	100	100	100	95	97	中止	-	29
5 東京 2020 大会被災地交流事業 ^{*3}	人数										-	-
6 スポーツを通じた被災地交流事業 ^{*4}	人数											

※ 1 令和元年度事業終了

※ 2 令和 2 年度は令和 3 年度に延期されたため、実績なし

※ 3 令和 2 年度事業開始 令和 2 年度：大会延期のため実績なし 令和 3 年度：無観客開催のため実績なし ※令和 4 年度は事業実施

※ 3 令和 4 年度新規事業

第11節 被災地への主なプロジェクト支援事業一覧 (令和4年度時点)

都では、被災地の復興を支援するため、この章で紹介したものを含め、他にも様々な取組を行ってきた。それらの主なプロジェクト支援事業は、次の一覧のとおりである。

No.	所管局	事業実績	実施年度
1	総務局	ふくしま大交流フェスタ ※「ふくしま⇄東京キャンペーン」の一環として開催	平成23年度～令和元年度
2		東日本大震災風化防止イベント	平成26年度～
3		東日本大震災復興支援イベント「STAND UP SUMMIT」の開催	平成26年度～令和元年度
4		味の素スタジアムでの福島県支援イベントの実施	平成28年度～
5		東日本大震災被災地の復興に向けた姿を発信する海外向け動画の作成	平成30年度
6		東日本大震災被災地の復興に向けた姿を発信する360度VR動画の作成	令和元年度
7		復興応援マルシェ（東北のいま オンライン写真展）	令和2年度
8		復興応援動画による広報（トレインチャンネル）	令和2年度
9		「危機管理産業展（RISCON TOKYO）」でのブース出展	令和3年度
10		被災地ゆかりの展示物設置（被災地連携事業）	令和3年度～
11		東北3県ふるさと市 ※福島産直市の拡充版。「ふくしま⇄東京キャンペーン」の一環として開催	令和4年度～
12	総務局 交通局	福島産直市（都営大江戸線大門駅、東京メトロ三越前） ※「ふくしま⇄東京キャンペーン」の一環として開催	平成24年度～令和元年度
13	交通局	都営地下鉄の車内や駅における、被災自治体のPRポスター掲出	平成23年度～
14	中央卸売市場	被災地農水産物流通支援制度による流通支援金の交付	平成23年度～平成24年度
15		被災県の知事によるオンラインのトップセールス	令和2年度～
16		市場まつりにおける被災地支援	平成24年度～
17	環境局	災害廃棄物の受入	平成23年度～平成25年度
18	建設局	「道で咲かせよう東北の花」プロジェクト	平成25年度～
19	産業労働局	被災県等中小企業R&D連携支援事業	平成24年度～令和2年度
20		被災地応援ツアー	平成23年度～
21		都内産品販売活動支援事業	平成23年度～平成24年度
22		中小企業被災地事業継続特別支援事業	平成23年度
23		被災企業オフィス提供事業	平成23年度～平成24年度
24		福島県産CO ₂ フリー水素の利用	令和元年度～ ※平成28年に協定を締結
25	教育庁	副校長ベシックプログラムを、被災地支援にも資するよう、長距離移動を伴う宿泊研修として実施（令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止として資料配布で代替）	平成25年度～令和3年度 （被災地支援事業の要素はなくなるが、事業は継続）
26		オリンピック・パラリンピック教育における被災地等と連携したパラスポーツ体験交流	平成30年度～令和元年度
27	人事委員会事務局	採用PR活動支援（技術職員フォーラム等）	平成25年度～ ※令和2年度～令和3年度は オンライン開催の為、実績なし

第11節 被災地への主なプロジェクト支援事業一覧（令和4年度時点）

No.	所管局	事業実績	実施年度
28	生活文化スポーツ局	アートプログラム	平成 23 年度～令和 2 年度
29		ヘブンアーティスト	平成 23 年度～令和 3 年度
30		東京キャラバン	平成 28 年度～令和元年度
31		国際交流事業 (東京国際ユース (U-14) サッカー大会)	平成 23 年度～
32		スポーツを通じた被災地交流事業 (アスリート派遣事業、スポーツ招待交流事業、スポーツ観戦招待事業、 東京マラソン (10kmの部) 高校生招待事業)	平成 23 年度～
33		未来 (あした) への道 1000km縦断リレー	平成 25 年度～令和元年度
34		ラグビーワールドカップ 2019 被災地観戦招待事業	令和元年度
35	政策企画局 (オリンピック関係)	東日本大震災被災地復興支援映像 「2020 年。東京と東北で会いましょう。」 (本編、岩手県版、宮城県版、福島県版を作成)	平成 28 年度
36		東京 2020 ライブサイト in 2016 ーリオから東京へー	平成 28 年度
37		東京 2020 ライブサイト in 2018	平成 29 年度
38		熊本地震被災地復興支援映像 「2020 年。東京と熊本で会いましょう。」	平成 29 年度
39		東京 2020 復興のモニュメント制作・展示事業 (※大会終了後、東北被災 3 県へ移設・寄贈) 〈実施体制〉 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 ／東京都／東京藝術大学／岩手県／宮城県／福島県／株式会社 LIXIL	令和元年度～令和 3 年度
40		海外メディア向け被災地メディアツアー (岩手県、宮城県、福島県)	平成 30 年度～令和元年度
41		東日本大震災被災地復興支援映像 「2020 年と、その先の未来へ～世界中の方々へ感謝を込めて～」	令和 2 年度
42		東京 2020 ライブサイト事業 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、集客型のライブサイトを見 直し、特設 WEB サイト「みんなの東京 2020 応援チャンネル」を 開設。被災地会場等ライブサイト等で実施予定だった地域団体のパ フォーマンス動画や各県の協力による復興映像等を紹介。	令和 3 年度
43		復興祈念植樹事業 〈実施体制〉 東京都、岩手県、宮城県、福島県、熊本県	令和 3 年度
44		大会期間中の復興情報発信 (メインプレスセンター及び東京スポーツスクエアブースにおける展 示・復興関連動画放映、東京メディアセンターにおける復興オリンピ ック・パラリンピックに関するオンラインブリーフィング)	令和 3 年度
45	東京消防庁	東日本大震災被災者慰問演奏会	平成 23 年度～令和元年度 ※令和 2 年度～令和 3 年度は 東京 2020 オリンピック の影響により中止

第7章

東日本大震災以外の災害への職員派遣



道路沿いの家屋倒壊 熊本県（熊本地震（平成 28 年）発災後）

- 第1節 熊本地震（平成 28 年）
- 第2節 九州北部豪雨（平成 29 年）
- 第3節 西日本豪雨（平成 30 年）
- 第4節 北海道胆振東部地震（平成 30 年）
- 第5節 東日本台風（令和元年）
- 第6節 令和2年7月豪雨

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、平成 28 年の熊本地震、令和元年の東日本台風など、地震、台風、大雨等による大規模災害が近年頻発する中、全国知事会からの職員派遣要請等に基づき、東日本大震災以外の被災自治体に対しても、事務職及び技術職の職員を中長期で派遣してきた。

本章では、東日本大震災以外の災害に係る人的支援について、主な実績、成果等を紹介する。

第 1 節 熊本地震（平成 28 年）

1 道路・河川等（熊本県）

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、3 日間のうちに最大震度 7 の地震が 2 回（前震：14 日、本震：16 日）起きた、これまでに例のない地震である。また、平成 28 年 6 月の梅雨前線豪雨と平成 29 年 7 月の九州北部豪雨を合わせた被害は甚大で、地盤は緩み、山腹・河川・道路等の公共土木施設はもとより、阿蘇地域が壊滅的な被害に見舞われた。

こうした甚大な被害を受けた熊本県内の地域において、公共土木施設の早期復旧をするため、阿蘇地域振興局に技術系職員の派遣を決定した。

(1) 阿蘇地域振興局 土木部（平成 28 年度～平成 30 年度）

ア 組織概要

阿蘇地域振興局土木部は、阿蘇市をはじめ小国町、南小国町、高森町、産山村、南阿蘇村及び西原村の約 1,079km² の広範囲を管轄しており、生活道路はもとより阿蘇地域の観光資源を快適に結ぶ道路の整備及び維持補修、生命・財産を災害から守るための河川や砂防施設の整備、建築確認や広告物等を周辺の景観に適応させるための指導などを行っている。こうした中、災害復旧事業についても行うこととなった。

都職員は、主として「災害復旧事業」を担当した。具体的な業務内容は、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、②災害査定準備に伴う積算・設計業務、③国土交通省及び県との調整、④国の災害査定の立会い、⑤実施設計書及び入札添付書類の作成、⑥災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等である。

・主な担当業務

- ①熊本県阿蘇地域振興局管内道路の災害査定
- ②災害復旧事業の工事発注と監督業務

担当した工事箇所図



・派遣職員数

年 度	H28	H29	H30
派遣人数	3	1	1

※ 派遣職員数は各年度 10 月 1 日時点（平成 28 年度は 10 月 1 日時点）

イ 主な成果

（ア）阿蘇地域振興局管内道路の国の災害査定

阿蘇地域振興局管内では、熊本地震外の災害により 435 箇所の被害があった中で、都職員は道路の災害復旧事業を担当し、道路被害のあった 133 箇所について災害査定を受検した。

災害査定は、被災した現地において、自治体などが国土交通省及び財務省の査察官等に被災状況と復旧方法を説明し、査定金額（復旧予算）を決定する制度であり、今回の査定は 20 次まで行われた。



19 次査定現場



20 次査定現場

（イ）災害復旧事業の工事発注と監督業務

工事内容は、河川と砂防に係る護岸等構造物の復旧であり、個々の工事規模は施工延長が数メートル程度と大きくはないが、一つの災害箇所に複数の復旧箇所が含まれており、担当した箇所数は最大で 30 を超えた。

平成 30 年 10 月末に契約できた布田川の被災箇所
（平成 30 年 12 月撮影）崩落した花原川の法面
（平成 30 年 9 月撮影）

派遣職員の声

- 被災自治体にとっては、応援として派遣されて来る他自治体の職員を「受け入れる力」が大変重要だと感じた。熊本に初めて来た職員と協力し、復旧・復興を進めていくためには、いかに確かな指示を出し、応援職員の力を引き出すことができるかが重要になってくる。私自身、100%の力を出し切ったと自負しているが、それを可能にしたのは、熊本県に「受け入れる力」が備わっていたからに他ならないと感じた。

- 様々な被災箇所へ足を運び、護岸を削り取った土石流の流路を見て、自然災害の恐ろしさを感じた。その一方、右袖部が破壊されても、土砂や流木を少しでも食い止めた砂防えん堤を見て、土木施設の重要性を再認識し、公務員の土木職の仕事は非常に責任があり、やりがいに満ちていると改めて感じた。

2 区画整理（熊本県）

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、特に、1 回目（前震）発生の日奈久断層と 2 回目（本震）発生の日奈久断層が交点する益城町において、住家の全壊 2,756 棟、半壊・一部損壊 7,440 棟と街全体が壊滅状態に見舞われた。

今回の甚大な被害を受け、益城町及び熊本県は、復興の早期実現に向けて、熊本市内から益城町の中心市街地を貫く道路整備、益城町中心市街地の土地区画整理を実施することとしたが、公共施設と宅地の整備を一体的に行う土地区画整理事業には特に専門性が求められる中、事業を実施する熊本県では、専門職員が著しく不足していた。そのため、県から他の自治体に技術系職員の派遣要請があり、都も益城復興事務所に技術系職員の派遣を決定した。

(1) 県央広域本部 土木部 益城復興事務所 区画整理工務課（平成 30 年度～）

ア 組織概要

益城復興事務所区画整理工務課は、都市計画道路益城中央線事業、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関する業務を行っている。

配属された区画整理工務班の担当業務は、県施行による被災市街地復興土地区画整理事業に関する業務全般であり、具体的な業務内容は、①事業計画（変更）に関すること、②土地区画整理審議会の運営業務、③換地設計や仮換地指定等の換地業務、④道路及び宅地造成工事等の発注業務である。

・主な担当業務

- ①都市計画決定・事業許可（事前）協議
- ②都市計画決定・事業許可（本協議）協議（復興土地区画整理事業）（面積：約 28.3ha）
- ③被災市街地復興土地区画整理事業



益城町内活断層の横ずれ



益城町内の倒壊家屋

・派遣職員数

年度	H30	H31 / R 元	R2	R3	R4
派遣人数	1	1	1	1	1

※ 派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

イ 主な成果

(ア) 都市計画決定・事業許可（本協議）協議（復興土地区画整理事業）

益城町市街地の緊急かつ健全な早期復興を図るため、益城中央被災市街地復興土地区画事業について、国土交通大臣による設計概要の認可取得、事業計画決定の公告を行い、事業に着手した。



(イ) 被災市街地復興土地区画整理事業

益城町中心市街地では、土地区画整理事業により住宅や業務系の施設、官公庁施設といった公益的施設を緊急に整備し、地域全体の復興を図っている。

本事業は、全体面積で約 28.3ha、57 街区、462 画地の土地について区画整理を実施する土地区画整理事業である。



区画整理地内に仮設店舗設置



区画整理による宅地造成

派遣職員の声

- 土地区画整理事業の経験が無いに等しい熊本県で、復興土地区画整理事業の立ち上げから、換地設計や仮換地指定等の換地業務、土地区画整理関連工事の着工に至るまで、幅広い貴重な経験をさせてもらえた。
 その中で強く感じたことは、被災された権利者の皆様に、一日でも早く安全な土地をお返しし、生活再建をしていただくため、常に時間的緊迫性をもって取り組むことが重要だ、ということだ。
 被災地に赴かなければ知る由もなかった山積された課題とその解決手法等について、実務を通じて経験したことで、少なからず復興土地区画整理事業における知見やノウハウを獲得することができたのではないかと感じている。
- 事業の立ち上げ時期から今日（令和元年度）に至るまで、紆余曲折ありつつも計画どおりに事業を推進できたことは、県職員と派遣職員とが、良好で強力なチームワークのもと、それぞれの経験と知識を持ち寄り、全力を挙げて取り組んできた結果であると確信している。
- 都の土地区画整理事業に 20 年以上携わってきた。熊本県での担当業務は、いずれもこれまでに経験してきたものだが、東京都以外でもお役に立てるのかとの不安もあった。しかし、業務を推進できたときに「経験者はやっぱり違うね。」と同僚に言っていただけで、安心と自信になった。

3 産業再生等（熊本県）

(1) 概要

熊本地震で被災した中小企業等の施設の復旧を補助する「熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「グループ補助金」という。）」事業を通して、熊本県内における経済活動の早期復興を支援するため、平成 29 年度から平成 31（令和元）年度まで延べ 5 名の職員を派遣した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
商工労働観光部	平成 29 年度	2 名	グループ補助金に関する業務
商工振興金融課	平成 30 年度	2 名	
	平成 31 年度（令和元年度）	1 名	

(2) 取組実績

○商工労働観光部商工振興金融課

- ・グループ補助金交付申請
- ・補助金審査
- ・補助事業者の進捗管理
- ・財産処分手続

熊本県グループ補助金 グループ認定から補助金交付までの流れ





県内被災商業施設の復旧前後の様子

派遣職員の声

多くの人口や企業が集積している東京で大規模な地震が起きた場合は、多大な被害が発生し、都独自の課題も大量に山積することが予想され、他自治体からの派遣職員を受け入れながら、多くの職員が復旧・復興に携わっていくと思う。そのような中では、幅広い課題への柔軟な対応とともに、判断基準の明確化と、担当職員全員が状況に適時的確に対応できる業務体制が重要になると考えられる。そのためには、東北3県や、熊本県の例を参考に、震災が発生した際に必要となる業務を予測し、対応方針を決めてマニュアル等に整理しておくこと、状況の変化に応じて柔軟に対応できる人材の育成をすることが必要ではないかと感じた。

4 公共土木施設（熊本県）

熊本地震や平成30年7月豪雨などにより被災した公共土木施設が数多くあり、特に熊本地震による被害は大きく、工事件数が膨大であった。そのため、都も平成29年度から平成31（令和元）年度まで各年度1名の事務系職員を土木部河川港湾局河川課防災班に派遣した。

(1) 土木部 河川港湾局 河川課 防災班

ア 組織概要

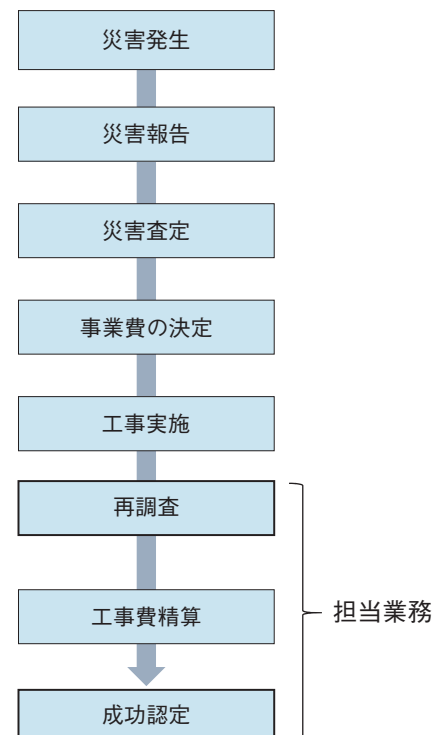
派遣当初、配属先の土木部河川港湾局河川課は、派遣当初、総務班、計画調査班、管理班、河川班、防災班、開発班の6班で構成され、河川海岸整備事業の調査計画や河川開発に係る政策の企画・調整等の業務を行っていた。

被災後には、公共土木施設災害復旧事務として、災害報告、災害査定、成功認定、再調査の業務を行っている。

・主な担当業務

- ① 公共土木施設災害復旧に係る再調査
災害発生から3か年度目に災害復旧事業費を見直す調査であり、県の出先機関や市町村に工事箇所ごとの事業費の見込みを照会し、その回答を基に国土交通省や財務省に提出する調書を作成した。
- ② 公共土木施設災害復旧に係る市町村成功認定
国庫負担の対象となった市町村（熊本市を除く。）の災害復旧

災害復旧事業の流れ



第1節 熊本地震（平成 28 年）

事業が、経理や工法等の観点から、適正に執行され、その目的に達しているかどうかを検査し、国の負担金の認定を行うもの。本事業では、検査箇所の照会、検査の行程調整、経理事務関係の検査を行った。

・派遣職員数

年 度	H29	H30	H31 / R 元
派遣人数	1	1	1

※派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点



市町村成功認定 阿蘇市仙酔峡工事現場



市町村成功認定検査の様子

派遣職員の声

災害対応は事前準備が非常に重要であるが、熊本地震や東日本大震災のような未曾有の大災害に直面した場合、どれだけ事前準備をしていても、対応業務に苦慮することが想定される。私が担当した災害復旧事業も、発災前に特段問題なく処理できていた業務が発災によって事務量が膨大になったため、手が回らなくなる状況が散見された。発災前に可能な限りの準備（業務の簡素化、効率化、システム構築等）を実施しておくことが、発災後の業務や職員の身体的・精神的負担を軽減させることに重要な役割を果たすと考えられる。

第2節 九州北部豪雨（平成29年）

1 治山・林道事業（福岡県）

平成29年7月5日から6日にかけて発生した九州北部豪雨では、福岡県朝倉市において24時間の降水量が観測史上1位を更新した。この豪雨により、多数の山腹崩壊が発生し、土砂や流木が生活道である県道や住宅にまで流出するなど、大きな被害がもたらされた。本災害からの早期復旧を実現するため、朝倉農林事務所が朝倉市北部の旧甘木市一円及び東峰村、九州森林管理局が朝倉市内の残りの箇所と、施工区域を分割して事業を実施することとなった。こうした中、森林土木課では、県内他事務所から職員が増員されたが、県職員のみでは人員が不足していたため、都は林業系職員を朝倉農林事務所に派遣することとした。

(1) 朝倉農林事務所 森林土木課

ア 組織概要

朝倉農林事務所は、県下に6箇所ある農林事務所の一つであり、県中南部の朝倉市に位置している。森林土木課は、荒廃森林の復旧を行う治山係、林道の開設・維持管理を行う林道係で構成されている。主な業務は管内7市町村（小郡市、朝倉市、久留米市、うきは市、筑前町、大刀洗町及び東峰村）における治山・林道事業の設計・現場監督と補助事業に関する技術指導である。

・主な担当業務

- ① 災害関連復旧治山事業計画の作成、林野庁との協議
- ② 工事の設計・積算
- ③ 用地調査・地権者交渉等の発注準備
- ④ 「治山等激甚災害対策特別緊急事業」の現場調査や計画箇所選定

・派遣状況

年 度	H29
派遣人数	1

※ 平成29年10月1日から平成30年3月31日まで



朝倉農林事務所



「治山等激甚災害対策特別緊急事業」計画箇所①



「治山等激甚災害対策特別緊急事業」計画箇所②

派遣職員の声

全国各地で局地的な豪雨災害が多発しており、都でも、今後いつ九州北部災害のような大災害が発生するかわからない。

今回発災後の第一陣として赴任し、被災地災害復旧に携わるという、代えがたい経験を得ることができた。この経験の中で、被災直後の復旧業務においては即時性と正確性の両方が求められる一方、これらの両立は困難であることを学んだ。

第3節 西日本豪雨（平成 30 年）

1 道路・河川等（愛媛県）

愛媛県では、平成 30 年に発生した西日本豪雨により、西予市内にある野村ダム及び大洲市内にある鹿野川ダムにおいて計画高水流量を大きく上回る流入があったため、ダムの安全確保のために放流を行った。その結果、大洲盆地のほか、山間部の各支川でも浸水や護岸の破損が発生し、また、約 200 箇所の道路被害が生じた。被災箇所の多さから、災害査定業務を県職員で対応することは難しい状況にあったため、都も、南予地方局大洲土木事務所河川港湾課に平成 30 年度から平成 31（令和元）年度までの 2 年間に 2 名ずつ技術系職員を派遣した。

(1) 南予地方局 大洲土木事務所 河川港湾課

ア 組織概要

南予地方局大洲土木事務所は、平成 30 年の派遣開始時点で、「事業管理課」、「用地課」、「河川港湾課」及び「道路課」4 課で構成されており、大洲市及び内子町の 1 市 1 町を管轄し、所内各課の土木技術に係る事務の総合調整及び連絡調整、河川・港湾・海岸及び砂防事業などを行っている。

都職員は、平成 30 年度、平成 31 年度に「河川港湾課」に 2 名が配属され、河川の復旧工事を行った。

都職員は、①設計書作成、②災害査定準備に伴う写真整理、③地権者承諾、④護岸の災害査定設計書の作成、⑤護岸の復旧工事の監督等の災害復旧業務を担当した。

・主な担当業務

河川の災害復旧に係る災害査定、災害復旧工事の発注・監督等に関する業務



大洲土木事務所管内（赤色）

・派遣状況

年 度	H30	H31 / R 元
派遣人数	2	2

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成30年度は9月1日時点）



椽元川（復旧工事前）



椽元川（復旧工事後）



災害査定時の査定官への説明

2 グループ補助金事務等（愛媛県）

(1) 概要

平成 30 年 7 月の西日本豪雨災害からの一刻も早い復興を支援するため、都は、平成 30 年 9 月から平成 31 年度（令和元年度）まで、経済労働部及び農林水産部にそれぞれ事務職員を派遣した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
経済労働部 産業支援局 経済支援課	平成 30 年度 平成 31 年度	1 名 1 名	愛媛県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）
農林水産部 農業振興課 農地整備課	平成 30 年度 平成 31 年度	1 名 1 名	被災した農地・農業用施設の災害復旧事業

(2) 取組実績

ア 経済労働部産業支援局経済支援課

・グループ補助金

被害の大きかった大洲市において、被災事業者の相談対応、個別相談説明会、グループ補助金申請書類審査、関係部署との連絡調整、現地確認等の業務に従事した。

イ 農林水産部農業振興局農地整備課

農地・農業用施設等が災害による被害を受けた場合は、農林水産業の維持や事業者の経営安定を図るため、一定の要件に該当する災害復旧事業について、国が経費の一部を補助又は負担する災害復旧事業制度が設けられている。また、農家1戸当たりで災害復旧事業費を算出した際、一定の基準を超えた場合には、通常の災害に対する補助率より高率の補助が受けられる制度がある。

これらの制度では、国が都道府県を補助することとなっており、補助金を受けるために必要な事務（割当内示、交付申請、報告、精算、調査等）及び災害復旧事業を行う事業主体に補助金を交付するために必要な事務（交付決定、変更承認等）を担当した。



建物内部に土砂が侵入

派遣職員の声

被災者に寄り添い、被災者目線で復旧・復興事業をやり遂げる強い意志を持ちながら業務を遂行する県職員と一緒に勤務することができたことは、何より貴重な経験となった。また、同じ都道府県に勤務する地方公務員としてその姿勢に刺激を受け、都道府県の役割や誰のために何を目的として職務を行うのかを考えさせられる機会にもなった。今回の愛媛県での勤務経験によって体感した住民目線、目的の達成に向けた県職員の強い意志、スピード感、危機管理意識は、今後、都政の場で生かしたいと考える。

第4節 北海道胆振東部地震（平成30年）

1 道路・河川等（北海道）

平成30年9月6日に胆振地方東部を震源とするマグニチュード6.7、最大震度7（厚真町）の北海道胆振東部地震が発生し、直後には、全道がブラックアウトに見舞われた。林地崩壊は4,300ha、6,000箇所。道路関連は舗装クラック、崩土埋没、道路決壊等が111箇所。河川関連は護岸損壊、河道埋塞などが26箇所と、その被害は甚大で、地域全体が壊滅的被害に遭っている。

こうした状況を受け、被災箇所の早期復旧をするため、胆振総合振興局に技術系職員を派遣した。

(1) 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 苫小牧出張所（平成31年度～令和2年度）

ア 組織概要

胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所は、苫小牧市、安平町、厚真町及びむかわ町の1市3町を管轄しており、道央自動車道苫小牧中央インターチェンジの新設、安平川の河川改修などのほか、道路・河川の維持・管理を主要業務とし、地震後は、道路・河川等の災害復旧、その他災害関連事業等を行っている。

都職員は、平成30年4月に配属され、①急傾斜地対策工、②土砂流出を抑制する谷止工と土砂防護柵工、③河川の護岸復旧工事等の積算・工事監督等の災害復旧工事を担当した。

・主な担当業務

- 厚真町吉野地区の急傾斜地災害復旧工事
- 厚真町の河川護岸災害復旧工事



・派遣職員数

年 度	H31 / R 元	R2
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

イ 主な成果

厚真町において、急傾斜地対策工事、河川護岸復旧工事を担当し、令和2年度内に竣工した。



損壊した浄水場と被災護岸（令和元年9月）



厚真町吉野地区の急傾斜地（令和2年8月）



ハビウ川護岸工事（令和2年9月）

派遣職員の声

- 被災箇所のはほとんどは、土砂に押し流され埋没している。土砂の掘削を進めていくと、大量の倒木のほか、電柱、道路施設、用排水構造物などが見つかり、ときには被災家屋の残骸が出てくる。何かが見つかるたびに現地へ赴き、厚真町役場の担当部署とやりとりする中で、所有者との間に対応方針を合意するまで工事を止めたことも一度や二度ではない。遺族にとっては大切な遺品や貴重品の可能性があり、慎重に進めなければならないため、工事が予定どおりに進まない時期もあった。
- 土地勘がなかったため、当初は距離感の違いに戸惑った。管内図を見て、担当現場までの移動は30分くらいと思って、走り続けて軽く1時間はかかる。現場間の移動も最大で20分程度かかるため、まとめて業務をこなすよう事前の準備と連絡に気を配った。個人的に出かけるとしても、3～4時間のドライブは当たり前。北海道は本当に広い。

第5節 東日本台風（令和元年）

1 用地取得（岩手県）

(1) 概要

東日本大震災から9年余りが経過し、復興事業が一定の成果を上げていく中で、令和元年東日本台風（台風19号）により、岩手県沿岸部は再び多くの被害を受けた。関係市町村や国と協力・連携し、岩手県沿岸広域の復興のため、総力を挙げて震災・台風からの復興を推進するため、令和2年度から都は沿岸広域振興局土木部用地課に職員を派遣している。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
沿岸広域振興局 土木部用地課	令和2年度	1名	事業用地取得、用地補償業務、 用地測量調査業務委託の設計、土地評価、契約事務など
	令和3年度	1名	
	令和4年度	1名	

(2) 取組実績

ア 沿岸広域振興局土木部用地課

砂防ダムの整備や堤防の復旧のための事業用地の取得及び補償を担当した。

（主な担当地域：釜石市箱崎町、釜石市大字平田、上閉伊郡大槌町など）



大量の土砂・流木が住居を直撃（釜石市）

派遣職員の声

もし東京都が他の自治体から応援職員を受け入れる事になった場合に、どのような対応を取るべきか意識するようになった。自分が未経験ながら用地業務をこなしているのは、業務の割り振りや周囲からのサポートがしっかりしているからに他ならない。未経験の応援人員にどのような順序でどのような業務を持たせるのか、資料や研修はどれだけ用意しておくのか、こういった体制を受け入れられる側として体験できたことは非常に貴重であった。都が受け入れる側になった際には、ぜひこの経験を生かさなければと考えた。

2 経理事務等（宮城県）

(1) 概要

令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）により、宮城県では、河川の氾濫や住民の死亡が確認されるなど、甚大な被害が発生し、早期復旧に向けて様々な事業を推進する必要が生じた。都からは、令和元年度の第4四半期に1名、令和2年度及び令和3年度にそれぞれ1名の職員を派遣した。

・派遣実績

配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
保健福祉部 震災援護室	令和元年度 (令和2年1月～3月)	1名	契約事務（民間賃貸借上住宅関連）
土木部 大河原土木事務所 経理班	令和2年度 令和3年度	1名 1名	契約事務、経理事務

(2) 取組実績

ア 土木部大河原土木事務所経理班

台風による河川・砂防等の被災箇所における応急工事、復旧工事及び建設関連等について、契約事務及び経理事務を担当した。



雉子尾川（丸森大内）



県道丸森霊山線道路災害現場（丸森町）

3 下水道事業（福島県）

(1) 概要

令和元年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）により、福島県中央部を南北に流れる一級河川阿武隈川及びその支流が氾濫し、流域に甚大な被害をもたらした。

この台風では、阿武隈川の支川である「滝川」の堤防が決壊したことにより、県北地域2市2町を対象とする流域下水道施設「県北浄化センター」を含む周辺一帯に外水が流入し、浄化センター全体が水没した。浄化センター1階及び地下階には泥等が混ざった濁水が流れ込み、土木施設、建物、機械設備及び電気設備等の大部分が被災したため、大規模な復旧工事が早急に必要となった。

全国知事会、福島県からの要請を受け、都は、令和2年度から令和3年度にわたり福島県に電気技術職職員を派遣した。

・派遣職員数

年 度	R2	R3
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点



浸水被害状況（赤枠が県北浄化センター）

(2) 取組実績

ア 県北流域下水道建設事務所 建設課

都職員は2年間の派遣期間で、全災害復旧工事19案件中、プラント電気設備の設計及び全6件の施工監督業務を担当した。

（プラント電気設備設計業務及びそのスケジュール管理）

災害復旧工事は、国の補助金の関係上、発災年度を含む3か年で完成させねばならないため、現場施工及び機器製作期間を考慮した工期を確保し、議会承認日程に配慮した非常に厳しい日程で設計を完了させた。また、現場は受変電設備が全く使えない状況であったため、図面を片手に持ちながらヘッドライトの明かりを頼りに浄化センター内を歩き回り、日々現状把握をしながら設計業務を進めた。



電気室（被災直後）



電気室（復旧後）

派遣職員の声

被災地での経験を踏まえ、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対して、安全安心な都民生活をいかに迅速に確保することができるかは、都職員の技術力の維持向上にかかっている。現状の技術力に驕ることなく、さらに自己研鑽、若手職員の育成に力を入れていきたい、という決意が聞かれた。



災害復旧を担った職員（仲間）たち

4 産業再生等（栃木県）

(1) 概要

栃木県は、令和元年東日本台風（台風第19号）により甚大な被害を受けた中小企業者の復旧・再建を支援するため、令和元年11月に栃木県産業労働観光部経営支援課内に、中小企業等復興支援チームを設置し、実行体制を整備した。

令和2年4月からは、行政組織上の中小企業等復興支援担当として格付けされ、栃木県庁内に宇都宮受付センター（宇都宮市）を、さらに、被害の大きかった県南地域に県南受付センター（佐野市）を設置し、宇都宮及び県南のいずれでも中小企業等からの相談等に対応できる体制が整備された。都からは、令和2年度に県庁内の宇都宮受付センターへ職員1名を派遣した。

・派遣実績

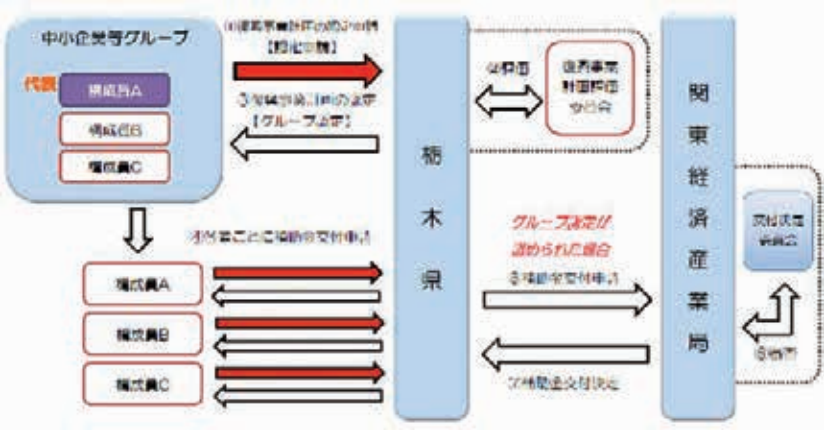
配属先	派遣期間	派遣人数	従事業務
産業労働観光部 経営支援課	令和2年度	1名	中小企業等復旧・復興支援事業補助（グループ補助金）に関する業務

(2) 取組実績

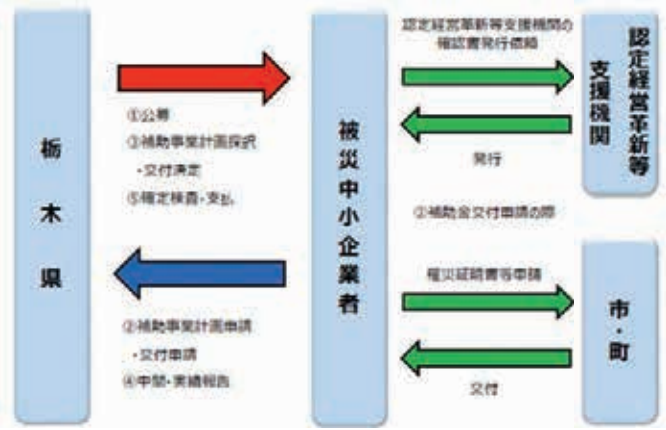
産業労働観光部経営支援課において、以下の業務を担当した。

- ・ 中小企業等グループ施設等復旧事業費補助金関係
- ・ 地域企業再建支援事業費補助金（自治体連携型補助金）関係
- ・ 補助金制度の周知
- ・ 事業者等からの相談対応、補助金申請受付等

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の流れ



地域企業再建支援事業費補助金の流れ



派遣職員の声

被災地派遣を通じて、何事にも真摯に取り組むことの大切さ学んだ。被災して補助金を必要とする方に補助金制度の案内等を行うときは、制度を理解して丁寧な案内を行う必要があり、制度の理解を日々深めていく必要があった。また、事業者が補助を希望していても、制度上補助対象外の施設や設備もあるため、写真や資料だけではわからない場合は現地へ足を運び、現物を見ながら補助対象としての適性を確認し、可能な限り補助金で対応できるよう検討するなど、被災した事業者に寄り添った対応が求められる。

こうした姿勢を忘れずに、派遣先での経験を今後の都政に生かしていきたいと思う。

5 道路・河川等（神奈川県相模原市）

令和元年10月の東日本台風により、相模原市は大きな被害を受けた。住家被害は全壊23棟、半壊48棟、一部破損128棟であり、緑区の津久井地域に集中して被害が発生した。また、道路では、国道413号や県道64号、県道76号等、計52路線において土砂崩れや崩落、倒木、落石等の被害が474件発生した。さらに、橋梁では、串川の増水による流失等、3件の被害が発生した。

都は、令和2年1月から同年3月にかけて、都市建設局道路部道路整備課に職員を派遣し、道路の災害査定に向けた調査、設計及び積算、災害復旧工事の調査、設計、積算及び監督業務を担当した。

・派遣職員数

年 度	R 元
派遣人数	1

※派遣職員数は令和2年1月1日時点

第6節 令和2年7月豪雨

1 道路・河川等（熊本県）

熊本県南部に、長期間にわたって停滞した線状降水帯は、令和2年7月3日から4日にかけて芦北町で24時間最大694mm、時間最大129mmの雨を降らせるなど、県南を含む多くの地点で観測史上1位の降水量を記録した。球磨川や佐敷川に流れ込んだ大量の雨は当該河川の氾濫を引き起こし、各地で土砂崩れも多数発生した。芦北地域振興局管内だけで、公共土木施設は、県工事分として347件を数えるなど甚大な被害に遭っている。

災害復旧事業により公共土木施設を早期に復旧するため、都は芦北地域振興局に技術系職員を派遣した。

(1) 県南広域本部 芦北地域振興局 土木部（令和2年度～令和4年度）

ア 組織概要

芦北地域振興局土木部は、芦北町をはじめ津奈木町、水俣市の1市2町、約412km²の面積を管轄しており、観光と地域間交流の推進、地域の発展の基盤となる交通網や都市公園の整備による活力ある地域づくり、河川改修や海岸保全、土砂災害防止、道路防災等の県土保全対策による安全安心な暮らしの確保に日々取り組んでいる。

都職員は派遣当初の令和2年度11月に土木部「維持管理調整課」と「工務課」に各1名が、令和3年度からは「維持管理調整課」に1名が配属された。担当業務は、①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく各申請書の作成、②災害査定準備に伴う積算・設計業務、③国土交通省及び県土木部との調整、④国の災害査定の立会、⑤河川改良復旧（災害復旧助成事業）、⑥土砂災害対策（災害関連緊急砂防・急傾斜事業）、⑦災害査定完了後の工事の積算・発注・工事監督等の災害復旧事業である。

・主な担当業務

- ①管内道路の国の災害査定
- ②河川改良復旧（災害復旧助成事業）
- ③災害復旧事業の工事発注と監督

・派遣職員数

年 度	R2	R3	R4
派遣人数	2	1	1

※ 派遣職員数は、各年度4月1日時点（令和2年度は11月1日時点）

イ 主な成果

(ア) 河川改良復旧事前工事（「佐敷川の河川内に堆積した土砂」の掘削工事）

令和2年7月豪雨時に、管内の河川内に土砂が堆積する箇所が生じ、これらの土砂を出水期前に除去することが喫緊の課題となった。この掘削工事は、単なる土砂の除去ではなく、河川改良復旧（災害復旧助成事業）に先立つ河川掘削でもある。約630mの区間を担当し、本掘削工事についても、無事に発注した。



県南広域本部 芦北地域振興局



芦北地域振興局と派遣時の住宅は佐敷川沿いに位置し、浸水範囲に含まれている。
職場と住宅は玄関がかさ上げされており床上浸水を免れたが、駐車場の車は多数が水没し全損した。
※図は熊本県 HP「令和2年7月豪雨被災状況【速報版】」(熊本県土木部監理課)より抜粋・加工。



河川内の土砂堆積状況 (佐敷川)



(イ) 災害復旧事業の工事発注と監督業務

損壊した一般県道 331 号線道路擁壁や舗装の原形復旧工事を行った。被災現場は、佐敷川本流が蛇行しながら支流と合流する地点に当たり、地下水位が高かったが、これはかつての水路敷を埋め立てて農地として利用していたため、豪雨で発生した大量の伏流水が行き場を失ったことに起因すると思われる。そのため、将来の被災防止の観点から、地下排水対策を行い復旧した。



一般県道 331 号古石天線国見地内（着手前）



一般県道 331 号古石天線国見地内（完了後）

派遣職員の声

- 芦北地域振興局では、被災直後、速やかに道路啓開や応急工事を実施し、被災した約 350 箇所の災害査定を年内に完了した。組織内や地元業者との緊密な連携をはじめ、令和2年5月の道路法改正後に全国で初めて適用した国による権限代行の活用、災害派遣チームの迅速・計画的な配置など、緊急時に対応するための日頃の準備がなされていたことが適切な査定完了につながったと改めて思った。今後、この貴重な経験を都の職務で生かしていきたい。
- 西日本を中心に多大な被害があった令和3年8月の大雨により、大型土のうで応急復旧していた県道の兼用護岸が再度崩落し、通行止めとなった。本復旧工事の施行中で衆議院が解散し、偶然にも選挙期日は交通開放の目標としていた10月末日となった。交通開放が間に合わない場合、住民は投票所まで山を隔てて迂回しなければならず、投票上の障害になるため重圧を感じた。
途中、軟弱地盤が判明するなど課題が生じたが、受注者や局内職員と連携し、選挙日前日に交通開放するに至った。住民への負担をなくすため、やりがいを持って臨むことができた。

東日本大震災における東京都復興支援の軌跡 ～風化させない 未来につなぐ～

登録番号（4）第 68 号

令和 5 年 3 月発行

編集発行 東京都総務局復興支援対策部
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03-5321-1111（都庁代表） 内線 24-186
03-5388-2328（ダイヤルイン）

印 刷 協友印刷株式会社
東京都新宿区東横町 10-3 市川製本所ビル 2F
電話 03-5948-7150



古紙パルプ配合率80%再生紙を使用

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



東京都